

# 城原川ダム事業の検証に係る検討

## 報告書（原案）案

平成 28 年 5 月

国土交通省 九州地方整備局

### 【注】

本報告書（原案）案は、城原川ダム事業の検証に係る検討にあたり、検討主体である九州地方整備局が「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に沿って検討している内容を示したものであり、後に国土交通本省に報告する「対応方針（案）」を作成する前の段階における九州地方整備局としての（原案）案に相当するものです。

国土交通本省は、九州地方整備局から「対応方針（案）」とその決定理由等の報告を受けた後、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の意見を聴き、対応方針を決定することになります。

# 城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（原案）案

## 目 次

1. 検討経緯	1-1
1.1 検証に係る検討手順	1-3
1.1.1 検証の方針	1-3
1.1.2 治水（洪水調節）	1-3
1.1.3 総合的な評価	1-4
1.1.4 費用対効果分析	1-4
1.2 情報公開、意見聴取等の進め方	1-5
1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場	1-5
1.2.2 パブリックコメント	1-7
1.2.3 意見聴取	1-7
1.2.4 事業評価	1-7
1.2.5 情報公開	1-7
2. 流域及び河川の概要	2-1
2.1 流域の地形・地質・土地利用等の状況	2-1
2.1.1 流域の概要	2-1
2.1.2 地形	2-3
2.1.3 地質	2-6
2.1.4 気候	2-8
2.1.5 流況	2-10
2.1.6 土地利用	2-12
2.1.7 人口と産業	2-14
2.1.8 自然環境	2-20
2.1.9 河川利用	2-26
2.2 治水と利水の歴史	2-30
2.2.1 治水事業の沿革	2-30
2.2.2 筑後川水系の過去の主な洪水	2-33
2.2.3 利水事業の沿革	2-43
2.2.4 過去の主な渇水	2-48
2.2.5 河川環境の沿革	2-52
2.3 城原川の現状と課題	2-53
2.3.1 治水の現状と課題	2-53
2.3.2 利水の現状と課題	2-59
2.3.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題	2-61
2.4 筑後川水系の現行の治水計画	2-66
2.4.1 筑後川水系河川整備基本方針（平成15年10月2日策定）の概要	2-66
2.4.2 筑後川水系河川整備計画【大臣管理区間】 (平成18年7月20日策定)の概要	2-67

<b>3. 検証対象ダムの概要</b>	<b>3-1</b>
3.1 城原川ダムの目的等(現計画：点検対象)	3-1
3.1.1 城原川ダムの目的	3-1
3.1.2 名称及び位置	3-1
3.1.3 ダムの諸元	3-1
3.1.4 建設に要する費用	3-1
3.1.5 工期	3-1
3.1.6 検証対象ダム	3-2
3.2 城原川ダムの目的等(今回点検)	3-4
3.2.1 城原川ダムの目的	3-4
3.2.2 名称及び位置	3-4
3.2.3 ダムの諸元	3-4
3.3 城原川ダム事業の経緯	3-5
3.3.1 予備調査	3-5
3.3.2 実施計画調査	3-5
3.3.3 建設事業	3-5
3.3.4 環境に関する手続き	3-6
3.4 城原川ダム事業の現在の進捗状況	3-7
3.4.1 予算執行状況	3-7
3.4.2 用地取得及び家屋移転	3-7
3.4.3 付替道路整備	3-7
3.4.4 工事用道路整備	3-7
3.4.5 ダム本体及び関連工事	3-7
<b>4. 城原川ダム検証に係る検討の内容</b>	<b>4-1</b>
4.1 検証対象ダム事業等の点検	4-1
4.1.1 総事業費及び工期	4-1
4.1.2 堆砂計画	4-4
4.1.3 過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ	4-6
4.2 洪水調節の観点からの検討	4-7
4.2.1 城原川ダム検証における目標流量	4-7
4.2.2 複数の治水対策案（城原川ダムを含む案）	4-8
4.2.3 複数の治水対策案の立案（城原川ダムを含まない案）	4-10
4.2.3.1 治水対策案の基本的な考え方	4-10
4.2.3.2 複数の治水対策案の立案	4-36
4.2.4 概略評価による治水対策案の抽出	4-70
4.2.5 パブリックコメントを踏まえた治水対策案の立案及び抽出	4-72
4.2.6 治水対策案の評価軸ごとの評価	4-79
4.3 目的別の総合評価	4-88
4.3.1 目的別の総合評価（洪水調節）	4-88

4.4 検証対象ダムの総合的な評価	4-94
<b>5. 費用対効果の検討</b>	<b>5-1</b>
5.1 洪水調節に関する便益の検討	5-1
5.2 城原川ダムの費用対効果分析	5-3
<b>6. 関係者の意見等</b>	<b>6-1</b>
6.1 関係地方公共団体からなる検討の場	6-1
6.2 パブリックコメント	6-7
6.2.1 意見募集の概要	6-7
6.2.2 意見募集結果の概要	6-7
6.3 意見聴取	6-15
6.3.1 学識経験を有する者からの意見聴取	6-15
6.3.2 関係住民からの意見聴取	6-25
6.3.3 関係地方公共団体の長からの意見聴取	6-33
6.3.4 事業評価監視委員会からの意見聴取	6-33
<b>7. 対応方針（原案）</b>	<b>7-1</b>
<b>巻末資料</b>	<b>巻末-1</b>

## 1. 検討経緯

城原川ダム事業については、平成 22 年 9 月 28 日に国土交通大臣から九州地方整備局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付けで検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

九州地方整備局では、検証要領細目に基づき、城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）を平成 22 年 12 月 21 日に設置し、検討を進めるに当たっては、検討の場を公開で開催するなど、検討の場の進め方に関する事項を定めた。その後、表 1.2-2 に示すとおり計 3 回の検討の場を開催し、城原川ダム事業の目的である洪水調節について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行った。

この間、平成 27 年 5 月 19 日から 6 月 17 日まで、「提示した治水対策案以外の具体的対策案の提案」及び「複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象としたパブリックコメントを行った。

そして、これまでの検討結果をとりまとめた「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「本報告書（素案）」という。）を作成し、平成 28 年 1 月 25 日から平成 28 年 2 月 23 日までの間に電子メール等による意見募集を行い、平成 28 年 2 月 15 日には、学識経験を有する者から意見聴取を行った。また、平成 28 年 2 月 21 日と平成 28 年 2 月 22 日の 2 日間、佐賀県内の 2 会場において関係住民の意見聴取を行った。

これらを踏まえ、「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「本報告書（原案）案」という。）を作成したところである。

なお、城原川ダム事業の検証に係る検討フローを図 1-1 に示す。

検証対象ダム事業等の点検

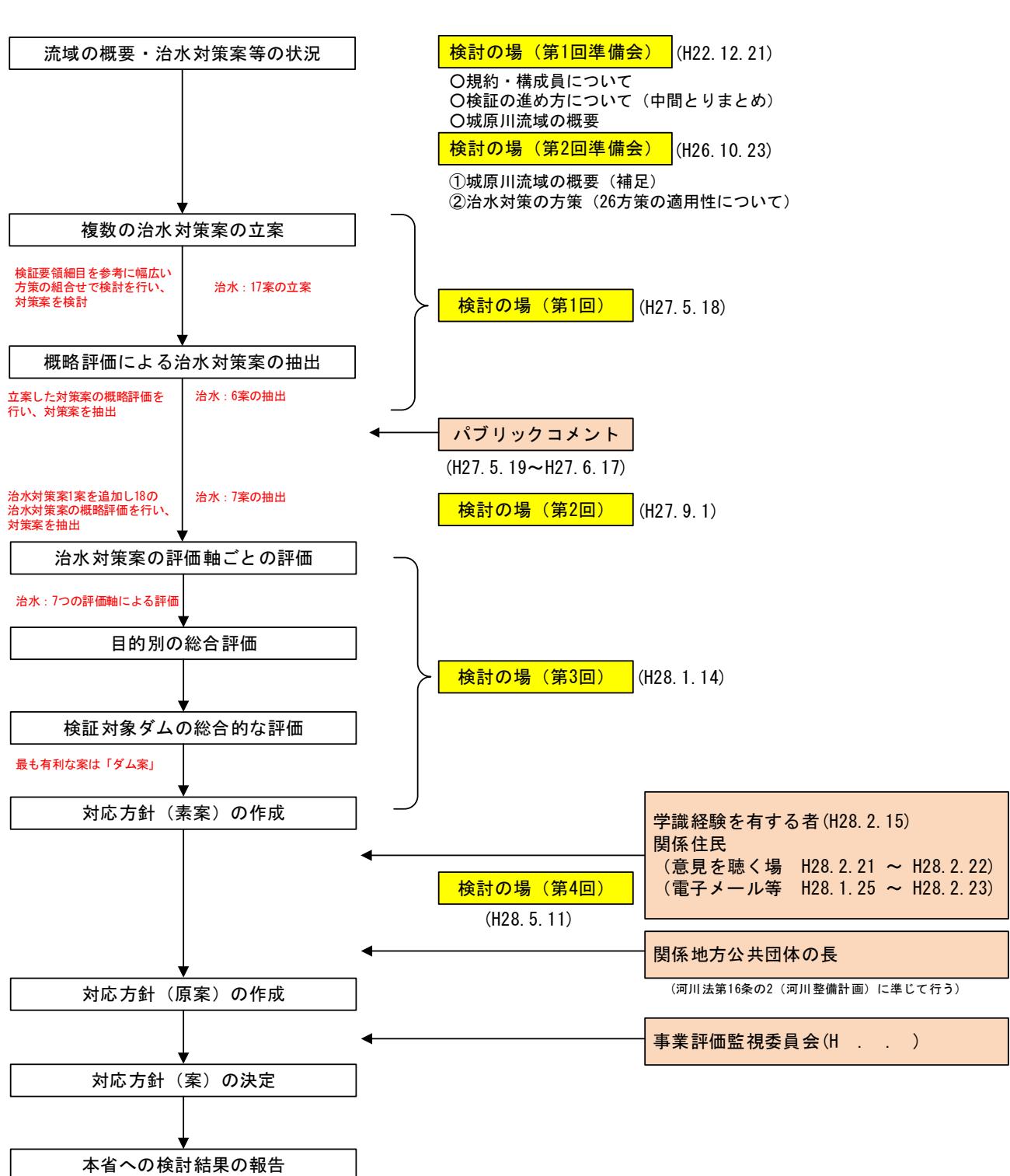


図 1-1 城原川ダム事業の検証に係る検討フロー図

## 1.1 検証に係る検討手順

城原川ダム事業の検証に係る検討（以下「城原川ダム検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダムの概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、「事業の投資効果」に関して、費用対効果分析を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については2.に、検証対象ダムの概要の整理結果については3.に示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について、点検を行った。その結果は4.1に示すとおりである。

城原川ダム検証では、「事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」から、「複数の治水対策案の立案」、「概略評価による治水対策案の抽出」、「治水対策案の評価軸ごとの評価」、「目的別の総合評価の検討」を行い、最終的に「検証対象ダムの総合的な評価」を行った。

これらの検討経緯の概要は以下のとおりである。

### 1.1.1 検証の方針

城原川ダムは、筑後川水系河川整備計画（以下、「河川整備計画」という。）において、洪水対策に必要な施設として位置づけているが、不特定容量（河川の維持用水等）の確保の必要性については、調査・検討することとしている。

のことから城原川における水利用については、従前より様々な検討がなされてきたところであるが、関係行政機関からなる「城原川の整備と水利用に関する検討会（以下、「検討会」という。）」において、沿川の取水施設の改善や水路の再編等による水利用の合理化を図ることで、城原川の水に不足は生じないことを確認できたため、城原川ダムにおける「不特定容量の確保の必要性」はないと判断している。

よって、城原川ダムは、洪水調節のみを目的とした流水型ダムとして検証を行う。

なお、検討会の結果を踏まえ、現在「城原川利水調整協議会」において、関係者の合意形成を図りながら、これら合理化に向けた検討が継続的に進められている。

### 1.1.2 治水（洪水調節）

検証要領細目第4に基づき、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価（洪水調節）を行った。

#### (1) 複数の治水対策案の立案

複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の治水対策案の1つは城原川ダムを含む案とし、その他に城原川ダ

ムを含まない方法による 16 案、計 17 案の治水対策案を立案した。

その結果等は 4.2.1～4.2.3 に示すとおりである。

#### (2) 概略評価による治水対策案の抽出

城原川ダムを含まない 16 案の治水対策案について概略評価を行い、城原川ダムを含む 6 案の治水対策案の抽出を行った。その結果等は 4.2.4 に示すとおりである。

#### (3) パブリックコメントを踏まえた治水対策案の立案及び抽出

パブリックコメントの意見を踏まえ、治水対策案 1 案を追加で立案し、城原川ダムを含まない 17 案の治水対策案について概略評価を行い、城原川ダムを含む 7 案の治水対策案の抽出を行った。その結果等は 4.2.5 に示すとおりである。

#### (4) 治水対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した 7 案の治水対策案について、7 つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。その結果等は 4.2.6 及び 4.3 に示すとおりである。

#### 1.1.3 総合的な評価

目的別の検討を踏まえて、城原川ダム事業に関する総合的な評価を行った。総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は 4.4 に示すとおりである。

#### 1.1.4 費用対効果分析

費用対効果分析について、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき算定を行った。その結果等は 5. に示すとおりである。

## 1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

### 1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

城原川ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、平成 22 年 12 月 21 日に準備会を開催したうえで検討の場を設置し、平成 28 年 5 月 11 日までに準備会を 2 回、検討の場を 4 回開催した。その結果等は 6.1 に示すとおりである。検討の場の構成を表 1.2-1 に、検討の場の実施経緯を表 1.2-2 に示す。

表 1.2-1 検討の場の構成

	所属等
構成員	佐賀県知事 佐賀市長 かんざき 神埼市長
検討主体	九州地方整備局長

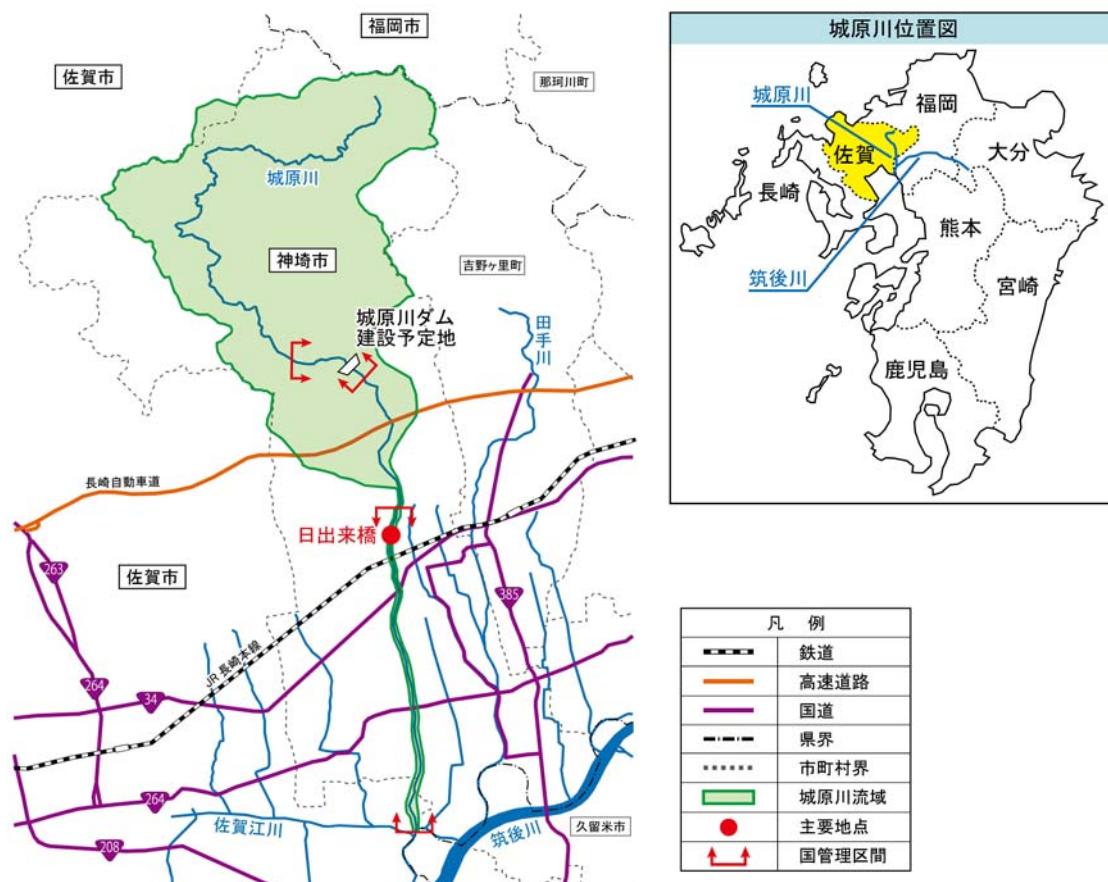


図 1.2-1 城原川流域図

表 1.2-2 検討の場の実施経緯

(平成 28 年 5 月 11 日現在)

月 日	実 施 内 容	
平成 22 年 9 月 28 日	ダム事業の検証に 係る検討指示	国土交通大臣から九州地方整備局長に指示
平成 22 年 12 月 21 日	検討の場 (準備会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■規約・構成員等について</li> <li>・「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」</li> <li>■「今後の治水対策案のあり方について 中間とりまとめ」について</li> <li>■城原川流域の概要について</li> <li>■検証に係る検討の進め方について</li> </ul>
平成 26 年 10 月 23 日	検討の場 (第 2 回準備会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■城原川流域の概要（補足）について</li> <li>■ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の治水対策の方策について</li> </ul>
平成 27 年 5 月 18 日	検討の場（第 1 回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■検証の方針について</li> <li>■治水対策案の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の治水対策案の立案について</li> <li>・概略評価による治水対策案の抽出</li> </ul> </li> <li>■パブリックコメントの募集について <ul style="list-style-type: none"> <li>・「提示した複数の対策案以外の具体的な対策案の提案」「複数の対策案に係る概略評価及び抽出」を対象</li> </ul> </li> </ul>
平成 27 年 9 月 1 日	検討の場（第 2 回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■城原川ダム事業等の点検 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総事業費、工期、堆砂計画の点検</li> <li>・計画案の前提となるデータ等の点検</li> </ul> </li> <li>■パブリックコメントの結果について <ul style="list-style-type: none"> <li>・「提示した複数の対策案以外の具体的な対策案の提案」「複数の対策案に係る概略評価及び抽出」等についての意見を紹介</li> <li>・パブリックコメントに対する検討主体の考え方を説明</li> </ul> </li> </ul>
平成 28 年 1 月 14 日	検討の場（第 3 回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■治水対策案の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・治水対策案を評価軸ごとに評価、総合評価（案）</li> </ul> </li> <li>■検討対象ダムの総合的な評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>・城原川ダム事業の総合的な評価</li> </ul> </li> <li>■意見聴取等の進め方</li> <li>■「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）案」について</li> </ul>
平成 28 年 5 月 11 日	検討の場（第 4 回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学識経験を有する者からのご意見と検討主体の考え方</li> <li>■関係住民からのご意見と検討主体の考え方</li> <li>■「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（原案）案」について</li> </ul>

### **1.2.2 パブリックコメント**

検討の過程においては、主要な段階でパブリックコメントを実施することとしており、平成27年5月19日から平成27年6月17日の30日間で「提示した複数の治水対策案以外の具体的対策案の提案」及び「複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象としたパブリックコメントを行い、36件のご意見を頂いた。その結果を6.2に示す。

### **1.2.3 意見聴取**

「本報告書（素案）」を作成した段階で、河川法第16条の2に準じて、学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施した。その結果は6.3に示すとおりである。

今後、関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その経緯について記述する予定。

### **1.2.4 事業評価**

今後、城原川ダム事業の対応方針（原案）について、九州地方整備局事業評価監視委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）に対して意見聴取を行い、その経緯について記述する予定。

### **1.2.5 情報公開**

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・検討の場、パブリックコメント及び意見聴取の実施について、事前に報道機関に記者発表するとともに、九州地方整備局のホームページで公表した。
- ・検討の場は、原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を九州地方整備局のホームページで公表した。

## 2. 流域及び河川の概要

### 2.1 流域の地形・地質・土地利用等の状況

#### 2.1.1 流域の概要

##### (1) 筑後川

筑後川は、その源を熊本県阿蘇郡の瀬の本高原に発し、高峻な山岳地帯を流下して、日田市において、くじゅう山地から流れ下る玖珠川を合わせ典型的な山間盆地を流下し、その後、夜明峡谷を過ぎ、小石原川、佐田川、巨瀬川及び宝満川等多くの支川を合わせながら、肥沃な筑紫平野を貫流し、さらに、早津江川を分派して有明海に注ぐ、幹川流路延長<sup>※1</sup> 143 km、流域面積 2,860km<sup>2</sup> の九州最大の一級河川である。

検証の対象となっている城原川ダムは、筑後川下流の右支川である城原川の上流に位置している。

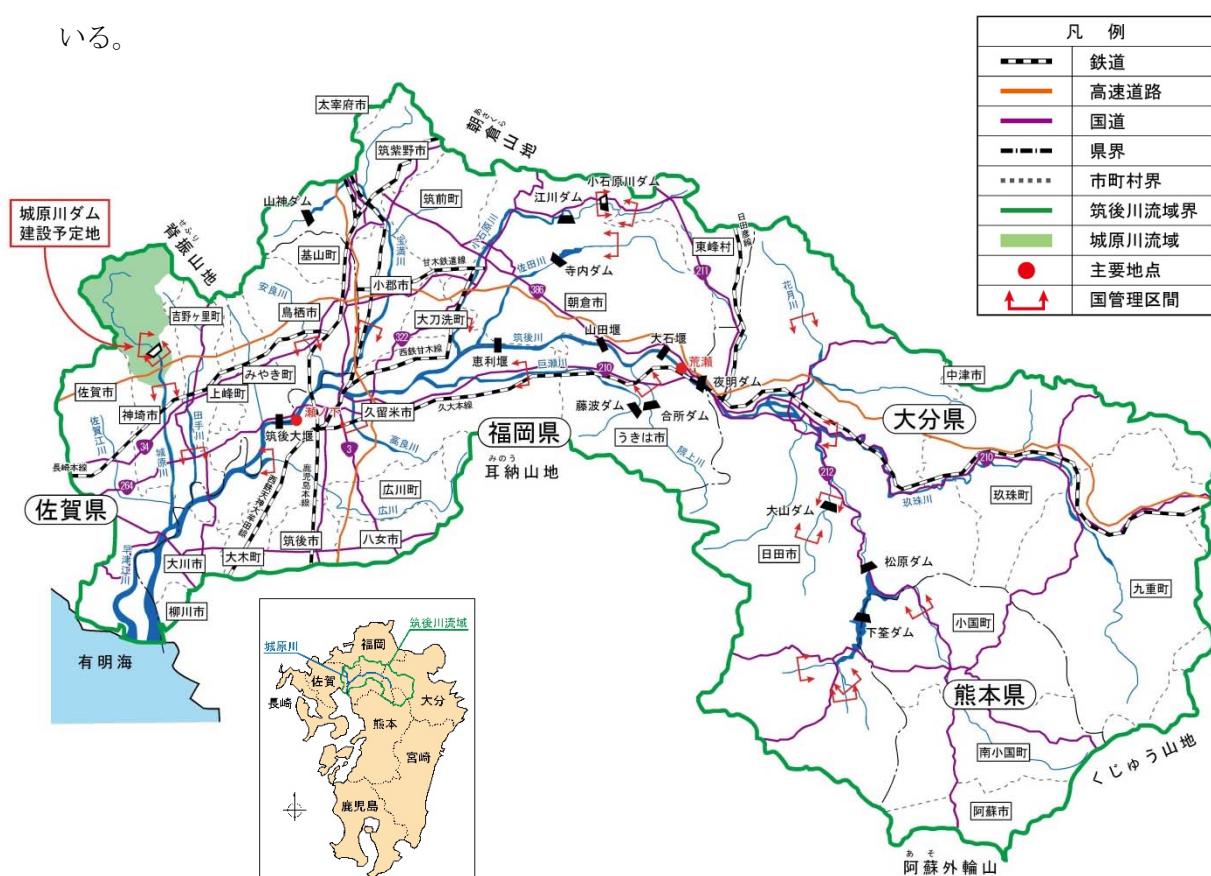


図 2.1-1 筑後川流域図

筑後川の流域は、熊本県、大分県、福岡県及び佐賀県の4県にまたがり、上流域には日田市、中流域には久留米市及び鳥栖市、下流域には大川市及び佐賀市等の主要都市があり、流域内人口<sup>※2</sup>は約111万人を数える。筑後川流域の土地利用<sup>※2</sup>は、山林が約56%、水田や果樹園等の農地が約20%、宅地等市街地が約24%となっている。筑後川は、九州北部における社会、経済及び文化活動の基盤をなすとともに、古くから人々の生活及び文化と深い結びつきを持っている。

※1 幹川流路延長とは、筑後川本川の源流から河口までの長さを言う。

※2 流域内人口及び土地利用の各数値は、第9回河川現況調査<調査基準年平成17年>より

## (2) 城原川

城原川は、その源を佐賀県神埼市（旧神埼郡脊振村）の脊振山に発し、途中支川を合わせながら山間部を流下し、仁比山付近より扇状地形を形成して平野部の神埼市の市街地を南下し、筑後川右支川の佐賀江川の2.0 km地点に合流している。

その流域は、佐賀市、神埼市（旧脊振村、旧神埼町、旧千代田町）の行政区域内にあって、幹川流路延長31.9 km、流域面積64.4 km<sup>2</sup>の河川である。このうち、佐賀江川との合流点より9.1kmまでの区間を国土交通省が、それより上流の区間を佐賀県が管理している。流域の土地利用<sup>※1</sup>は約61%が山地、約39%が平野となっており、流域内には約1万人の人々が生活している。

また、城原川は佐賀県神埼市の仁比山付近から南に扇状地<sup>※2</sup>が発達するとともに天井河川<sup>※3</sup>となり、かつてはいくつかの流れに分かれて氾濫を繰り返したとされている。

※1 土地利用の各数値は、第9回河川現況調査<調査基準年平成17年>より

※2 扇状地とは、河川が山地から平野に移り、流れがゆるやかになる所に土砂などの堆積物が積もつてできる扇形の地形のこと。

※3 天井河川とは、川底が、周辺の地面の高さよりも高い位置にある川のこと。

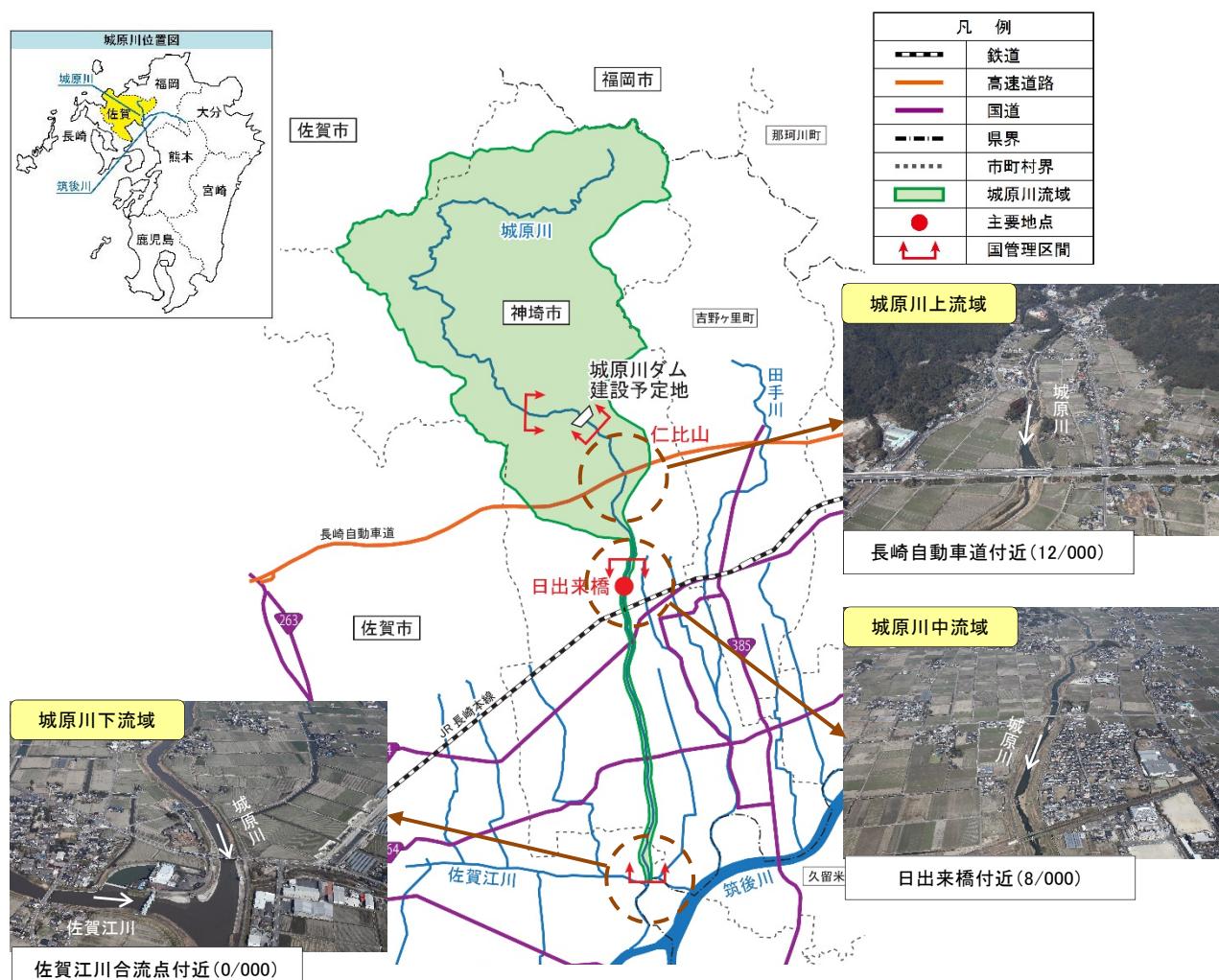


図2.1-2 城原川流域図

## 2.1.2 地形

### (1) 筑後川

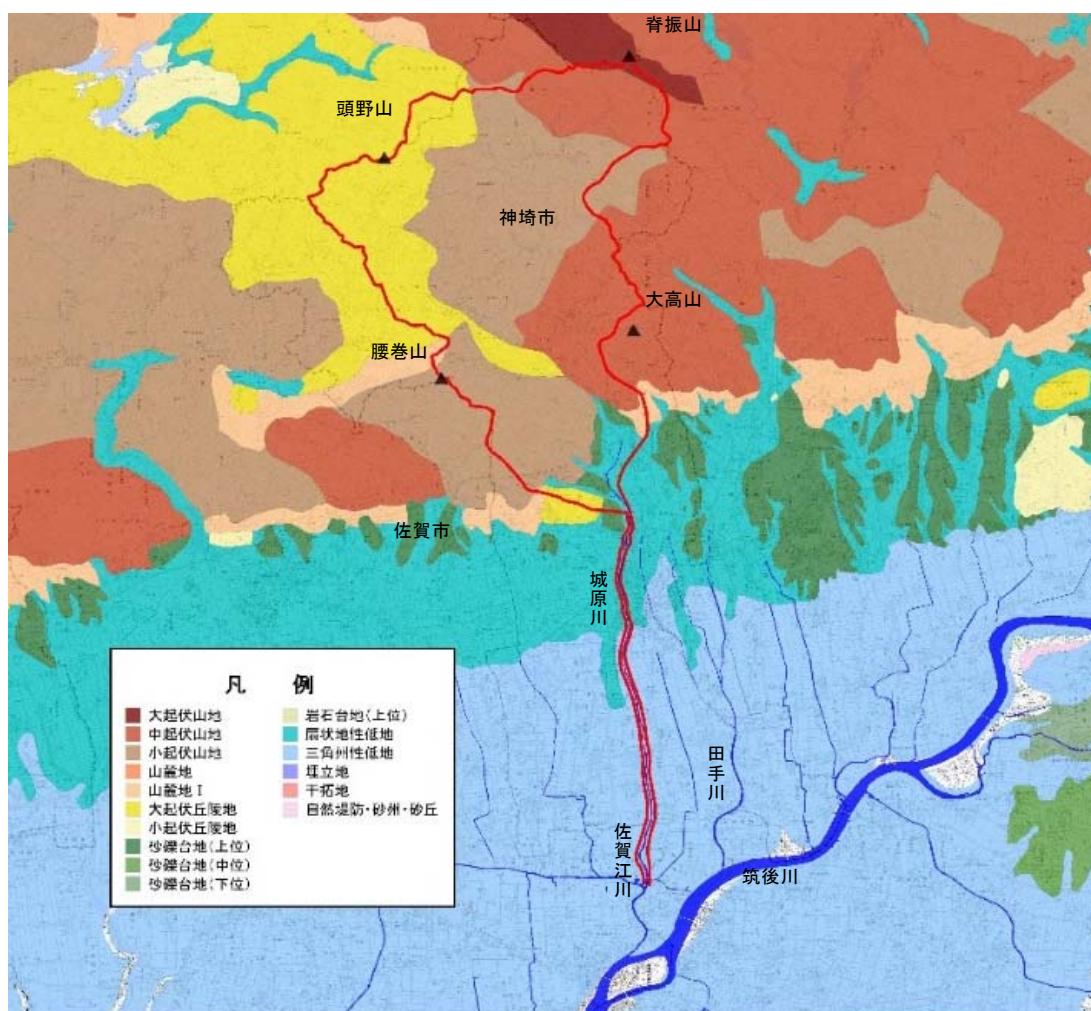
筑後川源流地域の地形は、火山噴出物と溶岩でできた山地で、そこには火山性の高原と玖珠盆地、日田盆地及び小国盆地が形成されている。中下流域は、北は朝倉山地及び脊振山地、南は耳納山地によって囲まれ、その間に沖積作用によってできた広大な筑紫平野が形成されている。さらに下流域は、最大干溝差が約 6mにおよぶ有明海の潮汐の影響を受け、この地方特有の軟弱な粘土層が厚く堆積し、藩政時代から現在に至るまで築造されてきた干拓地が広がっている。



図 2.1-3 筑後川の地形概要

## (2) 城原川

城原川は、佐賀県の東部に位置し、上流域が北縁を中起伏山地である脊振山、西縁を大起伏丘陵地である頭野山から腰巻山、東縁を中起伏山地である大高山に囲まれ、大部分は小起伏山地となっている。中流域は、扇状地性低地が発達し、緩い傾斜地となっている。下流域は、三角洲性低地となっている。



出典：土地分類基本調査（国土交通省 国土政策局 国土情報課 國土調査）  
 この地図は、國土調査による 1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）  
 「佐賀」佐賀県（1966）、「脊振山」佐賀県（1978）を使用し作成（複製）したもの

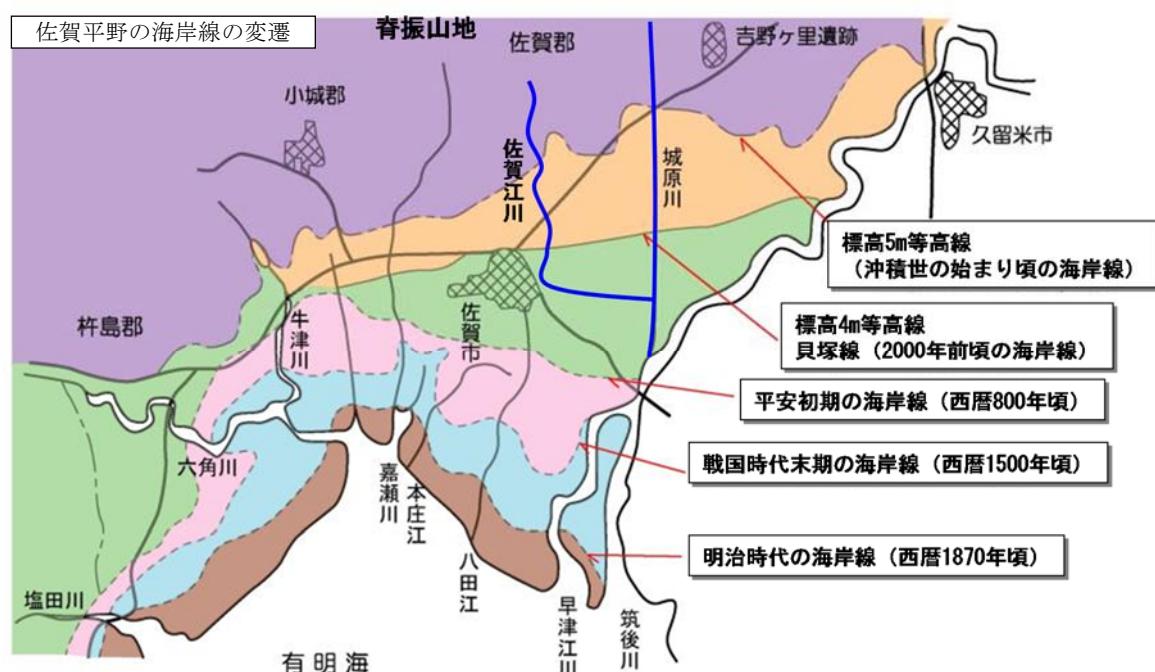
図 2.1-4 城原川流域の地形状況

また、城原川の下流は有明海と脊振山地に囲まれた海拔の低い平地であり、吉野ヶ里遺跡に代表されるように昔から稲作農耕により人々が生活を営んでいたと考えられている。古代の海岸線は現在よりも 10 数 km 脊振山地側にあり、城原川の下流はかつて江湖<sup>えいご</sup><sup>※1</sup>であったとされている。その後、有明海の干満によって溜まったガタ土<sup>※2</sup>や干拓工事<sup>※3</sup>などによって海岸線が南下し、現在の氾濫地形となっている。

\*1 江湖とは、干潟に水が流れて川の形で残ったもの。

\*2 ガタ土とは、潮の干満によって海から運ばれてきた細かい粒の土が堆積したもの。

※3 干拓工事とは、海を堤防で囲み、水を除いて陸地化する工事のこと。



※海岸線が徐々に前進し、低平地が広がる

出典：佐賀市史（第1巻）

この地図は、佐賀市史を使用し作成したもの

図 2.1-5 佐賀平野の海岸線の変遷

### 2.1.3 地質

(1) 筑後川

筑後川上流域の地質は、種々の溶岩や火山碎せつ物等が分布する極めて複雑な地質構成で、阿蘇溶岩によって代表される第四紀の広範囲な火山活動の跡をとどめている。また、火山の活動期及び休止期を通じて形成された、局所的な火山礫、火山灰、珪藻及び植物化石等を含む地層が見られる。

下流域は、山岳部の比較的古い地質時代に属する地層と、筑紫平野を構成する最も新しい地質時代の層から構成され、古い地層は福岡県側に分布する古生代変成岩と、佐賀県を主として分布する花崗岩類で、新しい地層は沖積平野縁辺の丘陵を形成する洪積世砂礫層と平野を形成する沖積層からなっている。

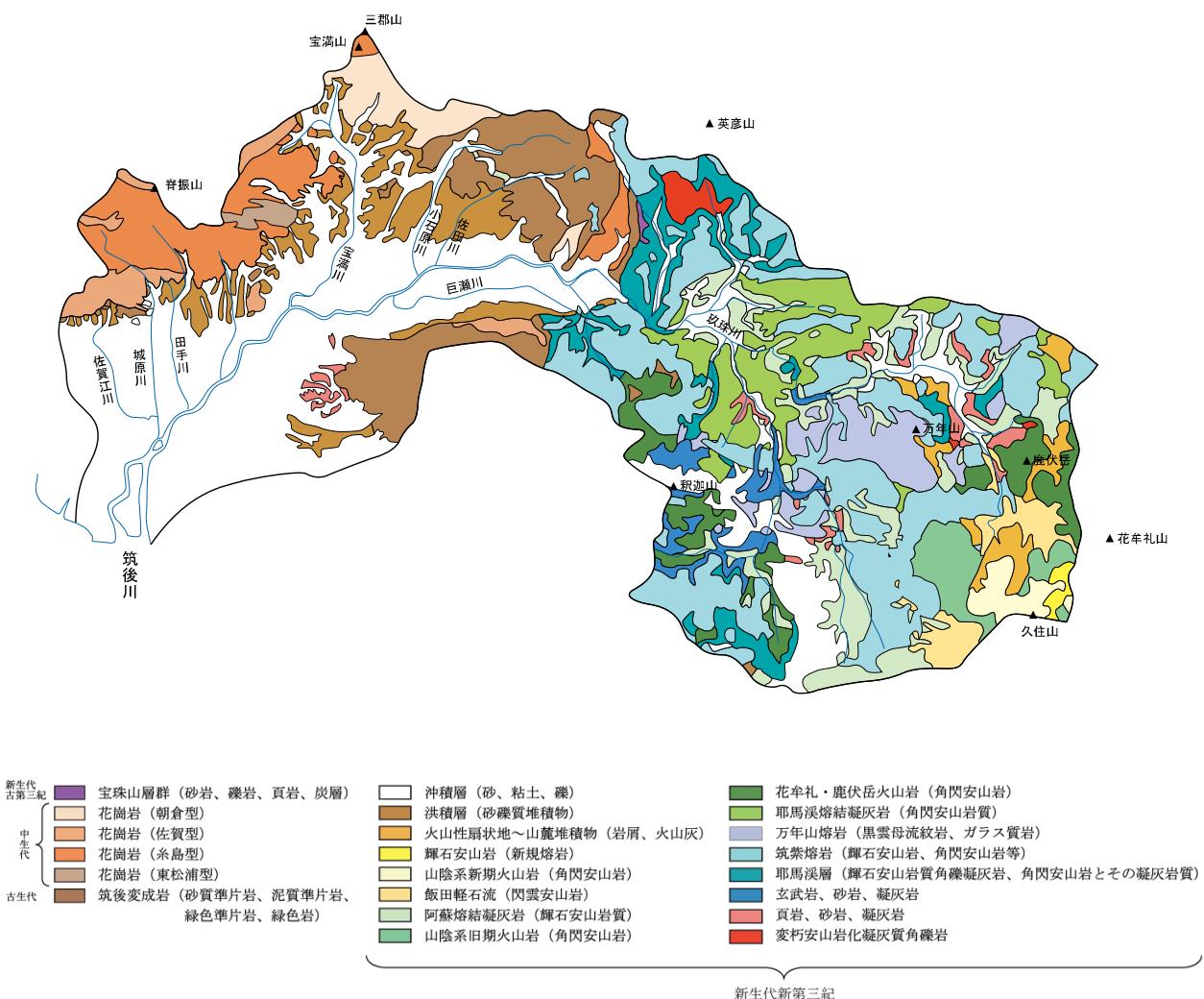


図 2.1-6 筑後川流域地質図

## (2) 城原川

城原川流域の地質は、脊振山地を構成する花崗岩（糸島型）が広く分布し、周縁は両雲母花崗岩類・黒雲母花崗岩類からなり、いずれも中生代後期白亜紀の貫入容体である。

中流域の両側には新生代第四紀の段丘堆積物が見られ、脊振山地縁辺に発達する花崗岩起源の砂礫を主体とするものとなっている。また、これらの段丘堆積物は、脊振山地の山裾に分布する花崗岩を発生源とした砂礫を主体に構成されたものと考えられる。

下流域は、沖積世の地質が厚く堆積し、新生代第四紀のもので、地下地質は、最上部の軟弱粘土層（いわゆる有明粘土層）とその下位の砂、泥互層（洪積層）とから構成されている。

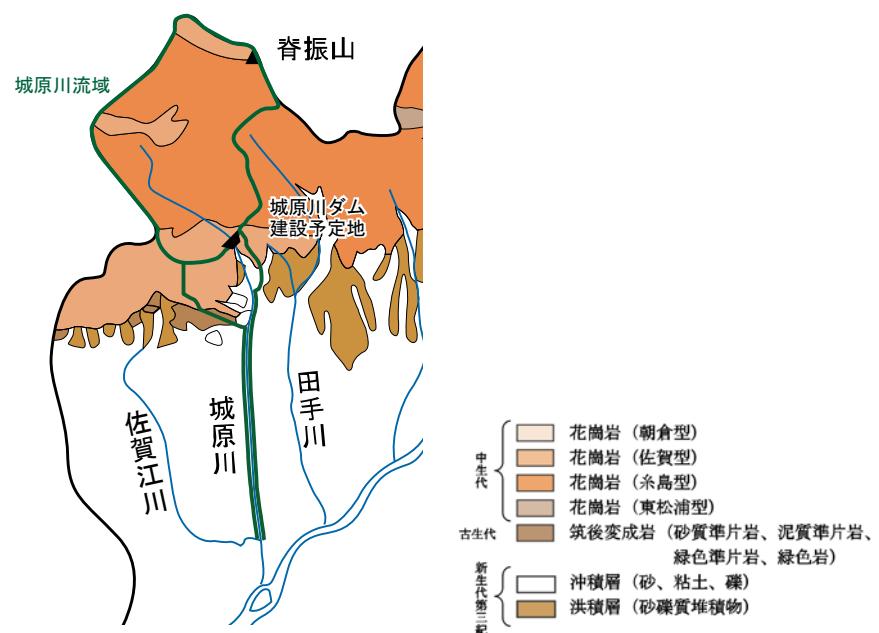
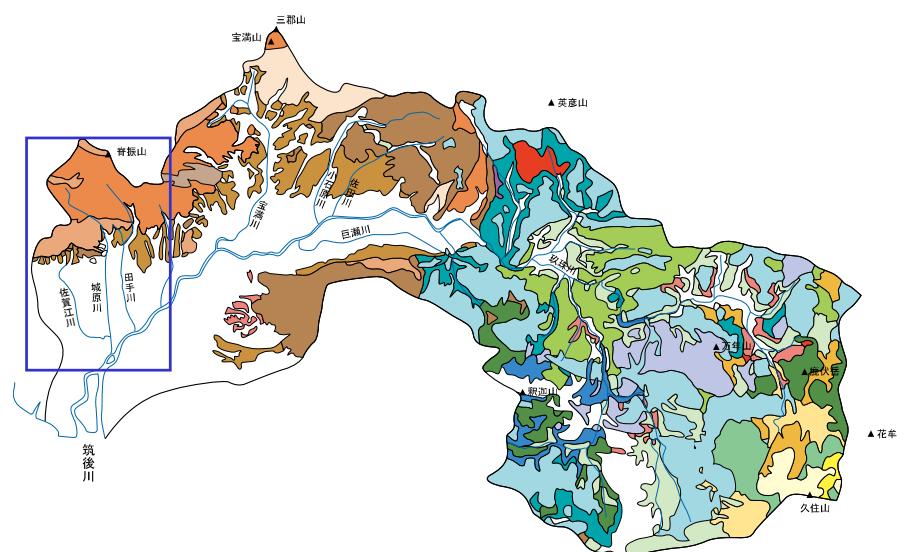


図 2.1-7 城原川流域の地質状況

## 2.1.4 気候

### (1) 筑後川

筑後川流域は、ほぼ西九州内陸型気候区にあり、夏は暑く冬は平地の割に寒く、昼夜の気温較差が大きいことが特徴である。年平均気温は15~16°C、流域平均年降水量は約2,120mm<sup>※1</sup>（全国の平均降水量1,560mm<sup>※2</sup>の約1.4倍）で、その約4割が6月から7月上旬にかけての梅雨期に集中し、台風の発生時期と合わせた6月から9月の4ヶ月間の降水量は年降水量の約6割を占める。なかでも、上流域は、多雨地帯となっており、年降水量が3,000mmを超えるところもある。流域の降雨特性として、支川玖珠川の上流域よりも筑後川本川の上流域の降水量が多く、中流域では北部の朝倉山地より南部の耳納山地の降水量が多い傾向にある。

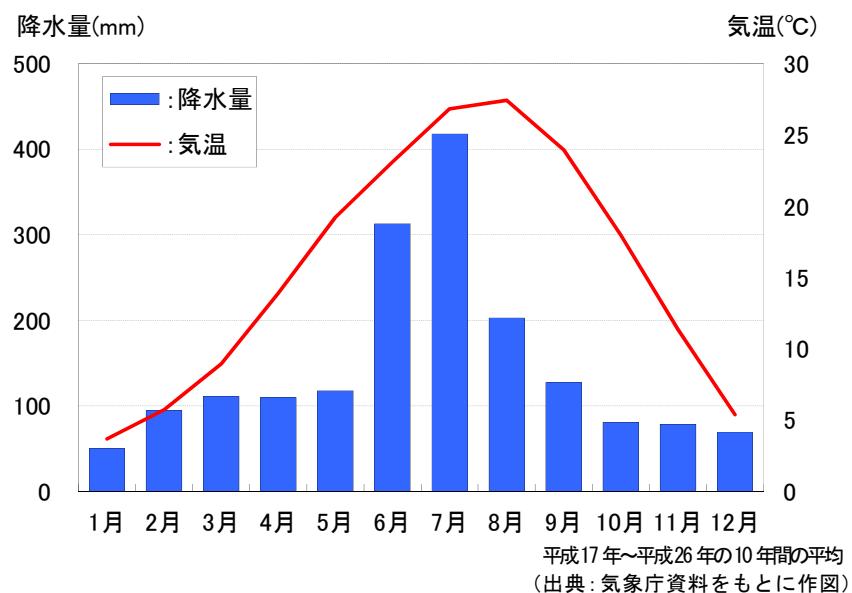


図 2.1-8 日田観測所（気象庁） 気温と降水量

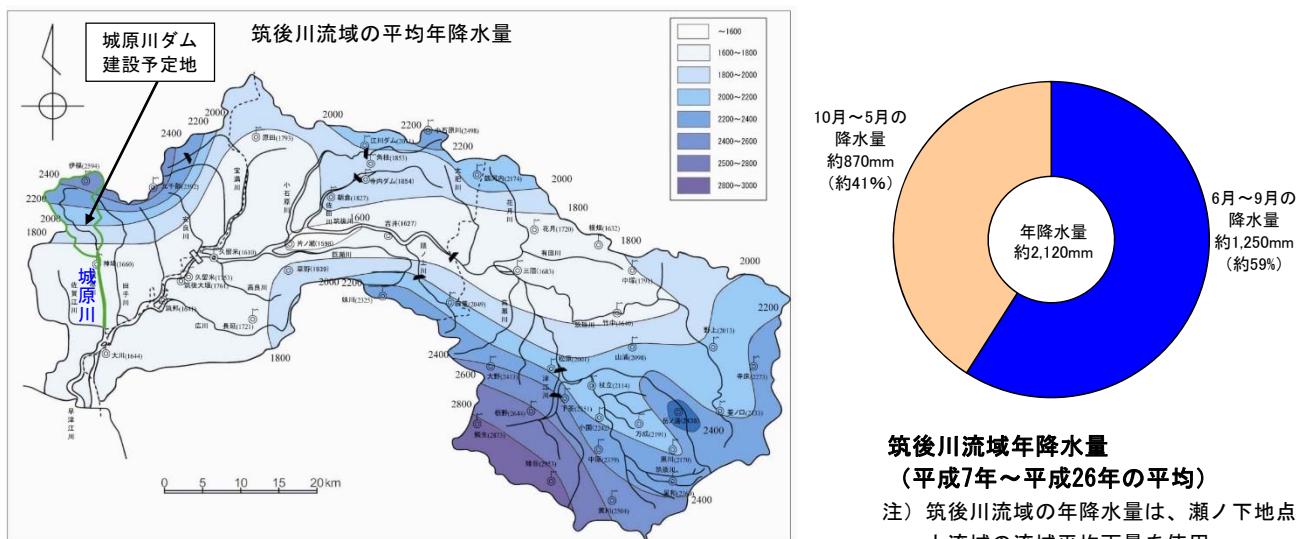


図 2.1-9 流域平均年降水量

※1. 瀬ノ下地点上流域の平成7年～平成26年の20年間の平均値

※2. 気象庁HP 全国(全国51地点の平均)の昭和56年～平成22年の平均値

## (2) 城原川

城原川流域の近傍に位置する佐賀地方気象台の年平均気温は約 17°C、平均年降水量は約 1,890 mm<sup>※1</sup>であり、6月から8月の3ヶ月間の降水量は、年降水量の5割を占める。

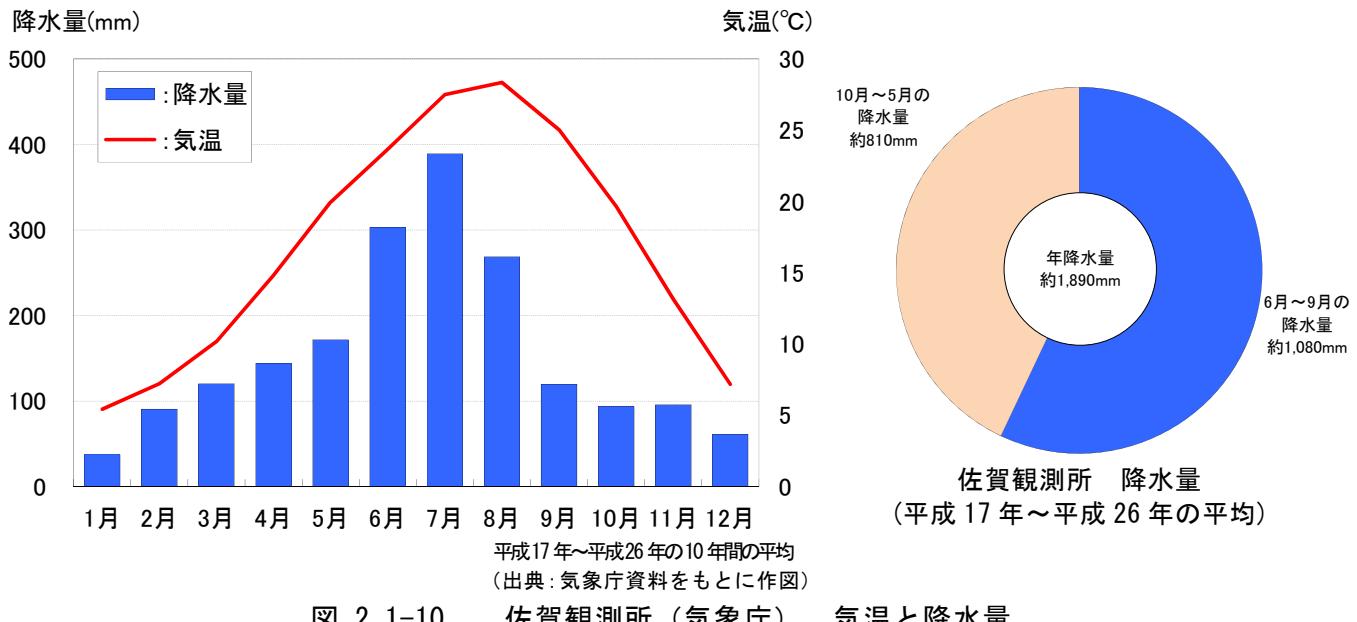


図 2.1-10 佐賀観測所（気象庁） 気温と降水量

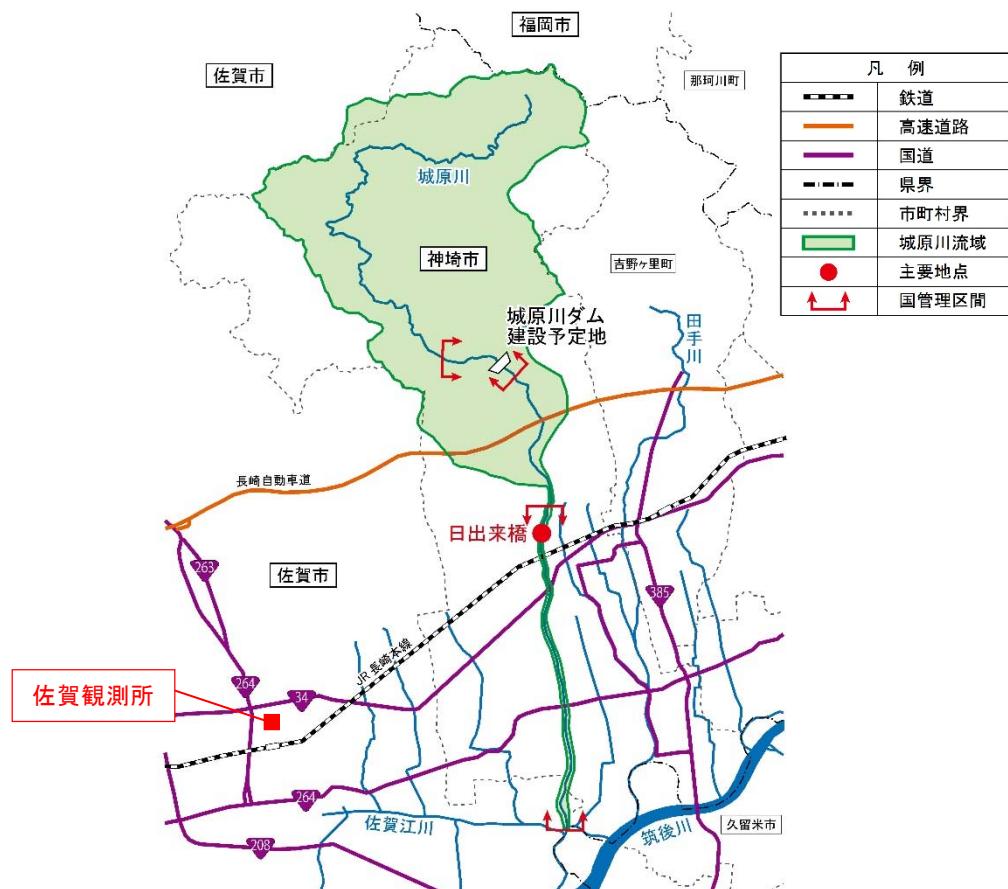


図 2.1-11 佐賀観測所位置図

※1. 平成 17 年から平成 26 年の 10 年間の平均値

## 2.1.5 流況

### (1) 筑後川

筑後川の瀬ノ下地点における過去 20 カ年の平均豊水流量は  $91.62\text{m}^3/\text{s}$ 、平均平水流量は  $59.42\text{m}^3/\text{s}$ 、平均低水流量は  $45.25\text{m}^3/\text{s}$ 、平均渴水流量は  $36.68\text{m}^3/\text{s}$ 、 $1/10$  渴水流量は  $24.53\text{m}^3/\text{s}$  となっている。

表 2.1-1 瀬ノ下地点（集水面積： $2,295\text{ km}^2$ ）実績流況

地点名	項目	豊水流量	平水流量	低水流量	渴水流量	$1/10$ 渴水流量 <sup>※2</sup>	最小流量	年平均流量	
瀬ノ下 (H6～H25)	流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )	平均 <sup>※1</sup>	91.62	59.42	45.25	36.68	24.53	29.19	111.58
		最大	140.96	89.69	54.53	45.55		40.12	161.24
		最小	55.85	42.60	30.39	17.44		11.89	53.26

※1 20 カ年の各年における豊水、平水、低水、渴水流量を平均した値

※2 20 カ年の各年の渴水流量のうち、2番目に小さい流量

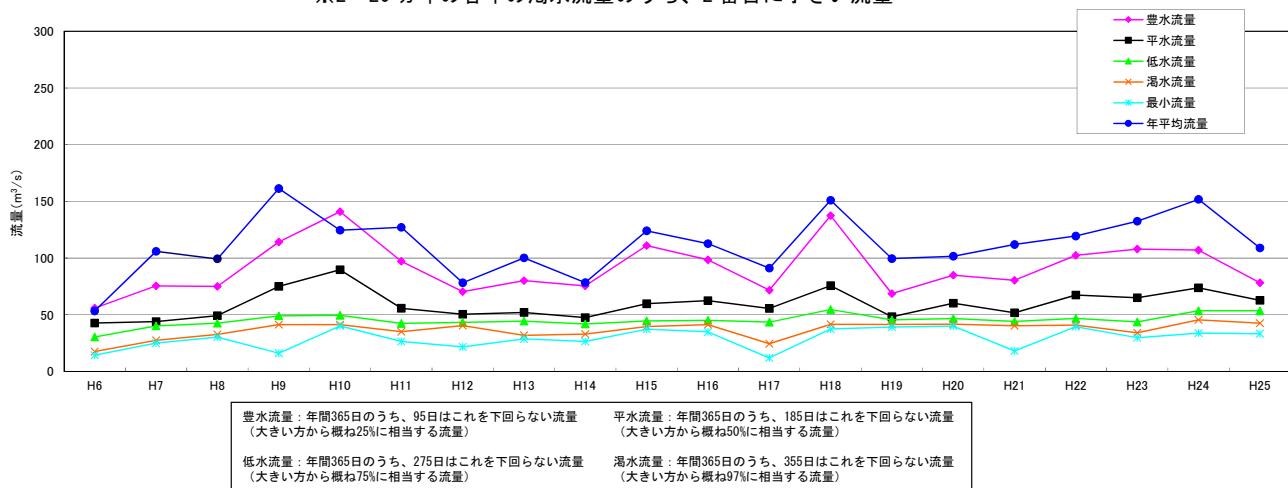


図 2.1-12 瀬ノ下地点流況の変化



図 2.1-13 瀬ノ下地点位置図

## (2) 城原川

城原川の基準点である日出来橋地点における過去 20 カ年の平均豊水流量は  $1.90\text{m}^3/\text{s}$ 、平均平水流量は  $0.94\text{m}^3/\text{s}$ 、平均低水流量は  $0.46\text{m}^3/\text{s}$ 、平均渴水流量は  $0.13\text{m}^3/\text{s}$ 、 $1/10$  渴水流量は  $0.00\text{m}^3/\text{s}$  となっている。

表 2.1-2 日出来橋地点（集水面積：49.3 km<sup>2</sup>）実績流況

地点名	項目	豊水流量	平水流量	低水流量	渴水流量	1/10渴水流量 <sup>※2</sup>	最小流量	年平均流量
日出来橋 (H6～H25)	平均 <sup>※1</sup>	1.90	0.94	0.46	0.13	0.00	0.05	1.94
	最大	3.30	1.66	1.06	0.35		0.24	3.53
	最小	0.91	0.41	0.19	0.00		0.00	0.80

※1 20 カ年の各年における豊水、平水、低水、渴水流量を平均した値

※2 20 カ年の各年の渴水流量のうち、2 番目に小さい流量

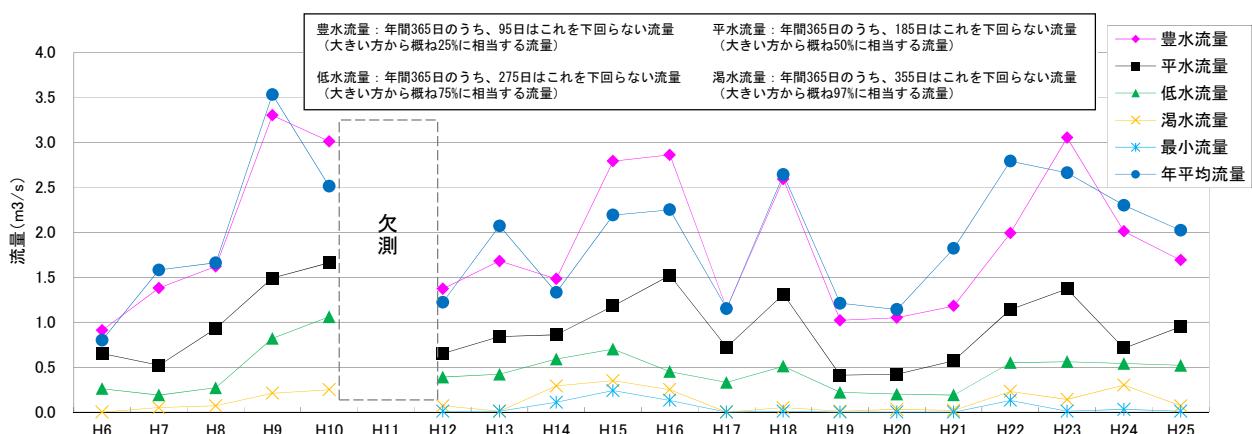


図 2.1-14 日出来橋地点流況の変化

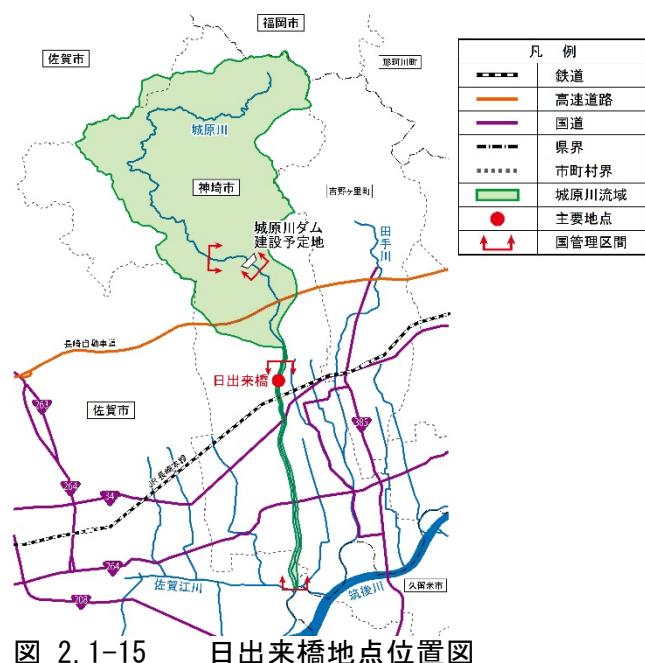


図 2.1-15 日出来橋地点位置図

## 2.1.6 土地利用

### (1) 筑後川

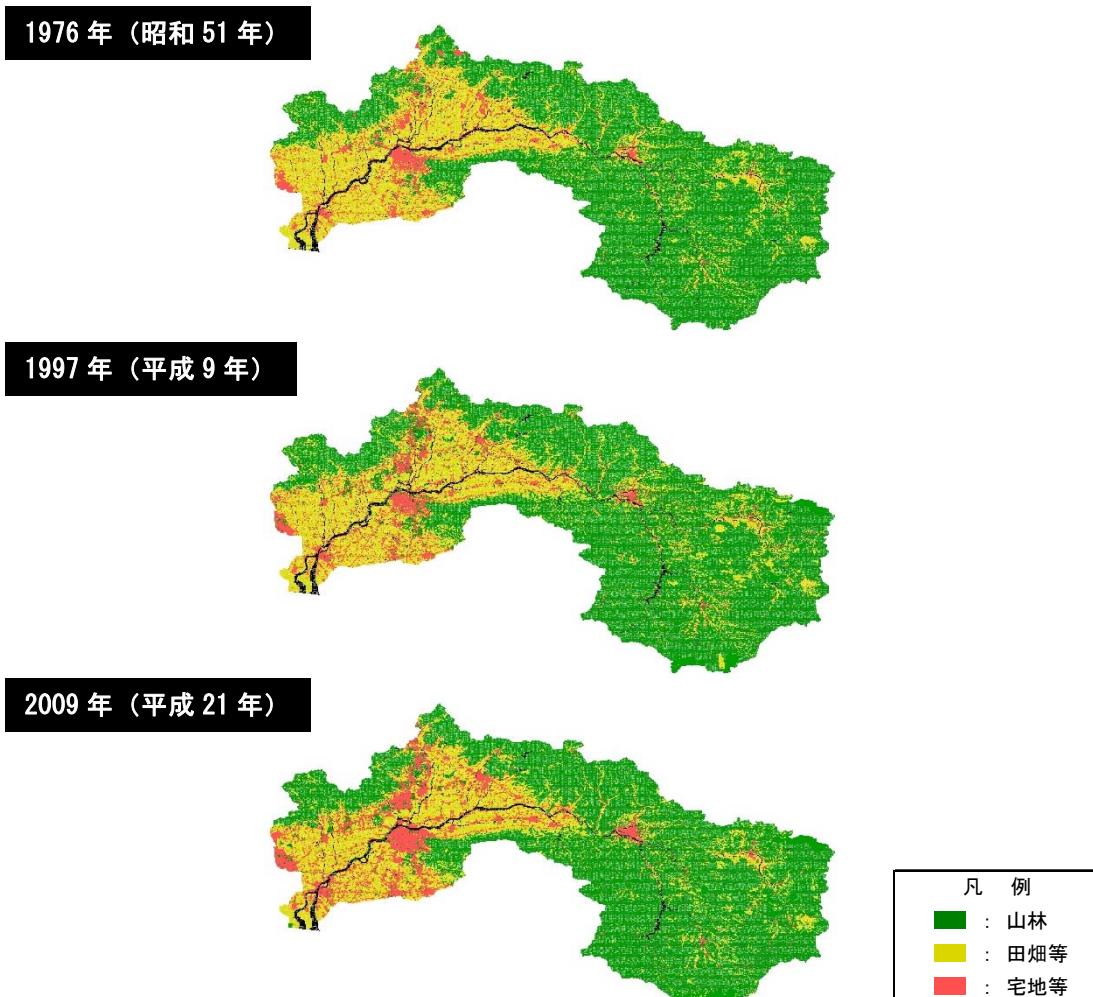
筑後川流域の土地利用は、山林が全体の約64%を占め、水田や畠・果樹園等の農地が約25%、宅地等市街地が約11%の割合となっている。

近年、久留米市、鳥栖市や日田市のほか、下流域北部の福岡都市圏に近い地区で、都市化・宅地化の進展が顕著になっている。

表 2.1-3 筑後川流域の土地利用の現況

項目	昭和51年		平成9年		平成21年	
	面積(km <sup>2</sup> )	割合	面積(km <sup>2</sup> )	割合	面積(km <sup>2</sup> )	割合
流域面積	2,860.0	-	2,860.0	-	2,860.0	-
山林	1,830.4	64%	1,801.8	63%	1,830.4	64%
田畠等	829.4	29%	800.8	28%	715.0	25%
宅地等	200.2	7%	257.4	9%	314.6	11%

※土地利用の各数値は、国土数値情報 土地利用細分メッシュによる。



（出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュをもとに作図）

図 2.1-16 筑後川流域土地利用現況図

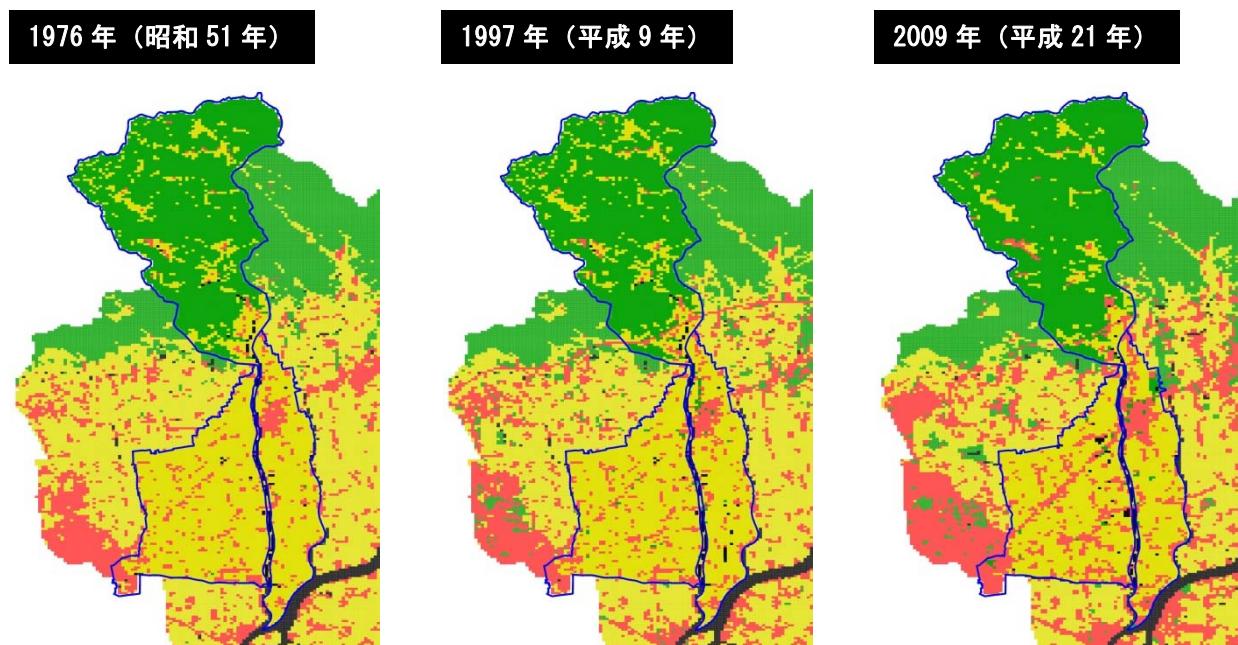
## (2) 城原川

城原川流域及び浸水想定区域内の土地利用は、山林が全体の約44%を占め、水田や畠・果樹園等の農地が約42%、宅地等市街地が約14%の割合となっている。

表 2.1-4 城原川流域及び浸水想定区域内の土地利用の現況

項目	昭和51年		平成9年		平成21年	
	面積(km <sup>2</sup> )	割合	面積(km <sup>2</sup> )	割合	面積(km <sup>2</sup> )	割合
流域及び浸水想定区域面積	95.4	-	95.4	-	95.4	-
山林	39.3	41%	39.2	41%	41.7	44%
田畠等	48.4	51%	46.7	49%	40.4	42%
宅地等	7.7	8%	9.5	10%	13.3	14%

※土地利用の各数値は、国土数値情報 土地利用細分メッシュによる。



(出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュをもとに作図)

図 2.1-17 城原川流域土地利用現況図

凡 例	
■	： 山林・原野
■	： 田・畠
■	： 宅地
■	： その他
—	： 城原川流域及び 浸水想定区域範囲

## 2.1.7 人口と産業

### (1) 人口

#### 1) 筑後川

筑後川流域の関係自治体は、日田市や久留米市をはじめ 18 市 12 町 1 村からなり、平成 17 年現在で流域内人口は約 111 万人、氾濫区域内人口は約 70 万人となっている。流域内人口は増加傾向となっている。

表 2.1-5 筑後川流域内人口の推移

	昭和45年 (人)	昭和50年 (人)	昭和55年 (人)	昭和60年 (人)	平成2年 (人)	平成7年 (人)	平成12年 (人)	平成17年 (人)	平成22年 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
流域内人口	912,926	978,427	1,037,010	1,078,966	1,064,048	1,090,777	1,108,033	1,109,925	-	388
想定はん濫区域内人口	540,212	554,186	668,170	705,089	705,615	690,012	698,474	696,489	-	1,067
福岡県人口	4,027,416	4,292,963	4,553,461	4,719,259	4,811,050	4,933,393	5,015,699	5,049,908	5,071,968	1,015
佐賀県人口	838,468	837,674	865,574	880,013	877,851	884,316	876,654	866,369	849,788	355
大分県人口	1,155,566	1,190,314	1,228,913	1,250,214	1,236,942	1,231,306	1,221,140	1,209,571	1,196,529	191
熊本県人口	1,700,229	1,715,273	1,790,327	1,837,747	1,840,326	1,859,793	1,859,344	1,842,233	1,817,426	249

※ 流域内人口及び想定氾濫区域内人口は「河川現況調査」、各県人口は「国勢調査」より  
人口密度は平成 17 年時点の数値を示す  
なお、昭和 45 年の欄にある流域内人口及び想定氾濫区域内人口は昭和 43 年の人口  
(出典：河川現況調査、国勢調査)

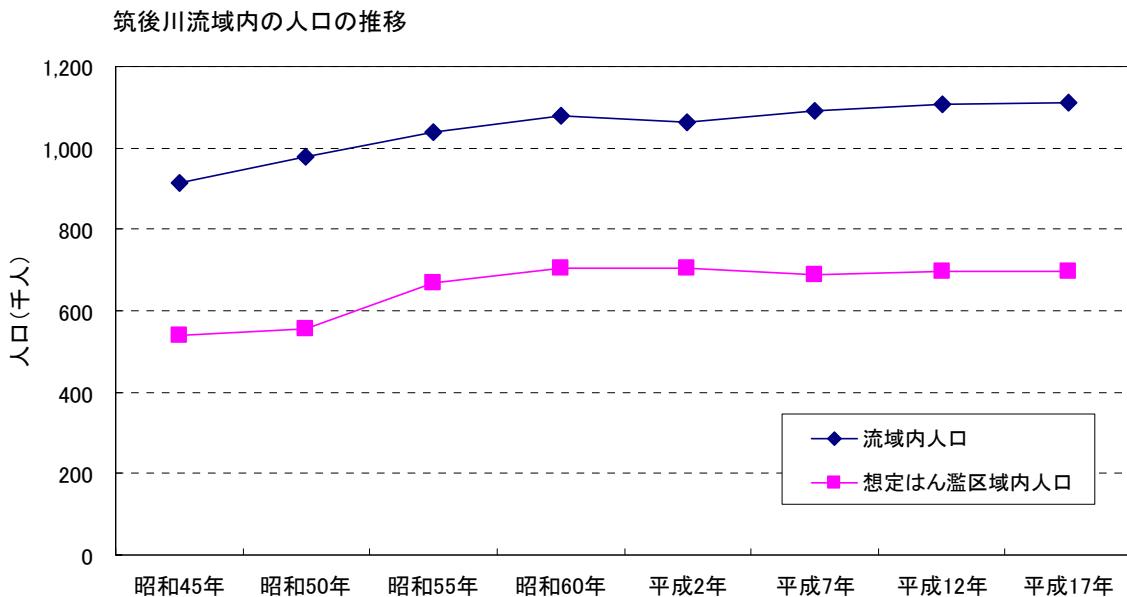


図 2.1-18 筑後川流域内人口の推移

## 2) 城原川

城原川流域の関係自治体は、佐賀市及び神埼市の2市からなり、平成22年現在で約27万人となっており、高度経済成長期から人口増加し、近年はほぼ横ばいとなっている。

佐賀市及び神埼市は佐賀県内の主要都市であり、県内の社会、経済活動等に大きな役割を果たす重要な地域である。

表 2.1-6 佐賀市及び神埼市における人口の推移

	昭和25年 (人)	昭和30年 (人)	昭和35年 (人)	昭和40年 (人)	昭和45年 (人)	昭和50年 (人)	昭和55年 (人)	昭和60年 (人)	平成2年 (人)	平成7年 (人)	平成12年 (人)	平成17年 (人)	平成22年 (人)
佐賀市	198,243	206,469	206,639	207,774	215,000	222,687	236,029	242,072	243,726	246,674	243,076	241,361	237,506
神埼市	39,181	37,122	34,745	33,382	31,895	31,080	31,815	32,339	32,502	33,049	33,648	33,537	32,899
合計	237,424	243,591	241,384	241,156	246,895	253,767	267,844	274,411	276,228	279,723	276,724	274,898	270,405

※ 平成17年以前の数値は、「佐賀市」は旧佐賀市、旧諸富町、旧大和町、旧富士町、旧三瀬村、  
旧川副町、旧東与賀町、及び旧久保田町の合計値、「神埼市」は旧神埼町、旧千代田町及び  
旧脊振村の合計値

(出典：国勢調査)

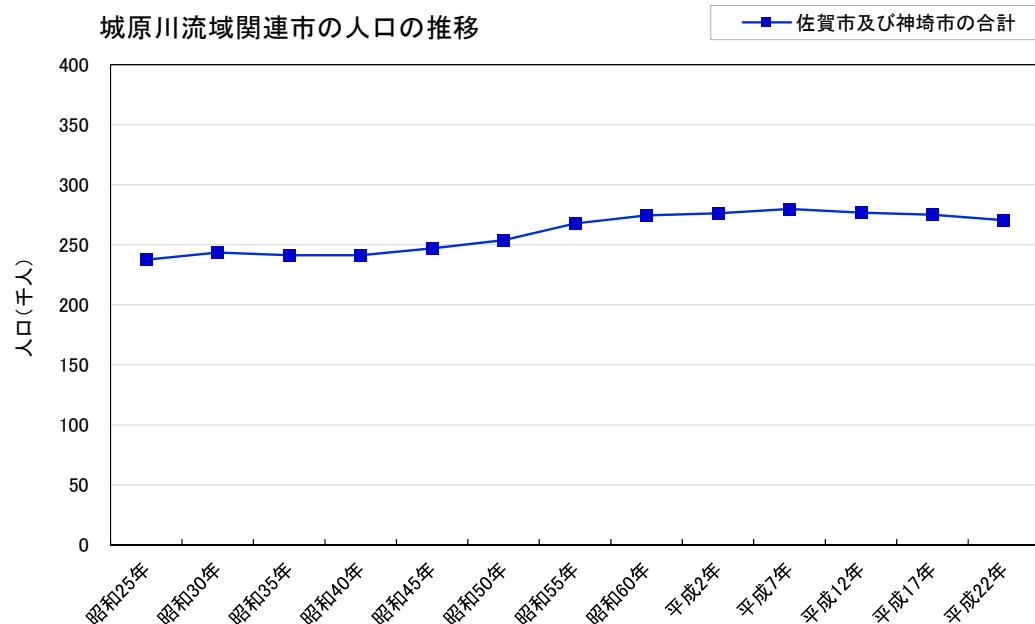


図 2.1-19 佐賀市及び神埼市における人口の推移

## (2) 産業

### 1) 筑後川

筑後川上流域の主な産業は、日田市及び小国町等を中心とした林業、各地の温泉を核とした観光産業である。黒川温泉、杖立温泉、日田温泉及び天ヶ瀬温泉等の有名な温泉地が川沿いに立地し、屋形船、観光鵜飼い、アユ釣り及び花火大会が開かれる等、筑後川が観光資源の一翼を担っている。中下流域では、広大な農地を高度に利用した農業が営まれ、耳納山地や朝倉山地では果樹栽培も盛んである。



写真 2.1-1 筑後川沿川の温泉（日田温泉）



写真 2.1-2 日田地域における林業

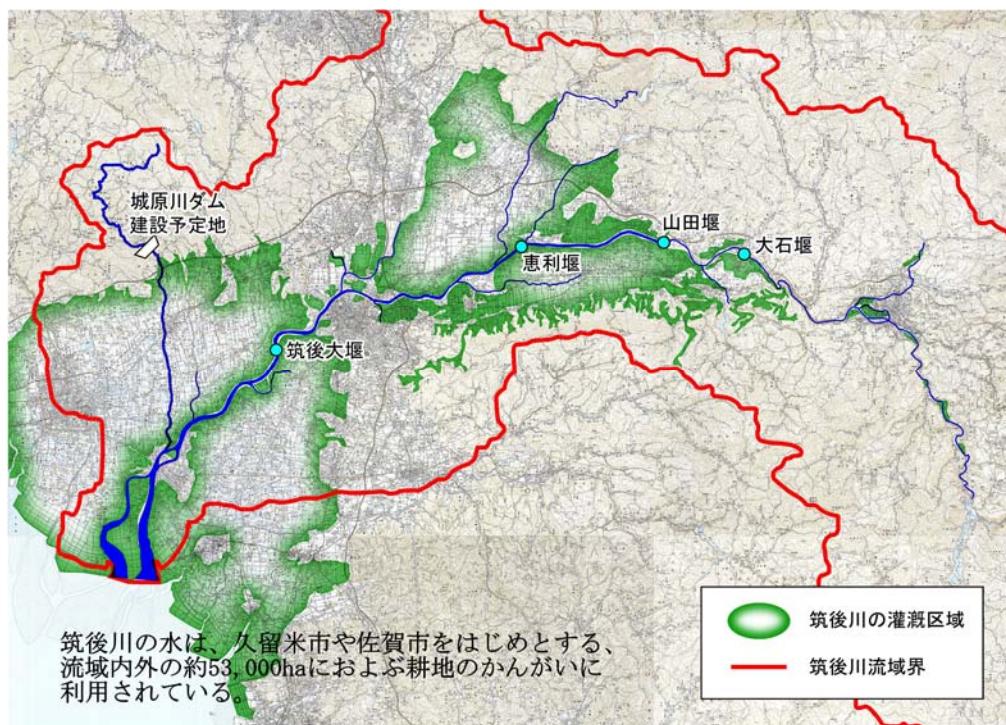
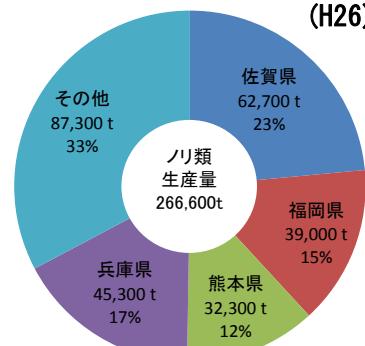


図 2.1-20 筑後川のかんがい区域図

◇全国ノリ類生産量の割合  
(H26)

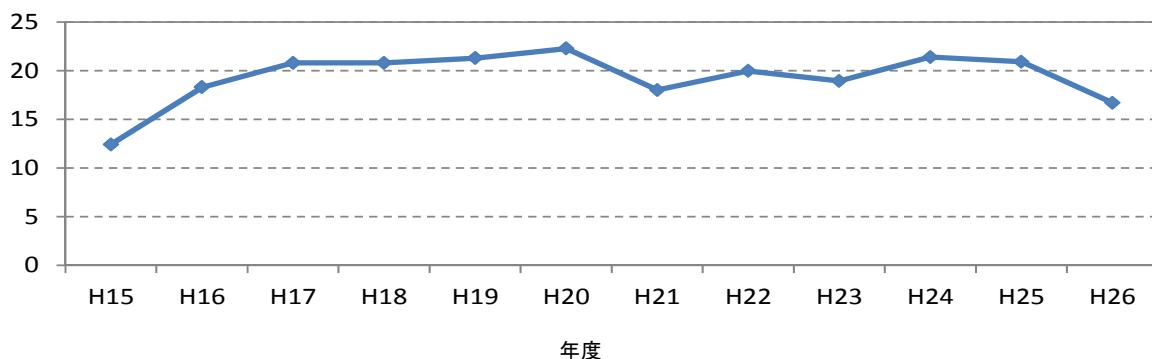


また、上中流ではアユ漁、下流ではエツ漁等が営まれているほか、筑後川が流れ込む有明海のノリ養殖は全国的に有名であり、福岡県と佐賀県のノリ生産量は全国の約4割を占めている。さらに、久留米市周辺ではゴム工業が、大川市周辺では木工業が営まれ、これらの産業も全国的に有名である。

のり生産枚数(×億枚)

佐 賀 県

(出典：漁業・養殖業生産統計)



のり生産枚数(×億枚)

福 岡 県

(出典：漁業・養殖業生産統計)

図 2.1-21 有明海における養殖ノリ生産枚数の推移



写真 2.1-3 エツ漁



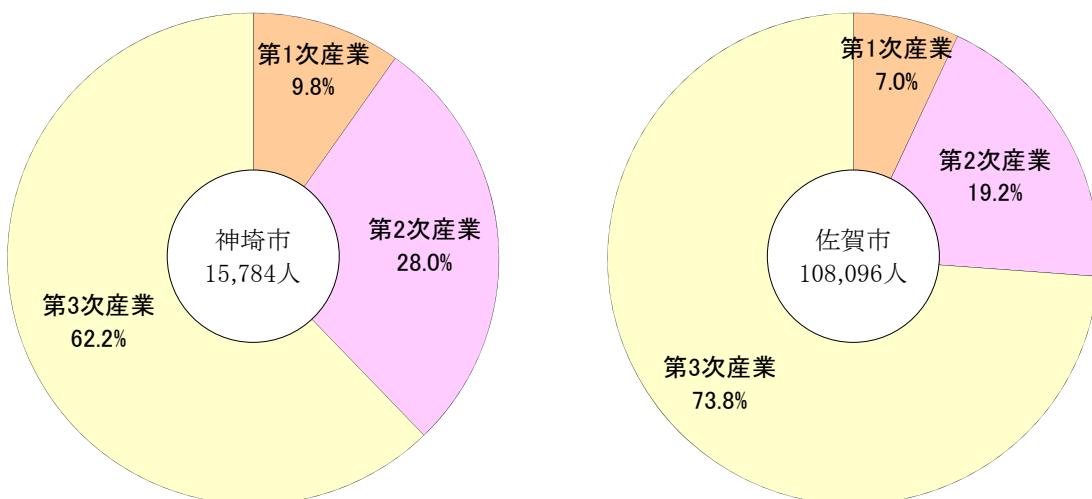
写真 2.1-4 有明海におけるノリ養殖

(出典：漁業・養殖業生産統計)

## 2) 城原川

城原川流域に関連する神埼市及び佐賀市の主な産業を就業者数でみると、神埼市では、商業・運輸通信業・サービス業などの第3次産業の比率が62.2%と最も高く、次いで製造加工業などの第2次産業が28.0%、農林漁業などの第1次産業が9.8%となっている。

佐賀市においても、商業・運輸通信業・サービス業などの第3次産業の比率が73.8%と最も高く、次いで製造加工業などの第2次産業が19.2%、農林漁業などの第1次産業が7.0%となっている。



(出典：平成22年国勢調査産業等基本集計（総務省統計局）)

図 2.1-22 産業分類別就業者数（神埼市及び佐賀市）

神埼市は農業を基幹産業とし、仁比山地区で収穫した「水車米」や九州一の生産高を誇る「アスパラガス」などの生産地として知られている。仁比山地区においては、380年の伝統を誇る「神埼そうめん」の麦製粉が城原川の水を利用した水車によりかつて盛んに行われ、明治時代には60基を超える水車群があった。現在は「水車の里」として水車群を復元し、この水車でお米をつき「水車米」として販売されている。

佐賀県産の「アスパラガス」は、栽培方法が違うグリーンとホワイトの2種類あり、グリーンは出荷量と出荷期間の長さが全国トップクラスであり、県内平均10アール当たりの収穫量で日本一を誇っている。

伝統的産業としては、江戸時代から続く製麺産業があり、「神埼そうめん」は機械そうめんとして全国第3位の生産量を誇っている。また、全国そうめん産地として初の地域ブランド認定となる「地域団体商標」を取得している。



仁比山地区で収穫した新米を水車小屋で、ゆっくりと精米した神埼ならではのおいしいお米。

写真 2.1-5 水車米



九州一の生産高を誇るアスパラガス

写真 2.1-6 アスパラガス



380 年の伝統ある神埼のそうめんづくりは、城原川の良質な水と佐賀平野の小麦、そして豊富な水量を活かした水車の利用で盛んになった。

写真 2.1-7 神埼そうめん

(出典：神埼市役所HPより)

(出典：佐賀県神埼市 商工観光課【神埼市観光ガイド】より)

(出典：JAさがHPより)

## 2.1.8 自然環境

### (1) 筑後川

#### 1) 上流域

源流から夜明峡谷に至る上流部は、日田美林として知られるスギ、ヒノキからなる森林に恵まれた山間渓谷を経て玖珠川を合流し、日田盆地を貫流している。河岸にはツルヨシ群落やネコヤナギ、アラカシなどが見られ、流水部にはカワムツ、アユなどが、渓流にはカジカガエル、サワガニ、カワガラス、ヤマセミなどが生息している。

#### 2) 中流域

夜明峡谷から筑後大堰までの中流部は、九州を代表する穀倉地帯である筑紫平野を緩やかに蛇行しながら流れ、瀬、淵、ワンド<sup>※1</sup>、河原等の多様な動植物の生息・生育環境を形成し、流域最大の都市である久留米市街部を貫流している。水際にはエビモ、ヤナギモやヤナギタデ、ミヅソバ、ツルヨシ群落などが分布し、河岸にはオオタチヤナギ、エノキなどが点在している。高水敷にはオギ群落などが分布し、流水部にはオイカワ、ウグイなどが生息しており、早瀬はアユの産卵場となっている。ツルヨシの根際にはオヤニラミ、河原にはコアジサシ、ツバメチドリ、オギ群落にはカヤネズミが生息している。



写真 2.1-8 筑後川の上流  
(日田市街地付近)



写真 2.1-9 筑後川の中流  
(朝羽大橋付近)



写真 2.1-10 久留米市周辺  
(豆津橋付近)



写真 2.1-11 アユの産卵場  
(小石原川合流点付近)

※1 ワンドとは、入り江状になった流れの緩やかな浅い場所で、小さな水生生物の生息環境として重要なところである。

### 3) 下流域

筑後大堰より河口までの下流部は、クリークが発達した筑紫平野の中を大きく蛇行しながら有明海へと注ぎ、河口を中心に広大な干潟が形成されている。また、国内最大の干満差を有する有明海の影響を受け、23 kmに及ぶ長い区間が汽水域<sup>※1</sup>となっている。

水際にはヨシ原が広がり、アイアシ等の塩生植物群落が分布し、水域には、エツ、アリアケシラウオ、アリアケヒメシラウオが生息している。干潟にはムツゴロウ、シオマネキ、ハラグクレチゴガニが生息し、ハマシギ、シロチドリなどの餌場、休息場等としても利用され、ヨシ原にはオオヨシキリが生息している。

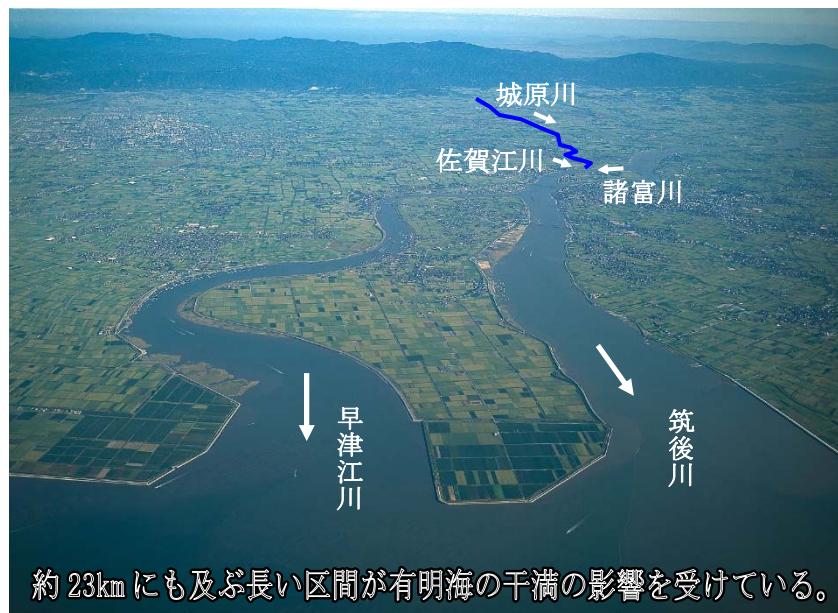


写真 2.1-12 筑後川の下流(河口付近)

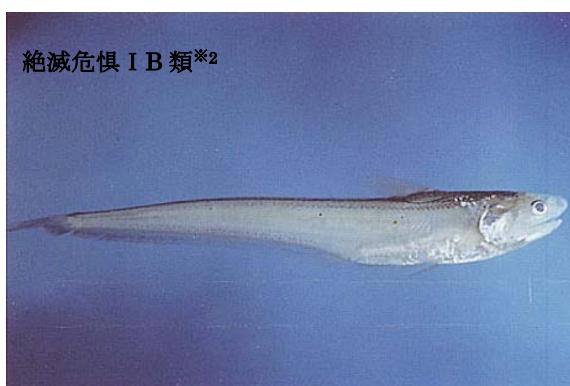


写真 2.1-13 エツ



写真 2.1-14 ムツゴロウとシオマネキ

※1 汽水域とは、河川の淡水（真水）と海水が混じりあう区間をいう。

※2 環境省レッドリスト（第4次レッドリスト 2013）

#### 4) 自然公園

筑後川流域は豊かな自然環境を有し、流域の広い範囲が自然公園等に指定されている。

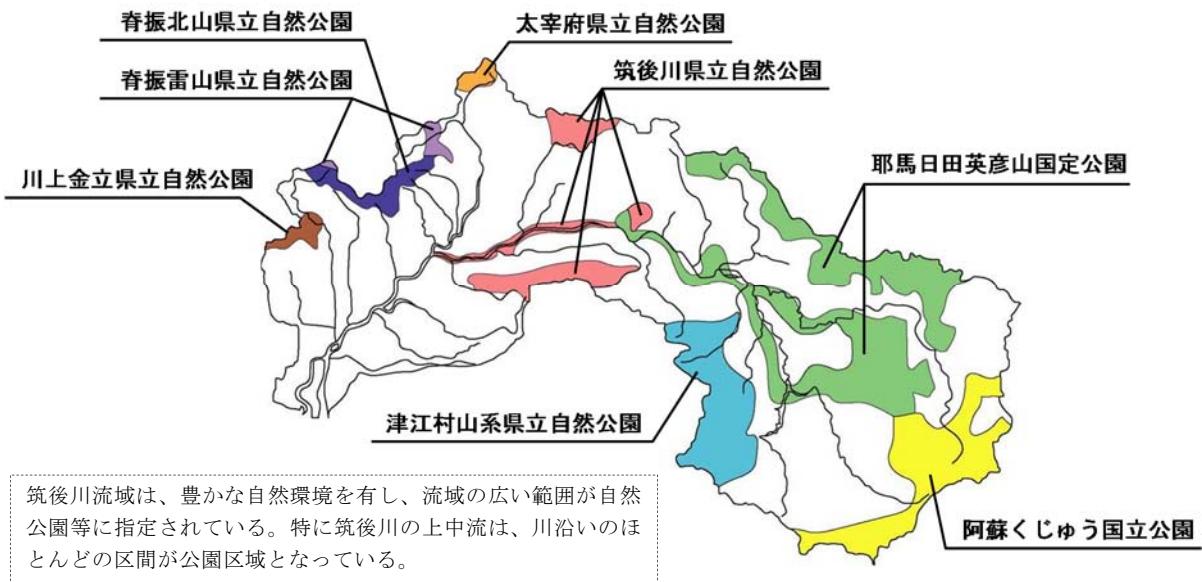
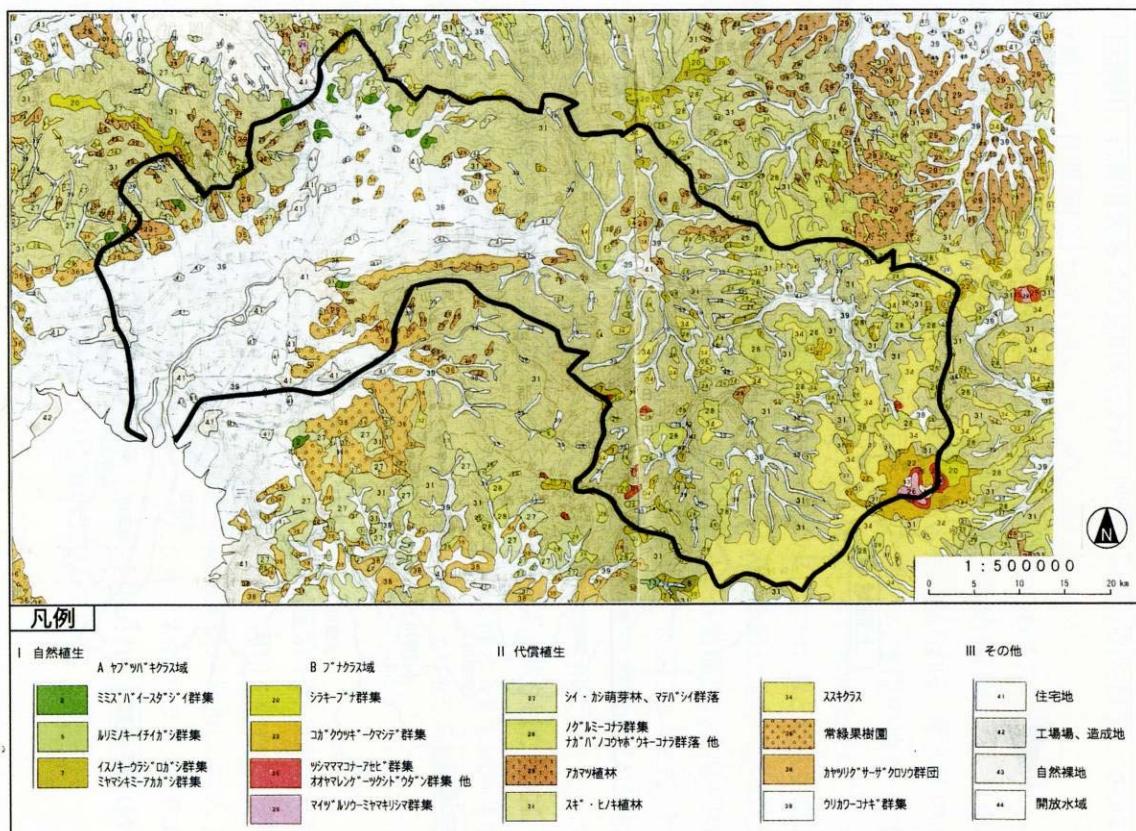


図 2.1-23 自然公園等の分布図



(出典：日本植生誌 九州、宮脇昭編、至文堂、昭和 56 年)

図 2.1-24 筑後川流域の植生図

## (2) 城原川

### 1) 上流域

上流部は、急峻な山間地を流下したのち仁比山付近より扇状地を形成し佐賀平野に至る。河床は砂礫で構成され巨礫が散在し、急勾配であることから、多くの床止が設置されている。床止の幾つかは取水堰としても兼用され、その上流には湛水域が形成されている。河川周辺は、仁比山地点より下流において水田が広がり、近接する道路沿いに人家が点在している。

水際にはツルヨシが繁茂し、メダケやアラカシなどの河畔林が連続して形成されている。瀬には渓流的環境を好むヤマメやタカハヤが生息し、流れがゆるやかな礫質の河床にはスナヤツメが生息している。平瀬から湛水域にかけてカワムツが広く生息している。水際の浅瀬には、清流の指標であるサワガニが生息している。また、渓流部にはヤマセミが生息している。



写真 2.1-16 ヤマメ

環境省: 準絶滅危惧

佐賀県: 一



写真 2.1-15 向山橋より上流



写真 2.1-17 ヤマセミ

環境省: 一

佐賀県: 絶滅危惧 I 類種

### 2) 中流域

中流部は、佐賀平野の田園地帯を緩やかに流下する。河床は砂で構成され、河床は比較的急勾配であるが、多くの取水堰（草堰）<sup>※1</sup>が設置され、湛水域間が連続している。河川周辺には水田が広がり、広大な穀倉地帯を形成している。

水際は一部区間でコンクリート護岸が整備されているものの、多くの区間ではヨシ等の植生に覆われている。流れの穏やかな堰湛水域にはカゼトゲタナゴやカマツカが生息し、堰下流に形成される早瀬には回遊魚であるトウヨシノボリやヌマチチブが生息している。アシ等が繁茂する水際には、オヤニラミやスジエビ、オイカワ等の稚魚が生息しており、水辺植生はこれら魚類にとって重要な生息・生育・繁殖場となっている。また、アシやオギ群落は、オオヨシキリやセッカなどの鳥類の繁殖場やカヤネズミの営巣地になっている。



写真 2.1-18 日出来橋より下流

※1 草堰とは、下流への水を確保するため、木杭や草によって形成された透過性を有した堰。



写真 2.1-19 カゼトゲタナゴ

環境省:絶滅危惧 I B 類  
佐賀県:絶滅危惧 II 類種



写真 2.1-20 オヤニラミ

環境省:絶滅危惧 I B 類  
佐賀県:絶滅危惧 II 類種



写真 2.1-21 カヤネズミ

環境省: —  
佐賀県:準絶滅危惧種

### 3) 下流域

下流部は、国内最大の干満差を有する有明海の影響を受け、感潮区間となっている。河道内には浮遊粘土（ガタ土）が堆積し、干潮時には干潟が形成される。河川周辺には水田が広がり、広大な穀倉地帯を形成している。

干潟には、ハゼクチやハラグクレチゴガニなどの有明海特有の希少生物が多く生息している。また、下流に多く分布しているヨシ群落は、オオヨシキリやセッカなどの鳥類の重要な繁殖場となっている。



写真 2.1-22 堂地大橋より上流

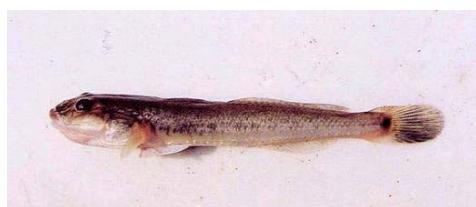


写真 2.1-23 ハゼクチ

環境省:絶滅危惧 II 類  
佐賀県:準絶滅危惧種



写真 2.1-24 ハラグクレチゴガニ

環境省:準絶滅危惧  
佐賀県:準絶滅危惧種



写真 2.1-25 オオヨシキリ



写真 2.1-26 セッカ

#### 4) 自然公園

城原川上流の山間部は佐賀県立自然公園等に指定されており自然豊かな地域である。

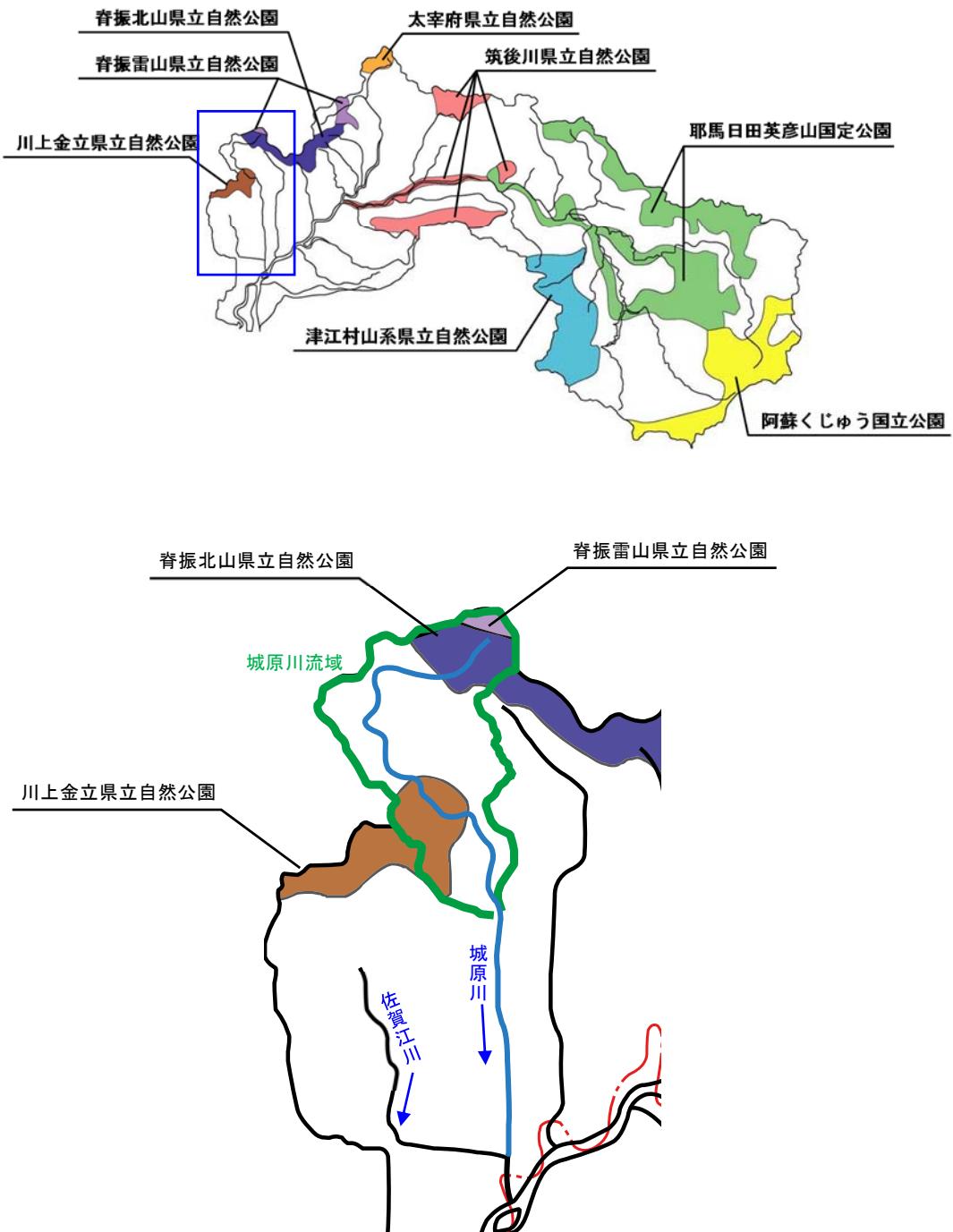


図 2.1-25 自然公園等の分布図

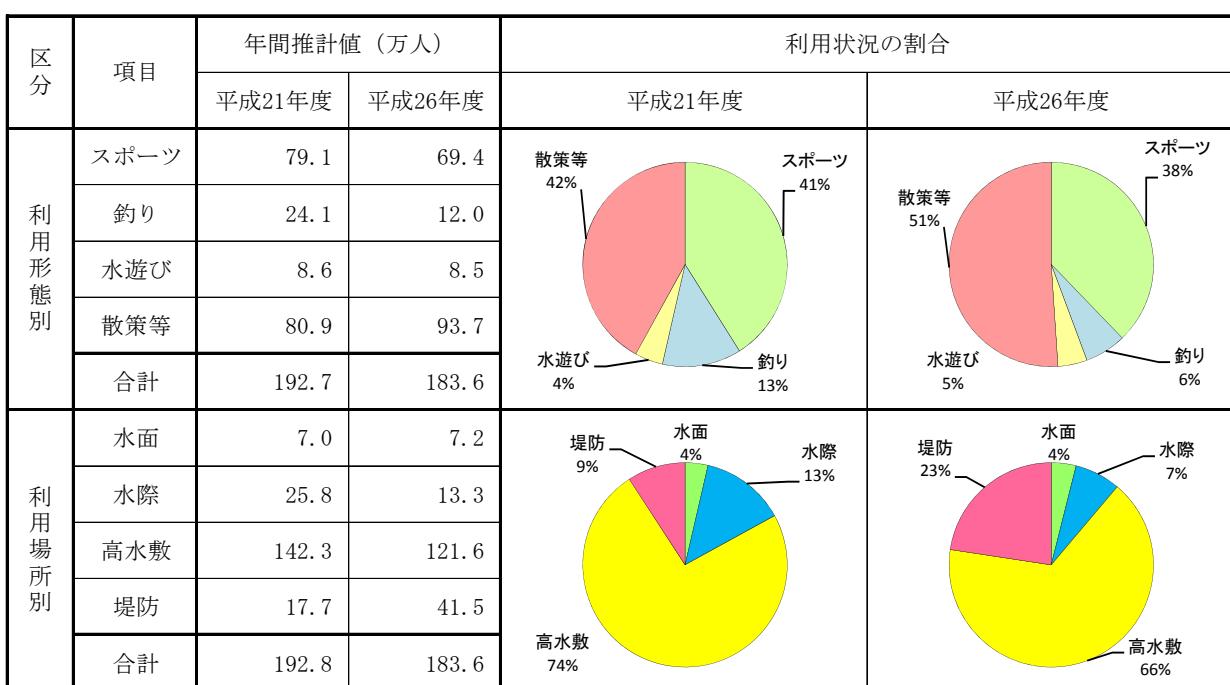
## 2.1.9 河川利用

### (1) 筑後川

筑後川は、地域住民の憩いの空間として利用され、なかでも久留米市街部の河川敷は、多くの人々に利用される人気の場所となっている。

筑後川の年間河川空間利用者数（国管理区間、平成 26 年度）は約 180 万人であり、河川利用の特徴としては、上流から下流にかけて全域を通して散策等が最も多く、次いで高水敷に整備された施設でのスポーツとなっている。

表 2.1-7 年間河川空間利用状況



(出典：河川水辺の国勢調査[筑後川水系河川空間利用実態調査])



写真 2.1-27 河川敷で行われるウォーキングなどの催し(久留米市)

筑後川では、陸上交通が不便な時代、物流や交通の手段として舟運が盛んであった。江戸時代から昭和時代にかけては、日田の木材を筏（いかだ）に組んで大川へ運び、木工産業を育んできた。また、筑後川を渡る交通手段として 62箇所の「渡し」が存在していた。しかし、物流や交通手段の変化とともに筑後川の舟運の役割は薄れ、平成 6 年には、「下田の渡し」を最後に、全ての渡しが役目を終えた。

しかしながら近年、久留米市や大川市等で、観光振興や地域活性化を目的として、舟運再生に向けた気運が高まっている。

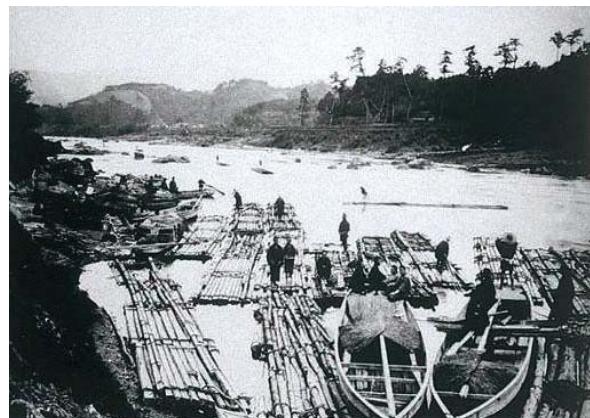


写真 2.1-28 筏流し



写真 2.1-29 筑後川下流部における遊覧船

## (2) 城原川

城原川上流の脊振山は佐賀県立自然公園に指定されており自然豊かな地域である。また、付近には豊かな自然を体感できる高取山公園のほか、春は桜の名所、夏には川遊びを目的として利用できる、仁比山公園などのスポットがある。

中流の高水敷には遊歩道が整備され、下流では、堰の湛水を活かし、旧千代田町で古くから生活の必需品として使われていたハンギー（木製のタライ）に乗ってレースを行う「城原川ハンギーまつり」が毎年夏に開催されている。また、水辺に近づくことのできる整備が行われている城原川親水公園を拠点として、子供達が川に親しむためのイベント「リバースクール」が開催されている。

全国 100 箇所の遊歩コースを選んだ「遊歩百選」の中に吉野ヶ里歴史公園や城原川、緑に恵まれた仁比山公園などの起伏に富んだ往復 10km のコースとして城原川沿いの「弥生の里から水の郷コース」が選定されている。



写真 2.1-30 仁比山公園(13k000 付近)



写真 2.1-31 遊歩道(7k000 付近)



写真 2.1-32 城原川ハンギーまつり(3k000 付近)

神埼市の平野部は、吉野ヶ里遺跡をはじめ、考古学的に重要な遺跡が各地で出土しており、そのほか室町時代の豪族の城跡（現在は横武クリーク公園として保存）や南北朝時代に築城された姉川城跡、直鳥城跡などの環濠集落跡が残っている。

城原川が佐賀江川へ合流する付近の佐賀市蓮池町は佐賀藩の支藩、蓮池藩の城下町であり、城跡は現在、蓮池公園として整備されており、桜やツツジ、ハナショウブの名所として知られている。



写真 2.1-33 吉野ヶ里遺跡(吉野ヶ里歴史公園)(出典:国営海の中道海浜公園事務所)



写真 2.1-34 横武クリーク公園



写真 2.1-35 直鳥城跡

## 2.2 治水と利水の歴史

### 2.2.1 治水事業の沿革

#### (1) 近世から近代にかけての筑後川の治水事業

明治時代以前の史実に残る一番古い洪水は、大同元年(806年)にまで遡る。天正元年(1573年)から明治22年(1889年)までの316年間には183回の洪水記録があり、概ね2年に1回の割合で洪水が発生している。

洪水が繰り返されるなかで筑後川の治水は、慶長年間(1596年から1615年)になってから本格化した。しかしながら、筑後川中下流域の藩政時代における治水は、有馬藩、立花藩、黒田藩及び鍋島藩等の各藩がそれぞれ自藩に有利な工事を行っていたという状況にあった。

筑後川の沿川には、過去の水害の経験等から、水害被害を軽減するために考えられた治水施設等が残っており、筑後川中流の支川巨瀬川等の堤防は、下流域への氾濫被害の拡大を抑制する「控堤(横堤)」の機能を有している。また、支川佐田川には「霞堤」や「輪中堤」が、支川巨瀬川及び小石原川の下流部には氾濫原が残っている。しかしながら、時代とともに、施設の形状及び土地利用等の社会環境が変化し、その機能が消失しているものも見られる。



写真 2.2-1 巨瀬川左岸の控堤(久留米市)



写真 2.2-2 佐田川合流点の輪中堤(大刀洗町)

#### (2) 筑後川の治水事業

筑後川における治水計画としては、昭和28年洪水を契機に「筑後川水系治水基本計画」が昭和32年に策定された。その後、流域の開発及び進展に鑑み、昭和48年に「筑後川水系工事実施基本計画」に改定され、平成7年には、基準地点荒瀬における基本高水のピーク流量を $10,000m^3/s$ 、計画高水流量を $6,000m^3/s$ とし、瀬ノ下地点における計画高水流量を $9,000m^3/s$ 及び河口における計画高水流量を $10,300m^3/s$ とする計画に改定された。

平成9年の河川法改正を受けて、平成15年10月に「筑後川水系河川整備基本方針」(以下、「河川整備基本方針」という。)が策定された。河川整備基本方針は平成7年に改訂した「筑後川水系工事実施基本計画」を踏襲したものとしている。更に、平成18年7月に「筑後川水系河川整備計画」を策定し、洪水調節等を目的とした城原川ダム計画を含めた河川整備の内容が定められた。

### (3) 城原川の治水事業

城原川は、藩政時代において佐賀藩・成富兵庫茂安<sup>※1</sup>の水利統制が実施され、馬場川と城原川の分離や堰、野越しの設置、河積拡大など治水・利水両面で本格的な整備が進んだとされている。佐賀県管理時代の昭和22年～24年には河川局部改良事業が実施され、昭和24年の水害を契機に昭和24年～37年に災害助成事業として、330m<sup>3</sup>/sを流下し得る河積に拡幅することを目的に改修が進められてきた。昭和55年には、天井河川であり、堰等が散在するなど、治水安全度が低いこと等を理由に直轄編入（佐賀江川合流点～日出来橋）し、直轄編入以降も引き続き河川改修を実施している。現在は、河道掘削や堤防整備等を実施中である。

※1 現在の佐賀県佐賀市鍋島町に生まれた佐賀藩の武士。土木技術者として治水・利水事業に取り組んできた先人。

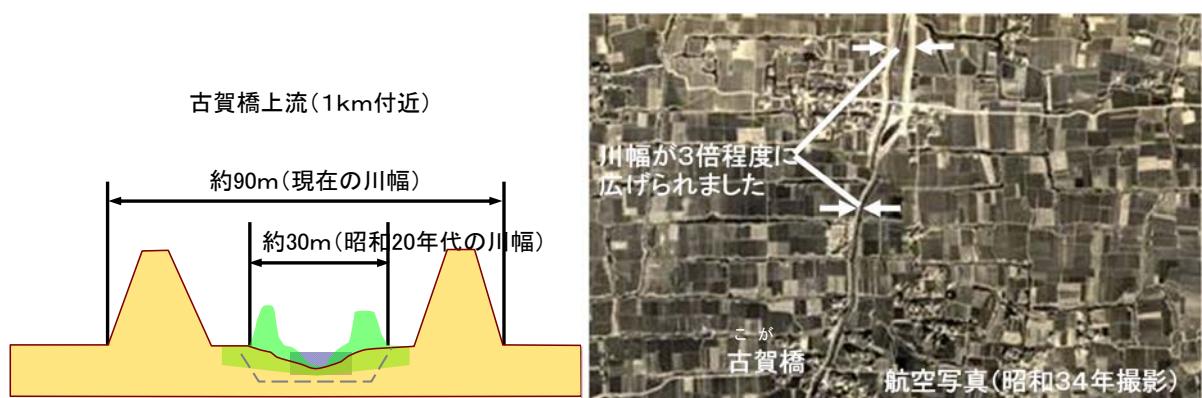


写真 2.2-3 災害助成事業による川幅の拡幅



写真 2.2-4 災害助成事業前後の神埼橋付近

表 2.2-1 筑後川及び城原川の治水事業の変遷

西暦	年号	筑後川	城原川
1884	明治 17 年	・国直轄事業として河川改修に着手	
1947	昭和 22 年		・佐賀県による河川局部改良事業（昭和 22～24 年）
1949	昭和 24 年		・台風による洪水 ・佐賀県による災害助成事業（昭和 24～37 年）
1953	昭和 28 年	・梅雨前線による洪水	
1957	昭和 32 年	・昭和 28 年洪水を契機に「筑後川水系治水基本計画」の策定  基準地点：長谷 基本高水のピーク流量：8,500m <sup>3</sup> /s 計画高水流量：6,000m <sup>3</sup> /s ・松原ダム、下筌ダムの整備に着手（昭和 33～48 年）	
1965	昭和 40 年	・「筑後川水系工事実施基本計画」の策定 基準地点：長谷 基本高水のピーク流量：8,500m <sup>3</sup> /s 計画高水流量：6,000m <sup>3</sup> /s ・原鶴分水路の整備に着手（昭和 43～54 年）	
1971	昭和 46 年		・城原川ダム予備調査着手
1973	昭和 48 年	・「筑後川水系工事実施基本計画」の改定 基準地点：夜明 基本高水のピーク流量：10,000m <sup>3</sup> /s 計画高水流量：6,000m <sup>3</sup> /s ・寺内ダムの整備に着手（昭和 46～54 年）	
1979	昭和 54 年		・城原川ダム実施計画調査着手
1980	昭和 55 年	・前線による洪水 ・佐賀江川で激甚災害対策特別緊急事業に着手（昭和 55～60 年）	・城原川直轄編入【城原川 0k000～8k000 まで】
1982	昭和 57 年	・梅雨前線による洪水 ・蒲田津排水機場の整備に着手（昭和 57～62 年度）	
1985	昭和 60 年	・台風による洪水 ・花宗水門の整備に着手（平成元～13 年度）	
1990	平成 2 年	・梅雨前線による洪水 ・佐賀江川で激甚災害対策特別緊急事業に着手（平成 2～7 年）	
1995	平成 7 年	・「筑後川水系工事実施基本計画」の改定 基準地点：荒瀬 基本高水のピーク流量：10,000m <sup>3</sup> /s 計画高水流量：6,000m <sup>3</sup> /s	・「筑後川水系工事実施基本計画」の改定 主要地点：日出来橋 基本高水のピーク流量：690m <sup>3</sup> /s 計画高水流量：330m <sup>3</sup> /s 城原川ダムによる洪水調節
2001	平成 13 年		・城原川直轄延伸【城原川 9k100 まで】
2003	平成 15 年	・「筑後川水系河川整備基本方針」の策定 基準地点：荒瀬 基本高水のピーク流量：10,000m <sup>3</sup> /s 計画高水流量：6,000m <sup>3</sup> /s	・「筑後川水系河川整備基本方針」の策定 主要地点：日出来橋 基本高水のピーク流量：690m <sup>3</sup> /s 計画高水流量：330m <sup>3</sup> /s 城原川ダムによる洪水調節
2003 ～ 2004	平成 15 年 ～ 平成 16 年	・筑後川水系流域委員会準備会議（全 4 回） 平成 15 年 9 月 11 日～平成 16 年 2 月 5 日	・城原川流域委員会（全 13 回） 平成 15 年 11 月 16 日～平成 16 年 11 月 5 日
2004 ～ 2006	平成 16 年 ～ 平成 18 年	・筑後川水系流域委員会（委員会 6 回・現地調査 2 回） 平成 16 年 6 月 17 日～平成 18 年 2 月 27 日	・城原川首長会議（全 11 回） 平成 16 年 12 月 8 日～平成 17 年 5 月 30 日
2006	平成 18 年	・「筑後川水系河川整備計画」の策定 基準地点：荒瀬 河川整備計画の目標流量：6,900m <sup>3</sup> /s 河道の整備目標流量：5,200m <sup>3</sup> /s	・「筑後川水系河川整備計画」の策定 主要地点：日出来橋 河川整備計画の目標流量：540m <sup>3</sup> /s 河道の整備目標流量：330m <sup>3</sup> /s 城原川ダムによる洪水調節
2009	平成 21 年	・梅雨前線による洪水	・洪水に伴う漏水対策
2010	平成 22 年		・梅雨前線による洪水
2012	平成 24 年	・梅雨前線による洪水 ・筑後川水系花月川激甚災害対策特別緊急事業に着手（平成 24 年度から概ね 5 年間）	

## 2.2.2 筑後川水系の過去の主な洪水

### (1) 主な洪水

筑後川本川における明治以降の主要な洪水は、下表に示すとおりである。このうち、「筑後川3大洪水」と呼ばれる明治22年、大正10年及び昭和28年の洪水では、筑後川の全域にわたって大きな被害を被っている。

**表 2.2-2 明治時代以降の主要な洪水**

洪水発生年		原因	瀬の下地点 水位	洪水被害の概要
明治18年6月	1885年	梅雨	2丈5尺5寸 (7.72m)	国直轄工事として統一した改修計画（第1期改修計画）策定の契機となった洪水
明治22年7月	1889年	梅雨	2丈8尺4寸5分 (8.62m)	死者日田18人、久留米52人、家屋被害日田8,460戸、久留米48,908戸 第2期改修の必要性を痛感せしめた洪水（筑後川3大洪水）
大正3年6月	1914年	梅雨	6.29m	家屋被害5,130戸（中下流） 降雨量で既往の洪水を大きく上回った洪水
大正10年6月	1921年	梅雨	7.11m	家屋被害11,620戸（中下流） 第3期改修の契機となった洪水（筑後川3大洪水）
昭和3年6月	1928年	梅雨	6.29m	家屋被害14,434戸（中下流） 4大捷水路の開削が促進される契機となった洪水
昭和10年6月	1935年	梅雨	7.15m	家屋被害30,858戸（中下流） 中下流型降雨により支川改修着手の契機となった洪水
昭和16年6月	1941年	梅雨	6.53m	家屋被害4,235戸（中下流）
昭和28年6月	1953年	梅雨	9.02m	死者147人、流出全半壊12,801戸、床上浸水49,201戸、床下浸水46,323戸 破堤等122箇所、被災者数54万人 現在の治水計画の目標となっている洪水（筑後川3大洪水）
昭和47年7月	1972年	梅雨	5.17m	床上浸水142戸、床下浸水4,699戸
昭和54年6月	1979年	梅雨	6.44m	床上浸水71戸、床下浸水1,355戸
昭和55年8月	1980年	秋雨	5.46m	床上浸水713戸、床下浸水7,395戸 下流域の内水被害が甚大で、佐賀江川で激特事業が採択
昭和57年7月	1982年	梅雨	6.08m	床上浸水244戸、床下浸水3,668戸
昭和60年6月	1985年	梅雨	5.10m	床上浸水61戸、床下浸水1,735戸
昭和60年8月	1985年	台風	—	床上浸水487戸、床下浸水1,517戸 (花宗地区床上140戸、床下324戸 寺井地区床上14戸、床下49戸) 台風13号と満潮が重なり下流域で大規模な高潮被害が発生
平成2年7月	1990年	梅雨	5.48m	床上浸水937戸、床下浸水12,375戸 下流域の内水被害が甚大で、佐賀江川で激特事業が採択
平成3年9月	1991年	台風	—	風倒木面積19,000ha、風倒木本数1,500万本（夜明上流域） 台風17、19号による記録的な烈風により上流山地部で大量の風倒木が発生
平成5年9月	1993年	台風	4.56m	床上浸水156戸、床下浸水135戸 玖珠川で大きな洪水を記録
平成13年7月	2001年	梅雨	3.84m	床上浸水23戸、床下浸水180戸 花月川支川有田川、寒水川で氾濫
平成24年7月	2012年	梅雨	6.54m	死者6名、流出全半壊576戸、床上浸水2020戸、床下浸水5347戸 花月川の水位観測所にて観測史上最高水位を記録し甚大な被害が発生 花月川にて激特事業を採択

（出典）明治18年～昭和16年（筑後川五十年史）

昭和28年（昭和28年6月末の豪雨による北九州直轄河川の水害報告、筑後川五十年史）

昭和47年～平成16年（出水記録）

平成24年（平成24年出水による直轄7河川の水害記録）

※被害の数値には内水被害、土砂災害を含む場合がある

※2 平成24年の被害の数値には矢部川流域を含む

## (2) 城原川の洪水発生状況

城原川は、戦後間もない昭和24年8月に水害が発生し、さらに昭和28年6月にも未曾有の大水害が発生した。この水害は筑後川流域で有史以来最大の水害であり、「佐賀県災異誌」によると佐賀市、佐賀郡、神埼郡を合わせた被害は床下浸水14,920戸、床上浸水14,597戸とされている。災害助成事業による河川改修後も昭和47年、昭和57年など、度々洪水が発生している。

また、近年では、平成21年7月、平成22年7月と2年連続で計画高水位を上回る洪水が発生しており、特に平成21年7月洪水では、堤防川裏法面からの漏水により、法面崩壊が発生し、非常に危険な状況となった。

表 2.2-3 城原川周辺における洪水被害実績

洪水年月日	異常気象名 (生起要因)	被 害 状 況			洪水の概要
		床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	農地被害 (ha)	
S24.8.16 ～8.18	台風	9,121	14,273	11,354	雨は小城を中心として佐賀県全域に降った(災異誌)
S28.6.25 ～6.28	梅雨前線	14,597	14,920	13,318	古湯、三瀬等の山間部では900mm、平地部では500mm～600mmの雨が降った(災異誌)
S47.6.6 ～7.23	梅雨前線及び台風	54	2,088	1,375	脊振山系及び筑後川下流域で大雨が降ったため、脊振山系に水源を持つ河川では水位の上昇が著しかった(国交省資料)
S57.7.5 ～8.3	梅雨前線及び台風	2	71	291	脊振山系に雨が多く、短時間に集中して降った(国交省資料)
S60.5.27 ～7.24	梅雨前線及び台風	0	13	654	梅雨前線の停滞により断続的に強い雨が降った(国交省資料)
H2.6.2 ～7.22	梅雨前線	1	362	5,430	佐賀南部で雨が多く、水位の上昇が激しかった(国交省資料)
H21.7.26	梅雨前線 (中国・九州北部豪雨)	0	36	946	7.24～26(3日間)の総降雨量は、500mm超、日出来橋観測所では、計画高水位を超過し、野越し5箇所から越流した(国交省資料)
H22.7.10 ～7.15	梅雨前線	0	3	237	神埼市伊福観測所で総降雨量約700mm、日出来橋観測所で計画高水位を超過し、野越し4箇所から越流した(国交省資料)

注 1) S24～S28 の被害データは「佐賀県災異誌」における佐賀市、佐賀郡、神埼郡の被害データ。

注 2) S47～H2 の被害データは「水害統計(国土交通省河川局)」の城原川・田手川・馬場川・三本松川・中地江川の被害データ。

注 3) H21 の被害データは、神埼市報及び市役所の聞き取り。

注 4) H22 の被害データは、「佐賀県ホームページ」における神埼市の被害データ。

注 5) 浸水被害状況については、城原川周辺の河川による被害も含む。

## 1) 昭和 24 年 8 月洪水

### ・要因及び水文状況

九州南部に上陸したジュディス台風は西寄りに進路を変えながら鹿児島県、熊本県を通過して玄界灘に抜けたが、太平洋と大陸にある高気圧の影響で速度が落ちたため九州北部で強い雨が降り、佐賀県をはじめとする九州各地で被害が発生した。

### ・被害状況

城原川周辺では、死者 42 人、家屋の全壊 57 戸、床上浸水 9,121 戸、床下浸水 14,273 戸、農地被害 11,354ha におよぶ被害が発生した。



写真 2.2-5 城原川堤防決壊

## 2) 昭和 28 年 6 月洪水

### ・要因及び水文状況

6 月 22 日に揚子江中流域で発生した低気圧が、発達しながら東北東に進み、23 日午前に対馬海峡を通過した後北上し、25 日には沿海州に達した。この低気圧が対馬海峡を通過したときに西日本で大雨となり、また、雨が断続的に降り続いたため城原川の水位は増大し、神埼町菅生地区及び鶴田地区で堤防が決壊し、あたり一面を泥海と化した。

### ・被害状況

城原川周辺では、死者 4 人、家屋の全壊 14 戸、床上浸水 14,597 戸、床下浸水 14,920 戸、農地被害 13,318ha におよぶ被害が発生した。



写真 2.2-6 城原川堤防決壊



写真 2.2-7 城原川堤防決壊

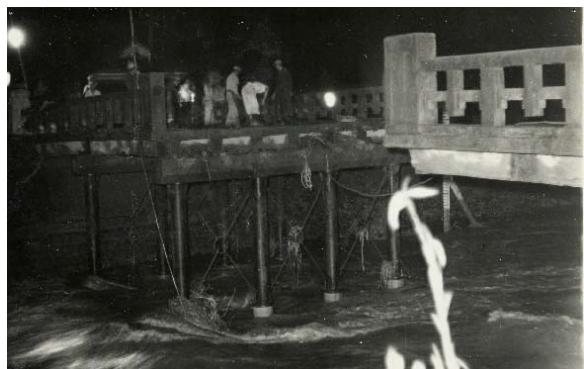


写真 2.2-8 城原川の橋梁流出



写真 2.2-9 城原川沿岸の民家流出



写真 2.2-10 城原川沿岸の民家流出



写真 2.2-11 城原川沿岸の民家流出



写真 2.2-12 神埼市（旧神埼町）の  
浸水状況

### 3) 昭和 47 年 7 月洪水

#### ・要因及び水文状況

7月3日から6日にかけては、黄海から日本海北部に進んだ前線を伴った低気圧に向かって暖湿気流が流れ込んだため、雷を伴った局地的な大雨となった。9日から13日にかけて梅雨前線が南下し、九州北部付近に停滞し、日本の南海上には台風第6号、7号、8号があり、これらの影響で梅雨前線の活動は活発となり脊振山系で総降水量600mm前後の大暴雨となった。

#### ・被害状況

城原川周辺では、床上浸水54戸、床下浸水2,088戸、農地被害1,375haにおよぶ被害が発生した。



写真 2.2-13 柴尾橋下流



写真 2.2-14 下直鳥橋上流



写真 2.2-15 直鳥橋上流



写真 2.2-16 神代橋



写真 2.2-17 神代橋付近

#### 4) 昭和 57 年 7 月洪水

- ・要因及び水文状況

7月 10 日から 20 日にかけて、ほぼ毎日西日本の所々で日降水量が 100mm を超える大雨となった。23 日から 25 日にかけては低気圧が相次いで西日本を通過し、梅雨前線の活動が活発となり神埼では日降水量 218mm を記録した。

- ・被害状況

城原川周辺では、床上浸水 2 戸、床下浸水 71 戸、農地被害 291ha におよぶ被害が発生した。



写真 2.2-18 柴尾橋下流



写真 2.2-19 神埼市（旧千代田町）の  
浸水状況



写真 2.2-20 馬場川周辺の浸水状況



写真 2.2-21 城原川周辺の浸水状況

#### 5) 昭和 60 年 6 月洪水

- ・要因及び水文状況

梅雨前線の停滞により断続的に強い雨が降り続き、佐賀県における雨量は降り始めから 300mm 以上を記録した。

- ・被害状況

城原川周辺では、床下浸水 13 戸、農地被害 654ha におよぶ被害が発生した。

## 6) 平成 2 年 7 月洪水

### ・要因及び水文状況

九州の南部にあった梅雨前線が北上し、九州付近に停滞したため大雨となった。特に 7 月 2 日には日降水量が 300mm を超えた所があり、神埼では日降水量 232mm を記録した。

### ・被害状況

城原川周辺では、床上浸水 1 戸、床下浸水 362 戸、農地被害 5,430ha におよぶ被害が発生した。



写真 2.2-22 川寄橋下流



写真 2.2-23 馬場川の氾濫状況



写真 2.2-24 神埼市（旧神埼町）の  
浸水状況



写真 2.2-25 巨勢川の氾濫状況



写真 2.2-26 佐賀市内の浸水状況

## 7) 平成 21 年 7 月洪水

### ・要因及び水文状況

7月24日に対馬海峡に停滞する梅雨前線の活動が活発になり、7月25日昼頃からやや弱まったが、26日には低気圧が発生し、再び活動が活発化した。7月24日～7月26日（3日間）の総雨量は、城原川流域で500mmを超え、城原川日出来橋水位観測所では、計画高水位を超過し、野越し5箇所から越流した。

### ・被害状況

城原川周辺では、床下浸水36戸、農地被害946haにおよぶ被害が発生した。



写真 2.2-27 3号野越しからの越水状況



写真 2.2-28 4号野越しからの越水状況



写真 2.2-29 6号野越し

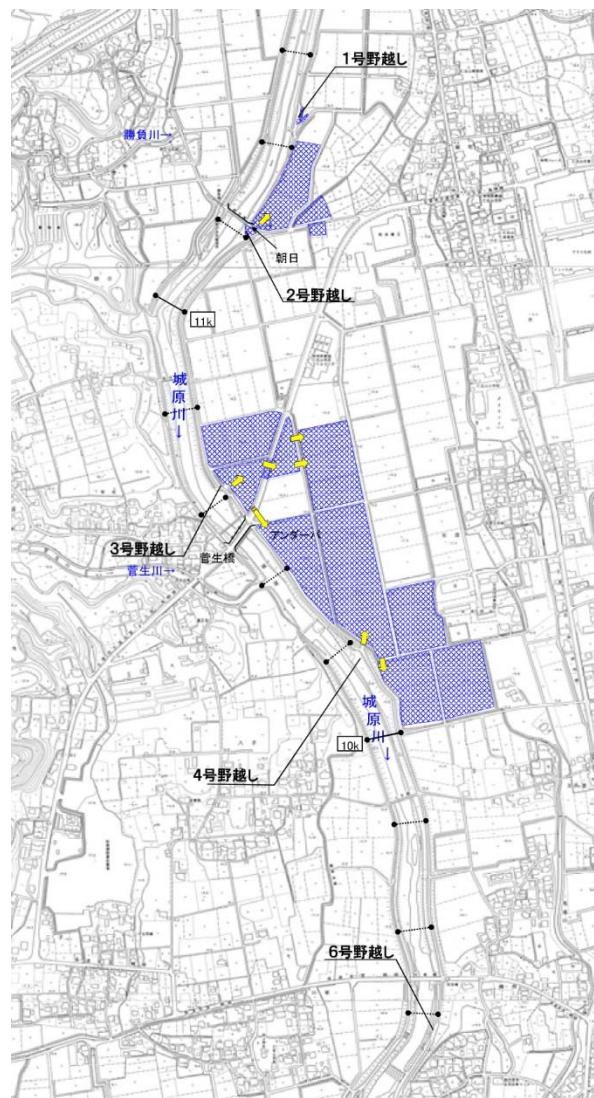


図 2.2-1 野越しからの越水による  
浸水区域図



写真 2.2-30 神埼小学校の浸水状況



写真 2.2-31 馬場川周辺の家屋孤立



図 2.2-2 城原川周辺河川における  
浸水区域図 (内水被害)



写真 2.2-32 田手川周辺の浸水状況



写真 2.2-33 佐賀市内の浸水状況



写真 2.2-34 佐賀駅周辺の浸水状況

## 8) 平成 22 年 7 月洪水

### ・要因及び水文状況

7 月 10 日から九州南部に停滞していた梅雨前線が、11 日にかけて朝鮮半島南岸まで北上し、その後 12 日から 14 日にかけて九州北部付近に停滞した。14 日は、梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、未明から朝にかけて前線の活動が活発となった。神埼市の伊福観測所では総雨量約 700mm を記録し、城原川日出来橋水位観測所では、計画高水位を超過し、野越し 4 箇所から越流した。

### ・被害状況

城原川周辺では、床下浸水 3 戸、農地被害 237ha における被害が発生した。



写真 2.2-35 新村橋付近



写真 2.2-36 3号野越し



写真 2.2-37 4号野越し

## 2.2.3 利水事業の沿革

### (1) 筑後川の水利用の歴史

筑後川の水は、古くから農業用水に利用され、現在では発電用水、水道用水及び工業用水などとして多目的に利用されている。

筑後川水系における水利権一覧表  
(平成 27 年 10 月時点)



図 2.2-3 筑後川水利用概況図

#### 1) 農業用水

筑後川中流域では、農業用水を取水するため、1600 年代から大石堰、山田堰及び恵利堰が築造され、この山田堰から取水している堀川用水には日本最古の実働水車として有名な三連水車や二連水車がある。



写真 2.2-38 朝倉の三連水車



写真 2.2-39 筑後川中流の 3 �堰（左から順に、恵利堰、山田堰、大石堰）

また、佐田川及び小石原川沿いに広がる両筑平野では江川ダム及び寺内ダムから、筑後川中流左岸に広がる耳納山地では合所ダム<sup>ごうしょ</sup>から農業用水が供給されている。

筑後川の下流域では、干拓による耕地面積の増大に伴って農業用水が不足するようになり、有明海特有の大きな干満差を利用した約 190 箇所のアオ（淡水）取水やクリーク等により農業用水がまかなわれてきたが海水が混じることがあるなど不安定なものであった。その後、平成 8 年にアオ（淡水）取水は合口化され、筑後大堰の湛水域から取水された最大約  $28\text{m}^3/\text{s}$  の水は、久留米市や佐賀市など流域内外の約 53,000ha に及ぶ耕地のかんがいに利用されている。

このように、筑後川から取水される農業用水は夜明地点から瀬ノ下地点まで最大  $48\text{m}^3/\text{s}$ 、瀬ノ下地点下流の筑後大堰の湛水域から最大約  $28\text{m}^3/\text{s}$  が取水されており、これら筑後川水系に依存した農業生産額は福岡県内の約 50%（約 873 億円）※、佐賀県内の約 25%（約 219 億円）※と九州では最大規模となっている。

※福岡県及び佐賀県の統計情報より（平成 18 年時点）

## 2) 発電用水

発電用水の利用は、明治 40 年の石井発電所（日田市）をはじめとして、現在では筑後川上流及び玖珠川等に柳又<sup>やなぎまた</sup>発電所や夜明<sup>よあけ</sup>発電所など 21 箇所の水力発電所がある。これら水力発電所の総最大取水量は約  $436\text{m}^3/\text{s}$ 、総最大出力は約 230,000kW に達している。



写真 2.2-40 女子畠発電所（日田市天瀬町）

### 3) 水道用水

水道用水の利用は、昭和 5 年に始まる久留米市の取水をはじめとして、日田市、鳥栖市及び旧甘木市等に利用が拡大されてきた。昭和 40 年代からは、江川ダム、寺内ダム、合所ダム、大山ダム及び筑後大堰等で開発された水道用水（合計約  $9.0\text{m}^3/\text{s}$ ）は、導水路を通じて筑後川流域内外に送水され、福岡県南地域、佐賀東部地域及び福岡都市圏で広域的に利用されている。



図 2.2-4 福岡導水模式図

### 4) 工業用水

工業用水の利用は、久留米市を中心として日本ゴム株式会社が昭和 6 年に取水を開始したのが最初で、現在では、久留米市のゴム産業等の 3 企業及び佐賀東部工業用水等として、合計約  $2.8\text{m}^3/\text{s}$  が利用されている。

## (2) 城原川

### 1) 農業用水

城原川を含む佐賀平野の川は奥行きの狭い脊振山を源としているために水が少なく、また佐賀平野は海岸線の南下によって農地が拡大したため、深刻な農業用水の不足が生じた。このため、山裾付近には上流からの雨水を貯めるため池などが数多く造られ、水路によって佐賀平野に供給された。

平野部では草堰などによって取水した川の水や雨水などを貯めるとともに、降った雨を排水するためのクリークが網の目のように造られ、貴重な水が反復して利用された。また、海岸線近くでは潮が満ちた時に海水によって押し上げられた川の表面水を取水するアオ（淡水）取水が行われた。

一方、佐賀平野は海拔 5m 以下の低い平地であるためにたびたび水害が発生し、水不足と水害という相反する二つの災害に悩まされ続けていた。この問題に対し、成富兵庫茂安は堰や用水路などを造って川やクリークなどをつなげ、厳格な水利用のルール徹底させるとともに、川の改修などを進めて洪水対策を行い、佐賀平野を水不足や水害から守った。城原川には三千石井堰と横落水路、野越しなどの成富兵庫茂安の遺構として今も残っている。その他、城原川の良質な水を下流の蓮池城下へ引くためにお茶屋堰などが造られた。

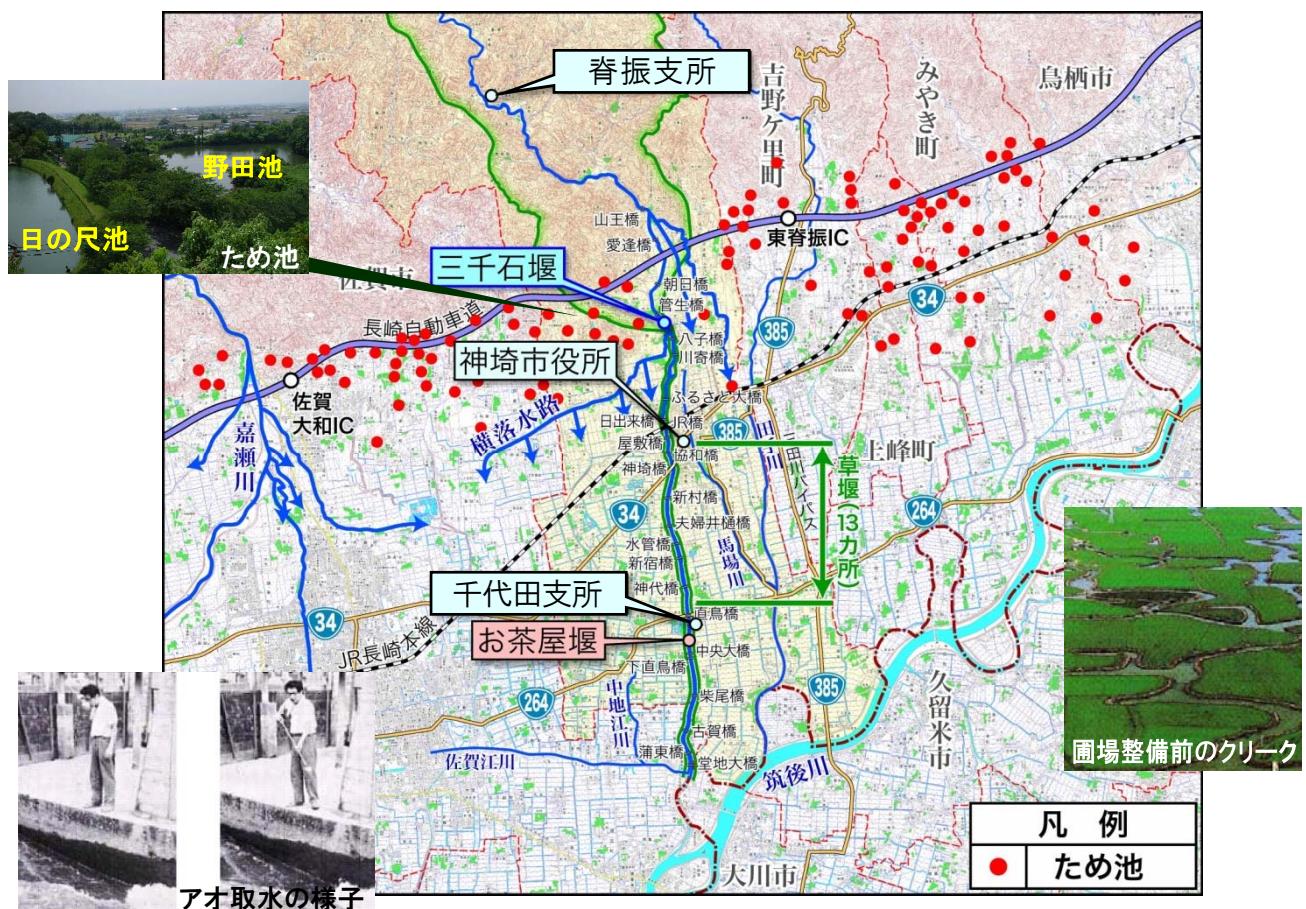


図 2.2-5 水利用のための施設（出典：城原川かわづくりプラン）

## 2) 発電用水

城原川の発電用水については、明治 41 年に竣工した広滝第 1 発電所、昭和 6 年に竣工した広滝第 2 発電所において利用されている。これら水力発電所の総最大取水量は約  $3.75\text{m}^3/\text{s}$ 、総最大出力は約 3,150kW となっている。



写真 2.2-41 広滝第一発電所



写真 2.2-42 広滝第二発電所

## 2. 2. 4 過去の主な渇水

### (1) 筑後川

筑後川水系では、昭和 53 年、平成 6 年、平成 14 年に大規模な渇水に見舞われ、表 2. 2-4 に示すとおり筑後川流域をはじめ、福岡都市圏等においても給水制限等を余儀なくされ、市民生活、社会経済活動に大きな影響を及ぼした。また、平成に入ってからの渇水の発生に伴う取水制限等の状況は表 2. 2-5 に示すとおりであり、概ね 2 年に 1 回程度の頻度で取水制限が実施されており、安定的な取水ができないという点において慢性的な水不足となっている。

表 2. 2-4 昭和 53 年、平成 6 年、平成 14 年渇水の被害等の概要

発生時期	渇水による被害及び渇水対策の概要
昭和 53 年 5 月 ～ 昭和 54 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市で計 4,054 時間の時間断水（1 日最大 19 時間断水）</li> <li>・給水制限日数は 287 日間（福岡市ほか）</li> <li>・給水車の延べ出動台数 13,433 台</li> <li>・渇水調整連絡会を 19 回開催</li> </ul>  <p>（出典：福岡市水道局「昭和 53 年の渇水と対策の記録」より）</p> <p><b>写真 2. 2-43 給水車による給水</b></p>
平成 6 年 7 月 ～ 平成 7 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡都市圏 7 市町で時間断水を実施（約 150 万人に影響）</li> <li>・福岡市で 295 日間の給水制限、計 2,452 時間の時間断水（1 日最大 12 時間断水※） ※ 12 時間断水時は、午後 10 時から午前 10 時までの断水となり、風呂や炊事・トイレ利用など日常生活に支障をきたした</li> <li>・福岡市、福岡地区水道企業団等、水道の取水制限の日数は 320 日間、佐賀東部工業用水道等、工水の取水制限の日数は 329 日間</li> <li>・福岡地区水道企業団で最大 55%、福岡県南広域水道企業団、佐賀東部水道企業団で最大 40% の取水制限</li> <li>・農業用水（甘木市ほか）で最大 80% の取水制限※ ※ 大型タンク（300～500 リットル入り）をトラックに積んで水を運び、田畠に水をまくなどの作業が必要となった</li> <li>・22 回に渡る渇水調整連絡会を開催し、各利水者間で自己貯留水の融通や、流水の正常な機能の維持のための用水や水道用水向けに松原ダム・下筌ダムの貯留水を活用した緊急放流等を実施</li> </ul>  <p>（出典：西日本新聞 H6. 7. 15）</p> <p><b>写真 2. 2-44 寺内ダム貯水池</b></p>
平成 14 年 8 月 ～ 平成 15 年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取水制限の日数は 265 日間（福岡市ほか）、92 日間（甘木市）</li> <li>・福岡地区水道企業団で最大 55% の取水制限</li> <li>・福岡県南広域水道企業団、佐賀東部水道企業団で最大 22% の取水制限</li> <li>・農業用水（甘木市ほか）で最大 60% の自主節水</li> <li>・11 回に渡る渇水調整連絡会を開催し、各利水者間で自己貯留水の融通や、流水の正常な機能の維持のための用水や水道用水向けに松原ダム・下筌ダムの貯留水を活用した緊急放流等を実施</li> </ul>  <p><b>写真 2. 2-45 江川ダム貯水池</b></p>

表 2.2-5 筑後川水系における近年の渇水の状況

年	区別	取水制限等期間			備考	渇水調整連絡会開催回数
		期間	日数	対応内容		
平成元年	農水	7/13～9/28	78日間	自主節水	両筑平野用水	3
平成2年	農水	8/11～8/15、8/28～8/30	8日間	取水障害	筑後川下流地 筑後川中流域(隈上川流域)	2
平成4年	水道	12/3～12/7、12/15～12/20、 12/24～12/28、H5/1/1～ H5/1/6、H5/1/17～H5/2/21	58日間	自主取水制限・取水制限	福岡地区水道企業団(45%) 県南広域水道企業団(20%)	4
平成6年	水道	8/4～H7/5/31※ 7/8～H7/5/31  ※12/28～H7/1/4は 給水制限解除	295日間 320日間	給水制限 取水制限	給水制限:福岡都市圏7市町 取水制限: 福岡地区水道企業団(55%) 福岡県南広域水道企業団(40%) 佐賀東部水道企業団(40%) 福岡市(78%) 甘木市(70%)	22
	工水	7/7～H7/5/31	329日間	給水制限	佐賀東部工業用水道(20%) 甘木市(76%)	
	農水	7/8～10/31	116日間	取水制限	両筑平野用水(78%) 耳納山麓用水(80%) 筑後川下流域	
平成7年	水道	12/8～H8/4/30	145日間	自主取水制限	福岡地区水道企業団(50%) 福岡県南広域水道企業団(20%) 佐賀東部水道企業団(20%)	5
平成9年	農水	6/18～6/21	4日間	自主節水	筑後川下流用水	3
平成11年	水道	1/14～6/25	163日間	自主取水制限	福岡地区水道企業団(50%) 福岡県南広域水道企業団(15%) 佐賀東部水道企業団	8
	農水	6/16	1日間	自主節水	筑後川下流用水	
平成12年	農水	6/16	1日間	自主節水	筑後川下流用水	1
平成13年	農水	6/17～6/18	2日間	自主節水	筑後川下流用水	1
平成14年	水道	8/10～H15/5/1	265日間	自主取水制限、取水制限	福岡地区水道企業団(55%) 福岡県南広域水道企業団(22%) 佐賀東部水道企業団(22%)	11
	農水	6/14～6/19、7/11～10/10	98日間	自主節水	両筑平野用水、筑後川下流用水	
平成15年	水道	H16/2/10～H16/5/17の内	98日間	自主取水制限	福岡地区水道企業団(75%) 福岡県南広域水道企業団(10%)	1
平成16年	農水	6/18～6/20	3日間	自主節水	筑後川下流用水	1
平成17年	水道	6/23～7/12、H18/1/13～ H18/4/18	116日間	自主取水制限	福岡地区水道企業団(20%) 福岡県南広域水道企業団(2%)	7
	農水	6/16～6/26	11日間	自主節水	筑後川下流用水	
平成19年	水道	12/26～H20/4/18	115日間	自主取水制限	県南広域水道企業団(2%)	1
平成21年	水道	H22/1/15～H22/1/20	6日間	自主取水制限	福岡地区水道企業団(20%)	2
	農水	6/16～6/22	7日間	自主節水	筑後川下流用水	
平成22年	水道	11/26～H23/6/20	207日間	自主取水制限	福岡地区水道企業団(55%) 佐賀東部水道企業団(5%) 福岡県南広域水道企業団	2

(参考)

昭和53年	水道	5/20～S54/3/24の内	287日間	給水制限	福岡市	19
	農水	6/8～6/10、8/4～10/31	92日間	自主節水	両筑平野用水 筑後川中・下流域	
	工水	4/23～S54/4/30	373日間	給水制限	甘木市	

注) 日数は利水者のうち最大値を示す。備考の( )内の数値は、最大の取水制限率、自主取水制限率を示す。

## (2) 城原川

佐賀東部地区（城原川流域含む）の水道企業団である佐賀東部水道企業団において、一部通水開始の昭和60年2月以降平成6年、平成7年、平成14年、平成22年、平成23年に取水制限が行われた。

特に平成6年の佐賀地域は7月7日～7月24日までの18日間、全く雨が降らず、統計開始（1968年）以来最も長い無降水連続日数を記録した。7月の月降水量は佐賀で24.5mmと7月の月降水量の最も少ない記録（過去の最小記録1914年7月の29.7mm）となった。年間降水量は、佐賀市で平均値1,836.4mmに対して55%の1,013.5mmと平年より約800mmも少なく、過去最小の昭和53年の1,065.5mmを下回り、明治23年の観測開始以来、最も少ない記録となった。このため城原川流域をはじめ、佐賀東部地区において12時間断水等を余儀なくされ、市民生活、社会経済活動に大きな影響を及ぼした。

また、平成6年以降も渇水の発生に伴う取水制限等が実施されており、平成14年の渇水では取水制限等の期間が213日間も継続した。なお、平成6年の城原川日出来橋地点における河川流量0m<sup>3</sup>/sの継続日数は13日間（8月12日～8月23日）を記録し、神埼市（旧神埼町、旧千代田町）における農作物等の被害額は約171百万円※1となり大きな被害が発生した。

※1 出典：平成7年3月 佐賀県農林部農村農地整備局「平成6年農林かんばつの記録」

表 2.2-6 佐賀県における近年の渇水の状況

年	区別	取水制限等期間			備考
		期間	日数	対応内容	
平成6年	水道	7/7～H7/5/31	329日間	12時間断水 取水制限 減圧給水	佐賀東部水道企業団(15～40%)
平成7年	水道	12/22～H8/4/30	129日間	自主取水制限	佐賀東部水道企業団
平成14年	水道	9/30～H15/4/30	213日間	取水制限 減圧給水 自主的取水制限	佐賀東部水道企業団(20～22%)
平成22年	水道	12/24～H23/1/31	39日間	自主取水制限	佐賀東部水道企業団
平成23年	水道	4/21～5/30	40日間	自主取水制限	佐賀東部水道企業団

※佐賀東部水道企業団への聞き取り。



写真 2.2-46 渇水時状況写真



平成6年7月14日撮影

写真 2.2-47 渇水時状況写真



写真 2.2-48 渇水時状況写真

## 2. 2. 5 河川環境の沿革

くじゅう山地と有明海の恵みをうけた豊かな自然環境を有する筑後川は、長い年月をかけ峡谷、瀬や淵、礫川原、干潟などの多様な環境を創り多種多様の生物を育んできた。また、筑後川が形成した盆地や沖積地には古来より人が生活を営み、人々は洪水と旱魃に悩まされ様々な治水・利水の工夫を施して筑後川と共に生きてきた。

近代に入り昭和 28 年の大災害を契機に、松原ダム・下筌ダムの建設など本格的な河川工事が始まり流域の治水安全度は向上してきた。時は同じくわが国は高度成長時期であり、国民生活も安定し、河川環境、河川整備についても豊かさを感じられる施設整備、水質の改善等が求められるようになってきた。昭和 40 年代からは、都市化の進展と共に河川の有するオープンスペースとしての機能が重視されるようになり、昭和 44 年には都市環境整備事業が創設された。筑後川においても、高水敷の整備など河川空間を利用した各種整備が行われた。

また、河川の自然環境や生態系の保全が重視されるようになり、平成 2 年には、多自然型川づくりや河川水辺の国勢調査などが実施されるようになり、その後、平成 9 年 5 月に河川法が改正され、法の目的にこれまでの「治水」、「利水」に加え「河川環境の整備と保全」が位置付けられた。筑後川においても、上流部では水郷日田の魅力を生かした河川景観の形成や中流部のリバーサイドパークなどの親水整備が行われ、自然環境の保全に関しては中流部の川原の再生、瀬・淵や鮎の産卵場の保全、下流部では干潟やアシ原の保全など川が有する多様な自然環境機能を保全した川づくりが行われている。



写真 2. 2-49 筑後川リバーサイドパーク



筑後川中・上流部ではアユ釣りが盛ん

## 2.3 城原川の現状と課題

### 2.3.1 治水の現状と課題

#### (1) 洪水の特徴

城原川は急峻な山地と干拓等で形成された広大な佐賀平野を流れる河川であり、上流で降った雨は短時間で一気に神埼市街まで到達する。城原川が流れる佐賀平野は日本一の干満差を持つ有明海に面し、満潮時には海面より低くなる低平地であり、洪水被害と内水被害が生じやすい地形となっている。

また、城原川の中流域は天井河川となっていることから、中小河川の氾濫水は、城原川などの河川に流れ込むことができず、ひとたび氾濫すると甚大な被害が発生する。近年では、平成21年7月、平成22年7月において計画高水位を上回る洪水が連続して発生し、野越しからの越流により、浸水被害が発生した。

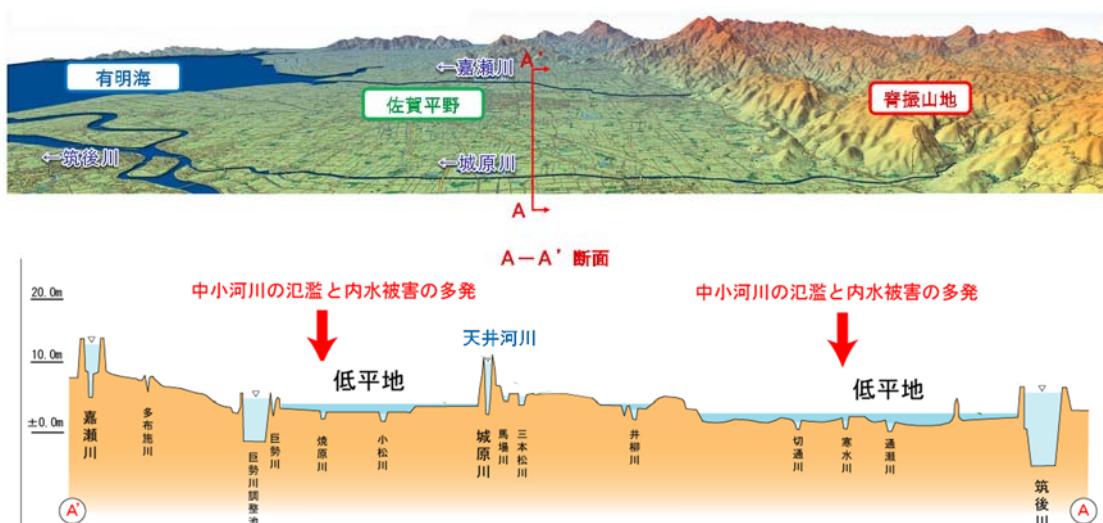


図 2.3-1 城原川の地形特性

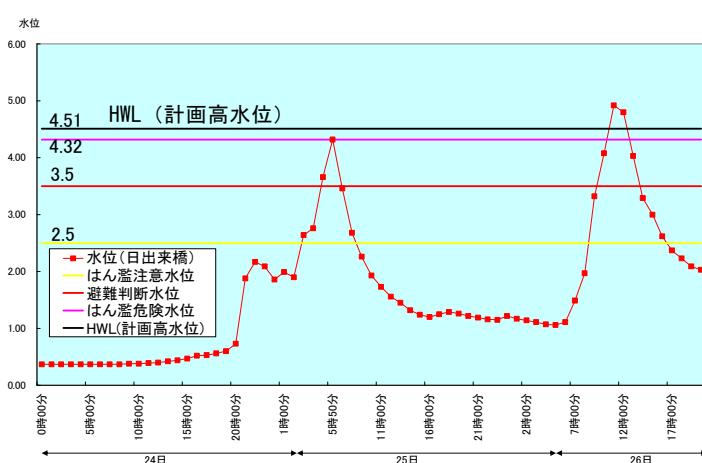


図 2.3-2 城原川水位ハイドログラフ  
(平成21年7月洪水)



写真 2.3-1 平成21年7月洪水  
(神埼橋付近)



写真 2.3-2 平成22年7月洪水  
(新村橋付近)

## (2) 城原川上流域の現状と課題

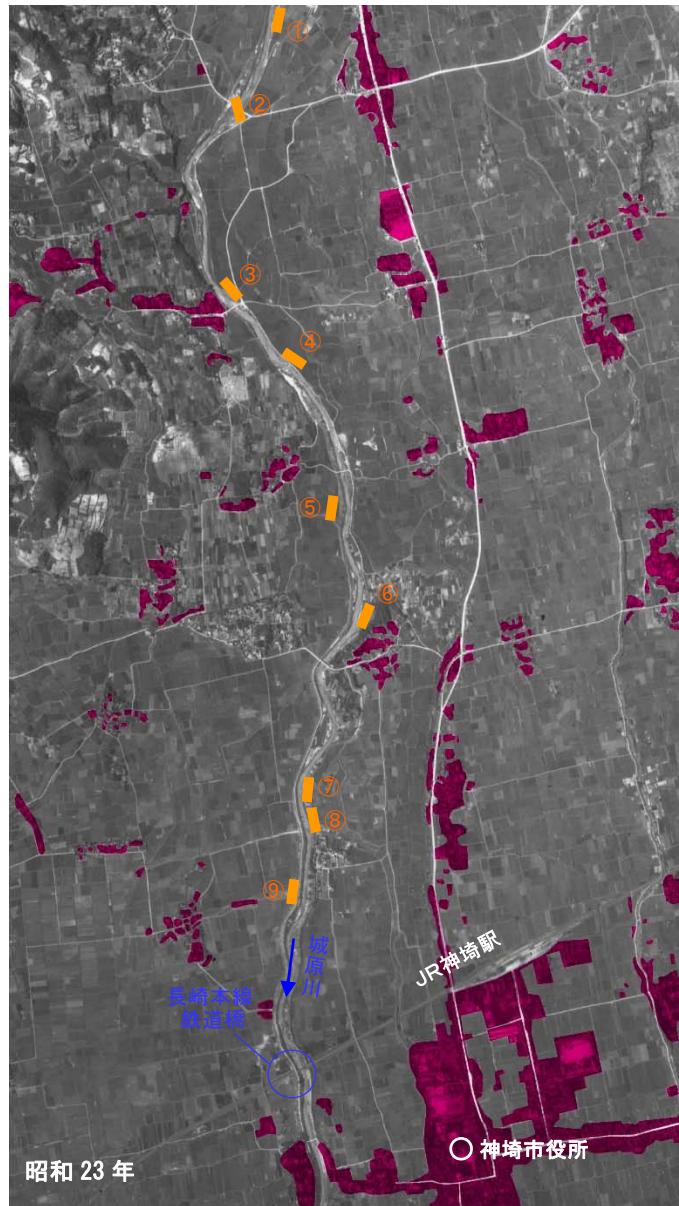
城原川上流部の河床勾配は山間部を流れる区間が1/20～1/60程度と急勾配であり、長崎自動車道付近より下流は1/500程度と上流に比べると緩やかになってくる。また、城原川の上流部には歴史的な治水施設である野越しといわれる堤防の一部が低い箇所が存在している。野越しは、成富兵庫茂安が下流の町を水害から守るために築いた施設といわれており、洪水が一気に下流に流れないよう上流の堤防の一部を低くして川の外に水をあふれさせるようにしたものである。現在もJR長崎本線より上流に9箇所残っている。

戦後に入って災害助成事業による大規模な河川改修が行われた後も野越しは残されていたが、昭和30年代の洪水で野越しから水があふれたため、昭和30年代後半から昭和40年代前半に掛けて野越しの一部がかさ上げされ、現在の高さとなった。左岸側野越し（③、④、⑦、⑧）の受堤は平成元年の圃場整備において撤去された。

現在、野越しの周辺は宅地化が進んでいるものの、これらの野越しにはあふれた水の勢いを弱め、広がっていかないよう水害防備林や受堤が設けられていたが、受堤等の一部が撤去されたことから、野越しからあふれる洪水による周辺家屋への浸水被害が懸念される。



写真 2.3-3 野越しと受堤の位置



(出典：国土地理院)



(出典: 国土交通省筑後川河川事務所撮影)

野越し  
宅地

写真 2.3-4 野越し周辺の開発状況

### (3) 城原川中流域の現状と課題

城原川の中流部は、天井川河川であることから氾濫した水は再び河川に戻ることのない、拡散型の氾濫地形を有しているため、洪水被害が広範囲に及ぶ恐れがある。河床勾配は平野部を流れるお茶屋堰付近までが1/1200程度と緩やかな区間となっている。

また、城原川での代表的な原風景となっている草堰といわれる、棒杭に柳、竹、芝、雑草などの粗朶や藁などをからませた農業用水を取水するために古来より続けられている堰が、13箇所存在する。草堰は、隙間が多く、わざわざ水が漏れやすい構造にすることで上流と下流で水を利用する人々の利害の調整を行っていたとされている。また、普段は上流から流れてくる砂が溜まりにくく、洪水の時には流れを妨げないよう簡単に壊れるようになっている。

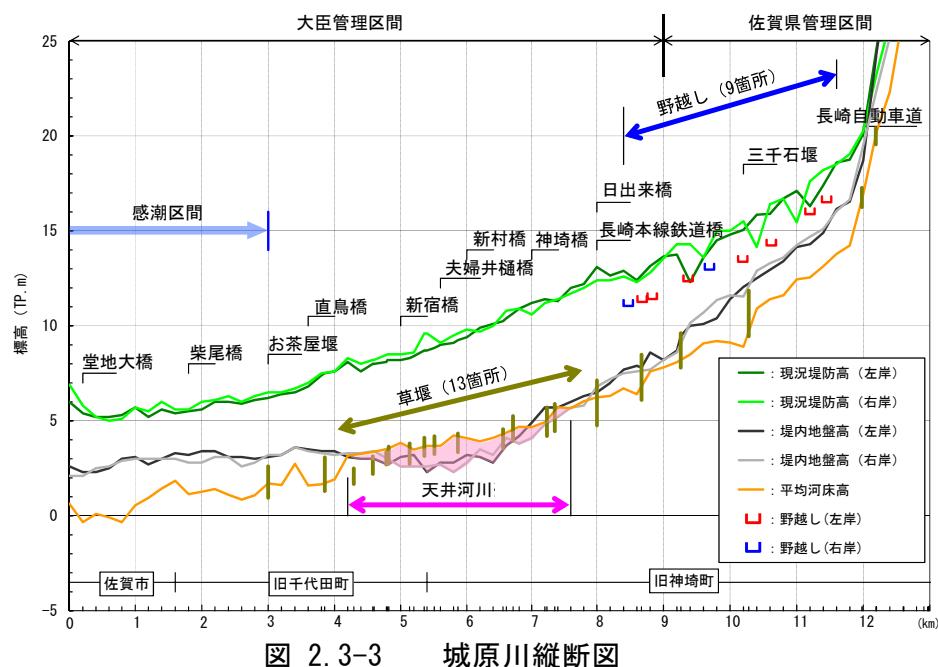


図 2.3-3 城原川縦断図

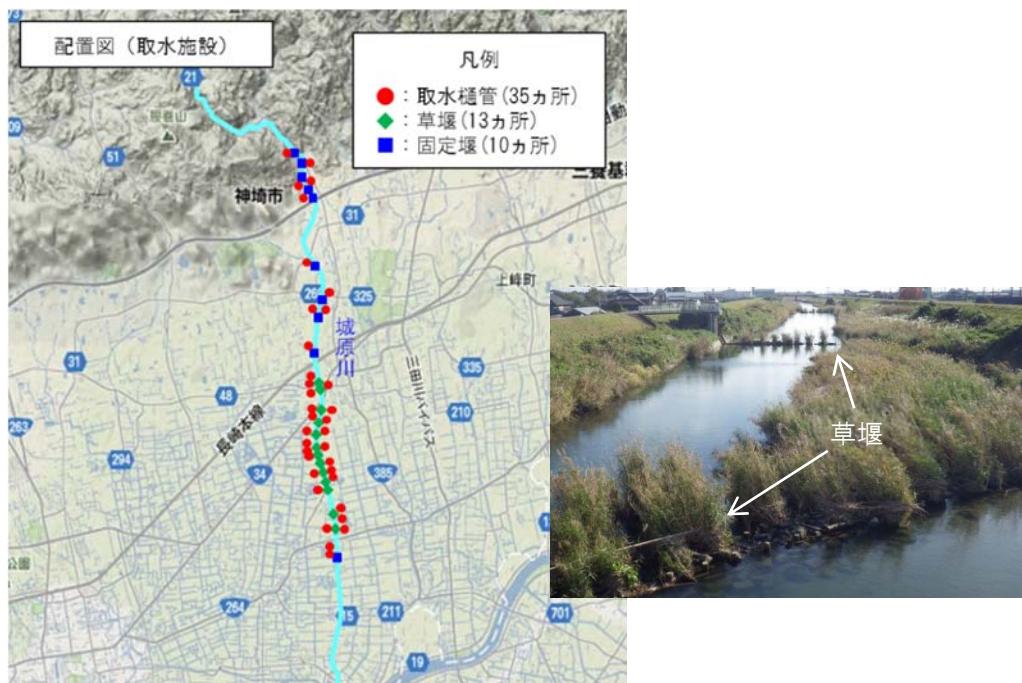


図 2.3-4 城原川に現存する草堰の状況

#### (4) 城原川下流域の現状と課題

城原川下流域は、低平地が広がっており、拡散型の氾濫地形となっており、河床勾配はお茶屋堰付近から下流においては 1/2000 程度と緩やかになっている。また、城原川下流部は有明海による干満の影響を受ける感潮区間となっており、河床掘削してもガタ土の堆積で河道が狭まるため、河道の維持管理が必要となる。



写真 2.3-5 有明海からみた筑後川河口域

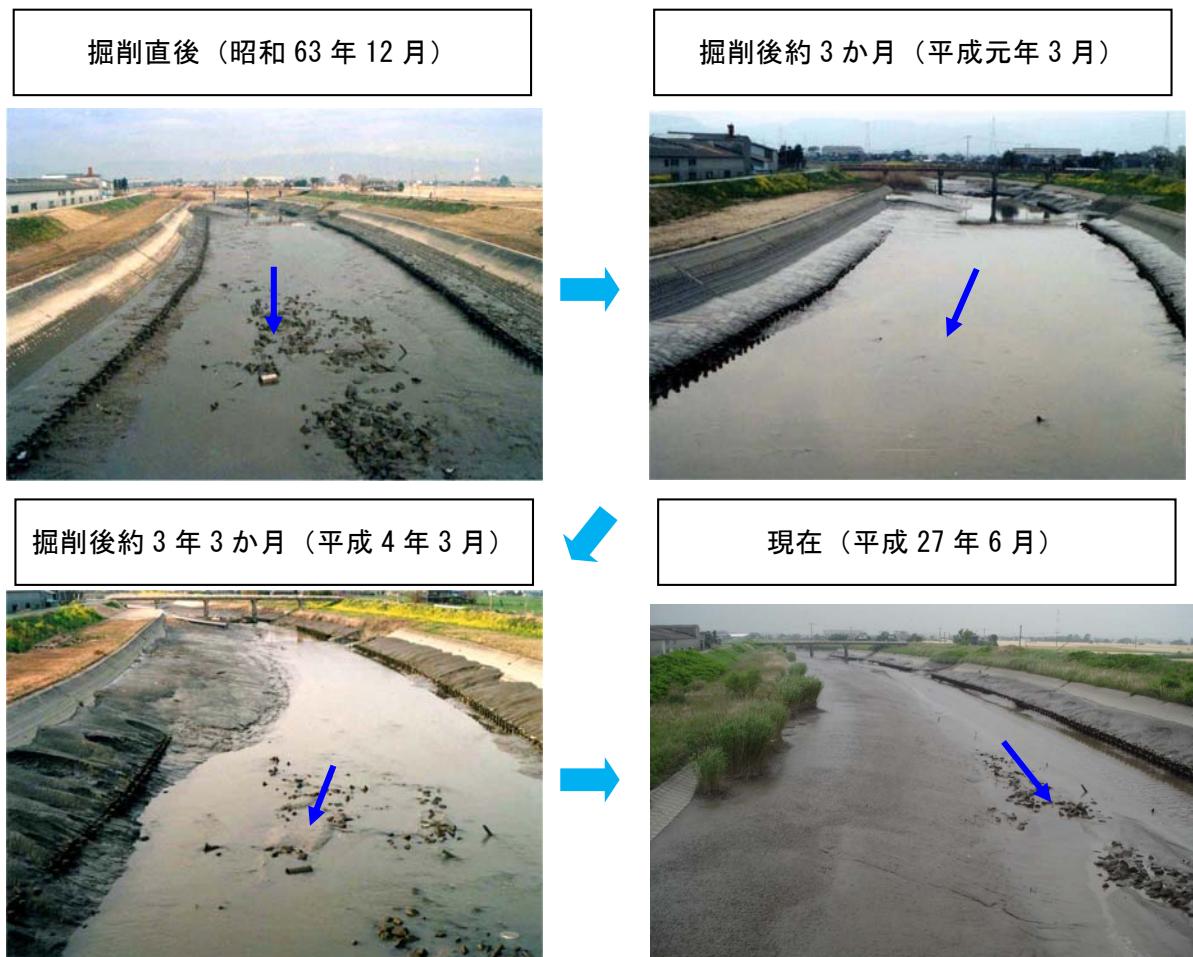


写真 2.3-6 城原川下流部におけるガタ土の堆積状況

## (5) 堤防等の整備状況

城原川の管理区間（ダム下流）における堤防整備率は平成26年度末時点で直轄管理区間は約58.7%、県管理区間は約85.9%となっている。

また、既設堤防は、平成21年7月洪水等で見られるとおり、洪水時の堤防からの漏水等の懸念とともに、既設樋管の老朽化に伴う函体等からの漏水も確認されている。

城原川の中下流域の地質については、粘土層となっており、盛土時の沈下等が懸念される。

表 2.3-1 城原川の管理区間（ダム下流）における堤防整備状況

直轄管理区間延長 <sup>※1</sup>	計画断面堤防(a) <sup>※2</sup>	堤防必要区間(b)	整備率(a/b)
18.2km	10.5km	17.9km	58.7%

県管理区間延長 <sup>※3</sup>	計画断面堤防(a) <sup>※2</sup>	堤防必要区間(b)	整備率(a/b)
8.8km	5.5km	6.4km	85.9%

※1 直轄管理区間延長はダム管理区間を除く左右岸の計

※2 堤防の計画断面を満足している堤防

※3 県管理区間延長はダム下流区間の左右岸の計

(平成27年3月現在)



写真 2.3-7 平成21年7月洪水による堤防川裏法面の崩壊(L=80m)、  
堤防川裏法尻からの漏水



写真 2.3-8 樋管の状況、樋管函体からの漏水

## 2.3.2 利水の現状と課題

### (1) 利水の現状

佐賀平野は、有明海を干拓して形成された低平地であり、平地に対して山地の割合が少ないため、昔から水源に乏しく、ため池やクリーク、アオ（淡水）取水、地下水利用など限られた水源を有効利用する工夫がなされてきた。

城原川では、取水樋管 35 箇所、固定堰 10 箇所、草堰 13 箇所と多くの取水施設が点在し、農業用水のほかに防火用水・収穫物洗浄・農機具洗浄や水辺修景、親水など多様な水利用がなされている。

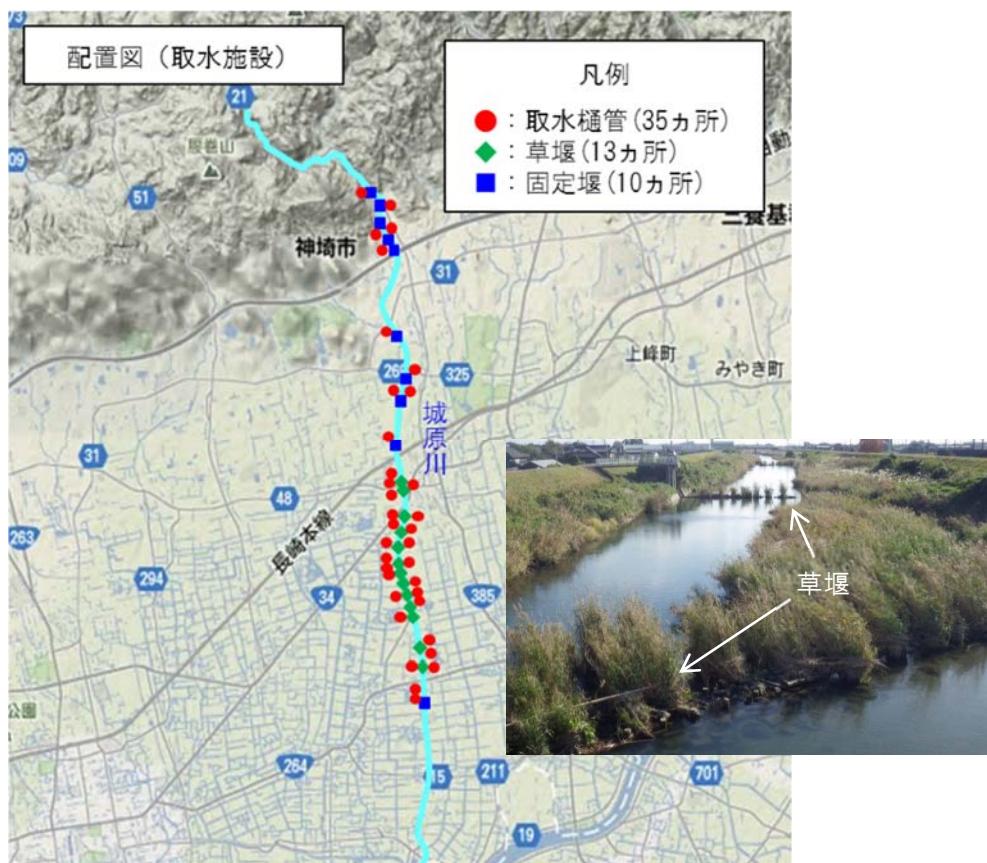


図 2.3-5 取水施設配置図

## (2) 利水の課題

城原川の農業用水に関しては、上流部の樋管で取水された水が、幹線農業用水路へ流れ込み、下流部でも農業用水の利用は可能な水利構造となっている。

しかし、圃場整備の実施に伴い水路系統の再編や管理水位の低下、作付け作物の変化等により水利用の形態が変化したことで、下流地区では自流が少ない冬場などにおいて集落内水路の水が少なくなってきたとの声がある。

## (3) 利水の取組

城原川では、下流地区の集落内水路における自流が少ない冬場など、水不足の声があるものの、関係行政機関からなる「城原川の整備と水利用に関する検討会（以下「検討会」という）」において、城原川の水は沿川の取水施設の改善や水路の再編等による水利用の合理化を図ることで城原川の水に不足は生じないことが確認された。

現在、この検討会の結果を踏まえ、関係行政機関からなる「城原川利水調整協議会」において、取水実態、利用状況の把握とともに水利用の合理化に向けた取組が利水者を含めた関係者との間で継続的に行われている。



写真 2.3-9 取水実態調査(1)



写真 2.3-10 取水実態調査(2)



写真 2.3-11 取水実態調査(3)

## 2.3.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題

### (1) 自然環境

#### 1) 筑後川上流部（松原ダムから夜明渓谷までの区間）

筑後川上流部は、急勾配の河道内にツルヨシ群落、河岸にはアラカシ等の高木林が広く分布している。河床は礫及び玉石等からなり、山間の渓流を好むカジカガエル、清流を好むゲンジボタル等が生息している。

松原ダムの直下から日田市街部までの区間では、発電用水の取水により河川流量が減少していたが、平成12年の水利権更新時に、地域住民や自治体及び関係機関等が協議して、発電用水の取水口から下流に流す河川流量を増やすことが決定された。この河川流量の増加によって、響アユといわれる大型のアユが戻ってくるなど動植物の生息・生育環境が改善されつつあり、地域住民からは、更なる河川環境の向上を望む声もある。

#### 2) 筑後川中流部（夜明渓谷から筑後大堰までの区間）

筑後川中流部の巨瀬川合流部付近より上流は、瀬、淵、ワンド及び河原など多様な動植物の生息・生育環境が形成されている。水際にはツルヨシ群落が広く分布し、高水敷には九州北部では少ないセイタカヨシ群落も分布している。

朝羽大橋付近では、過去の砂利採取による河原や中洲の消失等、河床の単調化が見られたが、現在では、瀬、淵、ワンド、河原及び中洲等が連続した多用な河川環境を有する区間となっている。近年では、砂利採取等により河床低下や洪水による搅乱頻度の減少等が一因と考えられる河原の草地化、河道内の樹木の繁茂等、河川環境の変化が見られる。

巨瀬川合流部付近から下流区間では、小森野床固や筑後大堰による湛水域が広く形成されており、河道は低水路と高水敷が明瞭に区分された単調な河川環境となっている。

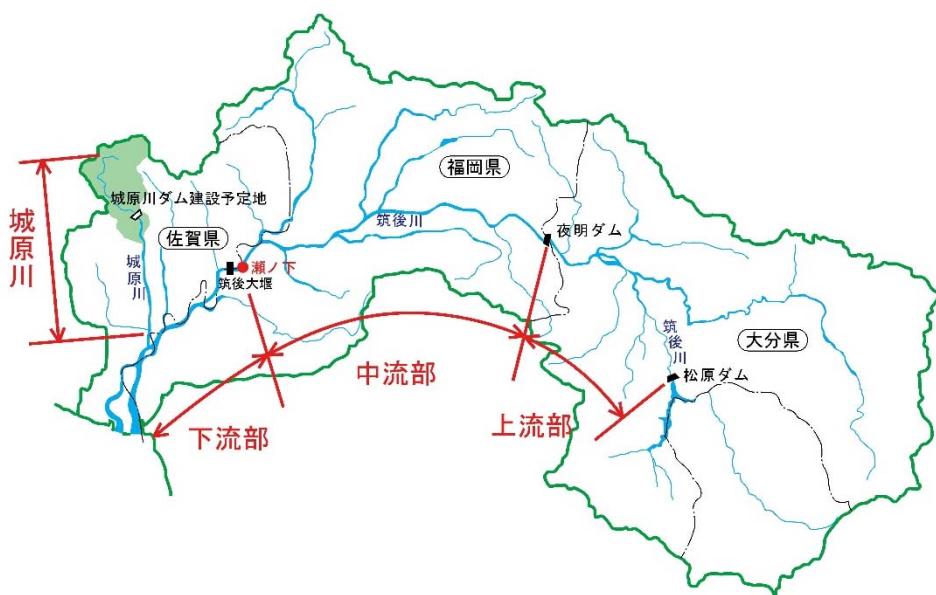


図 2.3-6 筑後川の河川区分

### 3) 筑後川下流部（筑後大堰から河口までの区間）

筑後川下流部では、約 23km に及ぶ長大な汽水域と河岸の干潟とアシ原が特徴的である。

汽水域では、航路維持のための浚渫や過去に行われた砂利採取等が一因と考えられるアシ原や砂干潟の減少及び底質の細粒化等、汽水域環境の変化を示す現象が見られる。また、筑後川の感潮域及び有明海は、環境省の「日本の重要湿地 500（No. 365 有明海）※」にも選定されていることから、これらの環境の保全へ向けた取り組みが必要である。

※環境省では、多数の専門家の意見を得て、湿地、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、さんご礁など、生物多様性保全の観点から重要な湿地を 500箇所選定している。筑後川の感潮域及び有明海は、淡水魚類、底生動物及びシギ・チドリ類の生物群の生息・生育地等として選定されている。

### 4) 城原川

城原川上流部は、急峻な山間地を流れ、渓流環境を形成している。山地部ではスギ植林や部分的に分布するアラカシ等により森林が形成され、水際にはツルヨシが繁茂し、メダケやアラカシなどの河畔林が連続して形成されている。

城原川の中流部は、山間地を流れ出たのち扇状地を形成し、平野部では河道内に高水敷が形成されている。古くから草堰による取水が行われており、堰による湛水区間が連続している。水際にはアシやツルヨシ等の水辺植生が繁茂している。

城原川の下流部は、有明海の潮汐の影響を受ける感潮域となっており、干潟とアシ原が特徴的である。

このように、城原川は上・中・下流毎に特徴的な環境を有しており、多様な生物の生息・生育・繁殖環境を形成していることから、河川整備を行う際には、オヤニラミ等の生息環境への配慮や河川の上下流の連続性を確保するなど、豊かな自然環境の保全・再生への配慮が必要である。



写真 2.3-12 上流部の様子



写真 2.3-13 中流部の様子



写真 2.3-14 下流部の様子

## (2) 水質

筑後川の水質は、河川の一般的な水質指標である BOD (75%値) でみると、瀬ノ下地点においては、平成 6 年の渇水時を除き環境基準値（河川 A 類型）※を概ね満足している。

城原川の水質は、お茶屋堰より上流が河川 A 類型、下流が河川 B 類型に指定されている。

なお、城原川上流の協和橋地点では経年的に 0.6mg/l 程度で推移し、環境基準値（河川 A 類型）を満足している。

このように、城原川の水質は良好な状態を保っているが、地域全体でこれを維持していく必要がある。

※ 環境基準値は、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が設定した。河川 A 類型は BOD 濃度 2mg/l 以下が該当する。



図 2.3-7 環境基準地点及び類型指定（環境省告示による）

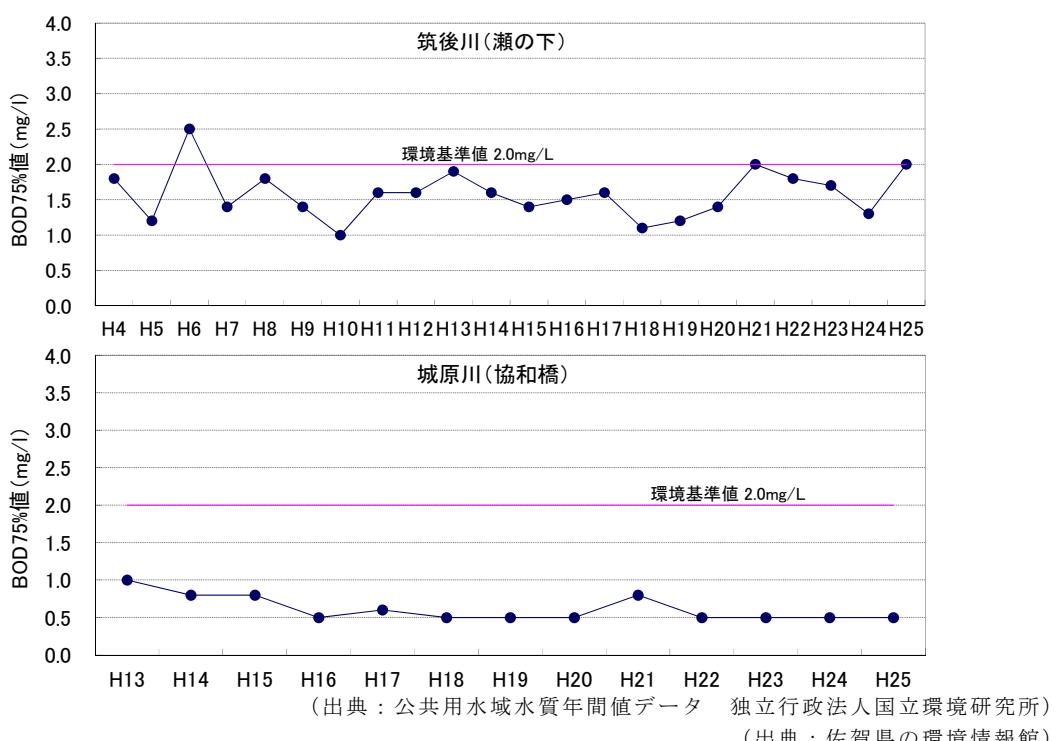


図 2.3-8 主要地点の水質 (BOD) 経年変化図

### (3) 河川空間利用

#### 1) 筑後川上流部（下筌ダムから夜明渓谷までの区間）

松原ダム及び下筌ダムのダム湖周辺では森と湖の祭典、遊覧船の運航及び桜まつり等が行われ、地域における貴重な水辺空間として利用されている。松原ダム及び下筌ダムは平成13年度に水源地域ビジョン※策定ダムの指定を受け、ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図るための取り組みを推進している。おおやま松原ダム下流では、日田市大山町に整備された西大山水辺プラザ周辺での親水空間としての利用のほか、アユ釣り等が行われている。

日田市街部では、観光を目的とした屋形船及びアユ簗等に利用され、水郷日田の夏の風物詩となっている。また、日田温泉周辺の河川は、散策、花火大会や三隈川リバーフェス夕等のイベント、環境学習及び自然体験活動等の場として盛んに利用されている。さらに、しょうで庄手川沿いの隈町は、日田市の「都市景観形成地区」に指定されており、河川を整備する場合は川沿いの町並みと調和した景観への配慮が求められる。

#### 2) 中流部（夜明渓谷から筑後大堰までの区間）

久留米市街部から上流では、アユ釣り、グランドゴルフ及び花火大会などのイベント等に利用されている。筑後川沿いに立地する筑後川温泉及び原鶴温泉周辺では、観光を目的とした屋形船及び鵜飼に利用されている。

久留米市街部においては、広い高水敷が久留米リバーサイドパーク（都市公園、運動施設）、ゴルフ場及びサイクリングロード等として整備され、スポーツ、散策、レジャー及びレクレーション等で利用されるほか、マラソン大会、トライアスロン大会、花火大会及びイカダ下りレース等の様々なイベントに活用されている。

また、近年、久留米市街部では水上オートバイ等の水上スポーツが盛んになり、他の河川利用者も多いことから、秩序ある利用と安全確保を目的とした水面利用のルールづくりが進められている。

さらに、近年では、中流域の自治体が相互に連携して「筑後川中流域未来空間形成基本構想（筑後川中流域未来空間形成計画検討協議会）」を立案するなど、筑後川を利用して広域的な地域活性化を図ろうとする気運が高まっている。

また、地域住民からは、スポーツ及びイベント等での河川利用のみならず、子どもたちの環境学習及び自然体験活動の場としての筑後川の利用並びに山田堰等の歴史的構造物を活用した歴史学習の場及び憩いの空間として、多様な活用が期待されている。

※水源地域ビジョンとは、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を図り、流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図ることを目的として、ダム水没地域の自治体、地域住民等がダム事業者・管理者と共同で策定主体となり、下流の自治体、住民及び関係行政機関に参加を呼びかけながら策定する水源地域活性化のための行動計画をいう。

### 3) 下流部（筑後大堰から河口までの区間）

筑後大堰から下流部では、漁船等の航路、停泊地等としての利用のほか、河川敷にはゴルフ場が整備され、多くの地域住民に利用されている。また、筑後川下流のエツ漁及びエツ料理を楽しむ遊覧船は、初夏の風物詩として有名である。大川市等の市街部においては、運動施設や公園等が整備され、スポーツ、散策及びイベント等に利用されている。また、決められた停泊施設以外での船舶の不法係留、放置船及び廃棄船等も見られ、公共空間の利用の妨げになるとともに、洪水時に漂流し、施設等への損傷を与える恐れがあるため適切な対応が必要である。

また、干潟やアシ原等がある水辺は、潮の干満等の自然の営みを体験することができるため、子どもたちの環境学習及び自然体験の場としての活用が期待されている。さらに、昇開橋、荒籠及びデ・レーク導流堤等の歴史的施設は、自然に挑んだ先人の苦労を現在に伝える貴重なものとして、歴史学習及び観光への活用が期待されている。

### 4) 城原川

上流部では、仁比山公園や愛逢橋が整備され、公園に隣接する水辺には散策路が整備されるなど、市民の憩いの空間となっている。また、全国「遊歩百選」に選定されたコースの一部が城原川堤防を通っており、散策等の利用者も多い。

中流部では、水辺に近づくことができる整備が行われている城原川親水公園を拠点として、子供たちが川に親しむためのイベント「リバースクール」が開催されている。また、クリークや川をもっと身近に感じてもらい、自然を見つめ直してもらおうと、クリークで菱の実とりに使われる「ハンギー」に乗ってレースを行う「城原川ハンギーまつり」が毎年8月に開催されている。神埼市街地を流れる区間では、一部高水敷に遊歩道が整備されており、貴重な水辺空間として利用されている。

しかし、現在の城原川は、気軽に水辺に近づき川と触れあえる場所が少なく、今後、地域の人々が城原川に親しみ接する機会を増やし、地域の人々からの関心が高く目の行き届いた川にしていくことも必要である。

## 2.4 筑後川水系の現行の治水計画

### 2.4.1 筑後川水系河川整備基本方針（平成15年10月2日策定）の概要

#### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、昭和28年6月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点荒瀬において $10,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。このうち流域内の洪水調節施設により $4,000\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $6,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。

表 2.4-1 基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量	洪水調節施設に による調節流量	河道への 配分流量
筑後川	荒瀬	$10,000\text{m}^3/\text{s}$	$4,000\text{m}^3/\text{s}$	$6,000\text{m}^3/\text{s}$

#### (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、荒瀬において $6,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、宝満川等の支川の流量を合わせて瀬ノ下において $9,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。さらに、佐賀江川等の支川の流量を合わせて若津において $10,300\text{m}^3/\text{s}$ とし、早津江川に $3,100\text{m}^3/\text{s}$ を分派し、河口まで $7,200\text{m}^3/\text{s}$ とする。

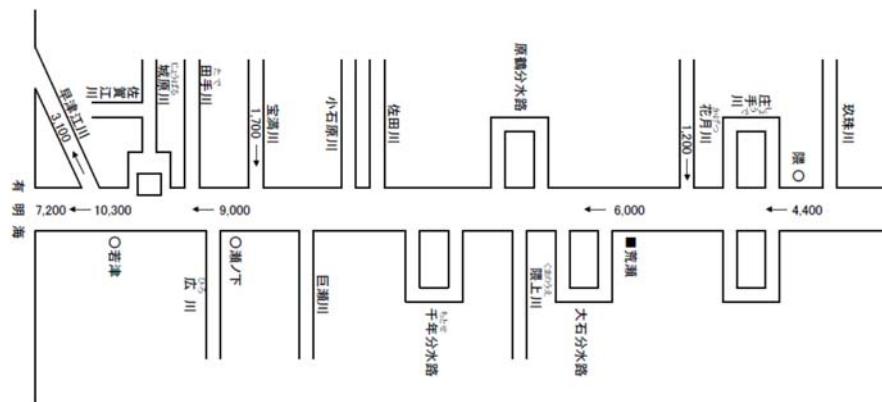


図 2.4-1 筑後川計画高水流量図（単位： $\text{m}^3/\text{s}$ ）

#### (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

表 2.4-2 主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点 からの距離(km)	計画高水位 (T.P.m)	川幅 (m)
筑後川	隈	75.200	84.99	190
	荒瀬	62.050	48.07	120
	瀬ノ下	25.520	10.60	390
	若津	6.850	※5.08	470

(注) T.P. : 東京湾中等潮位      ※ : 計画高潮位

## 2.4.2 筑後川水系河川整備計画【大臣管理区間】（平成18年7月20日策定）の概要

### (1) 筑後川水系河川整備計画策定の経緯

筑後川水系河川整備計画の策定にあたっては、平成15年10月に策定された筑後川水系河川整備基本方針に基づき、今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を定めるため、筑後川水系流域委員会を設立し、平成16年6月～平成18年2月まで6回の会議を実施し、その間に住民懇談会を全154会場にて実施した。

城原川については、城原川流域委員会を設立し、平成15年11月～平成16年11月の間に13回の会議を実施した。その後、城原川首長会議が設立され、平成16年12月～平成17年5月の間に11回の会議を経て、平成17年6月、佐賀県知事より「城原川の治水対策は、ダム手法によらざるを得ない」との申し入れを受け、平成18年7月河川整備計画が策定された。

### (2) 河川整備計画の目標に関する事項

#### 1) 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の計画対象区間は筑後川水系の大臣管理区間とする。

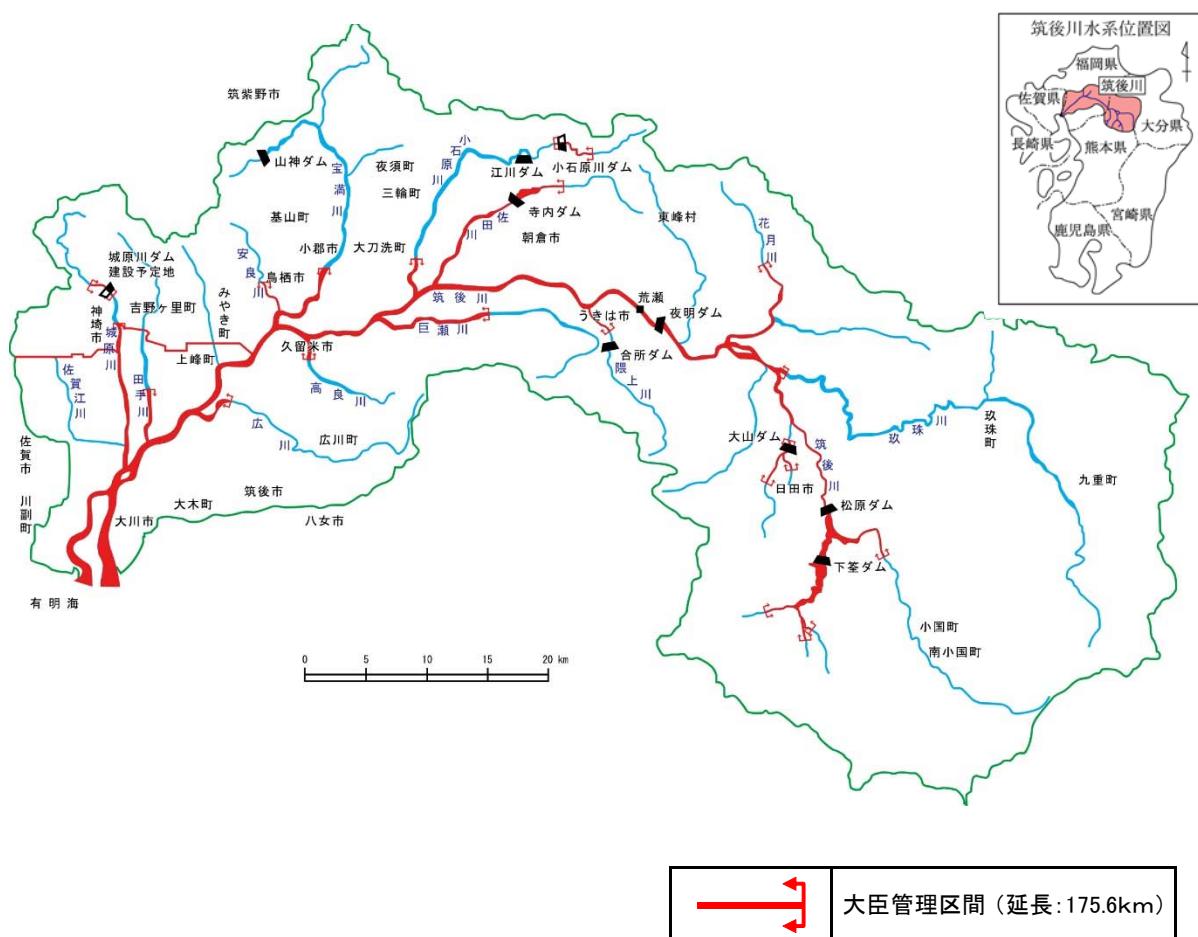


図 2.4-2 筑後川水系河川整備計画の対象区間

表 2.4-3 本川及び城原川の計画対象区間

河川名	上 流 域	下 流 域	延長 (km)
筑後川 (三隈川、大山川 及び枝立川 を含む)	左岸：熊本県阿蘇郡小国町大字下城 字宇津尾三千四百六十九番 の二の二地先 右岸：同町同大字字白岩四千百十 五番地先	河口	101.0
城原川	東佐賀導水路の合流点	佐賀江川への合流点	9.1
	池ノ谷沢の合流点	佐賀県神埼郡神埼町大字的字駄道千 八百二十九番二地先の町道橋下流端	1.8

注) 官報で告示された時点の地名で表示しており、現在の地名とは異なるものがある。

## 2) 河川整備計画の対象期間

河川整備計画の対象期間は概ね 30 年とする。

## 3) 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

筑後川において、戦後最大の被害をもたらした昭和 28 年 6 月洪水は、河川整備基本方針に対応した規模（概ね 150 年に 1 回の確率で発生する洪水規模）である。これを目標とした河川整備を実施するためには、膨大な費用と年数を要することから、本計画では、基準地点荒瀬において、昭和 28 年 6 月洪水に次ぐ昭和 57 年 7 月洪水と同規模（概ね 50 年に 1 回の確率で発生する洪水規模）の洪水の安全な流下を図る。

このため、基準地点荒瀬における河川整備計画の目標流量は、 $6,900\text{m}^3/\text{s}$ （概ね 50 年に 1 回の確率で発生する洪水規模）とし、支川城原川については、筑後川本川と整合のとれた治水安全度を確保する。

表 2.4-4 本川の整備目標及び本川の整備目標に相当する支川城原川の流量

河川名	目標流量等 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )	河川整備基本方針に対応した流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )	地点名
筑後川	6,900	10,000	荒瀬
城原川	540	690	日出来橋

## (3) 河川整備の実施に関する事項

### 1) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する考え方

筑後川の洪水対策は、既設の松原ダム、下筌ダム及び大山ダムにより基準地点荒瀬において、河川整備計画の目標流量  $6,900\text{m}^3/\text{s}$  のうち  $1,700\text{m}^3/\text{s}$  を調節し、河道への配分流量を  $5,200\text{m}^3/\text{s}$  とし、河道掘削及び築堤等を行うことで洪水の安全な流下を図る。

支川城原川については、上流に整備する城原川ダムにより洪水を調節し、さらに河道掘削及び築堤等を行うことで、洪水の安全な流下を図る。

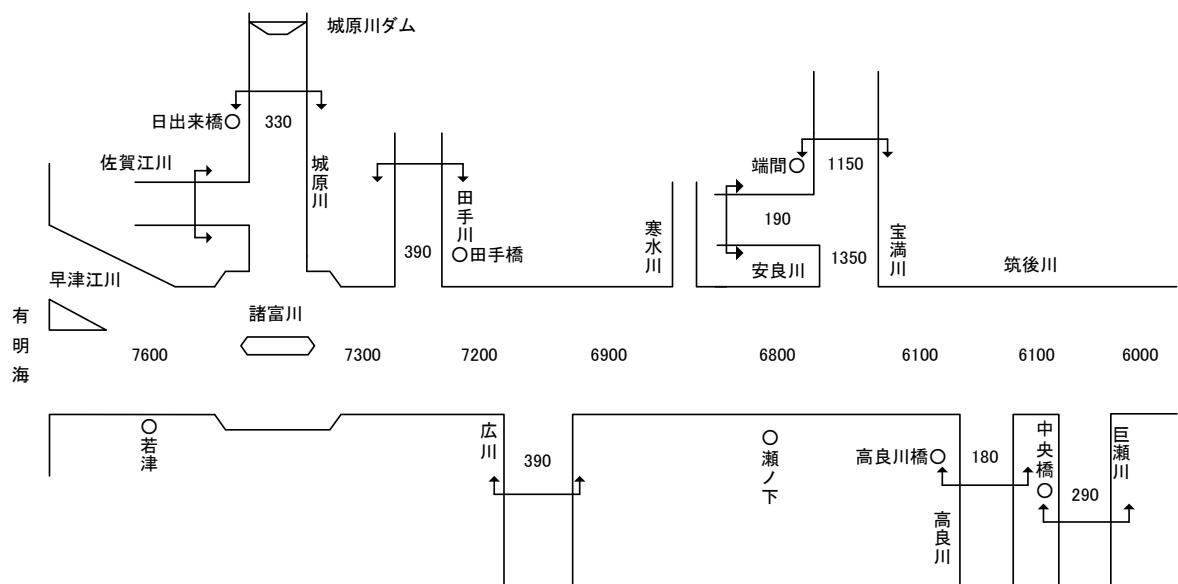


図 2.4-3 河道の整備目標流量図

## 2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する考え方

城原川ダムによる不特定容量の確保の必要性については、更に調査・検討する。

## (4) 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により

設置される河川管理施設等の機能の概要

### 1) 河道の流下能力向上

城原川については、全区間にわたって、河道断面が不足しており、洪水を安全に流下させることができないため、河道掘削及び堤防の拡幅等を実施する。また、施設管理者と調整し、流下阻害となっているお茶屋堰の改築及び夫婦井樋橋の架け替え等を実施する。

また、上流区間の堤防嵩上げにあたっては、下流区間の河道掘削等により、流下能力を確保したうえで実施する。

### 2) 洪水流量の低減

城原川の日出来橋において、洪水流量を低減させるため、城原川上流に城原川ダムを整備する。

城原川ダムは、城原川の日出来橋において、河川整備基本方針に対応した流量  $690\text{m}^3/\text{s}$  のうち  $360\text{m}^3/\text{s}$  の流量低減を図る。

### 3. 検証対象ダムの概要

#### 3.1 城原川ダムの目的等（現計画：点検対象）

##### 3.1.1 城原川ダムの目的

- ・洪水調節
- ・流水の正常な機能の維持

##### 3.1.2 名称及び位置

###### (1) 名称

城原川ダム

###### (2) 位置

筑後川水系城原川

左岸 神埼市神埼町

右岸 神埼市脊振町

##### 3.1.3 ダムの諸元

城原川ダムの諸元は表 3.1-1 に示すとおりである。

表 3.1-1 ダムの諸元

	現計画
型式	重力式コンクリートダム
堤高	約 100m
堤頂長	約 540m
集水面積	約 42.5km <sup>2</sup>
総貯水容量	約 15,900 千 m <sup>3</sup>
有効貯水容量	約 14,200 千 m <sup>3</sup>

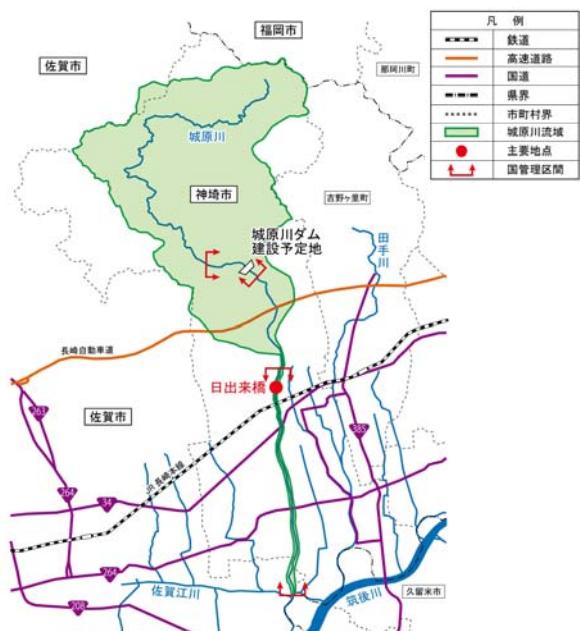


図 3.1-1 城原川流域図

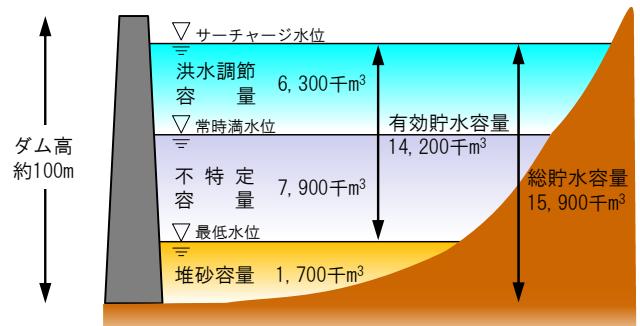


図 3.1-2 貯水池容量配分図

##### 3.1.4 建設に要する費用

建設に要する費用の概算額は、約 1,020 億円である。

##### 3.1.5 工期

工期は、建設事業着手から事業が完了するまでの期間を約 14 年と想定。

### 3.1.6 検証対象ダム

3.1 のダム（現計画：点検対象）は平成 15 年度の事業評価監視委員会にて審議された貯留型ダムであり、今回のダム検証においては、1.1.1 で示したように不特定容量の確保の必要性がないと判断したことにより、ダム規模を縮小し、洪水調節のみを目的とした流水型ダムで検証を進めることとした。

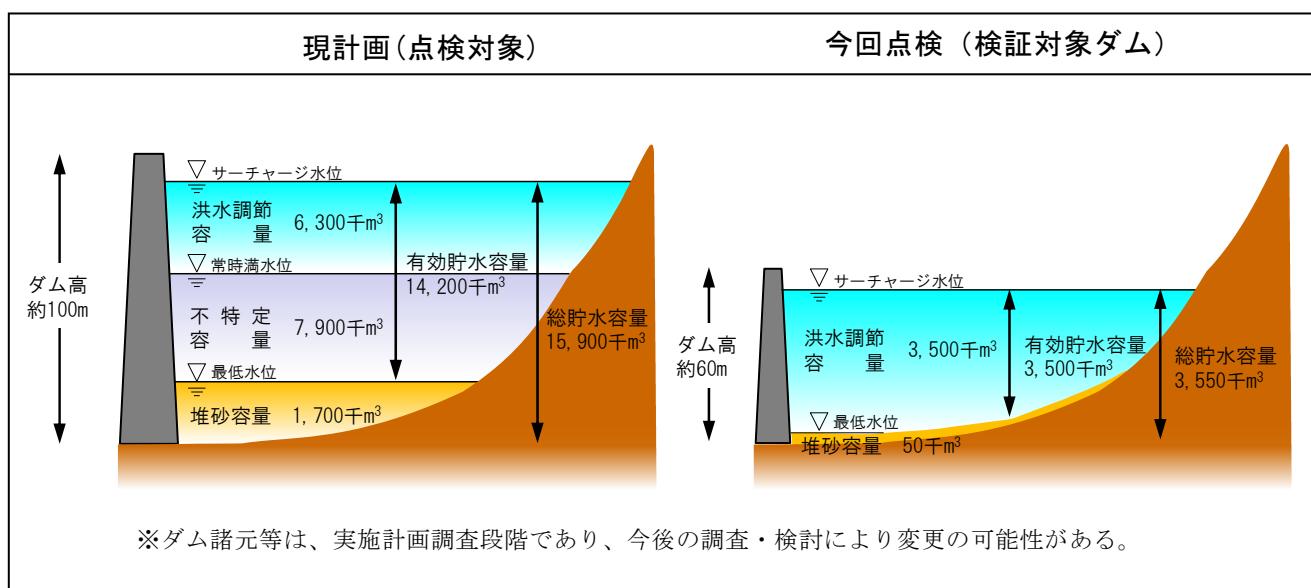


図 3.1-3 貯水池容量配分図

流水型ダムとは、洪水調節専用のダムで、河床部に放流設備を有し、平常時には貯留を行なわず、洪水時に一時的に貯留し下流沿川の洪水被害を軽減するものである。通常時にはダムに水を貯めないことや、河床近くに洪水吐や土砂吐を設置することにより、貯水池内でも普通の川の状態が維持され、ダムの上下流における水循環、土砂循環、魚類の移動など、自然に近い物質循環が維持されるが、洪水吐や土砂吐が流木や土砂で閉塞しないよう対策が必要となる。

城原川ダムでは、流木などによる閉塞対策について、流水型ダムとして竣工している他ダムを参考に、放流孔呑口部へのスクリーンの設置やダム建設予定地上流に流木などを捕捉できる施設を設置する計画としている。今後、さらに詳細な検討を行うこととしている。

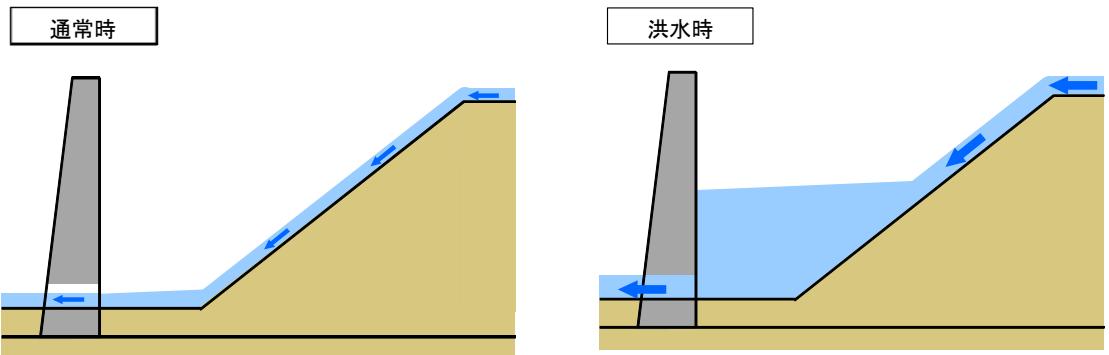


図 3.1-4 流水型ダムのイメージ図



図 3.1-5 スクリーン及び流木捕捉施設イメージ

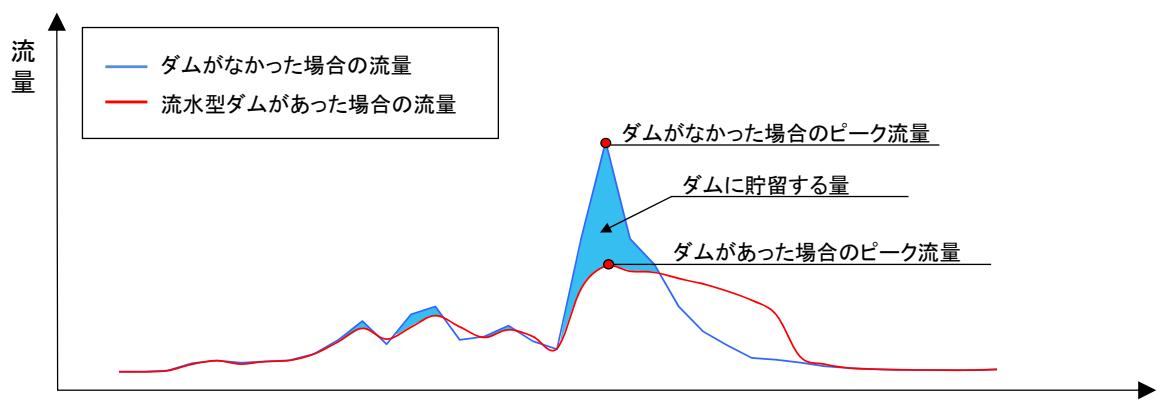


図 3.1-6 流水型ダムの洪水調節図

### 3.2 城原川ダムの目的等(今回点検)

#### 3.2.1 城原川ダムの目的

- ・洪水調節

#### 3.2.2 名称及び位置

##### (1) 名称

城原川ダム

##### (2) 位置

筑後川水系城原川

左岸 神埼市神埼町

右岸 神埼市脊振町

#### 3.2.3 ダムの諸元

城原川ダムの諸元は表 3.2-1 に示すとおりである。

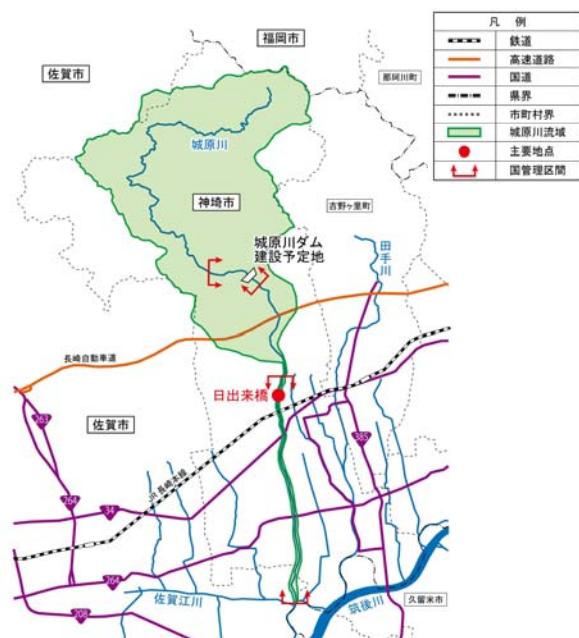


図 3.2-1 城原川流域図

表 3.2-1 ダムの諸元

	変更計画(案)
型式	重力式コンクリートダム
堤高	約 60m
堤頂長	約 330m
集水面積	約 42.5km <sup>2</sup>
総貯水容量	約 3,550 千 m <sup>3</sup>
有効貯水容量	約 3,500 千 m <sup>3</sup>

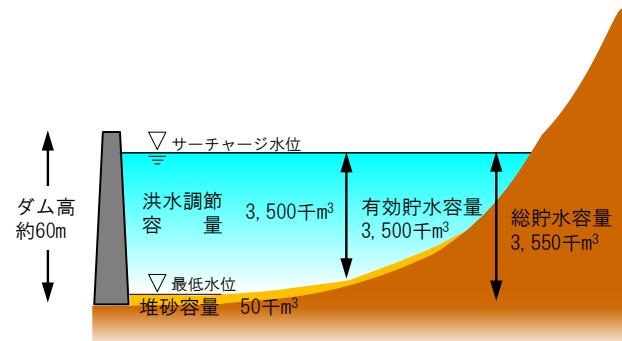


図 3.2-2 貯水池容量配分図

### 3.3 城原川ダム事業の経緯

#### 3.3.1 予備調査

城原川ダムは、昭和46年度より予備調査に着手した。

#### 3.3.2 実施計画調査

城原川ダムは、昭和54年度より実施計画調査に着手した。

#### 3.3.3 建設事業

城原川ダムは、建設事業には未着手である。

表 3.3-1 城原川ダム事業の経緯

年 月	計画の変遷等
昭和46年 4月	城原川ダム予備調査に着手
昭和54年 4月	城原川ダム実施計画調査に着手
平成 2年 4月	城原川ダム詳細調査に関する協定書を締結
平成10年 11月	事業評価監視委員会による審議
平成13年 3月	佐賀東部水道企業団の城原川ダム利水不要の決議
平成15年 10月	筑後川水系河川整備基本方針策定
平成15年 11月	事業評価監視委員会による審議
平成15年 11月 ～平成16年 11月	城原川流域委員会（全13回開催）
平成16年 12月 ～平成17年 5月	城原川首長会議（全11回開催）
平成17年 6月	佐賀県知事臨時記者会見 「ダム手法によらざるを得ない」 佐賀県が国土交通本省及び九州地方整備局へ「流水型ダム検討」の申し入れ
平成17年 8月	水没3団体との調査協定締結
平成17年 11月	九州地方整備局長より佐賀県知事へ提案ダム（流水型）への技術的検討結果報告
平成18年 7月	筑後川水系河川整備計画策定（城原川ダムを含む）
平成20年 7月	事業評価監視委員会による審議
平成21年 12月	検証対象ダムに区分
平成23年 8月	事業評価監視委員会による審議
平成26年 7月	事業評価監視委員会による審議

### **3.3.4 環境に関する手続き**

城原川ダムは、昭和 54 年から実施計画調査に着手し、その後、事業実施予定区域やその周辺において、水質、植物、動物等についての現地調査及び文献調査等を実施しており、現在も調査を継続している。

### **3.4 城原川ダム事業の現在の進捗状況**

#### **3.4.1 予算執行状況**

昭和 54 年 4 月から実施計画調査に着手して以降、これまで各種測量、地質調査、環境調査、水理水文調査等を実施している。

城原川ダム事業費のうち、平成 28 年 3 月末において約 45 億円が実施済みであり、平成 28 年度末における実施見込み額は約 46 億円である。

#### **3.4.2 用地取得及び家屋移転**

用地取得は未着手である。

#### **3.4.3 付替道路整備**

付替道路は未着手である。

#### **3.4.4 工事用道路整備**

工事用道路は未着手である。

#### **3.4.5 ダム本体及び関連工事**

ダム本体関連工事は未着手である。

## 4. 城原川ダム検証に係る検討の内容

### 4. 1 検証対象ダム事業等の点検

検証要領細目に基づき、城原川ダム事業等の点検を行った。

#### 4. 1. 1 総事業費及び工期

現在保有している技術情報等の範囲内で、総事業費及び工期について点検を行った<sup>※1</sup>。

なお、今回の点検は、平成 15 年度の事業評価監視委員会に提示(それ以降の事業評価においても踏襲してきたもの)した貯留型ダムを点検対象とするが、1.1.1 で示したように不特定容量の必要性がないと判断したことにより、流水型ダムの諸元において点検を行った。

点検の概要を以下に示す。

※1 ダム事業の点検及び他の治水対策案にあたっても、さらなるコスト縮減や工期短縮などの期待的要素は含まないこととしている。  
なお、検証の結論に沿って、いずれの対策を実施する場合においても、実際の施工にあたってはさらなるコスト縮減や工期短縮に対して最大限の努力をすることとしている。

#### (1) 総事業費

##### 1) 総事業費の点検の考え方

- ・貯留型ダムの総事業費を点検対象とし、流水型ダムにおける総事業費の点検を行った。
- ・平成 29 年度以降の残事業の数量や内容について、平成 28 年度迄の実施内容や今後の変動要因、平成 26 年度単価を考慮して分析評価を行った。

##### 2) 点検の結果

- ・総事業費の点検結果は表 4.1-1 のとおりである。
- ・点検の結果、総事業費は約 485 億円であり、今回の検証における残事業費(平成 29 年度以降)は約 439 億円とした。

表 4.1-1 城原川ダム事業 総事業費の点検結果

(単位：億円)

項 目	細 目	種 別	平成28年度迄 実施済額	残事業費 〔点検対象〕	残事業費 〔点検結果〕	左記の変動要因		今後の変動要素の分析評価
						左記の変動要因		
建設費			33.5	911.8	399.1			
工事費			0.0	489.9	196.8			
ダム費			0.0	256.7	107.0	貯留型ダムから流水型ダムへの計画変更に伴う減(158.4億円) 物価の変動に伴う増(5.9億円) 消費税の変動に伴う増(2.8億円)	実施設計等の実施や施工段階で想定していた地質と異なる場合 は、数量等が変動する可能性がある。	
管理設備費			0.0	41.8	17.3	貯留型ダムから流水型ダムへの計画変更に伴う減(27.2億円) 物価の変動に伴う増(2.2億円) 消費税の変動に伴う増(0.5億円)	実施設計等の実施や施工段階で想定していた地質と異なる場合 は、数量等が変動する可能性がある。	
仮設備費			0.0	184.6	68.2	貯留型ダムから流水型ダムへの計画変更に伴う減(122.6億円) 物価の変動に伴う増(4.2億円) 消費税の変動に伴う増(2.0億円)	実施設計等の実施や施工段階で想定していた地質と異なる場合 は、数量等が変動する可能性がある。	
工事用動力費			0.0	6.8	4.3	貯留型ダムから流水型ダムへの計画変更に伴う減(2.7億円) 物価の変動に伴う増(0.1億円) 消費税の変動に伴う増(0.1億円)	実施設計等の実施や施工段階で想定していた地質と異なる場合 は、数量等が変動する可能性がある。	
測量設計費			29.1	139.7	62.2	貯留型ダムから流水型ダムへの計画変更に伴う減(84.7億円) 物価の変動に伴う増(5.3億円) 消費税の変動に伴う増(1.9億円)	施工段階での地質状況の変化に基づく、追加調査や再検討が 必要となる場合などには変動する可能性がある。	
用地費及び補償費			1.5	259.3	133.0			
用地費及び補償費			0.0	139.6	69.3	貯留型ダムから流水型ダムへの計画変更に伴う減(70.3億円)	補償対象、補償内容に変更があった場合は変動の可能性があ る。	
補償工事費			0.0	119.6	62.6	貯留型ダムから流水型ダムへの計画変更に伴う減(61.6億円) 物価の変動に伴う増(2.7億円) 消費税の変動に伴う増(1.9億円)	実施設計等の実施や施工段階で想定していた地質と異なる場合 は、数量等が変動する可能性がある。	
生活再建対策費			1.5	0.1	1.1	既往実績及び今後の工程により精査した結果に伴う増(0.9億円) 物価の変動に伴う増(0.1億円)	水没関係者との協議の結果により、対策内容に変更があ った場合は変動の可能性がある。	
船舶及び機械器具費			1.2	10.8	1.9	管内他ダム等の実績により点検した結果に伴う減(9.7億円) 物価の変動に伴う増(0.7億円) 消費税の変動に伴う増(0.1億円)	緊急的に設備の修繕が必要となりた場合は変動の可能性があ る。	
營繕費			1.2	7.4	3.2	管内他ダム等の実績により点検した結果に伴う減(4.7億円) 物価の変動に伴う増(0.5億円)	緊急的に庁舎の修繕が必要となりた場合は変動の可能性があ る。	
宿舎費			0.5	4.7	2.0	管内他ダム等の実績により点検した結果に伴う減(3.1億円) 物価の変動に伴う増(0.3億円) 消費税の変動に伴う増(0.1億円)	緊急的に宿舎の修繕が必要となりた場合は変動の可能性があ る。	
工事諸費			12.8	62.9	39.9	管内他ダム等の実績により点検した結果に伴う減(23.0億円)	予定人員の変更等により変動する可能性がある。	
事業費			46.3	974.7	439.0			

注1) この検討は、今回の検証のプロセスに位置付けられている「検証対象ダム事業等の点検」の一環として行っているものであり、現在保有している技術情報等の範囲内で、今後の事業の方向性に関する判断としては一切関わりなく、現在の事業を点検するものである。また、予断をもとに検証を進め、ダム事業の点検及び他の事業(代替事業)についても、更なるコスト縮減や工期短縮などの期待的要素は含まれないことをとしている。なお、検証の結論に沿っていきぞれの対策を実施する場合においても、実際の施工に当たってはさらなるコスト縮減や工期短縮などを目的とする点検を行うこととしている。

注2) 検証により工期遅延があった場合は、水理水文調査・環境調査等の継続調査、通信設備の維持、事務費等の継続的費用（年間約1億円）が加わる。

注3) 平成28年度迄実施済み額を計上している。

注4) 四捨五入の関係で、合計と一致しない場合がある。

## (2) 工期

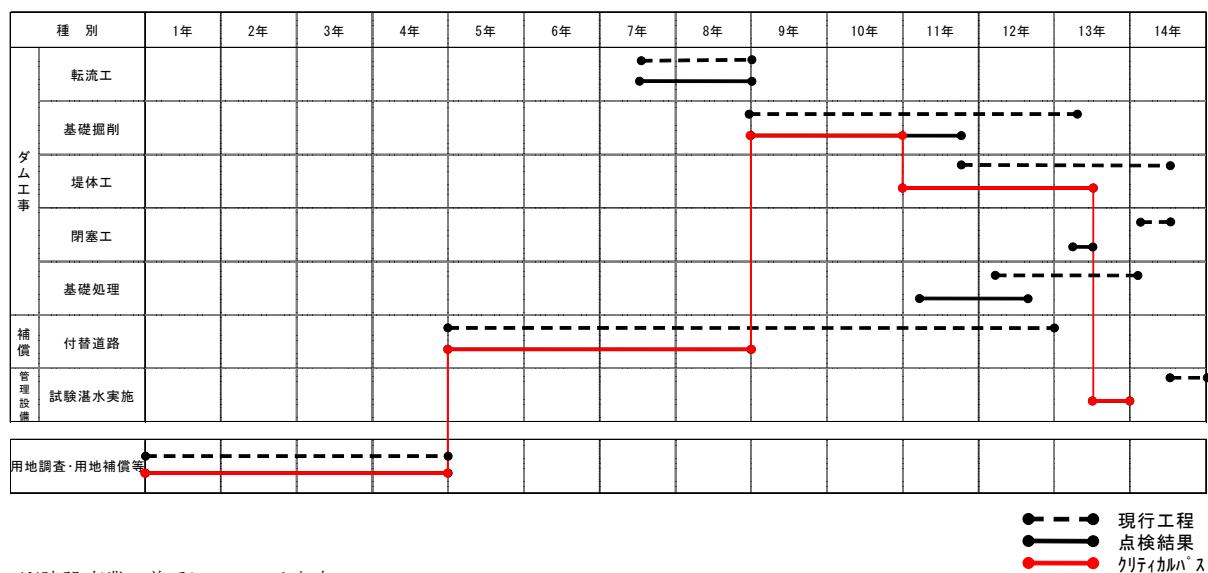
### 1) 工期の点検の考え方

- 建設事業着手後、残事業の完了までに必要な期間を点検した。
- ただし、現計画における貯留型ダムに対し、今回の点検は流水型ダムであることから、改めて工期の算定を行った。
- なお、今回の点検ではダム本体及び関連工事は、概略設計数量及び施工計画等に基づき標準的な工程を仮定し、必要な期間を確保すると想定した。用地補償等については、用地調査2年、補償基準妥結1年・補償契約1年、計4年を見込む。

### 2) 点検の結果

- 建設事業着手からダム事業が完了するまで約13年間程度を要すると見込んでいる。

表 4.1-2 事業完了までに要する必要な工期



#### 4. 1. 2 堆砂計画

- ・今回の点検では、近傍類似ダムの最新の実績データを基に計画比流入土砂量、計画堆砂量の計算を行い、堆砂計画の妥当性について点検した。
- ・城原川ダムの今回の点検は流水型ダムであることから、ダム洪水調節地内の河道にて一次元河床変動計算により 100 年間の堆砂シミュレーションを行い、基本高水流量の洪水が発生した最大貯水位時に一時的に堆砂する土砂量を計画堆砂量と設定する。

##### (1) 計画比流入土砂量の点検

- ・平成 23 年度に嘉瀬川ダムが完成しているが、完成して間もなく、堆砂量を把握するデータが少ないため、近傍類似 6 ダムにおいて確認した。
- ・計画比流入土砂量の設定にあたっては、平成 26 年までの近傍類似 6 ダムの実績堆砂量、水文特性(年間降雨量、最大日雨量、年間総雨量等)により算出した比堆砂量に対し、この比堆砂量には含まれない浮遊砂成分について貯水池の回転率から求めた捕捉率で補正する。これらを水文特性や流域特性(傾斜度、崩壊地比率等)の回帰分析から最も相関の高い特性を用いて計画比流入土砂量を求めた。
- ・この結果、実績比流入土砂量による回帰分析の結果、起伏度より  $370\text{m}^3/\text{km}^2/\text{年}$ 。確率比流入土砂量による回帰分析の結果、平均傾斜度より  $331\text{m}^3/\text{km}^2/\text{年}$ となり、今回の点検における計画比流入土砂量は約  $400\text{m}^3/\text{km}^2/\text{年}$ となることを確認した。

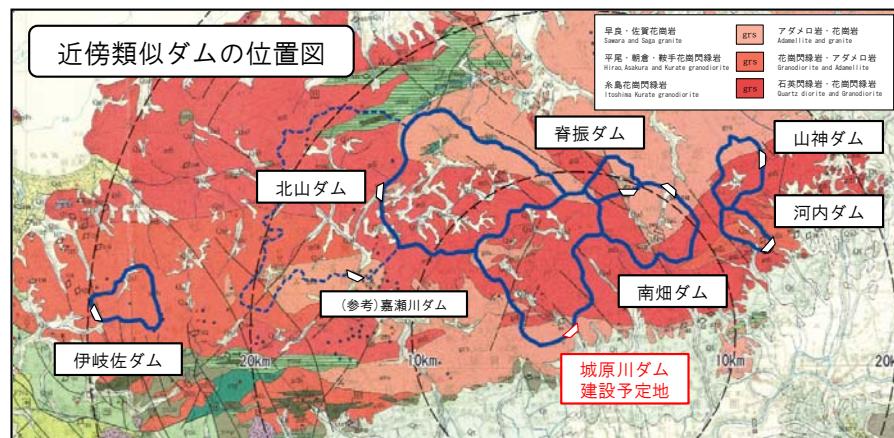


図 4. 1-1 近傍類似ダムの位置図

表 4. 1-3 近傍類似ダムの比流入土砂量（実績値及び期待値）

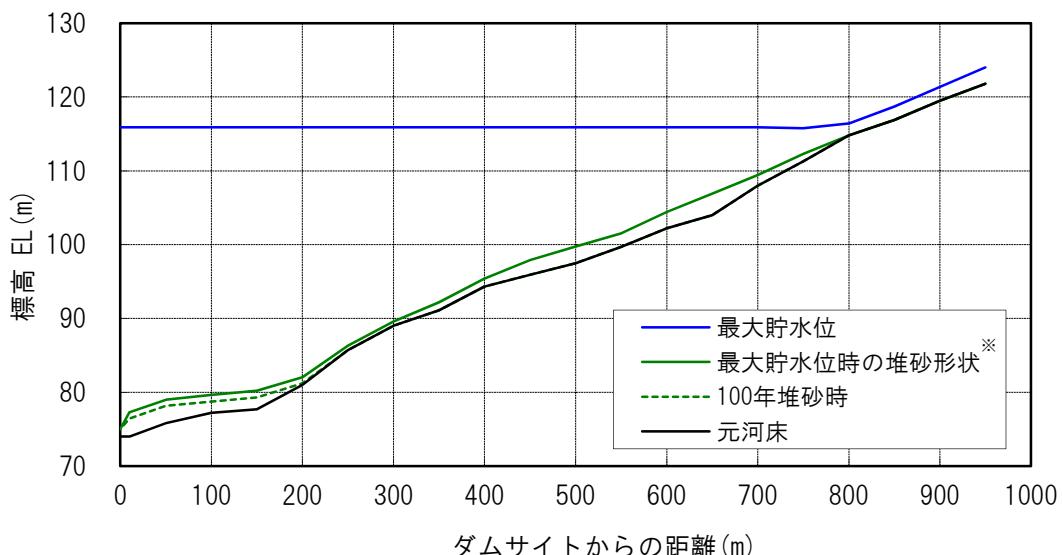
ダム名	竣工年度	経過年数	流域面積(km <sup>2</sup> )	総貯水容量(千m <sup>3</sup> )	計画堆砂量(千m <sup>3</sup> )	実績比流入土砂量		確率比流入土砂量		水文・流域特性									
						実績比堆砂量(m <sup>3</sup> /km <sup>2</sup> /年)	捕捉率	比流入土砂量(m <sup>3</sup> /km <sup>2</sup> /年)	確率比堆砂量(m <sup>3</sup> /km <sup>2</sup> /年)	捕捉率	比流入土砂量(m <sup>3</sup> /km <sup>2</sup> /年)	平均年降雨量(mm/年)	平均年最大降水量(mm/日)	平均年間総流量(千m <sup>3</sup> /年)	平均年間総比流量(千m <sup>3</sup> /km <sup>2</sup> /年)	起伏度	平均傾斜度	比崩壊地面積(m <sup>2</sup> /km <sup>2</sup> )	
						伊岐佐	S54	34	9.6	1,940	280	407	0.87	435	-	-	-	1,812	150
河内	S46	44	4.5	1,195	94	333	0.88	354	-	-	-	2,403	168	9,486	2,108	1.94	24.0	27,207	
脊振	S51	39	5.5	4,500	110	372	0.92	388	360	0.92	375	2,898	226	14,453	2,628	1.95	15.0	37,491	
南畠	S40	48	22.0	6,000	400	553	0.85	598	620	0.85	670	2,820	209	60,009	2,728	2.50	22.0	48,550	
山神	S54	35	9.1	2,980	180	462	0.91	484	677	0.91	709	2,333	178	14,320	1,574	1.64	17.0	15,824	
北山	S31	57	54.6	22,250	250	325	0.91	340	260	0.91	272	2,306	164	106,843	1,957	1.53	17.0	10,599	
城原川	-	-	42.5	-	-	-	-	-	-	-	-	2,678	219	74,357	1,750	1.61	13.4	8,529	

表 4.1-4 計画比流入土砂量の推計

推計方法	比流入土砂量 (点検結果)
近傍類似ダムの実績比流入土砂量による回帰分析	370m <sup>3</sup> /km <sup>2</sup> /年
近傍類似ダムの確率比流入土砂量による回帰分析	331m <sup>3</sup> /km <sup>2</sup> /年

## (2) 計画堆砂量の点検

- 流入してくると想定される計画比流入土砂量の土砂粒度構成をダム上流の河床材料調査より設定した。
- 実績の流量データを繰り返して得られる流量に、洪水発生の生起確率に応じた補正を行い、100年間で生じる流入量を推定した。
- これら土砂、流入量によるダム洪水調節地内の河道にて一次元河床変動計算による100年間の堆砂シミュレーションを行い、基本高水流量の洪水が発生した最大貯水位時に一時的に堆砂する土砂量の最大値を計画堆砂量と設定する。
- 結果、今回の点検における計画堆砂量は5万m<sup>3</sup>とした。



※ダム洪水調節地内の河道にて一次元河床変動計算による100年間の堆砂シミュレーションを行い、基本高水流量の洪水が発生した最大貯水位時に一時的に堆砂すると推定した堆砂形状。

図 4.1-2 計画堆砂量（推定堆砂形状）

#### 4. 1. 3 過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ

##### (1) 点検の実施

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目「第4 再評価の視点」(1)で規定されている「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」に基づき雨量データ及び流量データの点検を実施した。

今回の検証に係る検討は、点検の結果、必要な修正を反映したデータを用いて実施した。

##### (2) 点検結果の公表

雨量データ及び流量データの点検結果については、別途、九州地方整備局のホームページで公表した。

## 4. 2 洪水調節の観点からの検討

### 4. 2. 1 城原川ダム検証における目標流量

検証要領細目において、複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案することが規定<sup>※1</sup> されている。

筑後川水系は、平成 18 年 7 月に「筑後川水系河川整備計画」が策定されているため、城原川ダムの検証にあたっては、検証要領細目に基づいて、河川整備計画の目標流量により整備内容の案を設定して検討を進めることとした。

筑後川水系河川整備計画では、筑後川水系における国管理区間の河川整備は、基準地点荒瀬において昭和 57 年 7 月洪水と同規模(概ね 50 年に 1 回の確率で発生する洪水規模)の洪水の安全な流下を図ることとしている。支川城原川については、筑後川本川と整合のとれた治水安全度を確保することとし、日出来橋地点において  $540\text{m}^3/\text{s}$  の目標流量に対応することとしている。

#### ※1 「検証要領細目」(抜粋)

個別ダムの検証においては、まず複数の治水対策案を立案する。複数の治水対策案の一つは、検証対象ダムを含む案とし、その他に、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を必ず作成する。検証対象ダムを含む案は、河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。

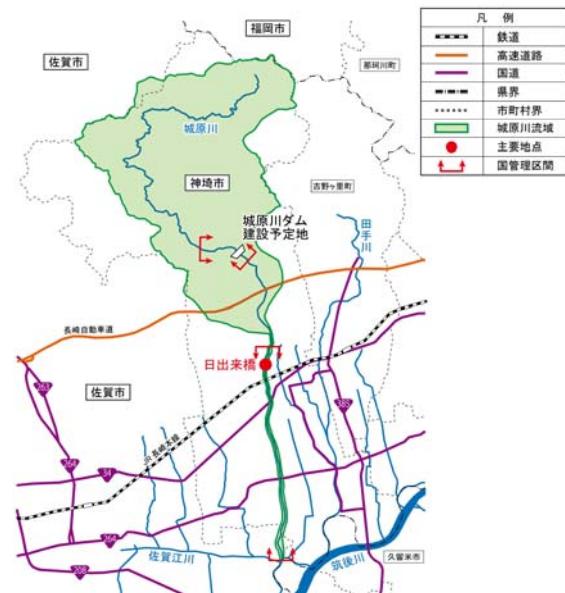
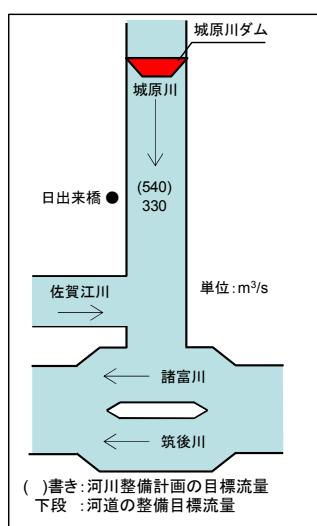
#### 4. 2. 2 複数の治水対策案(城原川ダムを含む案)

複数の治水対策案(城原川ダムを含む案)は、河川整備計画の内容として検討を行った。

##### 現計画(ダム案): 河川整備計画(城原川ダム+河道改修)

###### ■河川整備計画の概要

- ・河道改修（河道掘削や築堤）を実施するとともに、城原川ダムを建設することにより、河川整備計画で目標とする治水安全度を確保する。
- ・河道改修により影響がある橋梁の改築を行う。



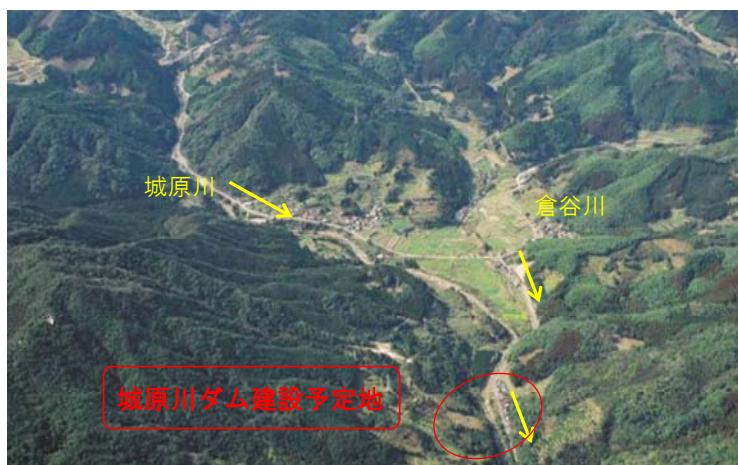
###### 河川整備計画

###### ■河道改修

- ・河道掘削 約 12 万  $m^3$
- ・築堤 約 12 万  $m^3$
- ・用地買収 約 4ha
- ・家屋補償 35 戸
- ・橋梁 1 橋

###### ■城原川ダム

- ・ダム型式 重力式コンクリートダム(流水型ダム)
- ・ダム高 約 60m
- ・堤頂長 約 329m
- ・総貯水容量 約 3,550 千  $m^3$
- ・有効貯水容量 約 3,500 千  $m^3$

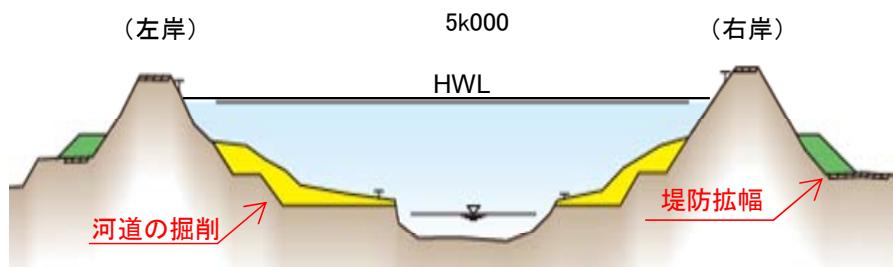


◇城原川ダム予定地イメージ



◇城原川整備計画概略位置図

整備計画の河道改修イメージ(5k000)



## 4. 2. 3 複数の治水対策案の立案(城原川ダムを含まない案)

### 4. 2. 3. 1 治水対策案の基本的な考え方

検証要領細目に示されている方策を参考にして、様々な方策を組み合わせて、できる限り幅広い治水対策案を立案することとした。

#### (1) 治水対策案検討の基本的な考え方

- ・治水対策案は河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。
- ・城原川ダム検証における治水対策案の立案にあたっては、筑後川水系では平成18年7月に「筑後川水系河川整備計画(大臣管理区間)」が策定されているため、大臣管理区間においては筑後川水系河川整備計画(大臣管理区間)にて想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、佐賀県管理区間については、大臣管理区間の計画と整合のとれた計画で事業を進められていることから、大臣管理区間で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、治水対策案ごとに河道断面や洪水調節施設の規模等を設定することとする。
- ・治水対策案の立案にあたっては、検証要領細目に示されている各方策の適用性を踏まえて、組み合わせを検討する。

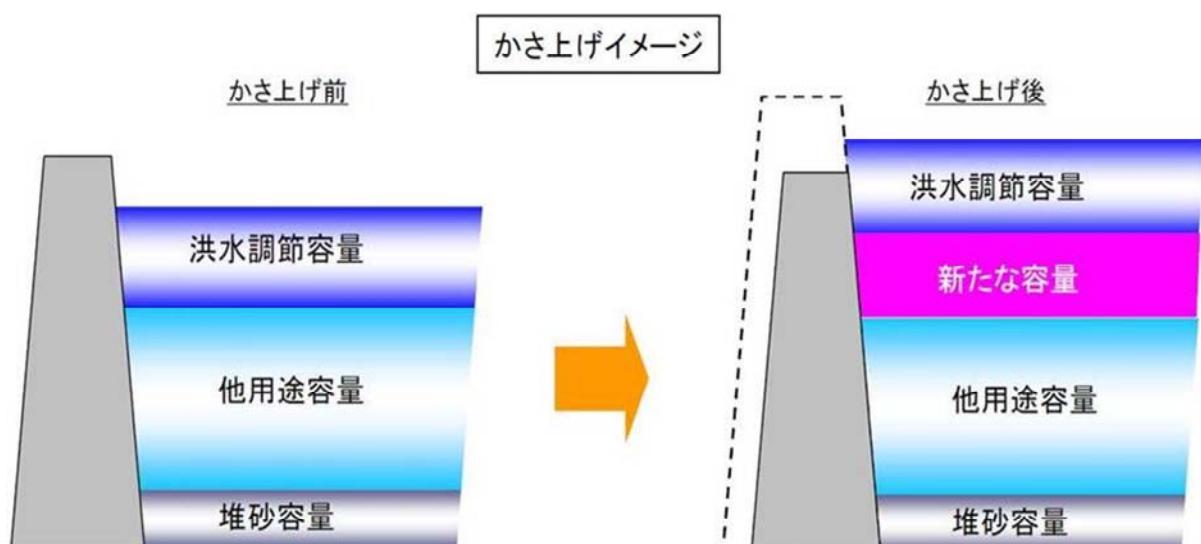
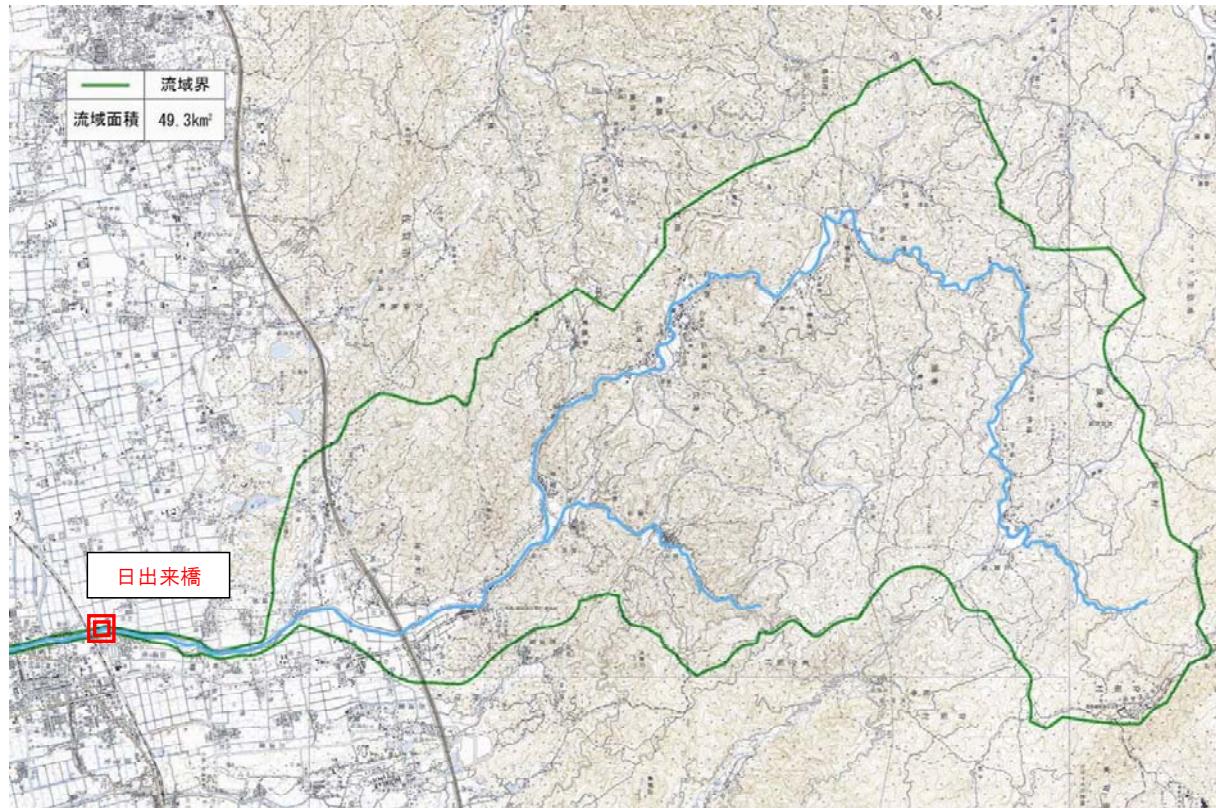
城原川流域における各方策の検討の考え方について次頁以降に示す。

## 1) ダムの有効活用

既設ダムのかさ上げ、利水容量の買い上げ等により洪水調節能力を増強・効率化させ、下流河川の流量を低減させる。

(検討の考え方)

城原川流域において、対象となる既設のダムは存在しない。



既設ダムのかさ上げにより、治水容量や利水容量を大きくする

(出典:今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議資料)

図 4.2-1 ダムの有効活用イメージ

## 2) 遊水地(調節池)等

河川に沿った地域に洪水流量の一部を貯留し、下流のピーク流量を低減させ洪水調節を行う。

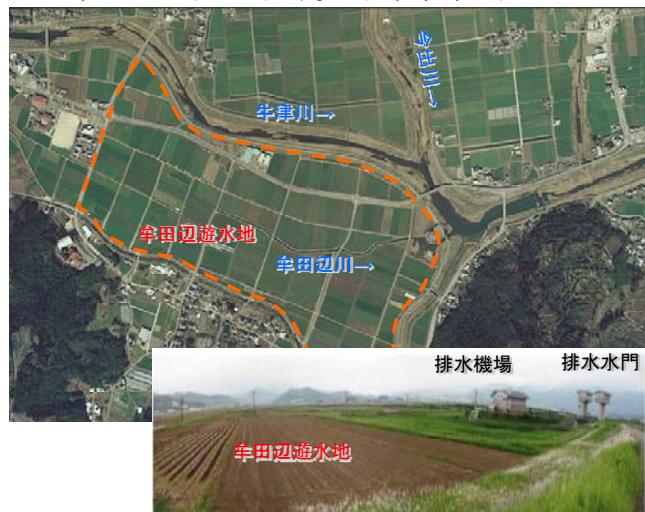
### (検討の考え方)

効果の発現場所、用地確保の見通し、河川沿いの土地利用状況等を考慮した上で、治水対策案への適用の可能性について検討する。

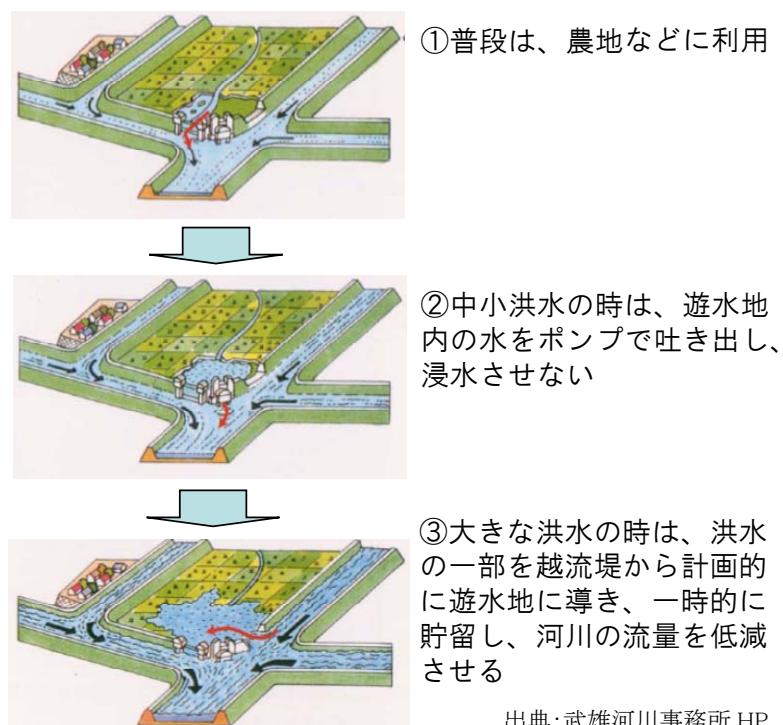
### (参考情報)

城原川沿川には、ある程度面積が確保でき、かつ住宅等の補償物件が少なく遊水地の候補地として適用出来る土地が存在する。

牟田辺遊水地（六角川水系牛津川）



### [方策イメージ]



出典:武雄河川事務所 HP

図 4.2-2 遊水地のイメージ

### 3) 放水路(捷水路)

河川の途中から分岐する新川を開削し、直接海、他の河川又は当該河川の下流に流す水路である。河道のピーク流量を低減する効果があり、効果の発現する場所は分流地点の下流である。

(検討の考え方)

効果の発現場所、用地確保の見通し、水理条件、地形条件、土地利用状況等を考慮した上で、治水対策案への適用の可能性について検討する。

(参考情報)

放水先の候補箇所として、筑後川本川、田手川等が存在する。

洪水を放水路で分派させることにより、下流河川における洪水のピーク流量を減らす



狩野川放水路

(出典:今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議資料)

図 4.2-3 放水路のイメージ

#### 4) 河道の掘削

河川の流下断面積を拡大して、河道の流下能力を向上させる。

##### (検討の考え方)

城原川流域における河道掘削の実績、利水への影響、横断工作物の状況、沿川の土地利用状況への影響等を考慮した上で、治水対策案への適用の可能性について検討する。

##### (参考情報)

城原川下流部は、有明海の干満の影響を受け、ガタ土が堆積している。

取水施設の取扱いについては、九州農政局整備部等が作成した「城原川農業用取水施設合口計画構想」を踏まえるものとする。

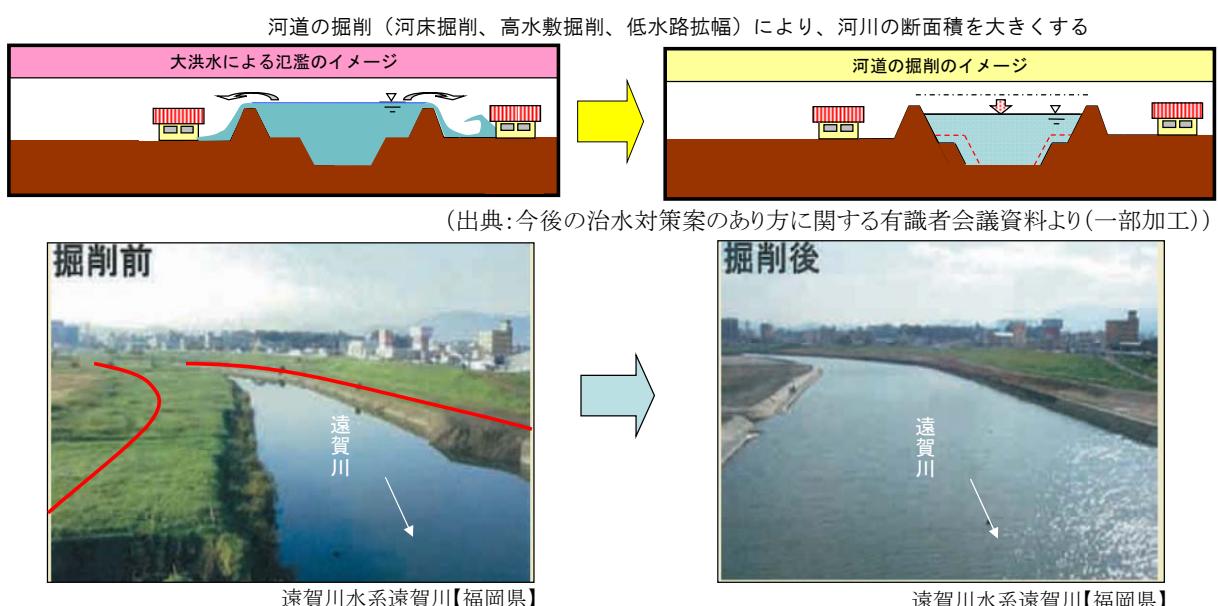


図 4.2-4 河道の掘削イメージ

## 5) 引堤

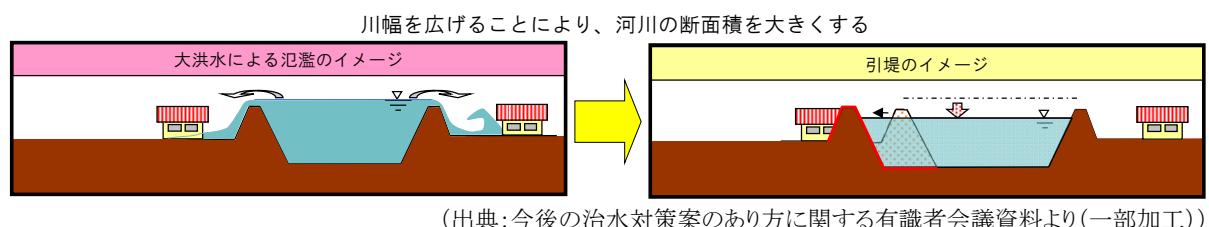
堤防間の流下断面積を増大させるため、堤内地側に堤防を新築し、旧堤防を撤去する。河道の流下能力を向上させる効果がある。

(検討の考え方)

城原川沿川における引堤の実績、利水への影響、用地確保の見通し、横断工作物の状況、沿川の土地利用状況への影響等を考慮した上で、治水対策案への適用の可能性について検討する。

(参考情報)

取水施設の取扱いについては、九州農政局整備部等が作成した「城原川農業用取水施設合口計画構想」を踏まえるものとする。



(出典:今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議資料より(一部加工))

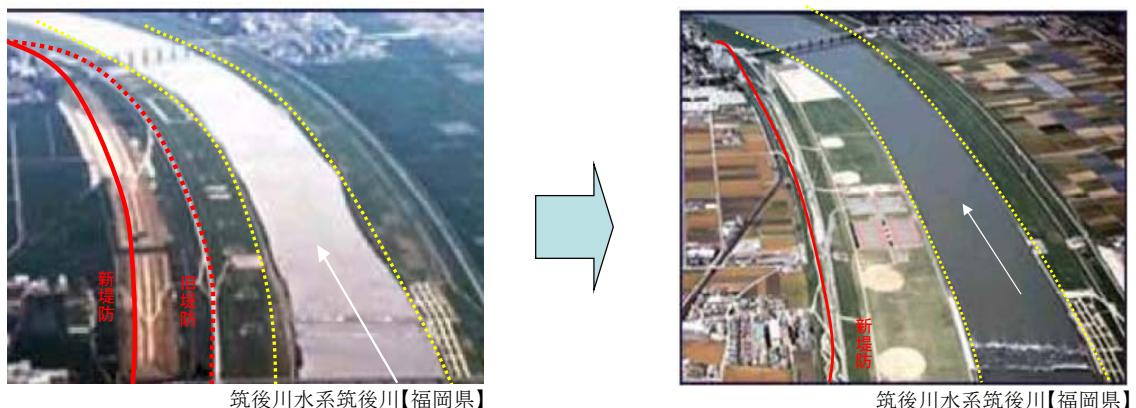


図 4.2-5 引堤のイメージ

## 6) 堤防のかさ上げ(モバイルレバーを含む)

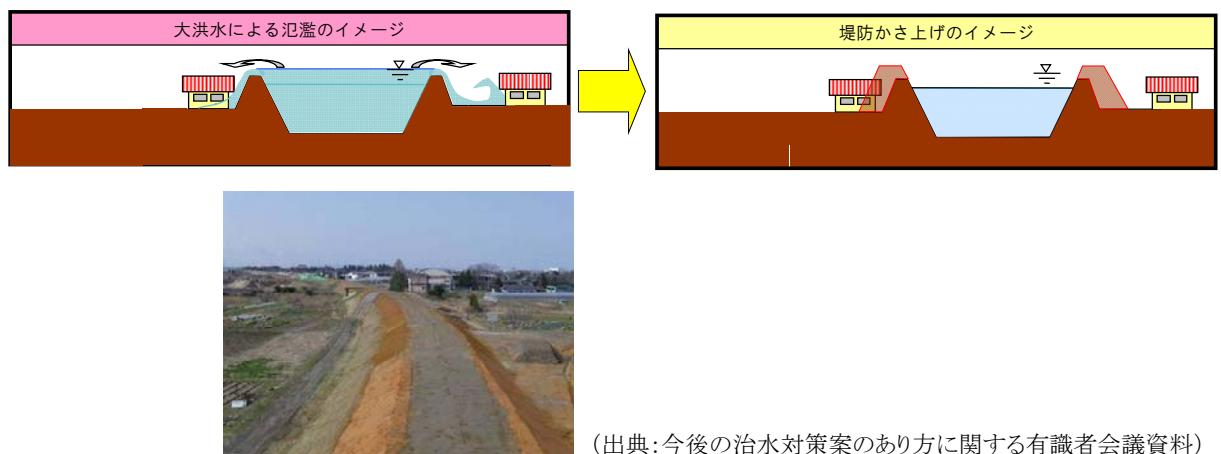
堤防の高さを上げることによって河道の流下能力を向上させる。

### (検討の考え方)

城原川沿川における堤防のかさ上げの実績、利水への影響、用地確保の見通し、横断工作物の状況、沿川の土地利用状況への影響等を考慮した上で、治水対策案への適用の可能性について検討する。

### (参考情報)

取水施設の取扱いについては、九州農政局整備部等が作成した「城原川農業用取水施設合口計画構想」を踏まえるものとする。



(出典:今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議資料)

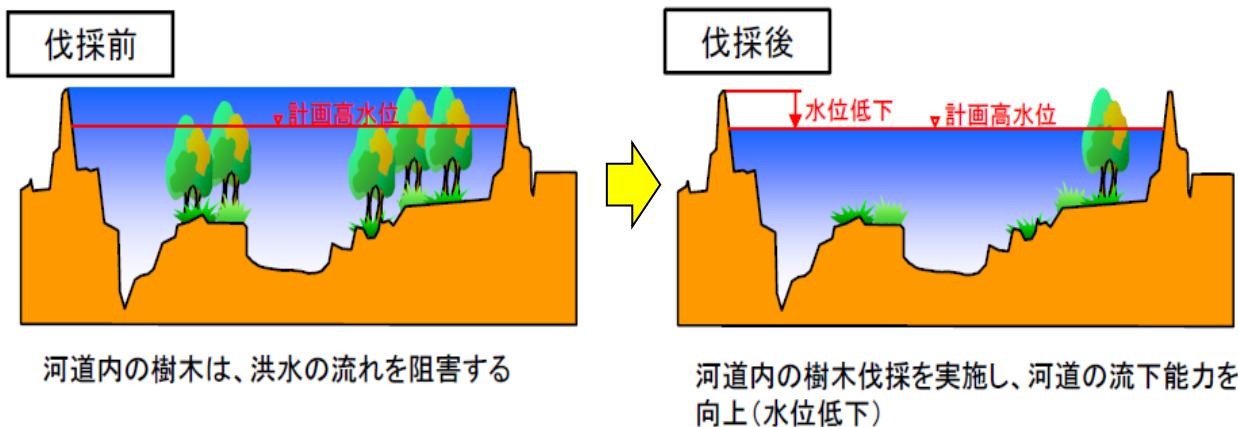
図 4.2-6 堤防のかさ上げのイメージ

## 7) 河道内の樹木の伐採

河道内の樹木群が繁茂している場合に、それらを伐採することにより、河道の流下能力を向上させる。

(検討の考え方)

城原川沿川における河道内樹木の繁茂状況や伐採のこれまでの実績等を考慮した上で、治水対策案への適用の可能性について検討する。



(出典:今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議資料)

図 4.2-7 河道内の樹木の伐採のイメージ

## 8) 決壊しない堤防

計画高水位以上の水位(堤防高より高い場合を含む)の流水に対して決壊しない堤防である。仮に、現行の計画高水位以上でも決壊しない技術が確立されれば、河道の流下能力を向上させることができる。

(検討の考え方)

流下能力が不足する有堤区間において施工が必要となるが、計画高水位以上でも決壊しない技術は確立されていない。

## 9) 決壊しづらい堤防

計画高水位以上の水位(堤防高より高い場合を含む)の流水に対しても急激に決壊しないような粘り強い構造の堤防である。技術的に可能となるなら、洪水発生時の危機管理の面から、避難するための時間を増加させる効果がある。

(検討の考え方)

流下能力が不足する有堤区間において施工が必要となるが、堤防が決壊する可能性は残る。

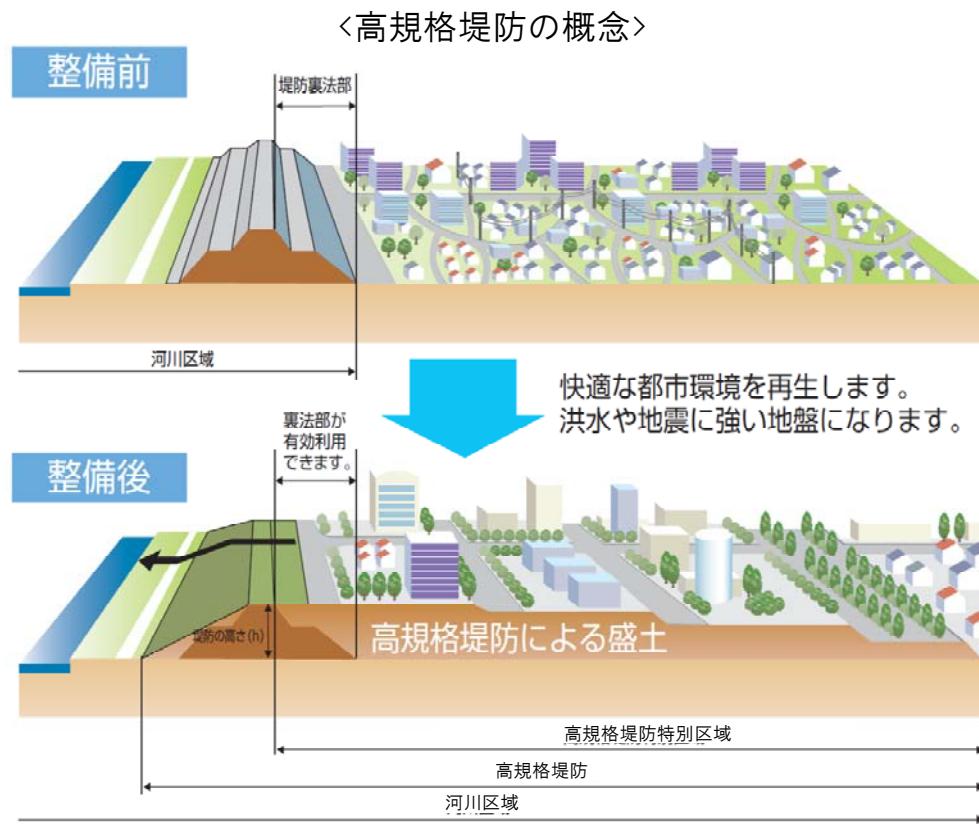
流下能力の確実な向上を見込むことは困難で、今後、調査研究が必要となる。

## 10) 高規格堤防

通常の堤防より堤内地側の堤防幅が非常に広い堤防である。なお、全区間の整備が完了すると、結果的に計画高水流量以上の流量が流下する。

(検討の考え方)

城原川沿川の背後には、都市の開発計画や再開発計画はなく適地が無い。



(出典:今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議資料より(一部加工))

図 4.2-8 高規格堤防のイメージ

## 11) 排水機場

自然流下排水の困難な地盤の低い地域で、堤防を越えて強制的に内水を排水するためのポンプを有する施設である。

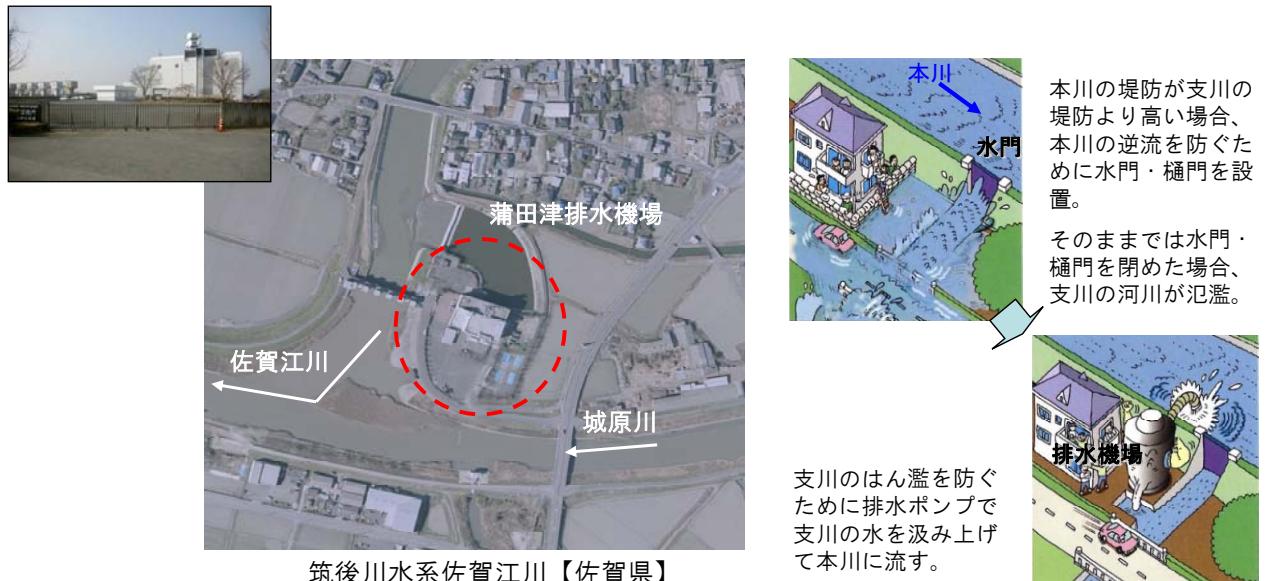
堤防のかさ上げが行われ、本川水位の上昇が想定される場合には、内水対策の強化として排水機場の設置、能力増強が必要になる場合がある。

### (検討の考え方)

城原川沿川の地形や土地利用の状況等を考慮した上で、治水対策案への適用の可能性について検討する。

### (参考情報)

佐賀導水路(流況調整河川)には、洪水時に他河川(中地江川、馬場川、三本松川、井柳川)の流量低減を図るポンプ場が設置されており、洪水時には、城原川へ排水されている。



(出典:今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議資料)

図 4.2-9 排水機場のイメージ

## 12) 雨水貯留施設

都市部等における保水機能の維持のために、雨水を貯留させるために設けられる施設である。

(検討の考え方)

城原川沿川における土地利用状況、雨水貯留が見込める可能性がある学校や公園の設置状況、適切な維持管理の継続性等を考慮した上で、治水対策案への適用の可能性について検討する。

(参考情報)

雨水貯留施設として流域の学校<sup>※1</sup> 及び公園<sup>※2</sup> を想定した場合、流域に占める割合は、約0.08%<sup>※3</sup> である。



(出典:今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議資料)

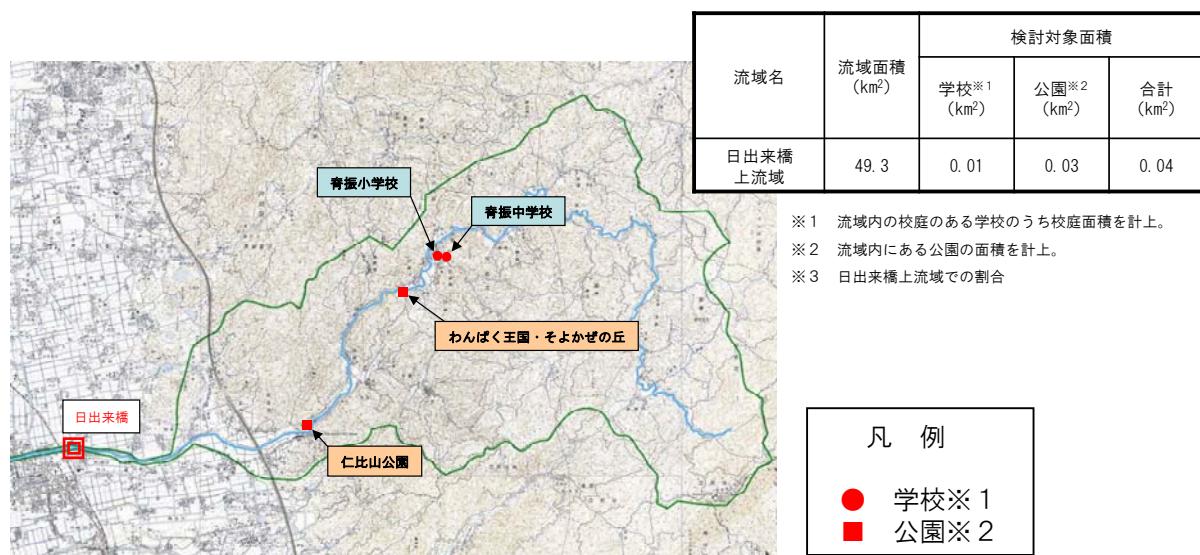


図 4.2-10 雨水貯留施設のイメージ

### 13) 雨水浸透施設

都市部等における保水機能の維持のために、雨水を浸透させるために設けられる施設である。

#### (検討の考え方)

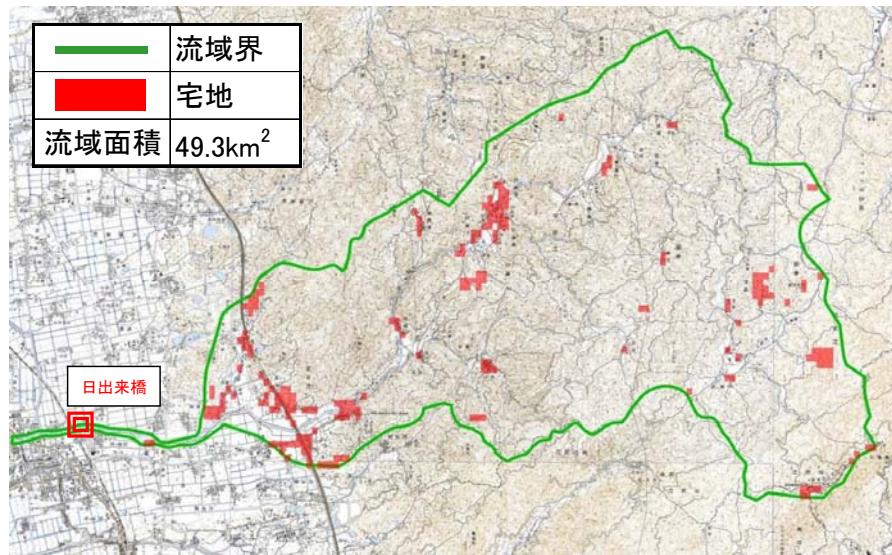
城原川沿川における土地利用状況、雨水浸透ますの設置の可能性、適切な維持管理の継続性等を考慮した上で、治水対策案への適用の可能性について検討する。

#### (参考情報)

城原川流域における宅地面積<sup>※1</sup>の割合は約 4.3%<sup>※2</sup>である。



(出典:今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議資料)



流域名	流域面積 (km <sup>2</sup> )	対策面積	
		宅地 (km <sup>2</sup> )	その他
日出来橋上流域	49.3	2.1	47.2

※1 日出来橋上流域での割合

※2 宅地面積は、H21国土数値情報

図 4.2-11 雨水浸透施設のイメージ

#### 14) 遊水機能を有する土地の保全

河道に隣接し、洪水時に河川水があふれるか又は逆流して洪水の一部を貯留し、自然に洪水を調節する作用を有する池、沼沢、低湿地等である。現況を保全することによって、機能を保持することが可能となる。

##### (検討の考え方)

城原川沿川における遊水機能を有する土地の存在状況、土地利用状況等を考慮した上で、治水対策案への適用の可能性について「部分的に低い堤防の存置」と併せ検討する。

##### (参考情報)

城原川に隣接した箇所に明確な池、沼沢、低湿地は存在しない。

ただし、支川の菅生川、勝負川の合流点では、城原川の洪水により浸水する土地が存在する。また、城原川沿川では、通常の堤防よりも部分的に低い堤防である「野越し」が9箇所存在する。



釧路湿原は、天然の遊水地として  
洪水調節機能を持っている

出典：釧路川水系釧路川【北海道】

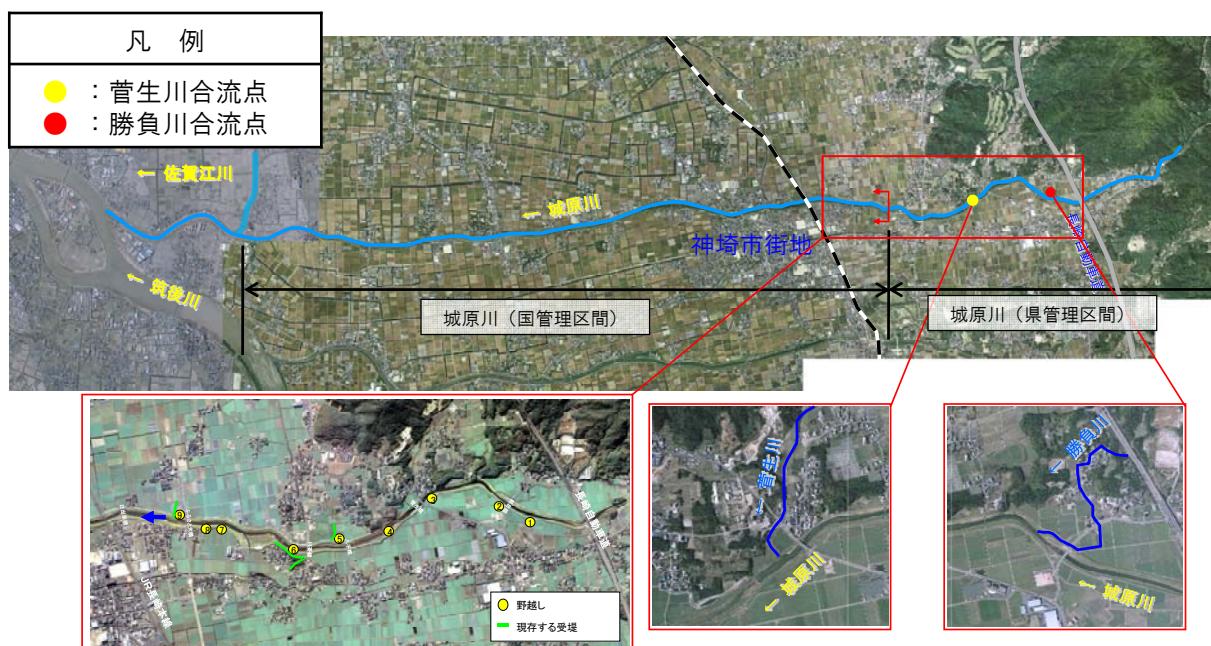


図 4.2-12 遊水機能を有する土地の保全のイメージ

## 15) 部分的に低い堤防の存置

下流の氾濫防止等のため、通常の堤防よりも部分的に高さを低くしておく堤防であり、「洗堰」、「野越し」と呼ばれる場合がある。現況を保全することによって、機能を保持することが可能となる。

### (検討の考え方)

城原川沿川における部分的に高さを低くしてある堤防の存在状況、土地利用状況等を考慮した上で、治水対策案への適用の可能性について検討する。

### (参考情報)

城原川沿川では、通常の堤防よりも部分的に低い堤防である「野越し」が 9 箇所存在する。

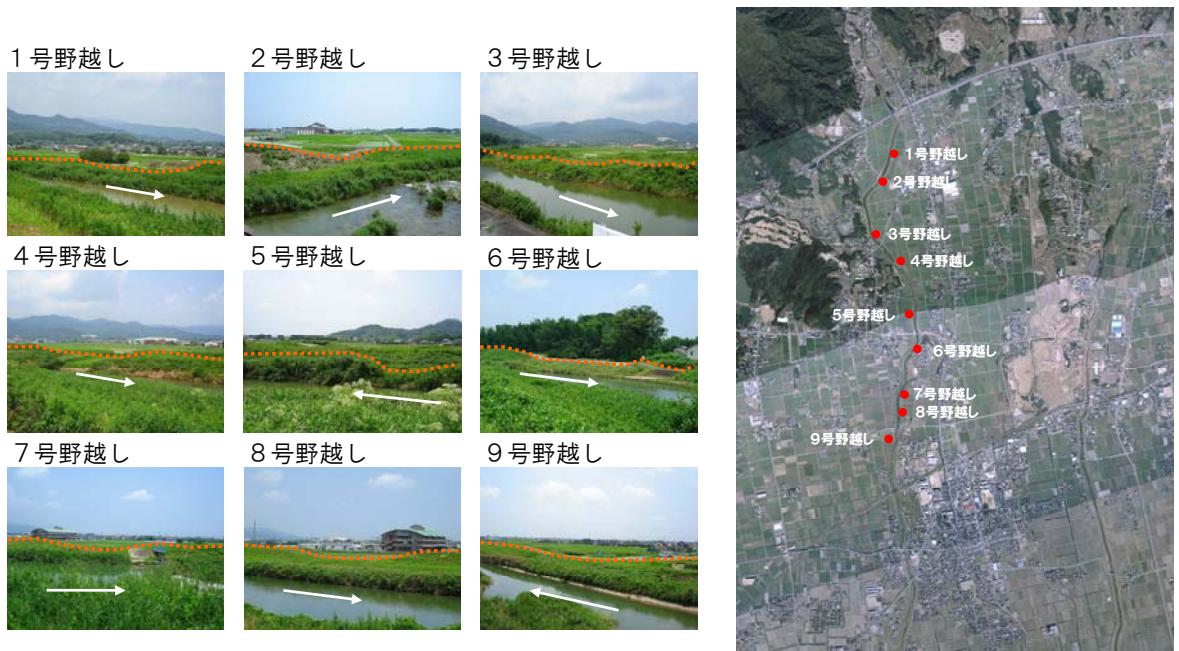


図 4.2-13 部分的に低い堤防の存置(野越し)

## 16) 霧堤の存置

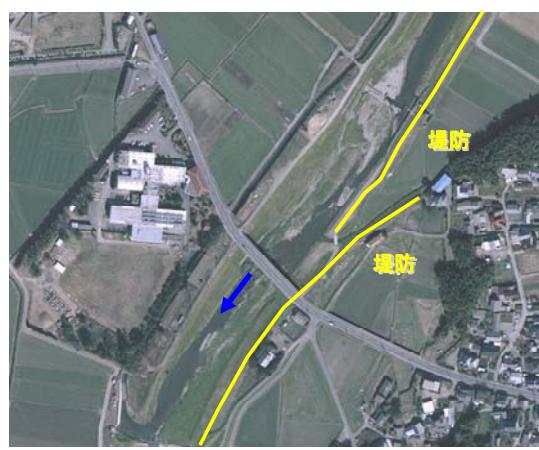
急流河川において比較的多い不連続堤である。上流部の堤防の決壊等による氾濫流を河道に戻す、洪水の一部を一時的に貯留するなどといった機能がある。現況を保全することによって、機能を保持することが可能となる。

(検討の考え方)

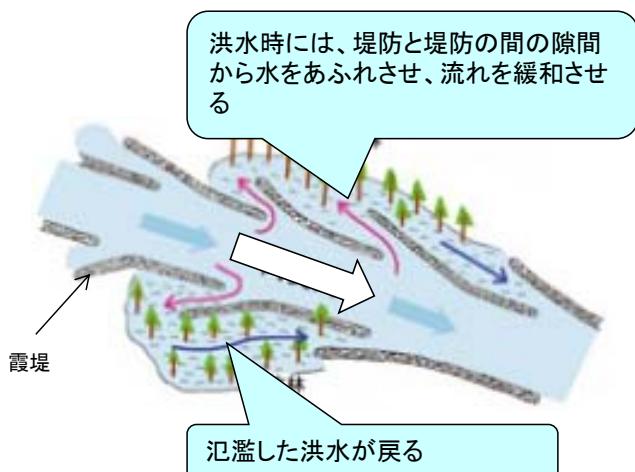
城原川沿川の霧堤の存在状況、土地利用状況等を考慮した上で、治水対策案への適用の可能性について「部分的に低い堤防の存置」に含めて検討する。

(参考情報)

城原川沿川には霧堤は存在しない。ただし、「野越し」により越流した洪水を受け止める「受堤」は一部に現存している。



筑後川水系佐田川【福岡県】



出典:北陸地方整備局阿賀川河川事務所 HP



図 4.2-14 霧堤の存置のイメージ

## 17) 輪中堤

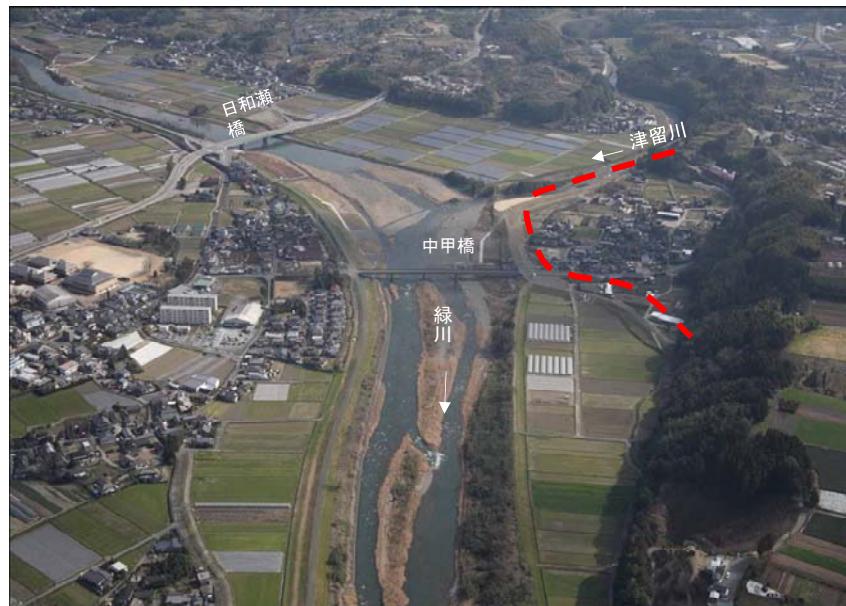
ある特定の区域を洪水の氾濫から防御するため、その周囲を囲んで設けられた堤防である。なお、他の方策(遊水機能を有する土地の保全等)と併せて対策が行われれば、下流の河道流量が低減する場合がある。

(検討の考え方)

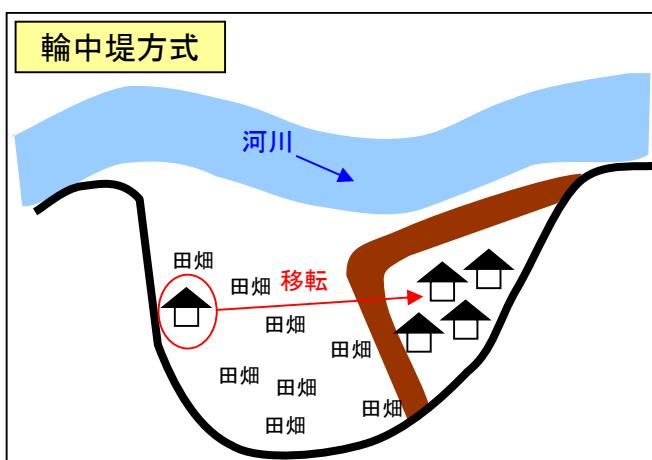
城原川流域における土地利用状況、現状の河川堤防の整備状況、輪中堤の整備による効果等を考慮した上で、治水対策案への適用の可能性について検討する。

(参考情報)

支川の菅生川、勝負川の合流点では、城原川の洪水により浸水する土地が存在する。



緑川水系緑川【熊本県】



(出典:今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議資料)

図 4.2-15 輪中堤のイメージ

## 18) 二線堤

本堤背後の堤内地に築造される堤防であり、控え堤、二番堤ともいう。なお、他の方策(遊水機能を有する土地の保全等)と併せて対策が行われれば、下流の河道流量が低減する場合がある。

### (検討の考え方)

城原川流域において二線堤として整備可能な土地の利用状況等を考慮した上で、治水対策案への適用の可能性について「部分的に低い堤防の存置」に含めて検討する。

### (参考情報)

城原川沿川には、二線堤は存在しない。ただし、「野越し」により越流した洪水を受け止める「受堤」は一部に現存している。

巨瀬川二線堤（控堤）（福岡県久留米市）



筑後川水系巨瀬川【福岡県】

野越しと受堤の位置



6号野越しと受堤



9号野越しと受堤



図 4.2-16 二線堤のイメージ

## 19)樹林帯等

堤防の治水上の機能を維持増進し、又は洪水流を緩和するよう、堤内の土地に堤防に沿って設置された帶状の樹林等である。

(検討の考え方)

現状の河川周辺での樹林帯として保全・整備可能な土地利用状況を考慮した上で、治水対策案への適用の可能性について検討する。

(参考情報)

城原川沿川に堤内の土地に堤防に沿って設置された帶状の樹林帯は存在しないが、類似のものとして、「野越し」により越流した洪水を受け止める「受堤」周辺に水害防備林が存在する。

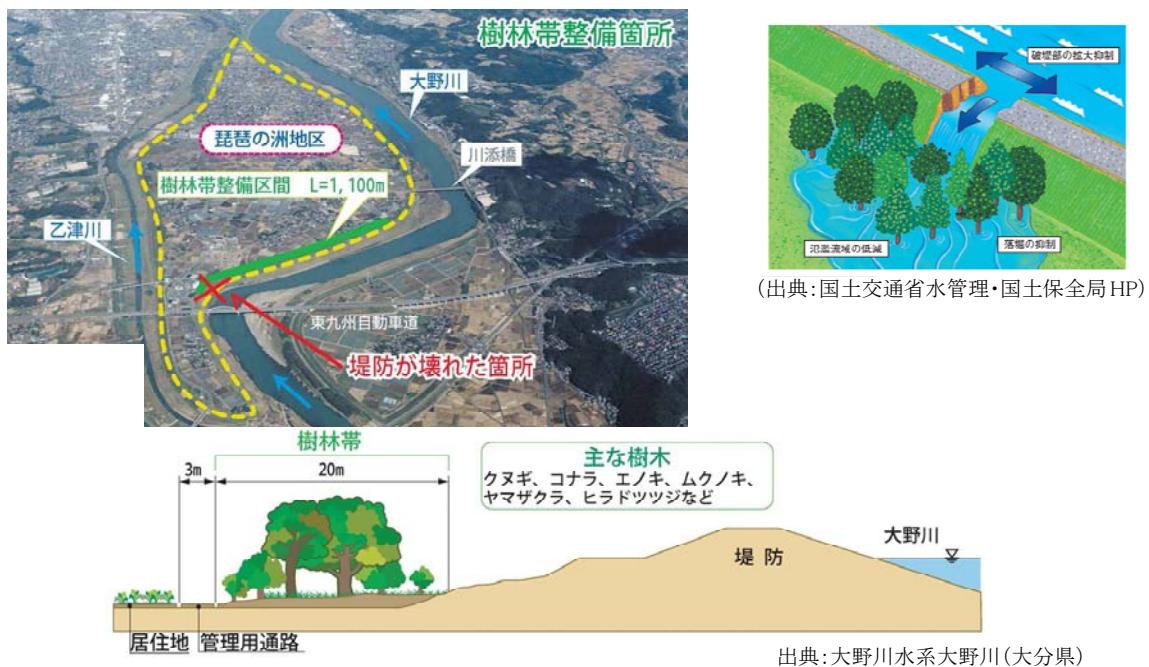


図 4.2-17 樹林帯等のイメージ

## 20) 宅地のかさ上げ、ピロティ建築等

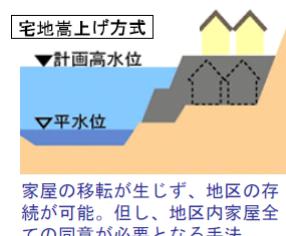
盛土して宅地の地盤高を高くしたり、建築構造を工夫したりすることによって、浸水被害の抑制等を図る。なお、他の方策（遊水機能を有する土地の保全等）と併せて対策が行われれば、下流の河道流量が低減する場合がある。

### （検討の考え方）

城原川沿川における土地利用状況、建築基準法による災害危険区域の設定等の可能性を考慮した上で、治水対策案への適用の可能性について検討する。

### （参考情報）

支川の菅生川、勝負川の合流点では、城原川の洪水により浸水する土地が存在する。



（出典：今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議資料）

図 4.2-18 宅地のかさ上げ、ピロティ建築等のイメージ

## 21) 土地利用規制

浸水頻度や浸水のおそれが高い地域において、土地利用の規制・誘導によって被害を抑制する。土地利用規制により現況を維持することで、浸水頻度や浸水のおそれが高い地域への更なる資産の集中を抑制することが可能となる。なお、他の方策(遊水機能を有する土地の保全等)と併せて対策が行われれば、下流の河道流量が低減する場合がある。

### (検討の考え方)

城原川沿川における土地利用状況、建築基準法による災害危険区域の設定や条例等による土地利用の規制・誘導の可能性を考慮した上で、治水対策案への適用の可能性について検討する。

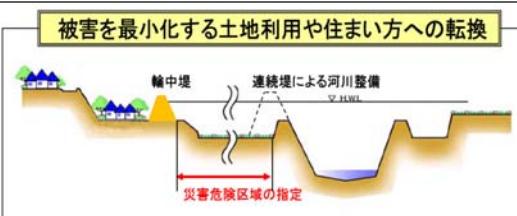
### (参考情報)

支川の菅生川、勝負川の合流点では、城原川の洪水により浸水する土地が存在する。

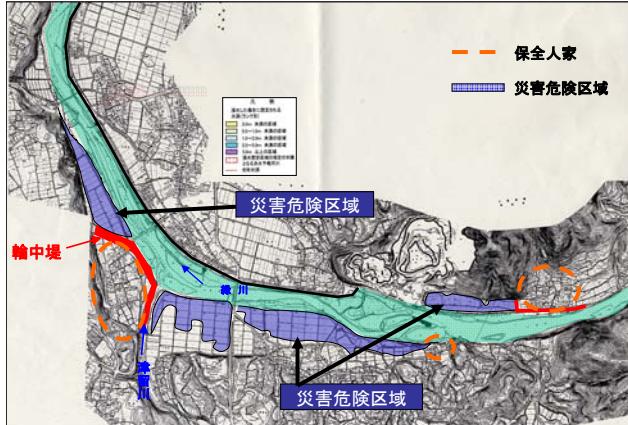
また、城原川沿川では、通常の堤防よりも部分的に低い堤防である「野越し」が9箇所存在する。

### 建築基準法抜粋(災害危険区域)

第39条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。  
2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。



### 緑川水系緑川(熊本県)



(出典:今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議資料)

図 4.2-19 土地利用規制のイメージ

## 22) 水田等の保全

雨水を一時貯留したり、地下に浸透させたりするという水田の機能を保全することである。なお、治水上の機能を向上させるためには、落水口の改造工事等や治水機能を継続的に維持し、降雨時に機能させていくための措置が必要となる。

### (検討の考え方)

今後の城原川流域の土地利用における水田保全の方向性を考慮した上で、畦畔の嵩上げ、落水口の改造(堰板の交換)等を前提とした水田による保水機能向上の治水対策案への適用の可能性について検討する。

### (参考情報)

城原川流域における水田面積<sup>※1</sup>の割合は約 7.9%<sup>※2</sup>となる。

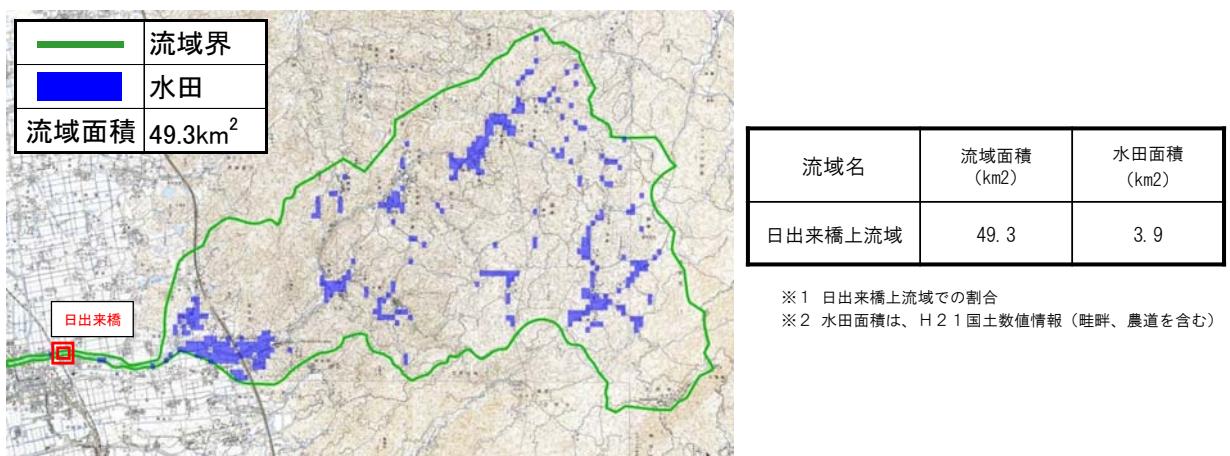
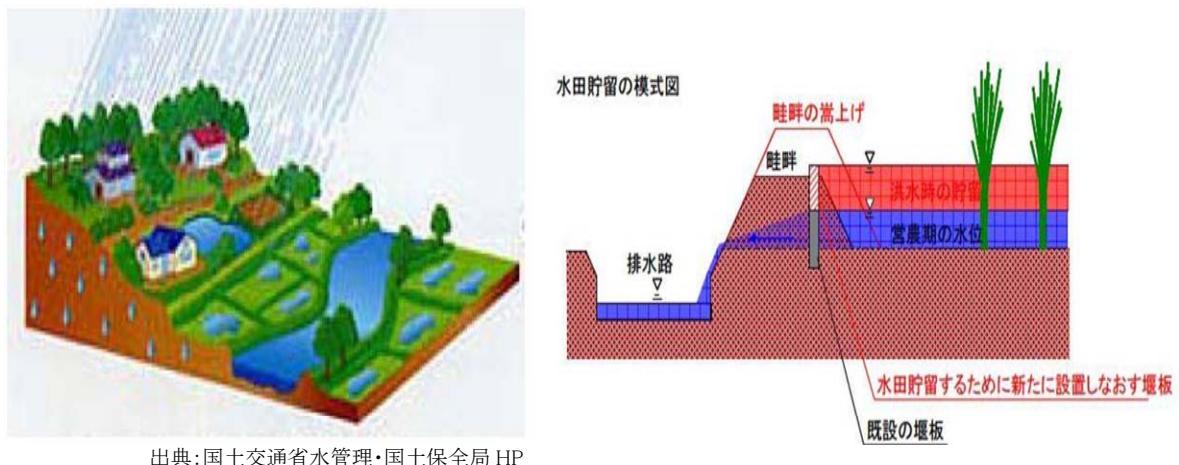


図 4.2-20 水田等の保全のイメージ

## 23) 森林の保全

主に森林土壤の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくり流出させるという森林の涵養機能を保全することである。

(検討の考え方)

森林保全による治水効果の定量化の現状や城原川流域における森林の現状を考慮した上で、治水対策案への適用の可能性について検討する。

(参考情報)

城原川流域における森林面積<sup>※1</sup>の割合は約 82%<sup>※2</sup>である。

荒廃地からの土砂流出への対策として植林により緑を復元

対策前



現在



植林作業  
(イメージ)

間伐等を適正に実施することにより、森林を保全



間伐作業(イメージ)

(出典: <http://fsarc.kyoto-u.ac.jp/waka/>)

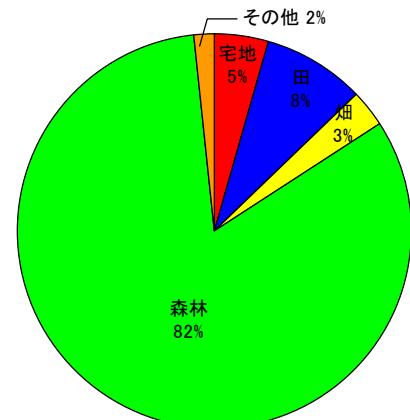
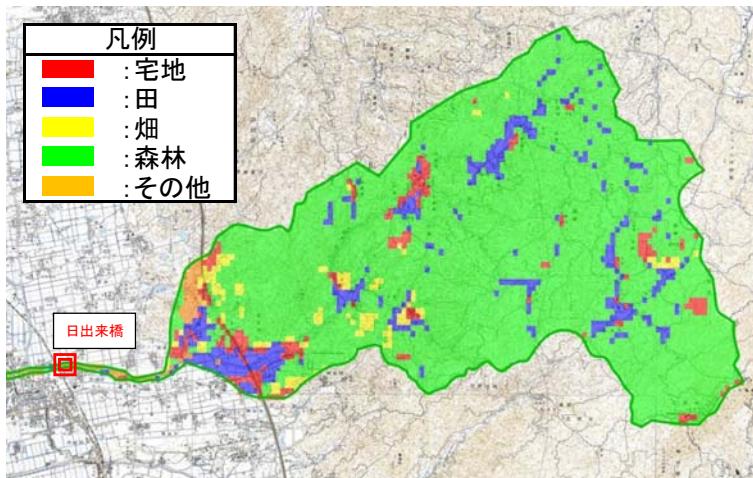


下刈作業(イメージ)

(出典: <http://www.jia.or.jp/biomass/bmsg/fst/tv030701.pdf>)

(出典: 今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議資料)

凡例	
■	: 宅地
■	: 田
■	: 畑
■	: 森林
■	: その他



※1 日出来橋上流域での割合

※2 城原川流域内土地利用比率 (H 21 国土数値情報)

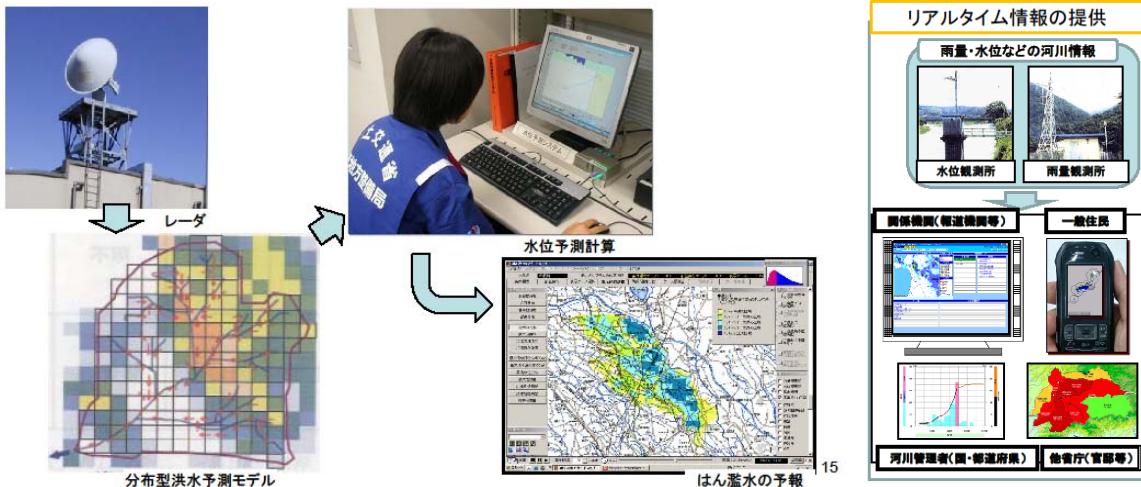
図 4.2-21 森林の保全のイメージ

## 24) 洪水の予測、情報の提供等

洪水時に住民が的確で安全に避難できるように、洪水の予測や情報の提供等を行い、被害の軽減を図る。

(検討の考え方)

城原川における洪水予測、情報提供等の状況、洪水時の警戒避難、被害軽減対策の状況を考慮した上で、治水対策案への適用の可能性について検討する。



(出典:今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議資料)

図 4.2-22 洪水の予測、情報の提供等のイメージ

## 25) 水害保険等

家屋、家財の資産について、水害に備えるための損害保険である。氾濫した区域において、個人や個別の土地等の被害軽減を図る対策として、水害の被害額の補填が可能となる。

(検討の考え方)

河川整備水準に基づく保険料率の設定が可能であれば、土地利用誘導・建築方式対応等の手法として検討することができる。

## (2) 治水対策案の城原川流域への適用性

表 4.2-1、表 4.2-2 に 26 方策の城原川流域への適用性について検討した結果を示す。2. ダムの有効活用、9.決壊しない堤防、10.決壊しづらい堤防、11.高規格堤防、26.水害保険等の 5 方策を除く 21 方策において検討を行うこととした。

表 4.2-1 26 方策の城原川流域への適用性について(治水対策案)

検証要領細目で示されている方策		26 方策の概要	城原川流域への適用性
1 . ダム	河川を横滑して流水を貯留することを目的とした構造物。ピーク流量を低減。	城原川ダムについて、事業の進捗状況を踏まえて検討。	
2 . ダムの有効活用	既設ダムのかさ上げ等により有効活用。ピーク流量を低減。	城原川流域において既設のダムは存在しない。	
3 . 遊水地（調節池）等	洪水の一部を貯留する施設。ピーク流量を低減。	城原川沿川で貯留効果が期待できる候補地を選定し検討。	
4 . 放水路（捷水路）	放水路により洪水の一部を分流する。ピーク流量を低減。	効率的に治水効果を発揮できるルートを検討。	
5 . 河道の掘削	河道の掘削により河川の断面積を拡大する。流下能力を向上。	横断工作物、流下断面、縦断方向の河床高の状況を踏まえ検討。	
6 . 引堤	堤防を居住地側に移設し河川の断面積を拡大する。流下能力を向上。	家屋移転や用地補償、横断工作物の状況を踏まえ検討。	
7 . 堤防のかさ上げ	堤防の高さを上げて河川の断面積を拡大する。流下能力を向上。	河道内樹木の繁茂状況を踏まえて、河道管理の観点から樹木群の拡大防止を図る。	
8 . 河道内の樹木の伐採	河道内に繁茂した樹木を伐採。流下能力を向上。		
9 . 決壊しない堤防	決壊しづらい堤防の整備により避難時間を増加させる。	技術的に手法が確立されていないため適用することは困難。	
10 . 決壊しづらい堤防	決壊しづらい堤防の整備により避難時間を増加させる。	技術的に手法が確立されていないため適用することは困難。	
11 . 高規格堤防	通常の堤防より居住地側の堤防幅を広くし、洪水時の避難地としても活用。	高規格堤防は、人口・資産の集積した大都市圏の超過洪水対策として、沿川の都市開発等と一体で実施されるものであり、城原川はその対象河川ではない。	
12 . 排水機場	排水機場により内水対策を行うもの。	内水被害軽減の観点から必要に応じた対策の推進を図る努力を継続。	

■：今回の検討において組み合わせの対象としている方策  
 □：河道・流域管理・災害時の被害軽減の観点から全てに共通の方策  
 ▨：今回の検討において組合せの対象としなかった方策

表 4.2-2 26 方策の城原川流域への適用性について(治水対策案)

「実施要領細目」で示されている方策		26 方策の概要	城原川流域への適用性
13. 雨水貯留施設	雨水貯留施設を設置する。ピーク流量が低減される場合がある。	城原川流域内の学校、公園を対象として検討。	
14. 雨水浸透施設	雨水浸透施設を設置する。ピーク流量が低減される場合がある。	城原川流域内の建物を対象として検討。	
15. 遊水機能を有する土地の保全	遊水機能を有する土地を保全する。ピーク流量が低減される場合がある。	城原川に隣接する土地には、遊水機能を有する池、沼沢、低湿地等は存在しないが城原川中流の支川合流部の保全、部分的に低い堤防の存置と併せて田畠部等で遊水する土地の保全を検討。	
16. 部分的に低い堤防の保全	部分的に低い堤防を存置する。ピーク流量が低減される場合がある。	城原川沿川に残存する通常の堤防よりも部分的に高さが低い堤防を存置し、越水に対する家屋浸水を防止する対策と併せて検討。	
17. 震堤の存置	震堤を存置し洪水の一部を一時的に貯留する。ピーク流量が低減される場合がある。	城原川中流の支川合流部の保全と併せて、遊水に対する家屋等の浸水被害を防止する部分的に低い堤防の存置に含めて検討。	
18. 輪中堤	輪中堤により特定の区域を洪水氾濫から防御する。	城原川中流の支川合流部の保全と併せて、遊水に対する家屋等の浸水被害を防止する部分的に低い堤防の存置に含めて検討。	
19. 二線堤	堤防の居住地側に堤防を設置する。洪水氾濫の拡大を防止。	城原川中流の支川合流部の保全と併せて、遊水に対する家屋等の浸水被害を防止する部分的に低い堤防の存置に含めて検討。	
20. 樹林帯等	堤防の居住地側に帯状の樹林を設置する。堤防決壊時の拡大抑制。	災害時の被害軽減を図る方策として、城原川中流において河川に沿った土地に繁茂している樹林を保全する。	
21. 宅地のかさ上げ・ピロティ建築等	宅地の地盤高を高くしたり、ピロティ建築にする。浸水被害を軽減。	城原川中流の支川合流部の保全と併せて、遊水に対する家屋等の浸水被害を防止する方策として検討。	
22. 土地利用規制	災害危険区域等を設置し土地利用を規制する。資産集中等を抑制し被害を軽減。	城原川中流の支川合流部の保全、部分的に低い堤防の存置と併せ、その対象区域で検討。	
23. 水田等の保全（機能保全）	水田の保全により、治水機能を保全する。	流域管理の観点から推進を図る努力を継続。	
24. 森林の保全	落水口の改造、畦畔のかさ上げ等により水田の治水機能を向上させる。	城原川流域内の水田を対象に畦畔のかさ上げ等による保水機能の向上を検討。	
25. 洪水の予測、情報の提供等	森林保全により雨水浸透の機能を保全する。	現状の森林機能維持に向けた努力を継続。	
26. 水害保険等	洪水の予測・情報提供により被害額の補填が可能。	災害時の被害軽減等の観点から推進を図る努力を継続。	

：今回の検討において組み合わせの対象としている方策

：河道・流域管理・災害時の被害軽減の観点から全てに共通の方策

：今回の検討において組み合わせの対象としなかった方策

#### 4. 2. 3. 2 複数の治水対策案の立案

##### (1) 治水対策案の組み合わせの考え方

治水対策案の検討において、「検証要領細目」で示された方策のうち、城原川流域に適用可能な方策を組み合わせて、できる限り幅広い治水対策案を立案した。

治水対策案は、城原川沿川の地形・地域条件、既設施設を踏まえ、単独案で効果を発現できる案及び複数方策の組み合わせによって効果を発揮できる案について、代表的な方策別にグループ化して検討を行った。

なお、各対策と組み合わせる河道の対策は、用地買収や構造物の改築が一番少なくなりコスト的に最も優位と想定される「河道の掘削」とし、検討を行った。

各グループの考え方は以下のとおりである。

###### グループ1:洪水を安全に流下させる案

流域の地形・地域条件に応じて適用可能な方策を検討する。

###### グループ2:できるだけ洪水を河道外に一部貯留する案

できるだけ洪水を河道外に貯留させるための遊水地を検討したうえで、安全度が不足する分について河道の対策の組み合わせを検討する。

###### グループ3:できるだけ既存施設を活用して洪水を調節する案

できるだけ既存施設を活用する方策として、城原川沿川に現存する「野越し」を活用したうえで、安全度が不足する分については河道の対策及び河道外に貯留する対策の組み合わせを検討する。

###### グループ4:できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案

できるだけ雨水貯留施設、雨水浸透施設、水田等の保全(機能向上)対策を実施し雨水の河川への流出を抑制したうえで、安全度が不足する分について河道の対策及び河道外に貯留する対策の組み合わせを検討する。

###### グループ5:既存施設を活用したうえで、できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案

城原川沿川に現存する「野越し」を活用するとともに、できるだけ雨水貯留施設、雨水浸透施設、水田等の保全(機能向上)対策を実施し雨水の河川への流出を抑制したうえで、安全度が不足する分については河道の対策及び河道外に貯留する対策の組み合わせを検討する。

表 4.2-3 治水対策案の組み合せ一覧表

※ここに記載する方策は、流出抑制や災害時の被害軽減等に資するものとして、河道・流域管理の観点からその推進を図る努力を継続する。

## グループ1:洪水を安全に流下させる案

### 対策案①:河道の掘削

#### 【治水対策案の概要】

- ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修(河道掘削や築堤)を実施するとともに、流下能力が不足する箇所で河道掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・河道掘削により影響がある橋梁の改築を行う。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。  
※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

#### 【河川整備計画】(河道改修分)

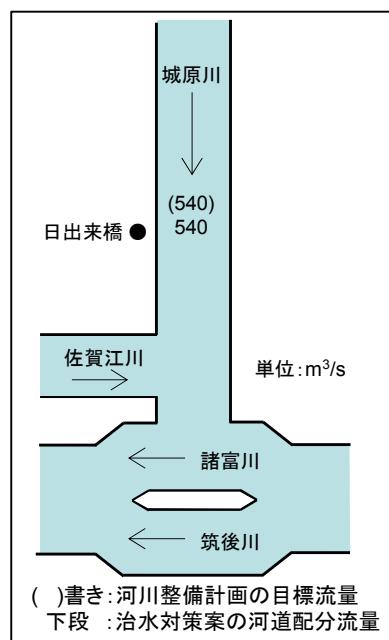
##### ■河道改修

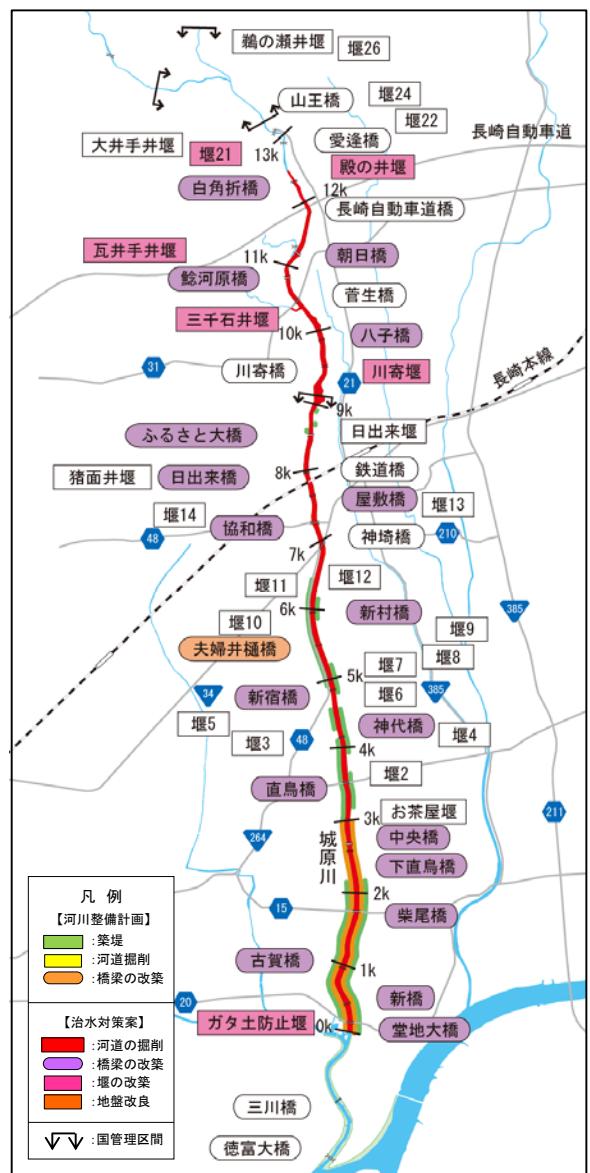
- ・河道掘削 約 12 万  $m^3$
- ・築堤 約 12 万  $m^3$
- ・用地買収 約 4ha
- ・家屋補償 35 戸
- ・橋梁 1 橋

#### 【治水対策案】(城原川ダム代替分)

##### ■河道改修

- ・河道掘削 約 60 万  $m^3$
- ・築堤 約 4 万  $m^3$
- ・地盤改良 約 6km
- ・用地買収 約 3ha
- ・家屋補償 71 戸
- ・橋梁 18 橋
- ・堰 6 基

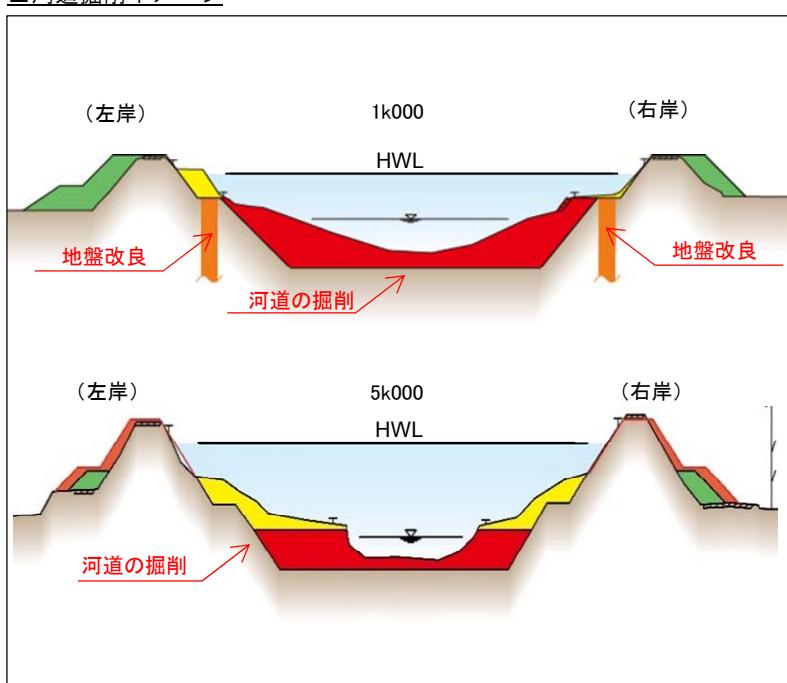




■ 状況写真



### ■ 河道掘削イメージ



## グループ1:洪水を安全に流下させる案

### 対策案②:堤防のかさ上げ

#### 【治水対策案の概要】

- ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修(河道掘削や築堤)を実施するとともに、堤防のかさ上げにより、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・堤防のかさ上げにより影響のある橋梁の改築を行う。
- ・堤防のかさ上げに伴う用地取得、家屋補償を行う。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

#### 【河川整備計画】(河道改修分)

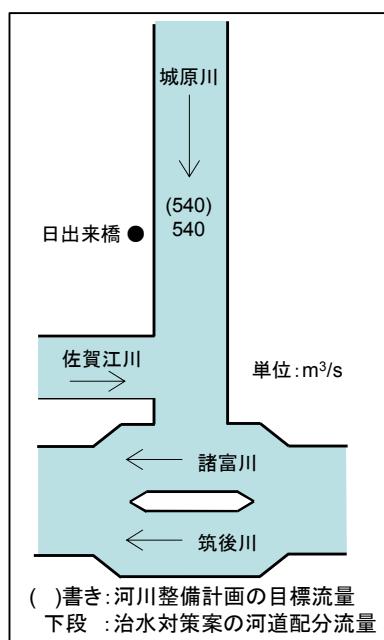
##### ■河道改修

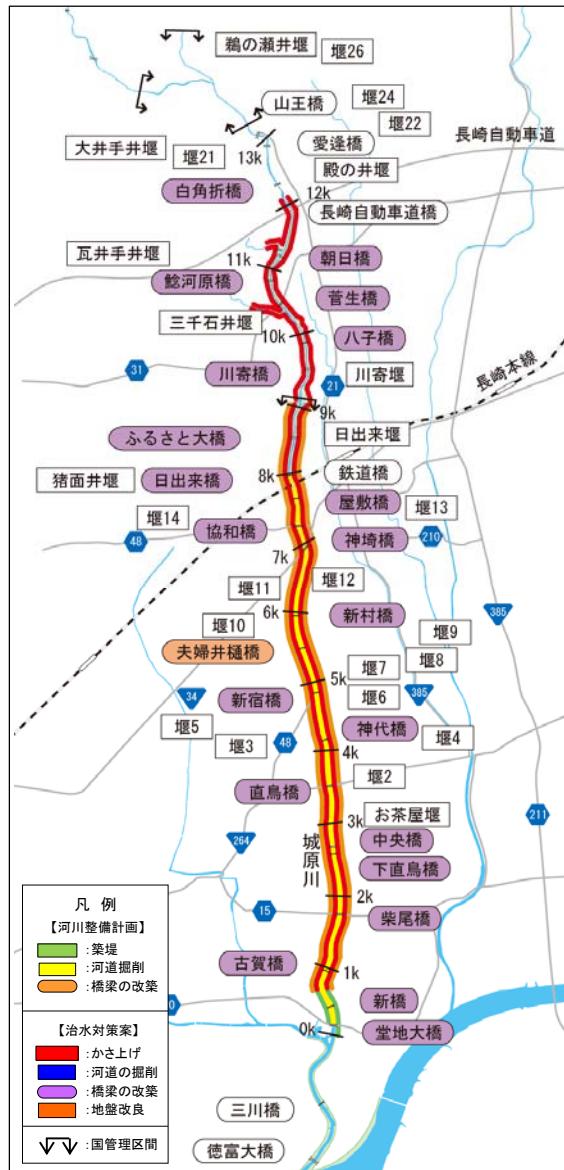
- ・河道掘削 約 12 万  $m^3$
- ・築堤 約 12 万  $m^3$
- ・用地買収 約 4ha
- ・家屋補償 35 戸
- ・橋梁 1 橋

#### 【治水対策案】(城原川ダム代替分)

##### ■河道改修

- ・河道掘削 約 8 万  $m^3$
- ・築堤 約 70 万  $m^3$
- ・地盤改良 約 17km
- ・用地買収 約 30ha
- ・家屋補償 392 戸
- ・橋梁 21 橋

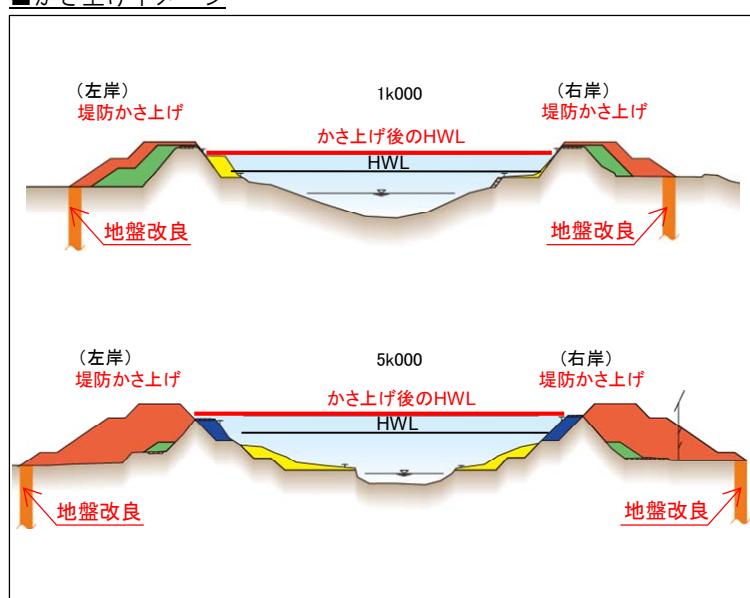




### ■状況写真



### ■かさ上げイメージ



## グループ1:洪水を安全に流下させる案

### 対策案③:引堤

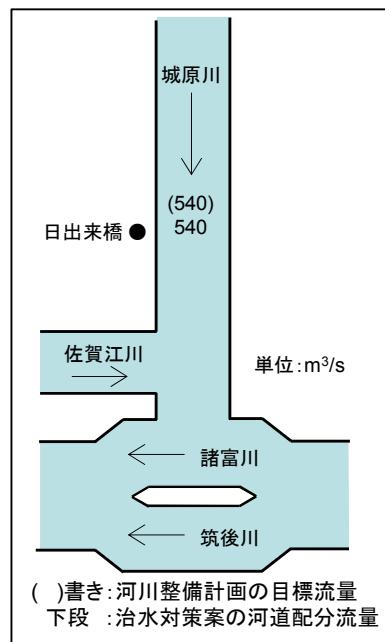
#### 【治水対策案の概要】

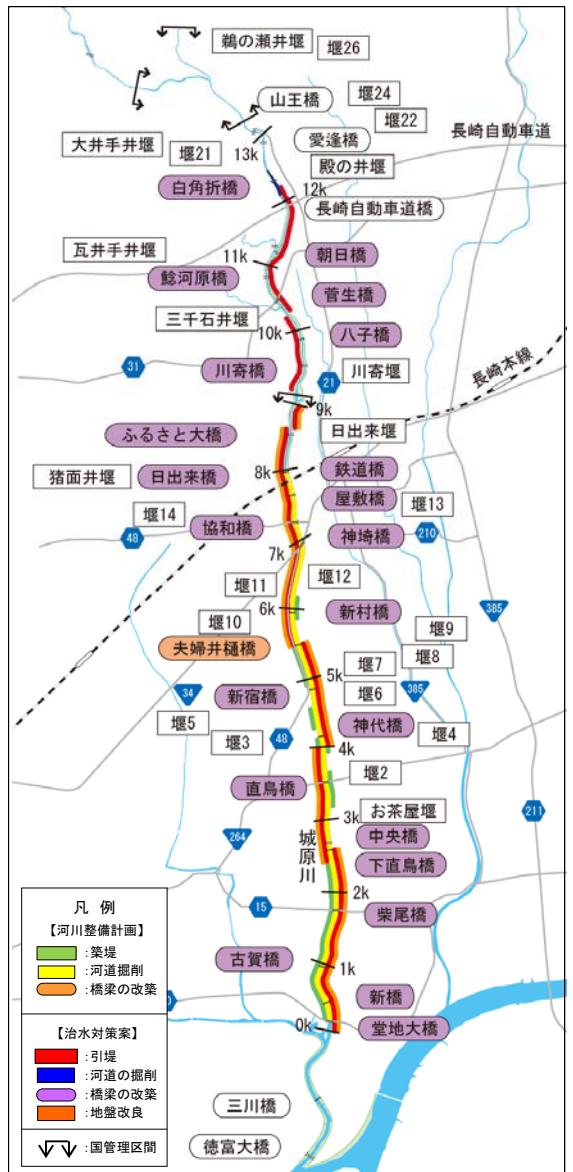
- ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修(河道掘削や築堤)を実施するとともに、引堤を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・引堤により影響のある橋梁の改築を行う。
- ・引堤に伴う用地取得、家屋補償を行う。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

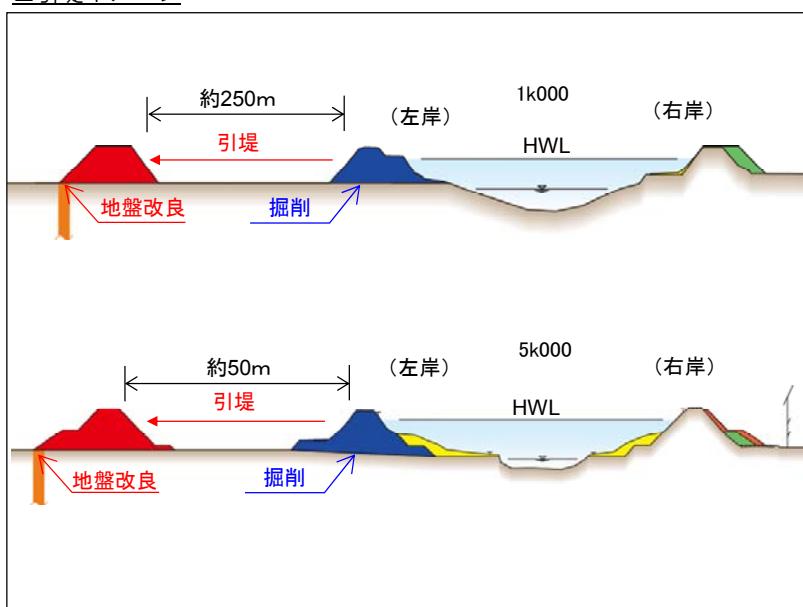
※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【河川整備計画】(河道改修分)		【治水対策案】(城原川ダム代替分)	
■河道改修		■河道改修	
・河道掘削	約 12 万 $m^3$	・河道掘削	約 55 万 $m^3$
・築堤	約 12 万 $m^3$	・築堤	約 47 万 $m^3$
・用地買収	約 4ha	・地盤改良	約 9km
・家屋補償	35 戸	・用地買収	約 81ha
・橋梁	1 橋	・家屋補償	354 戸
		・橋梁	22 橋





■引堤イメージ



## グループ1:洪水を安全に流下させる案

### 対策案④:放水路(筑後川ルート)+河道の掘削

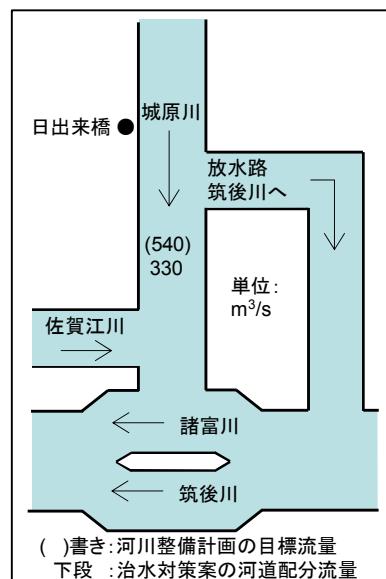
#### 【治水対策案の概要】

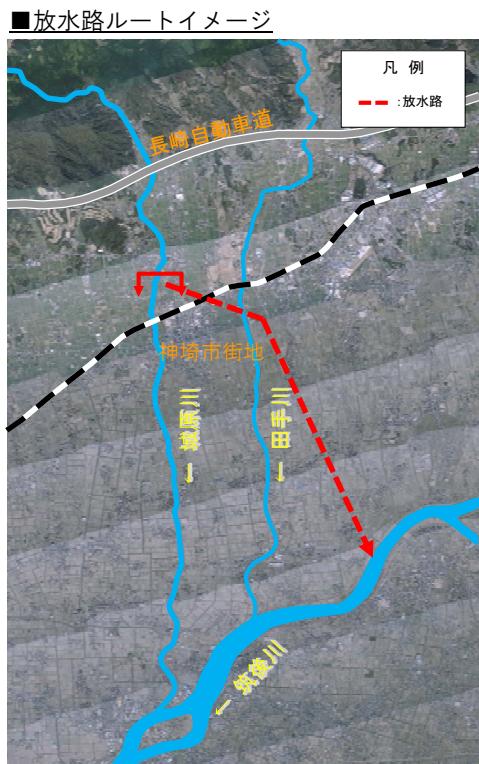
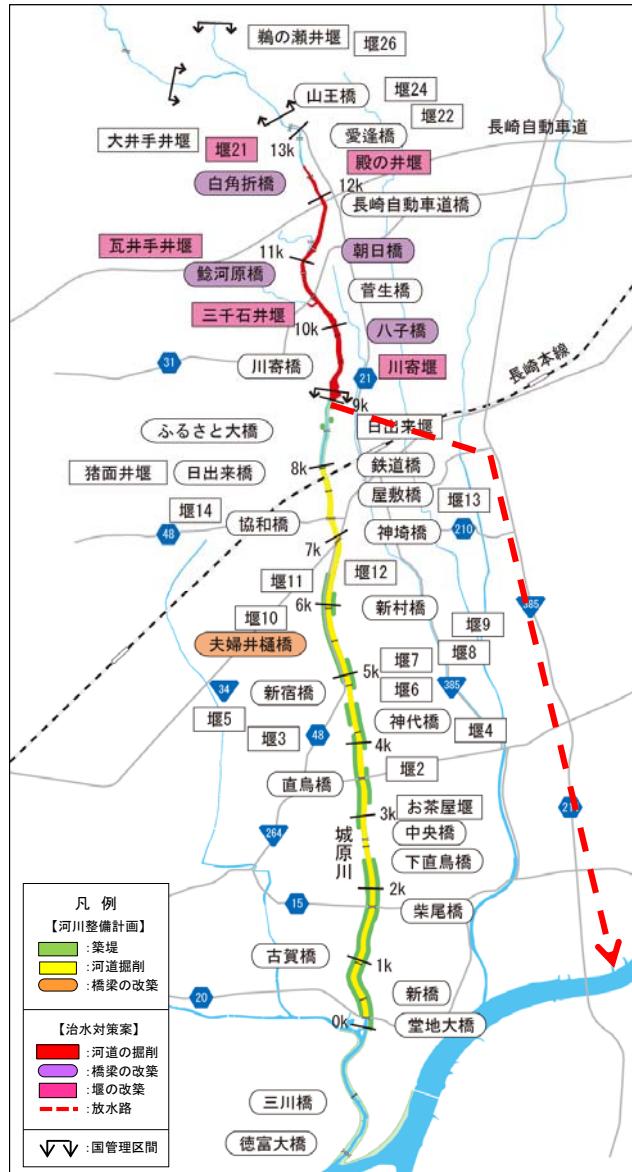
- ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修(河道掘削や築堤)を実施するとともに、城原川9k000付近から筑後川下流部への放水路を建設し、放水路呑口建設予定地から上流の流下能力が不足する箇所で河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・河道改修により影響がある橋梁の改築を行う。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

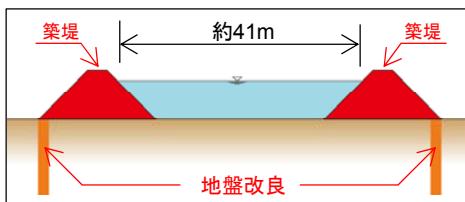
※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【河川整備計画】(河道改修分)		【治水対策案】(城原川ダム代替分)	
<b>■河道改修</b>		<b>■河道改修</b>	
・河道掘削	約 12 万 $m^3$	・河道掘削	約 2 万 $m^3$
・築堤	約 12 万 $m^3$	・築堤	約 1 万 $m^3$
・用地買収	約 4ha	・用地買収	約 0.1ha
・家屋補償	35 戸	・橋梁	4 橋
・橋梁	1 橋	・堰	5 基
		<b>■放水路</b>	
・放水路		・放水路	約 8km
・築堤		・築堤	約 66 万 $m^3$
・地盤改良		・地盤改良	約 16km
・用地買収		・用地買収	約 50ha
・家屋補償		・家屋補償	124 戸
・橋梁(新設)		・橋梁(新設)	41 橋
・サイフォン		・サイフォン	12 箇所

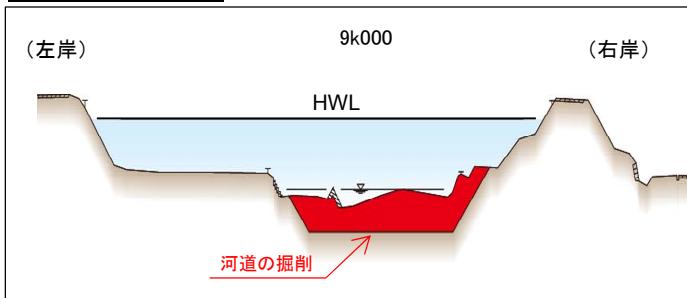




### ■放水路のイメージ（開水路）



## ■河道掘削イメージ



## グループ1:洪水を安全に流下させる案

### 対策案⑤:放水路(田手川ルート)+河道の掘削

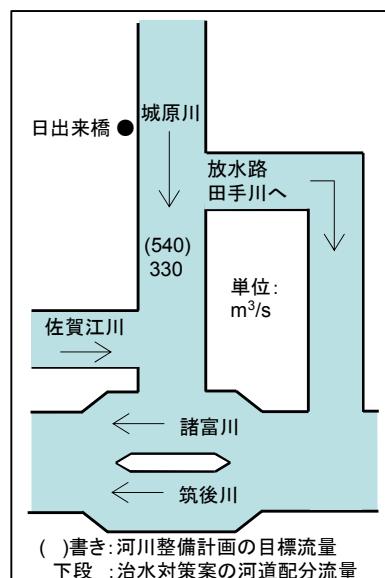
#### 【治水対策案の概要】

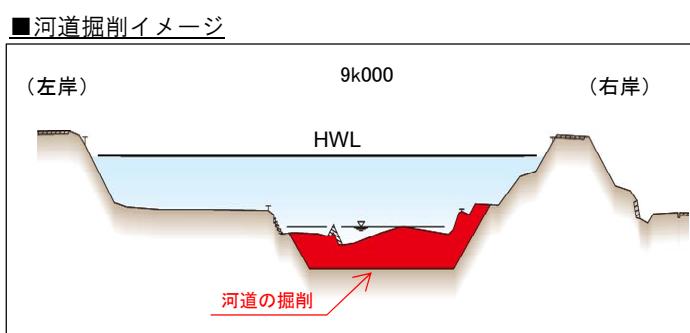
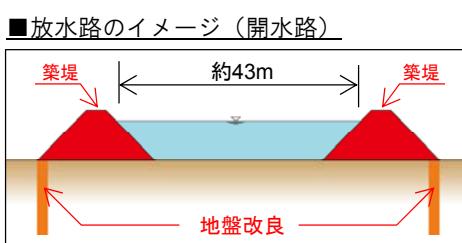
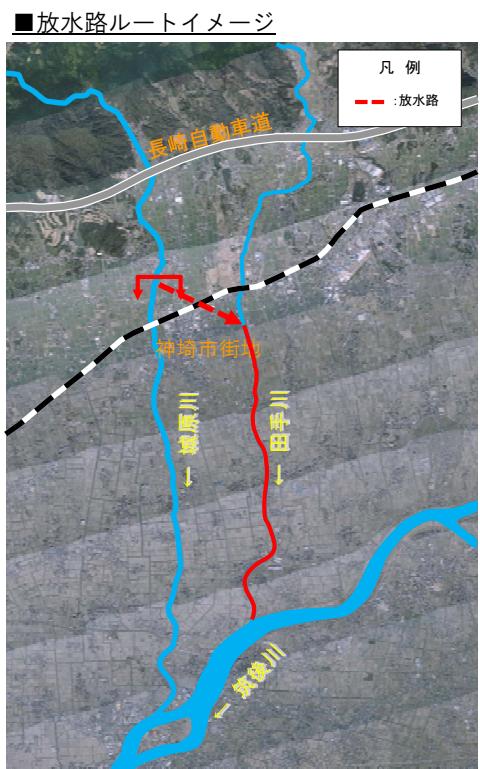
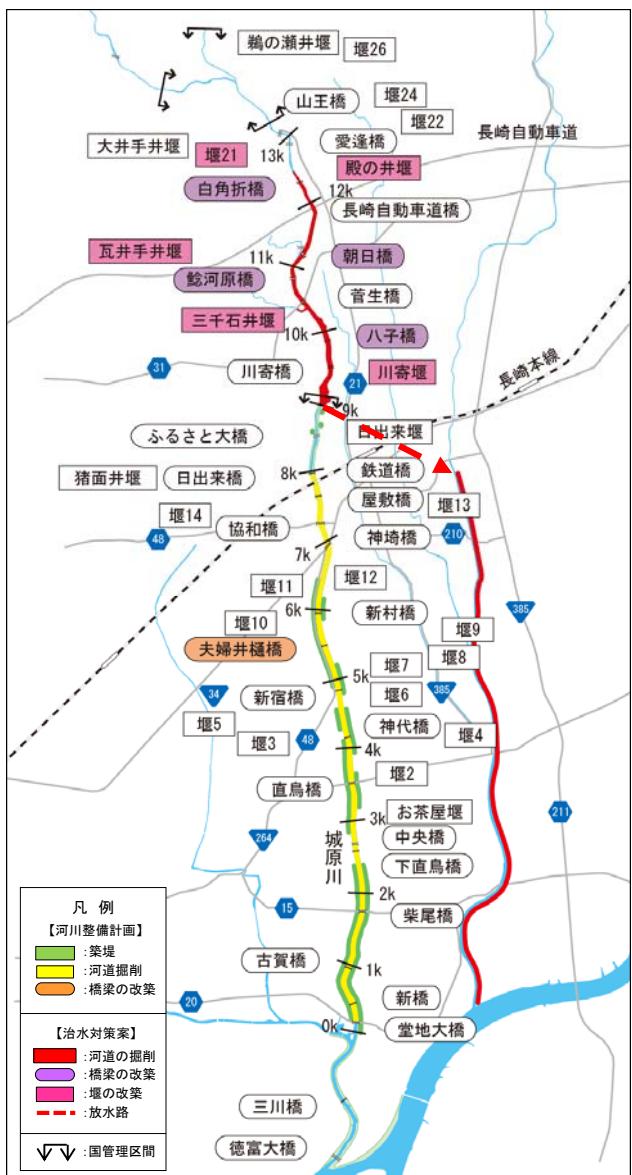
- ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修(河道掘削や築堤)を実施するとともに、城原川9k000付近から田手川への放水路を建設し、放水路呑口建設予定地から上流の区間及び田手川の放水路により流量が増加する区間ににおいて、流下能力が不足する箇所での河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・河道改修により影響がある橋梁の改築を行う。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【河川整備計画】(河道改修分)		【治水対策案】(城原川ダム代替分)	
<b>■河道改修</b>		<b>■河道改修</b>	
・河道掘削	約 12 万 $m^3$	・河道掘削	約 2 万 $m^3$
・築堤	約 12 万 $m^3$	・築堤	約 1 万 $m^3$
・用地買収	約 4ha	・用地買収	約 0.1ha
・家屋補償	35 戸	・橋梁	4 橋
・橋梁	1 橋	・堰	5 基
<b>+</b>		<b>■放水路</b>	
・放水路		・放水路	約 1.8km
・河道掘削		・河道掘削	約 112 万 $m^3$
・地盤改良		・地盤改良	約 3.6km
・用地買収		・用地買収	約 36ha
・家屋補償		・家屋補償	60 戸
・橋梁(新設)		・橋梁(新設)	9 橋(放水路)
・橋梁(改築)		・橋梁(改築)	10 橋(田手川)
・サイフォン		・サイフォン	5 箇所





## グループ2:できるだけ洪水を河道外に一部貯留する案

### 対策案⑥:遊水地(地役権方式)＋河道の掘削

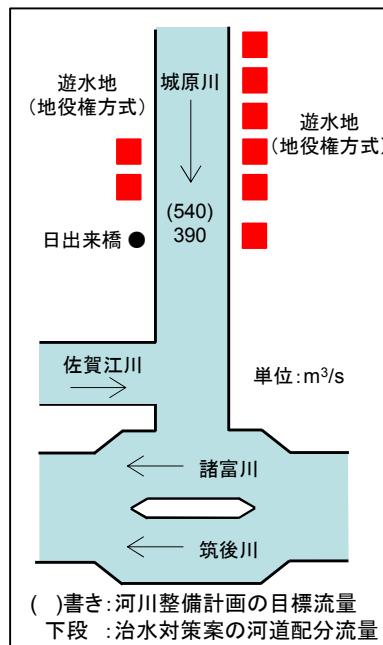
#### 【治水対策案の概要】

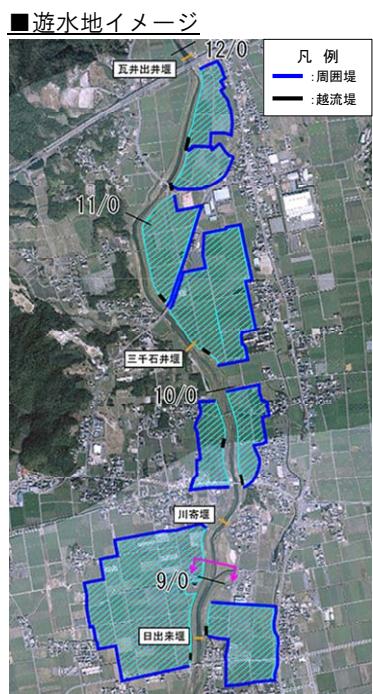
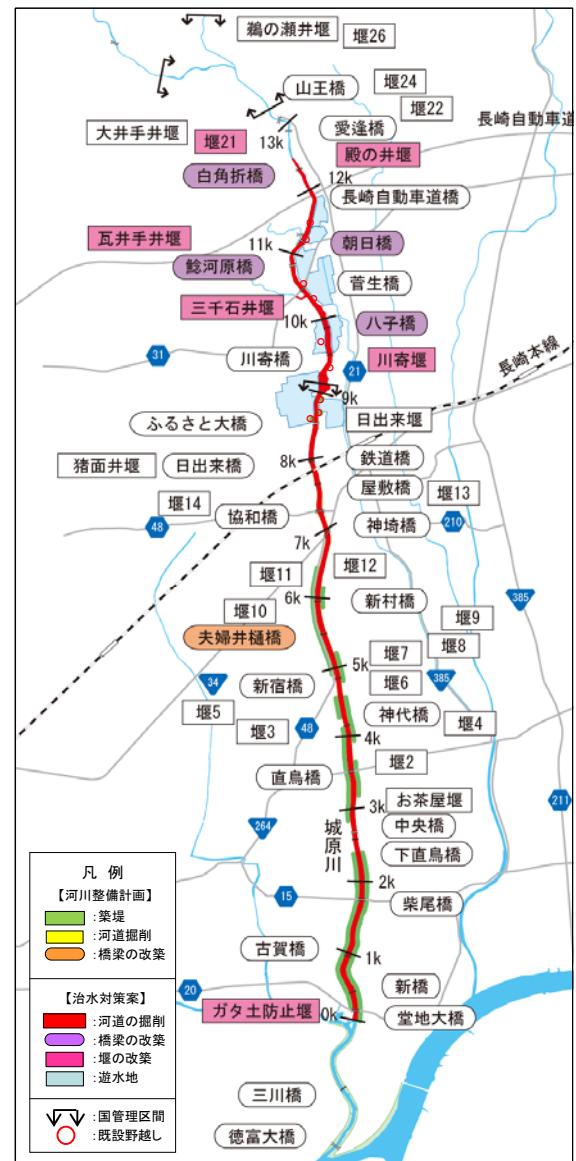
- ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修(河道掘削や築堤)を実施するとともに、地役権方式による遊水地を建設し、遊水地の治水効果が及ばない遊水地よりも上流の区間及び下流の治水効果が不足する区間において河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・河道掘削により影響がある橋梁の改築を行う。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

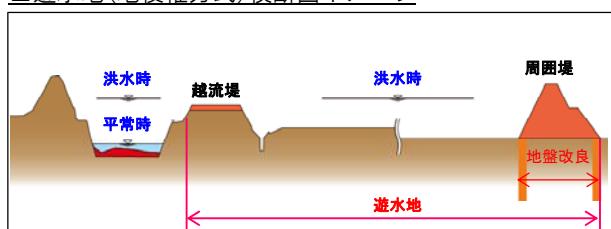
※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【河川整備計画】(河道改修分)	+	【治水対策案】(城原川ダム代替分)
■河道改修		■河道改修
・河道掘削 約 12 万 m <sup>3</sup>		・河道掘削 約 25 万 m <sup>3</sup>
・築堤 約 12 万 m <sup>3</sup>		・築堤 約 1 万 m <sup>3</sup>
・用地買収 約 4ha		・用地買収 約 0.1ha
・家屋補償 35 戸		・橋梁 4 橋
・橋梁 1 橋		・堰 6 基
		■遊水地(地役権) 8 箇所
		・周囲堤 約 9km
		・用地買収 約 17ha
		・地役権補償 約 78ha
		・地盤改良 約 18km

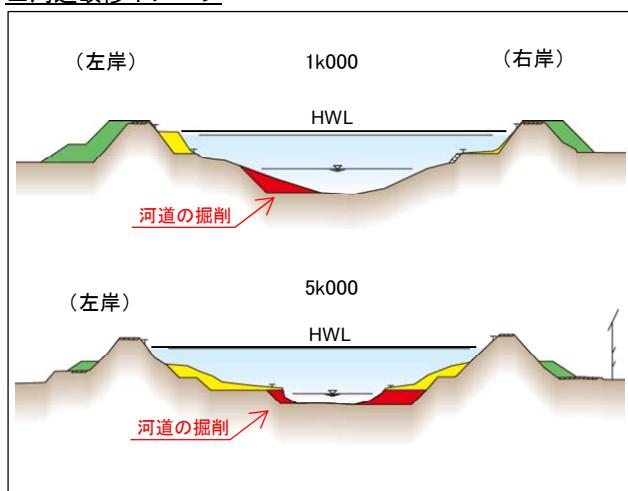




■遊水地(地役権方式)横断図イメージ



■河道改修イメージ



## グループ2:できるだけ洪水を河道外に一部貯留する案

### 対策案⑦:遊水地(掘込方式)＋河道の掘削

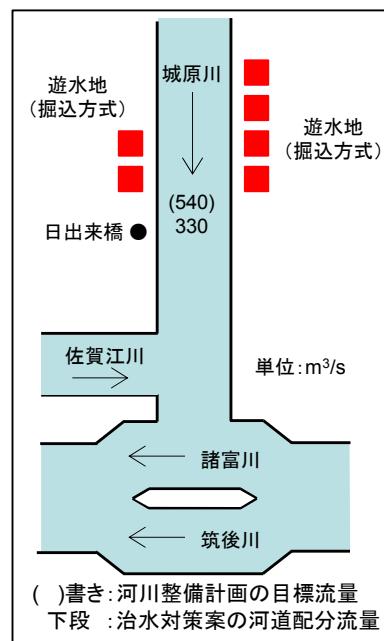
#### 【治水対策案の概要】

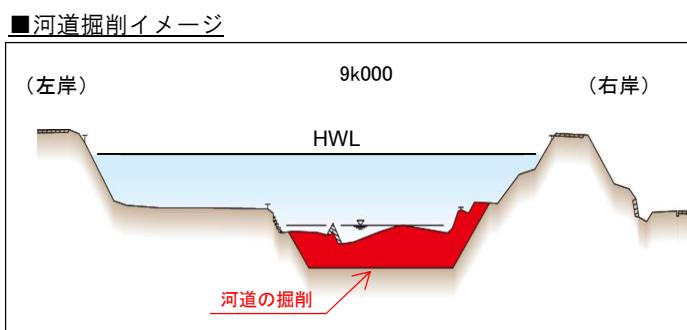
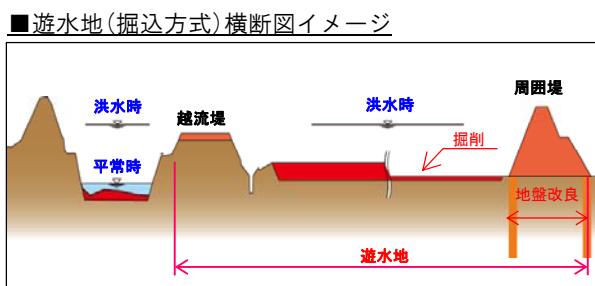
- ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修(河道掘削や築堤)を実施するとともに、掘込方式の遊水地を建設し、遊水地の治水効果が及ばない遊水地よりも上流の区間及び下流の治水効果が不足する区間において河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・河道掘削により影響がある橋梁の改築を行う。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【河川整備計画】(河道改修分)	+	【治水対策案】(城原川ダム代替分)
■河道改修		■河道改修
・河道掘削 約 12 万 m <sup>3</sup>		・河道掘削 約 2 万 m <sup>3</sup>
・築堤 約 12 万 m <sup>3</sup>		・築堤 約 1 万 m <sup>3</sup>
・用地買収 約 4ha		・用地買収 約 0.1ha
・家屋補償 35 戸		・橋梁 4 橋
・橋梁 1 橋		・堰 5 基
		■遊水地(掘込) 6箇所
		・周囲堤 約 7km
		・用地買収 約 87ha
		・地盤改良 約 14km





## グループ3:できるだけ既存施設を活用して洪水を調節する案

### 対策案⑧:河道の掘削+部分的に低い堤防の存置

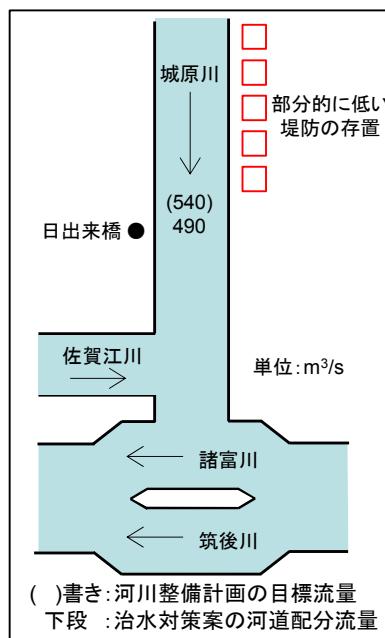
#### 【治水対策案の概要】

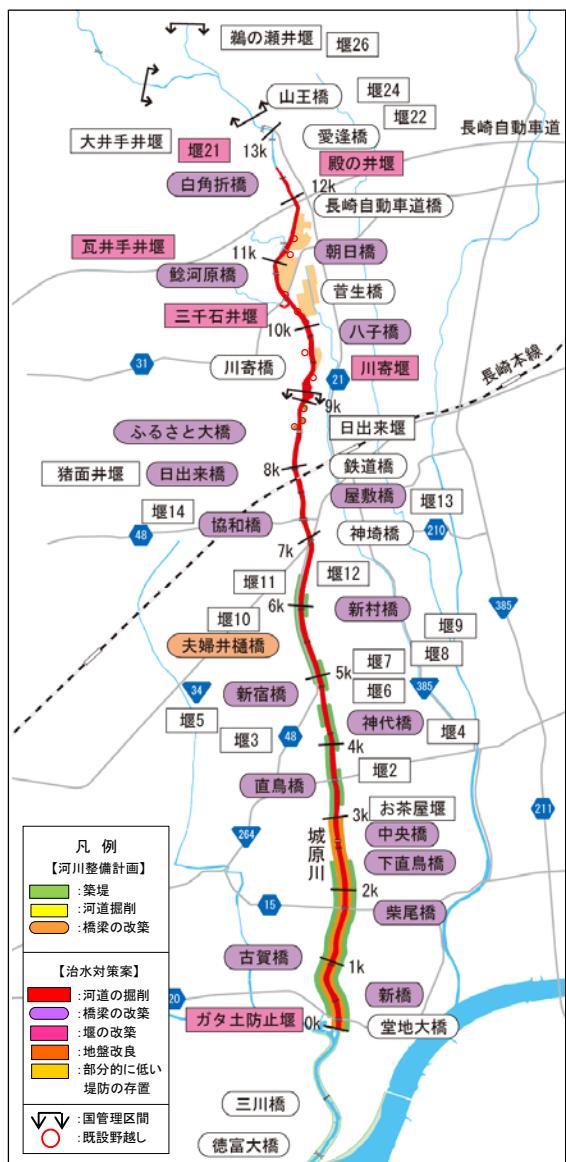
- ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修(河道掘削や築堤)を実施するとともに、城原川沿川に残存する部分的に低い堤防(野越し)を存置する。  
野越しの治水効果が及ばない野越しよりも上流の区間及び下流の治水効果が不足する区間ににおいて河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・河道掘削により影響がある橋梁の改築を行う。
- ・野越しからの氾濫(拡散型)による家屋浸水を防ぐため受堤を設ける。浸水する区域は地役権補償を行う。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【河川整備計画】(河道改修分)	+	【治水対策案】(城原川ダム代替分)
■河道改修		■河道改修
・河道掘削 約 12 万 m <sup>3</sup>		・河道掘削 約 46 万 m <sup>3</sup>
・築堤 約 12 万 m <sup>3</sup>		・築堤 約 3 万 m <sup>3</sup>
・用地買収 約 4ha		・地盤改良 約 6km
・家屋補償 35 戸		・用地買収 約 3ha
・橋梁 1 橋		・橋梁 17 橋
		・堰 6 基
		■部分的に低い堤防の存置 5 箇所
		・受堤 約 3km
		・用地買収 約 4ha
		・地役権補償 約 32ha
		・地盤改良 約 5km

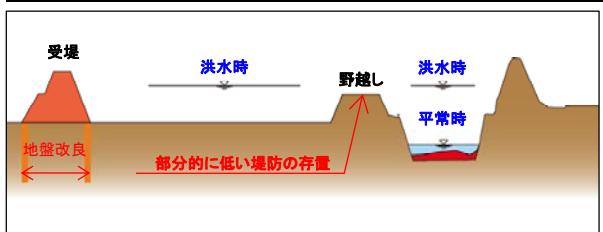




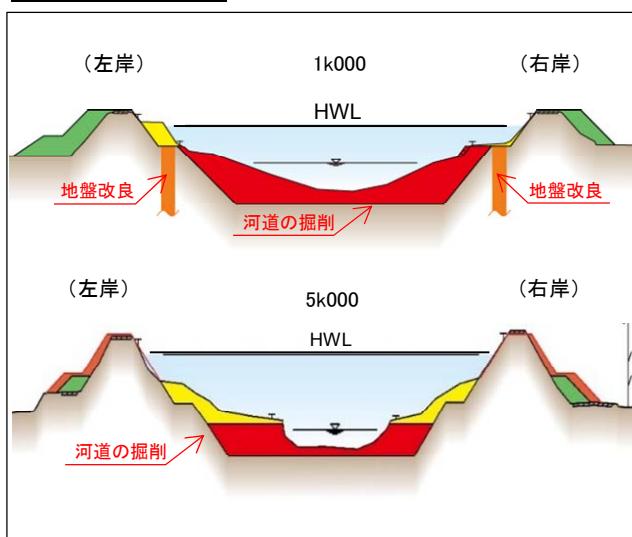
#### ■部分的に低い堤防の存置イメージ



### ■部分的に低い堤防の存置(地役権方式)横断図イメージ



## ■河道改修イメージ



### グループ3:できるだけ既存施設を活用して洪水を調節する案

#### 対策案⑨:遊水地(地役権方式)＋河道の掘削＋部分的に低い堤防の存置

##### ■治水対策案の概要

- ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修(河道掘削や築堤)を実施するとともに、城原川沿川に残存する部分的に低い堤防(野越し)を存置する。野越しの治水効果が及ばない野越しよりも上流の区間において河道の掘削を行うとともに、下流の治水効果が不足する区間において地役権方式の遊水地を建設し、それでも流下能力が不足する区間において河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・河道掘削により影響がある橋梁の改築を行う。
- ・野越しからの氾濫(拡散型)による家屋浸水を防ぐため受堤を設ける。浸水する区域は地役権補償を行う。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

##### 【河川整備計画】(河道改修分)

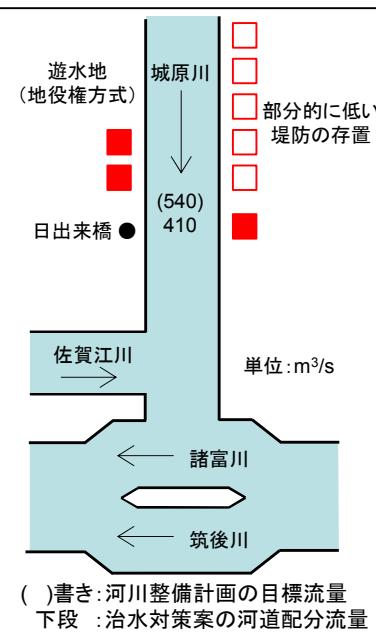
###### ■河道改修

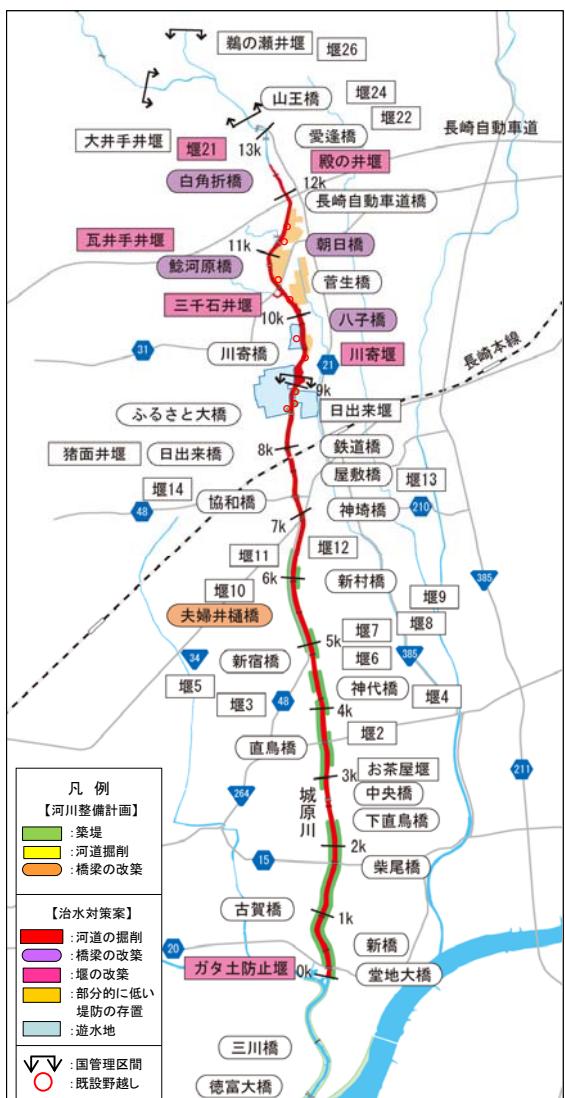
- ・河道掘削 約 12 万 m<sup>3</sup>
- ・築堤 約 12 万 m<sup>3</sup>
- ・用地買収 約 4ha
- ・家屋補償 35 戸
- ・橋梁 1 橋

##### 【治水対策案】(城原川ダム代替分)

###### ■河道改修

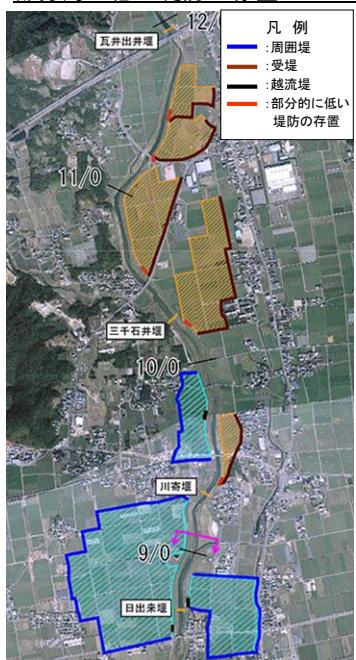
- ・河道掘削 約 35 万 m<sup>3</sup>
  - ・築堤 約 1 万 m<sup>3</sup>
  - ・用地買収 約 0.1ha
  - ・橋梁 4 橋
  - ・堰 6 基
- ###### ■遊水地(地役権) 3 箇所
- ・周囲堤 約 4km
  - ・用地買収 約 9ha
  - ・地役権補償 約 42ha
  - ・地盤改良 約 8km
- ###### ■部分的に低い堤防の存置 5 箇所
- ・受堤 約 3km
  - ・用地買収 約 4ha
  - ・地役権補償 約 32ha
  - ・地盤改良 約 5km



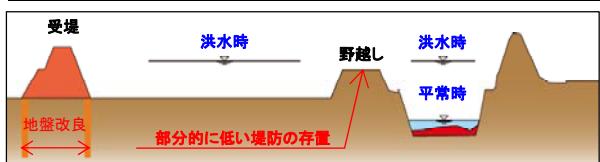


### ■遊水地+

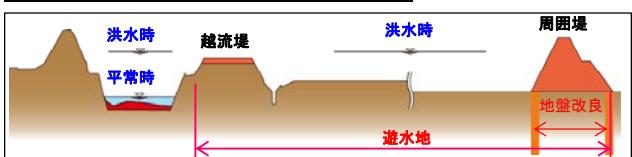
部分的に低い堤防の存置イメージ



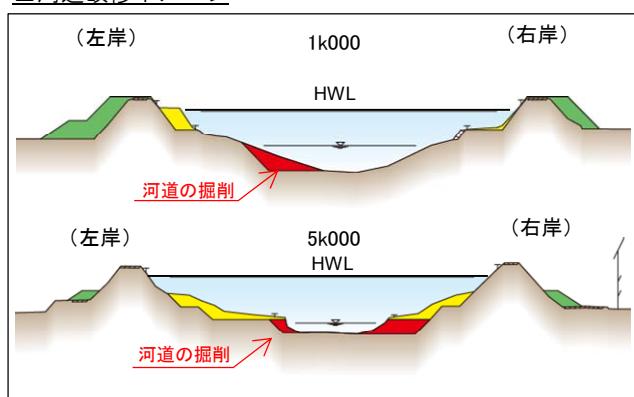
### ■部分的に低い堤防の存置(地役権方式)横断図イメージ



### ■遊水地(地役権方式)横断図イメージ



### ■河道改修イメージ



## グループ3:できるだけ既存施設を活用して洪水を調節する案

### 対策案⑩:遊水地(掘込方式)＋河道の掘削＋部分的に低い堤防の存置

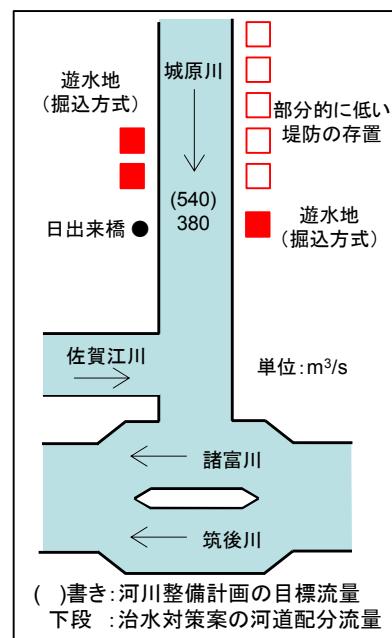
#### ■治水対策案の概要

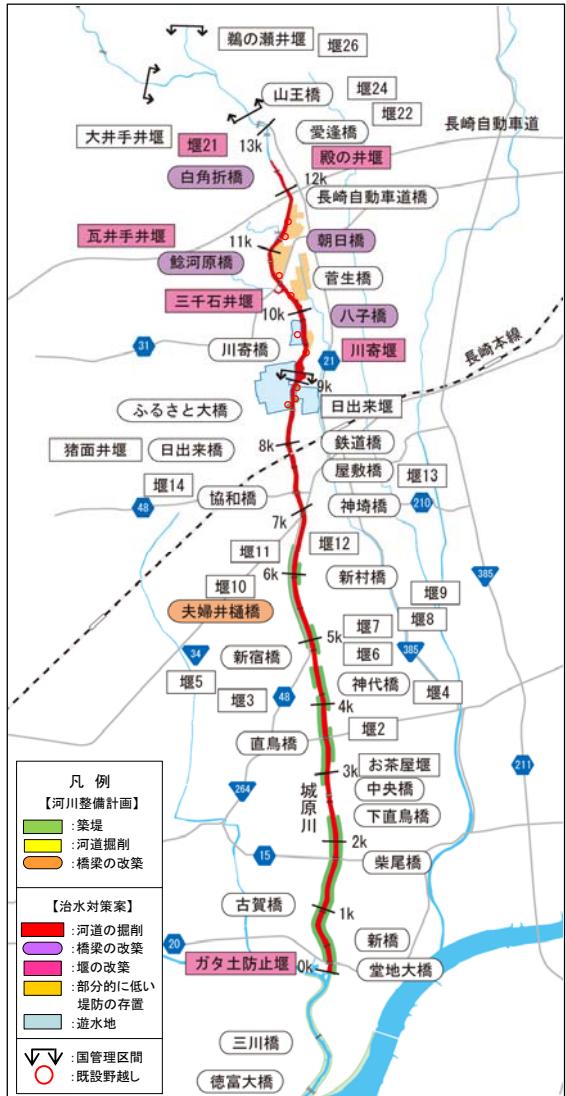
- ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修(河道掘削や築堤)を実施するとともに、城原川沿川に残存する部分的に低い堤防(野越し)を存置する。野越しの治水効果が及ばない野越しよりも上流の区間において河道の掘削を行うとともに、下流の治水効果が不足する区間において掘込方式の遊水地を建設し、それでも流下能力が不足する区間において河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・河道掘削により影響がある橋梁の改築を行う。
- ・野越しからの氾濫(拡散型)による家屋浸水を防ぐため受堤を設ける。浸水する区域は地役権補償を行う。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【河川整備計画】(河道改修分)		【治水対策案】(城原川ダム代替分)	
■河道改修		■河道改修	
・河道掘削	約 12 万 $m^3$	・河道掘削	約 21 万 $m^3$
・築堤	約 12 万 $m^3$	・築堤	約 1 万 $m^3$
・用地買収	約 4ha	・用地買収	約 0.1ha
・家屋補償	35 戸	・橋梁	4 橋
・橋梁	1 橋	・堰	6 基
+		■遊水地(掘込) 3 箇所	
+ 周囲堤 約 4km		・周囲堤 約 4km	
+ 用地買収 約 53ha		・用地買収 約 53ha	
+ 地盤改良 約 8km		・地盤改良 約 8km	
+ ■部分的に低い堤防の存置 5 箇所		■部分的に低い堤防の存置 5 箇所	
+ 受堤 約 3km		・受堤 約 3km	
+ 用地買収 約 4ha		・用地買収 約 4ha	
+ 地役権補償 約 32ha		・地役権補償 約 32ha	
+ 地盤改良 約 5km		・地盤改良 約 5km	





## グループ4:できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案

### 対策案①:雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田等の保全(機能向上)+河道の掘削

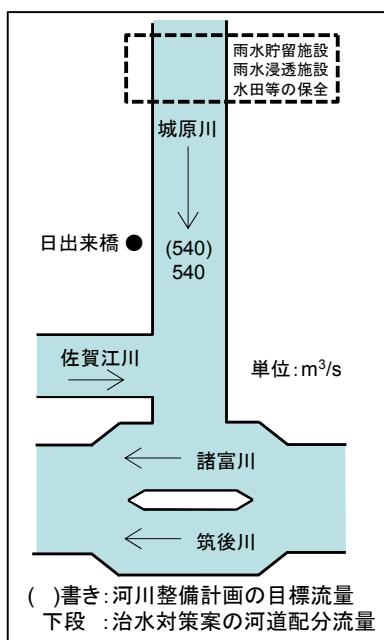
#### ■治水対策案の概要

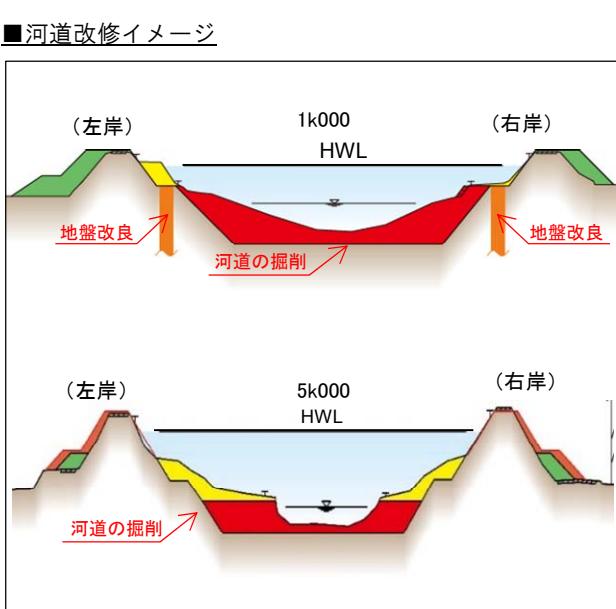
- ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修(河道掘削や築堤)を実施するとともに、流域内の学校(校庭)、公園を対象にした雨水貯留施設や家屋を対象とした雨水浸透施設を設置し、水田等の保全(機能向上)を行う。これによる治水効果が不足する分については、流下能力が不足する箇所で河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・河道掘削により影響がある橋梁の改築を行う。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【河川整備計画】(河道改修分)		【治水対策案】(城原川ダム代替分)	
<b>■河道改修</b>		<b>■河道改修</b>	
・河道掘削	約 12 万 $m^3$	・河道掘削	約 60 万 $m^3$
・築堤	約 12 万 $m^3$	・築堤	約 4 万 $m^3$
・用地買収	約 4ha	・地盤改良	約 6km
・家屋補償	35 戸	・用地買収	約 3ha
・橋梁	1 橋	・家屋補償	71 戸
		・橋梁	18 橋
		・堰	6 基
<b>■流域対策</b>		<b>■流域対策</b>	
・雨水貯留施設	約 4 箇所	・雨水貯留施設	約 4 箇所
・雨水浸透施設	約 0.1km <sup>2</sup>	・雨水浸透施設	約 0.1km <sup>2</sup>
・水田等の保全	約 1.7km <sup>2</sup>	・水田等の保全	約 1.7km <sup>2</sup>





## グループ4:できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案

### 対策案⑫:雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田等の保全(機能向上)+遊水地(地役権方式)+河道の掘削

#### ■治水対策案の概要

- ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修(河道掘削や築堤)を実施するとともに、流域内の学校(校庭)、公園を対象にした雨水貯留施設や家屋を対象とした雨水浸透施設を設置し、水田等の保全(機能向上)を行う。これによる治水効果が不足する分については、地役権方式による遊水地を建設、遊水地の治水効果が及ばない遊水地上流及び治水効果が不足する箇所で河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・河道掘削により影響がある橋梁の改築を行う。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

#### 【河川整備計画】(河道改修分)

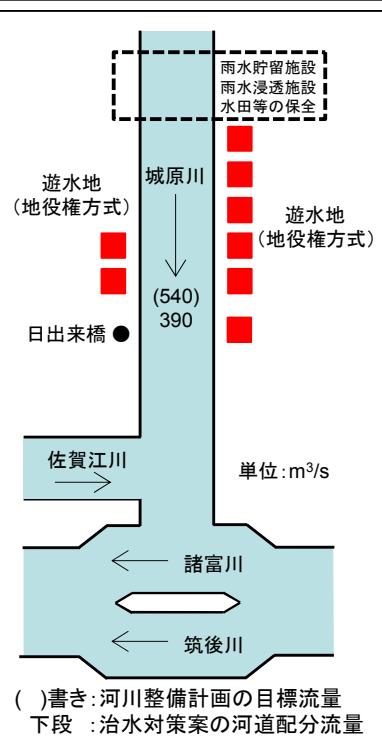
##### ■河道改修

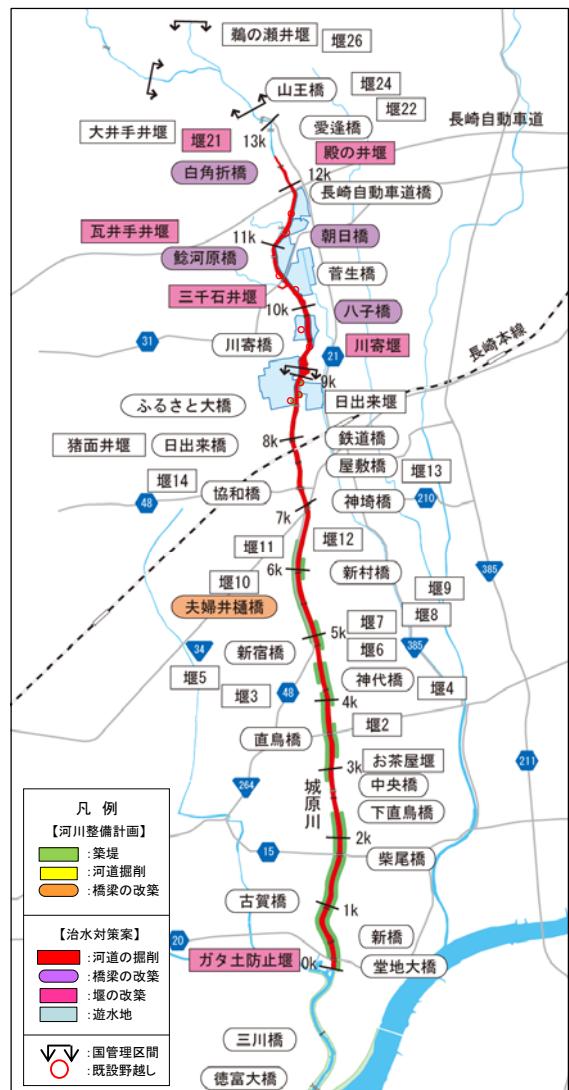
- ・河道掘削 約 12 万  $m^3$
- ・築堤 約 12 万  $m^3$
- ・用地買収 約 4ha
- ・家屋補償 35 戸
- ・橋梁 1 橋

#### 【治水対策案】(城原川ダム代替分)

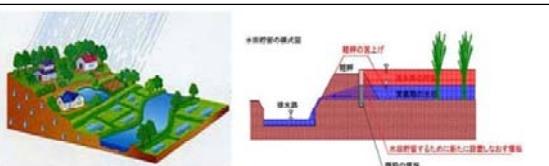
##### ■河道改修

- ・河道掘削 約 25 万  $m^3$
  - ・築堤 約 1 万  $m^3$
  - ・用地買収 約 0.1ha
  - ・橋梁 4 橋
  - ・堰 6 基
- 遊水地(地役権) 8 箇所
- ・周囲堤 約 9km
  - ・用地買収 約 17ha
  - ・地役権補償 約 78ha
  - ・地盤改良 約 18km
- 流域対策
- ・雨水貯留施設 4 箇所
  - ・雨水浸透施設 約 0.1  $km^2$
  - ・水田等の保全 約 1.7  $km^2$





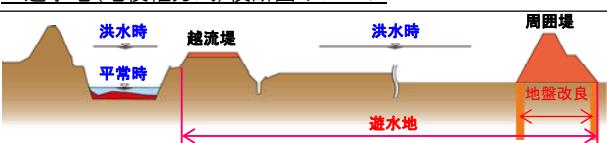
■水田等の保全（機能向上）イメージ



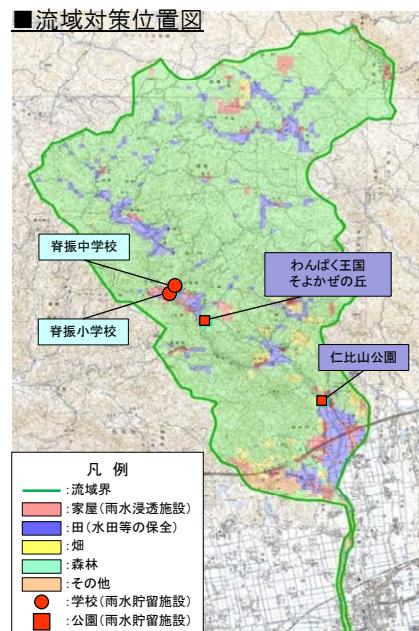
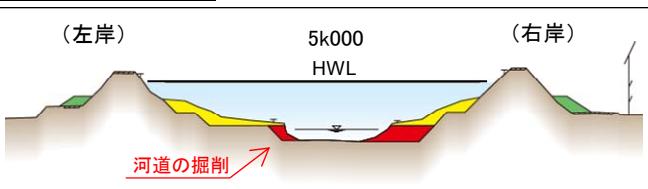
■雨水貯留施設イメージ



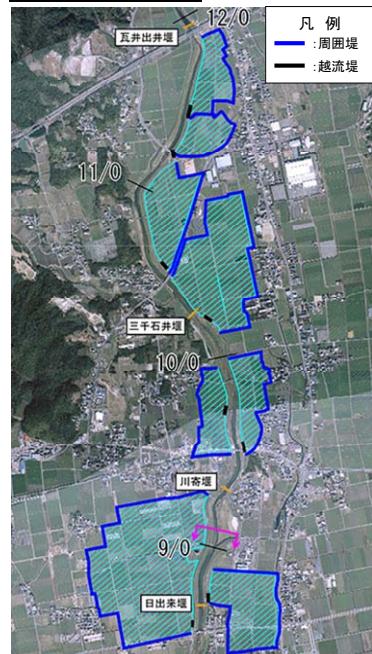
■遊水地（地役権方式）横断図イメージ



■河道掘削イメージ



■流域対策位置図



■遊水地イメージ



## グループ4:できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案

### 対策案⑬:雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田等の保全(機能向上)+遊水地(掘込方式)+河道の掘削

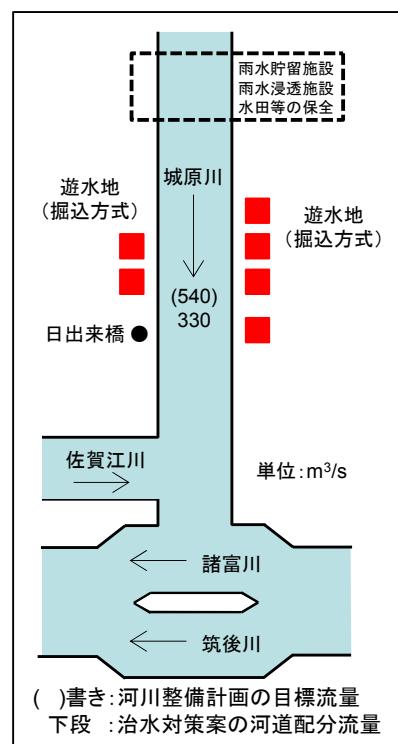
#### ■治水対策案の概要

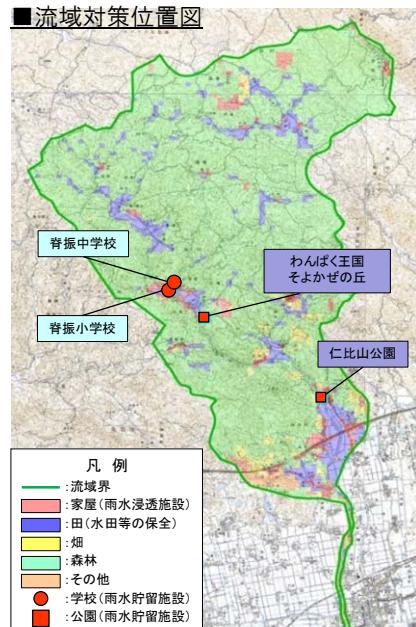
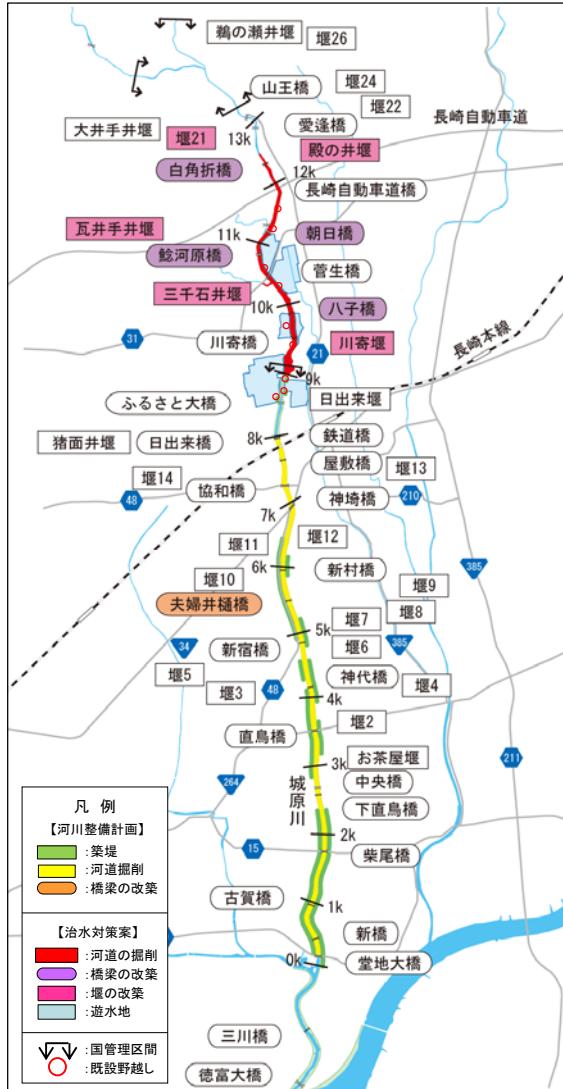
- ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修(河道掘削や築堤)を実施するとともに、流域内の学校(校庭)、公園を対象にした雨水貯留施設や家屋を対象とした雨水浸透施設を設置し、水田等の保全(機能向上)を行う。これによる治水効果が不足する分については、掘込方式による遊水地を建設、遊水地の治水効果が及ばない遊水地の上流区間で河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・河道掘削により影響がある橋梁の改築を行う。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

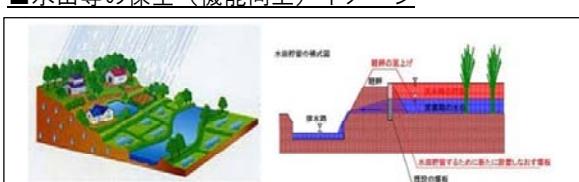
※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【河川整備計画】(河道改修分)		【治水対策案】(城原川ダム代替分)	
■河道改修		■河道改修	
・河道掘削	約 12 万 m <sup>3</sup>	・河道掘削	約 2 万 m <sup>3</sup>
・築堤	約 12 万 m <sup>3</sup>	・築堤	約 1 万 m <sup>3</sup>
・用地買収	約 4ha	・用地買収	約 0.1ha
・家屋補償	35 戸	・橋梁	4 橋
・橋梁	1 橋	・堰	5 基
		■遊水地(掘込) 6 箇所	
		・周囲堤	約 7km
		・用地買収	約 87ha
		・地盤改良	約 14km
■流域対策		■流域対策	
・雨水貯留施設		・雨水貯留施設	4 箇所
・雨水浸透施設		・雨水浸透施設	約 0.1km <sup>2</sup>
・水田等の保全		・水田等の保全	約 1.7km <sup>2</sup>





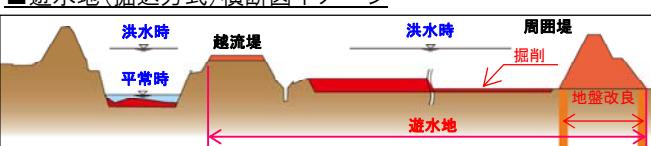
### ■水田等の保全（機能向上）イメージ



### ■雨水貯留施設イメージ



### ■遊水地(掘込方式)横断図イメージ



### ■雨水浸透施設イメージ



## グループ5：既存施設を活用したうえで、できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案

### 対策案⑩：雨水貯留施設＋雨水浸透施設＋水田等の保全（機能向上）＋部分的に低い堤防の存置

#### ＋河道の掘削

##### ■治水対策案の概要

- ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修（河道掘削や築堤）を実施するとともに、流域内の学校（校庭）、公園を対象にした雨水貯留施設や家屋を対象とした雨水浸透施設を設置し、水田等の保全（機能向上）を行う。また、城原川沿川に残存する部分的に低い堤防（野越し）を存置する。これらによる治水効果が不足する分については、河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・河道掘削により影響がある橋梁の改築を行う。
- ・野越しからの氾濫（拡散型）による家屋浸水を防ぐため受堤を設ける。浸水する区域は地役権補償を行う。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

#### 【河川整備計画】(河道改修分)

##### ■河道改修

- ・河道掘削 約 12 万  $m^3$
- ・築堤 約 12 万  $m^3$
- ・用地買収 約 4ha
- ・家屋補償 35 戸
- ・橋梁 1 橋

#### 【治水対策案】(城原川ダム代替分)

##### ■河道改修

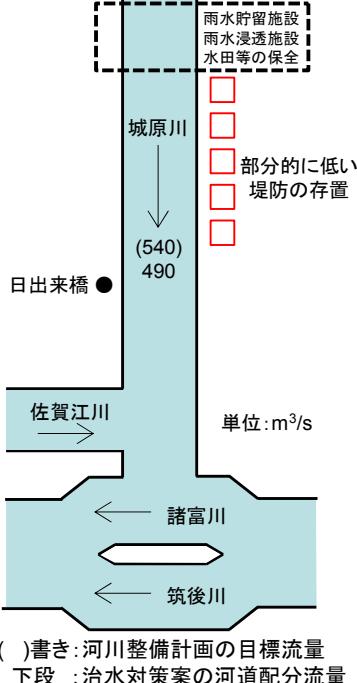
- ・河道掘削 約 46 万  $m^3$
- ・築堤 約 3 万  $m^3$
- ・地盤改良 約 6km
- ・用地買収 約 3ha
- ・橋梁 17 橋
- ・堰 6 基

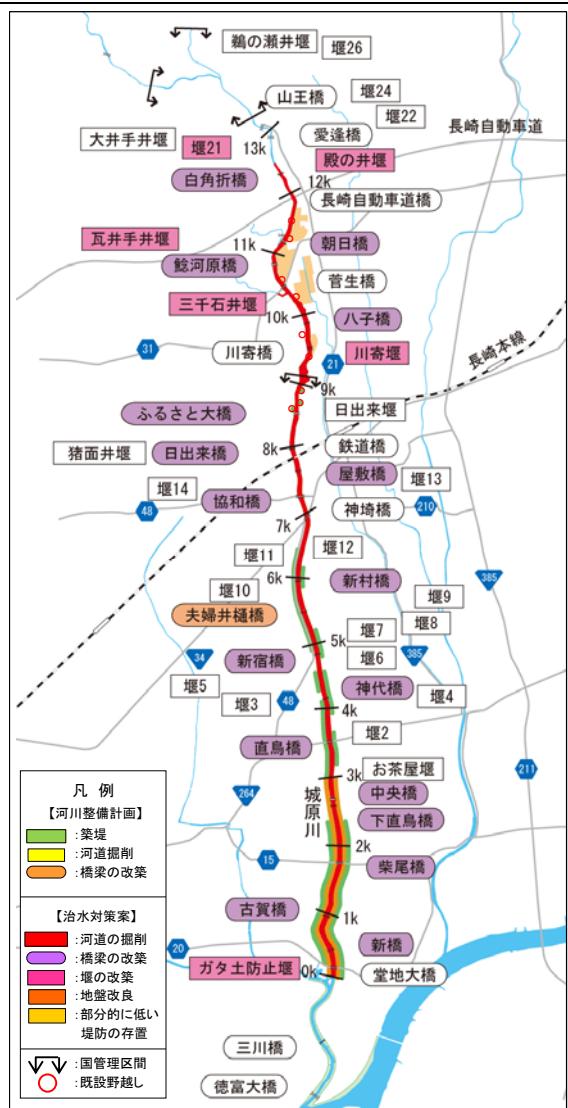
##### ■部分的に低い堤防の存置 5 箇所

- ・受堤 約 3km
- ・用地買収 約 4ha
- ・地役権補償 約 32ha
- ・地盤改良 約 5km

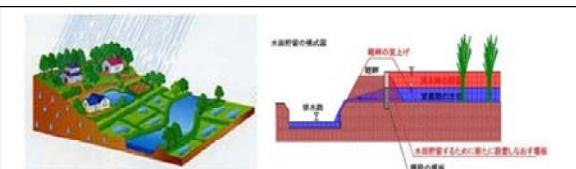
##### ■流域対策

- ・雨水貯留施設 約 4 箇所
- ・雨水浸透施設 約 0.1  $km^2$
- ・水田等の保全 約 1.7  $km^2$





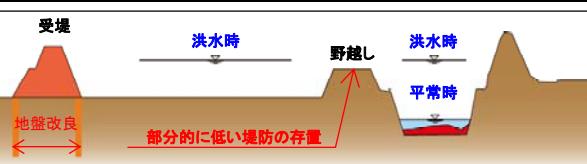
## ■水田等の保全（機能向上）イメージ



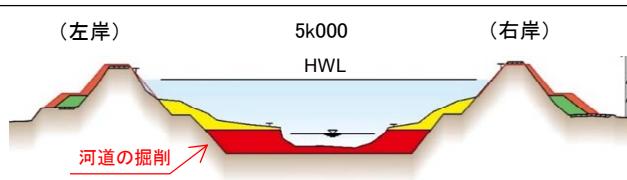
## ■雨水貯留施設イメージ



## ■部分的に低い堤防の存置(地役権方式)横断図イメージ



## ■河道改修イメージ



■流域対策位置図

凡 例

- : 流域界
- : 家屋(雨水浸透施設)
- : 田(水田等の保全)
- : 煙
- : 森林
- : その他
- : 学校(雨水貯留施設)
- : 公園(雨水貯留施設)

#### ■部分的に低い堤防の存置イメージ



#### ■雨水浸透施設イメージ



## グループ5:既存施設を活用したうえで、できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案

### 対策案⑯:雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田等の保全(機能向上)+部分的に低い堤防の存置

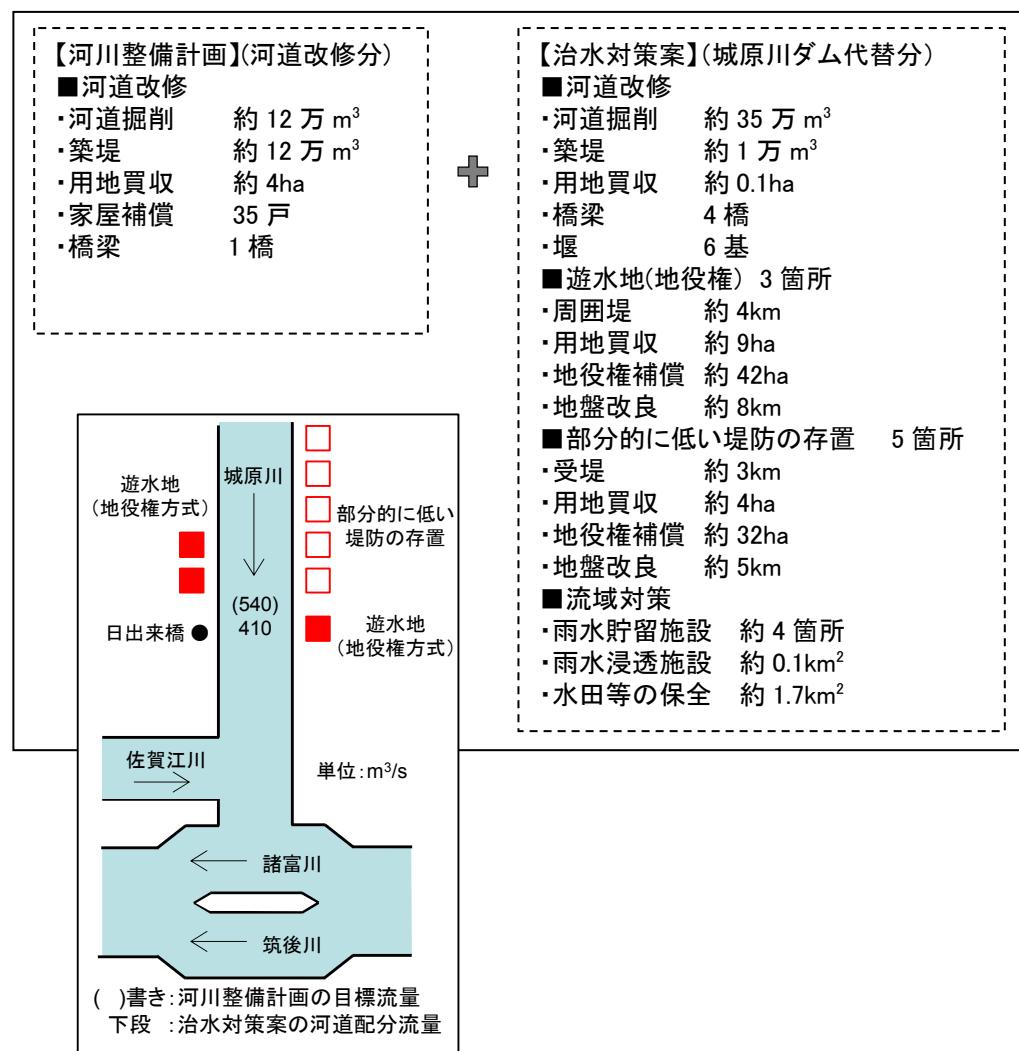
#### +遊水地(地役権方式)+河道の掘削

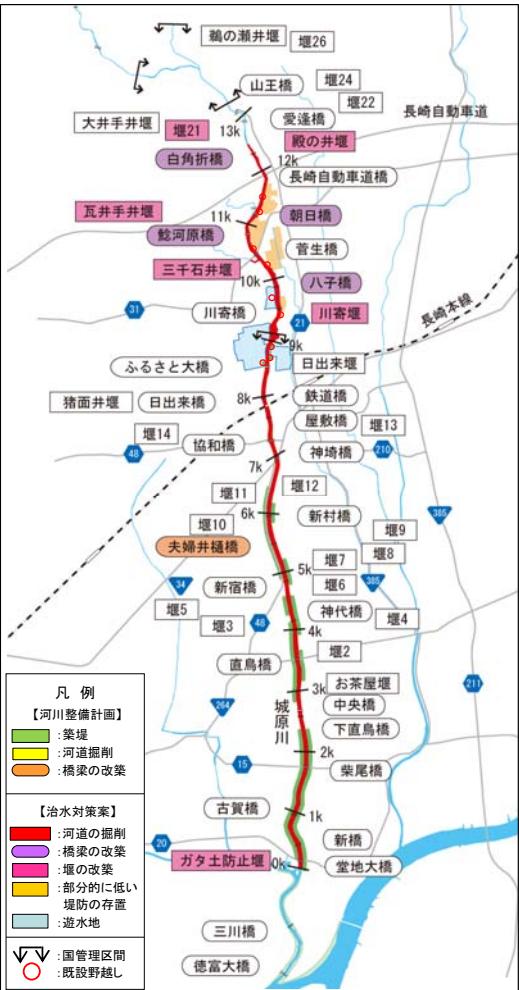
##### ■治水対策案の概要

- ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修(河道掘削や築堤)を実施するとともに、流域内の学校(校庭)、公園を対象にした雨水貯留施設や家屋を対象とした雨水浸透施設を設置し、水田等の保全(機能向上)を行う。また、城原川沿川に残存する部分的に低い堤防(野越し)を存置する。さらに、野越しの治水効果が及ばない野越しよりも上流の区間において河道の掘削を行うとともに、下流の治水効果が不足する区間において地役権方式の遊水地を建設し、それでも流下能力が不足する区間において河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・河道掘削により影響がある橋梁の改築を行う。
- ・野越しからの氾濫(拡散型)による家屋浸水を防ぐため受堤を設ける。浸水する区域は地役権補償を行う。

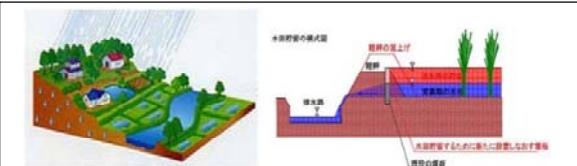
※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。





#### ■水田等の保全（機能向上）イメージ



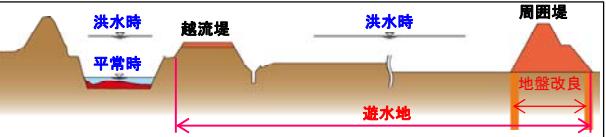
## ■雨水貯留施設イメージ



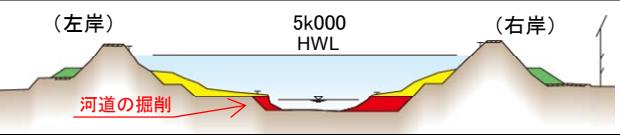
### ■部分的に低い堤防の存置(地役権方式)横断図イメージ



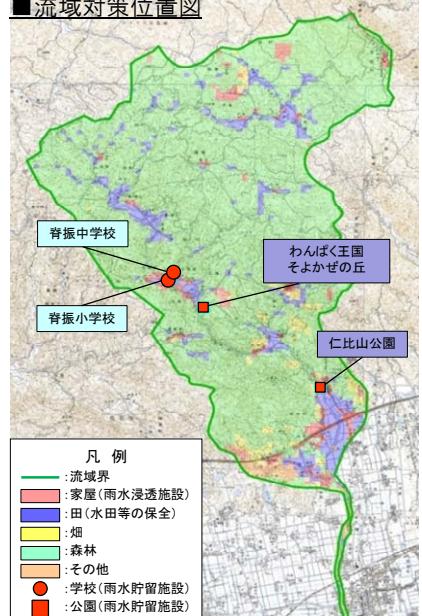
## ■遊水地(地役権方式)横断図イメージ



## ■ 河道改修イメージ

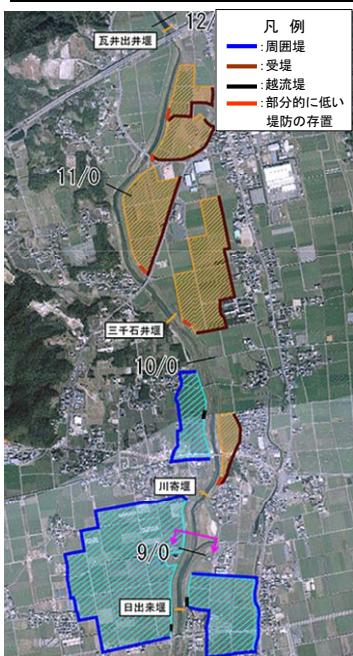


## ■流域対策位置図



■ 遊水地 +

## 部分的に低い堤防の存置イメージ



## ■雨水浸透施設イメージ



## グループ5：既存施設を活用したうえで、できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案

### 対策案⑯：雨水貯留施設＋雨水浸透施設＋水田等の保全（機能向上）＋部分的に低い堤防の存置

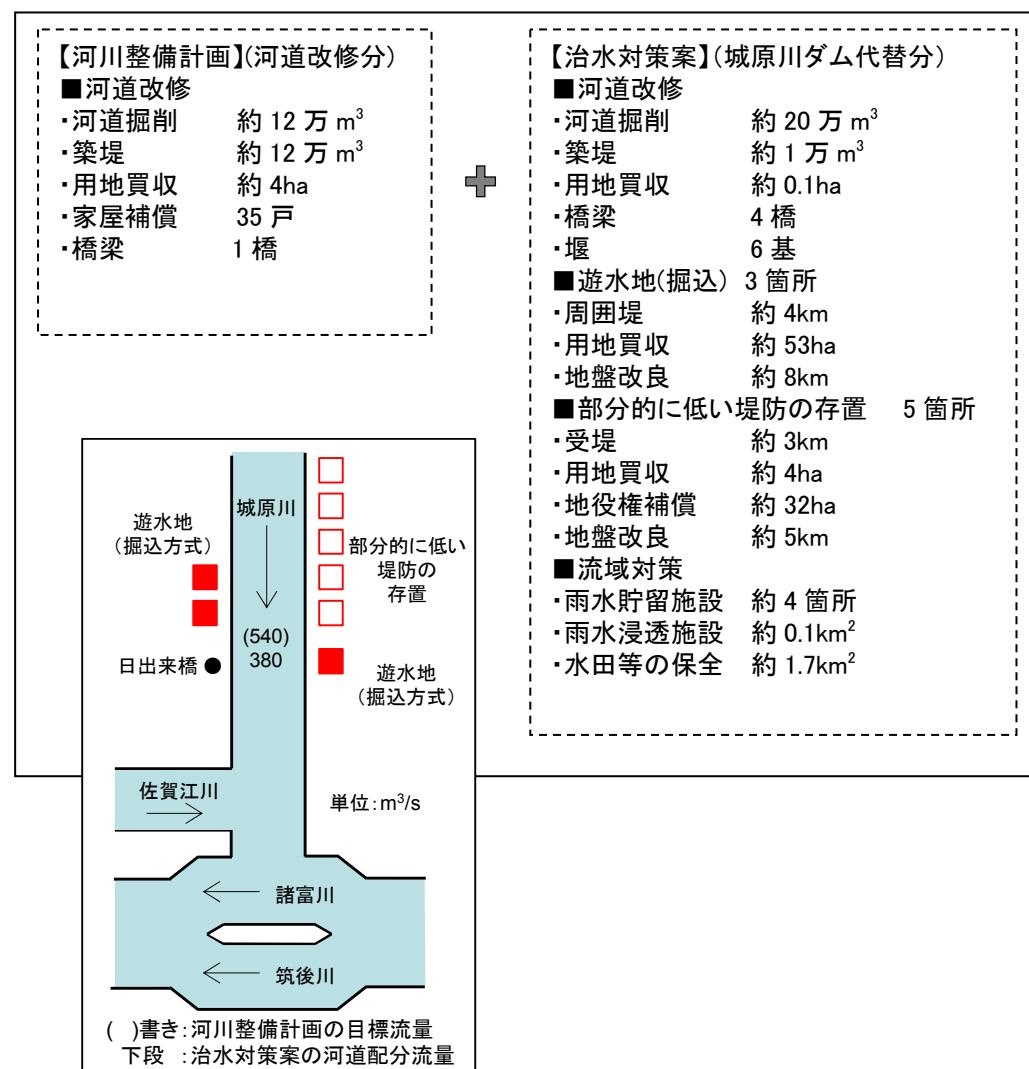
#### ＋遊水地（掘込方式）＋河道の掘削

##### ■治水対策案の概要

- ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修（河道掘削や築堤）を実施するとともに、流域内の学校（校庭）、公園を対象にした雨水貯留施設や家屋を対象とした雨水浸透施設を設置し、水田等の保全（機能向上）を行う。また、城原川沿川に残存する部分的に低い堤防（野越し）を存置する。さらに、野越しの治水効果が及ばない野越しよりも上流の区間において河道の掘削を行うとともに、下流の治水効果が不足する区間において掘込方式による遊水地を建設し、それでも流下能力が不足する区間において河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・河道掘削により影響がある橋梁の改築を行う。
- ・野越しからの氾濫（拡散型）による家屋浸水を防ぐため受堤を設ける。浸水する区域は地役権補償を行う。

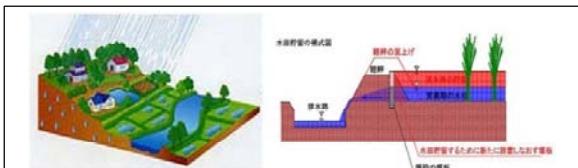
※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。





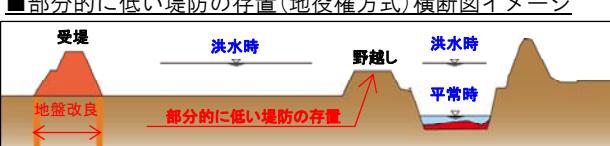
■水田等の保全（機能向上）イメージ



■雨水貯留施設イメージ



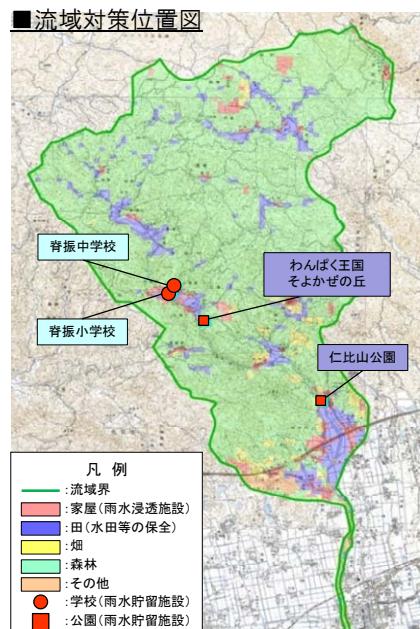
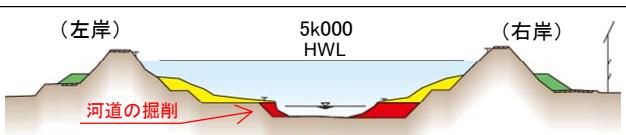
■部分的に低い堤防の存置(地役権方式)横断図イメージ



■遊水地(掘込方式)横断図イメージ

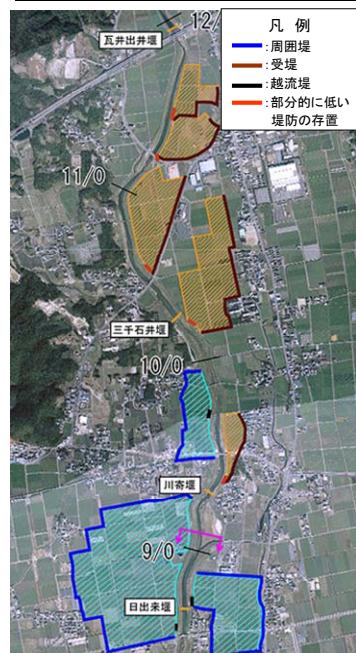


■河道改修イメージ



■流域対策位置図

部分的に低い堤防の存置イメージ



■遊水地+

部分的に低い堤防の存置イメージ



#### 4. 2. 4 概略評価による治水対策案の抽出

4.2.3 で立案した 16 の治水対策案について、検証要領細目(P.13)に示されている「②概略評価による治水対策案の抽出 2)」(以下参照)に基づき概略評価を行い、現計画(ダム案)以外の治水対策案を 1~5 のグループ別に抽出した。抽出結果を次頁の表 4.2-4 に示す。

現計画(ダム案):河川整備計画(城原川ダム + 河道改修)

グループ1:洪水を安全に流下させる案 ( ①~⑤ )

グループ2:できるだけ洪水を河道外に一部貯留させる案 ( ⑥~⑦ )

グループ3:できるだけ既存施設を活用して洪水を調節する案 ( ⑧~⑩ )

グループ4:できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案 ( ⑪~⑬ )

グループ5:既存施設を活用したうえで、できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案  
( ⑭~⑯ )

##### 【参考:検証要領細目より抜粋】

多くの治水対策案を立案した場合には、概略評価を行い、1)に定める手法で治水対策案を除いたり(棄却)、2)に定める手法で治水対策案を抽出したり(代表化)することによって、2~5 案程度を抽出する。

1) 次の例のように、評価軸で概略的に評価(この場合、必ずしも全ての評価軸で評価を行う必要はない)すると、一つ以上の評価軸に関して、明らかに不適当と考えられる結果となる場合、当該治水対策案を除くこととする。

- イ)制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる案
- ロ)治水上の効果が極めて小さいと考えられる案
- ハ)コストが極めて高いと考えられる案 等

なお、この段階において不適当とする治水対策案については、不適当とする理由を明示することとし、該当する評価軸については可能な範囲で定量化して示す。

2) 同類の治水対策案がある場合は、それらの中で比較し最も妥当と考えられるものを抽出する。例えば、遊水地の適地が多くあって、複数の案が考えられるような場合、最も妥当と考えられる案を抽出する。この例の場合、効果が同じであるならば、移転補償家屋数、コスト等について定量的な検討を行い、比較することが考えられる。

各グループからの対策案の抽出に際してはコストを重視し、コスト的に最も有利な治水対策案を選定した。

表 4.2-4 概略評価による治水対策案の抽出結果

No.	グループ	No.	治水対策案	概算事業費		概略評価による抽出 不適當と考えられる評価軸とその内容
				(億円)	判定	
1	洪水を安全に流下させる案	①	河道の掘削	約700	○	
		②	堤防のかさ上げ	約940	コスト	治水対策案①に比べコストが高い
		③	引堤	約800	コスト	治水対策案①に比べコストが高い
		④	放水路(筑後川ルート) + 河道の掘削	約1,750	コスト	治水対策案①に比べコストが高い
		⑤	放水路(田手川ルート) + 河道の掘削	約1,050	コスト	治水対策案①に比べコストが高い
2	できるだけ洪水を河道外に一部貯留させる案	⑥	遊水地(地役権方式[8箇所]) + 河道の掘削	約750	コスト	治水対策案⑦に比べコストが高い
		⑦	遊水地(掘込方式[6箇所]) + 河道の掘削	約610	○	
3	できるだけ貯存量施設を活用して洪水を調節する案	⑧	部分的に低い堤防の存置(野越し[5箇所]) + 遊水機能を有する土地の保全 + 土地利用規制 + 河道の掘削	約700	コスト	治水対策案⑩に比べコストが高い
		⑨	部分的に低い堤防の存置(野越し[5箇所]) + 遊水機能を有する土地の保全 + 土地利用規制 + 遊水地(地役権方式[3箇所]) + 河道の掘削	約660	コスト	治水対策案⑩に比べコストが高い
		⑩	部分的に低い堤防の存置(野越し[5箇所]) + 遊水機能を有する土地の保全 + 土地利用規制 + 遊水地(掘込方式[3箇所]) + 河道の掘削	約620	○	
4	できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案	⑪	雨水貯留施設 + 雨水浸透施設 + 水田等の保全(機能の向上) + 河道の掘削	約700	コスト	治水対策案⑬に比べコストが高い
		⑫	雨水貯留施設 + 雨水浸透施設 + 水田等の保全(機能の向上) + 遊水地(地役権方式[8箇所]) + 河道の掘削	約750	コスト	治水対策案⑬に比べコストが高い
		⑬	雨水貯留施設 + 雨水浸透施設 + 水田等の保全(機能の向上) + 遊水地(掘込方式[6箇所]) + 河道の掘削	約610	○	
5	既存施設を活用したうえで、できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案	⑭	雨水貯留施設 + 雨水浸透施設 + 遊水機能を有する土地の保全 + 土地利用規制 + 水田等の保全(機能の向上) + 部分的に低い堤防の存置(野越し[5箇所]) + 河道の掘削	約700	コスト	治水対策案⑯に比べコストが高い
		⑮	雨水貯留施設 + 雨水浸透施設 + 遊水機能を有する土地の保全 + 土地利用規制 + 水田等の保全(機能の向上) + 部分的に低い堤防の存置(野越し[5箇所]) + 遊水地(地役権方式[3箇所]) + 河道の掘削	約660	コスト	治水対策案⑯に比べコストが高い
		⑯	雨水貯留施設 + 雨水浸透施設 + 遊水機能を有する土地の保全 + 土地利用規制 + 水田等の保全(機能の向上) + 部分的に低い堤防の存置(野越し[5箇所]) + 遊水地(掘込方式[3箇所]) + 河道の掘削	約630	○	

#### 4. 2. 5 パブリックコメントを踏まえた治水対策案の立案及び抽出

##### (1) パブリックコメントでの意見を踏まえた対策案の検討

パブリックコメントにおける、2件の具体的な治水対策案の提案を踏まえ、対策案の追加を検討した。検討の結果、治水対策案⑤'を新たに追加で立案し、概略評価を行うとともに、治水対策案⑯を概略評価により抽出した治水対策案の一つとして追加することとした。

その他のパブリックコメントの詳細は 6.2 に示す。

###### 1) パブリックコメントにおける治水対策案の提案①

佐賀導水路を参考に県道 21 号線～31 号線に埋設導水管を設け田手川等へ排水させる。

・同類の治水対策案である「グループ1の治水対策案⑤」を基本とした治水対策案として立案し、概略評価を行う。

対策案⑤'：放水路(埋設管：田手川ルート) + 河道の掘削

###### 2) パブリックコメントにおける治水対策案の提案②

立案された治水対策案の中ではグループ5が良いものの、コスト優先で抽出された対策案⑯の掘込方式の遊水地では受け入れられないと思われるため、対策案⑯の地役権方式の遊水地が良い。

・立案した治水対策案の一つである「グループ5の治水対策案⑯」を概略評価により抽出する治水対策案の一つとして新たに追加する。

対策案⑯：部分的に低い堤防の存置 + 流域対策(雨水貯留施設 + 雨水浸透施設 + 水田の保全(機能向上)) + 遊水地(地役権方式[3箇所]) + 河道の掘削

## グループ1:洪水を安全に流下させる案

### 対策案⑤':放水路(埋設管:田手川ルート)+河道の掘削

#### 【治水対策案の概要】

- ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修(河道掘削や築堤)を実施するとともに、城原川13k 000付近から佐賀県道21号三瀬神埼線及び県道31号佐賀川久保鳥栖線を経由し、田手川まで放水路(埋設管)を建設する。なお、田手川の流量が増加する区間において、流下能力が不足する箇所での河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・河道掘削により影響がある橋梁の改築を行う。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

#### 【河川整備計画】(河道改修分)

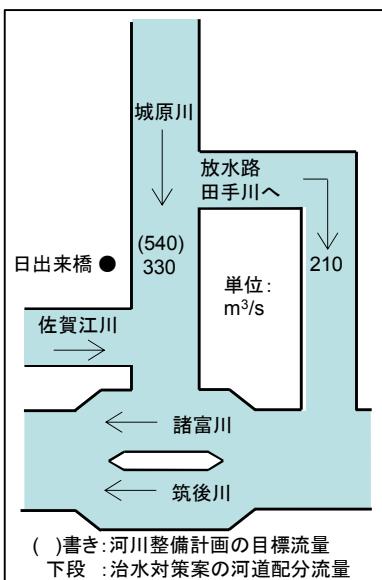
##### ■河道改修

- ・河道掘削 約 12 万  $m^3$
- ・築堤 約 12 万  $m^3$
- ・用地買収 約 4ha
- ・家屋補償 35 戸
- ・橋梁 1 橋

#### 【治水対策案】(城原川ダム代替分)

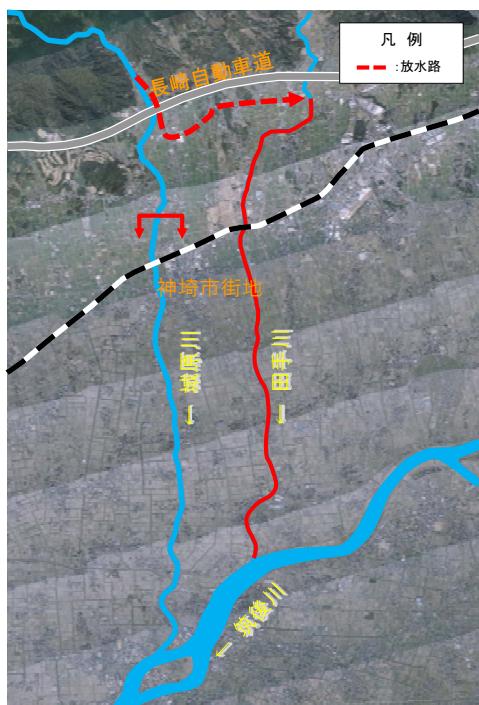
##### ■放水路

- ・放水路 約 5km
- ・流入施設 1 箇所
- ・河道掘削 約 134 万  $m^3$
- ・用地買収 約 26ha
- ・橋梁(改築) 17 橋(田手川)

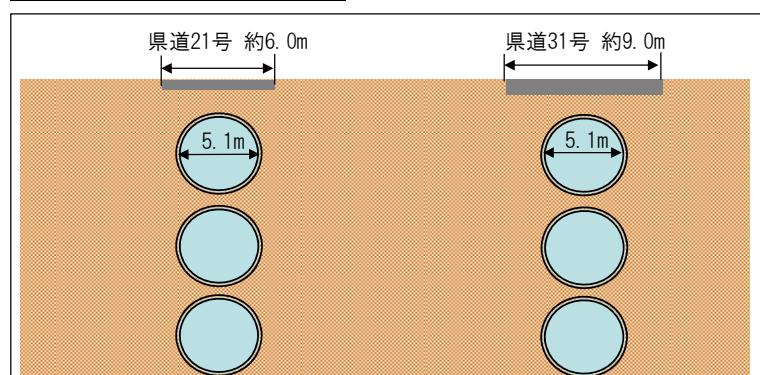




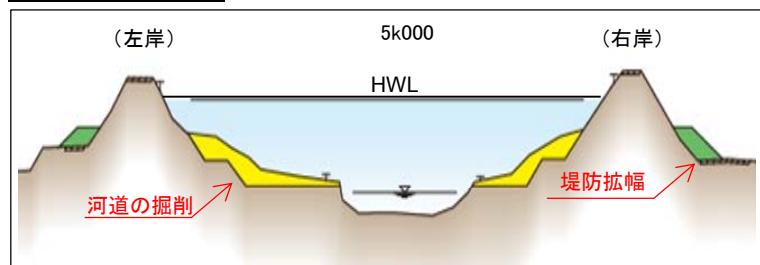
■放水路ルートイメージ



■放水路（埋設管）のイメージ



■河道掘削イメージ



## グループ5:既存施設を活用したうえで、できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案

### 対策案⑯:雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田等の保全(機能向上)+部分的に低い堤防の存置

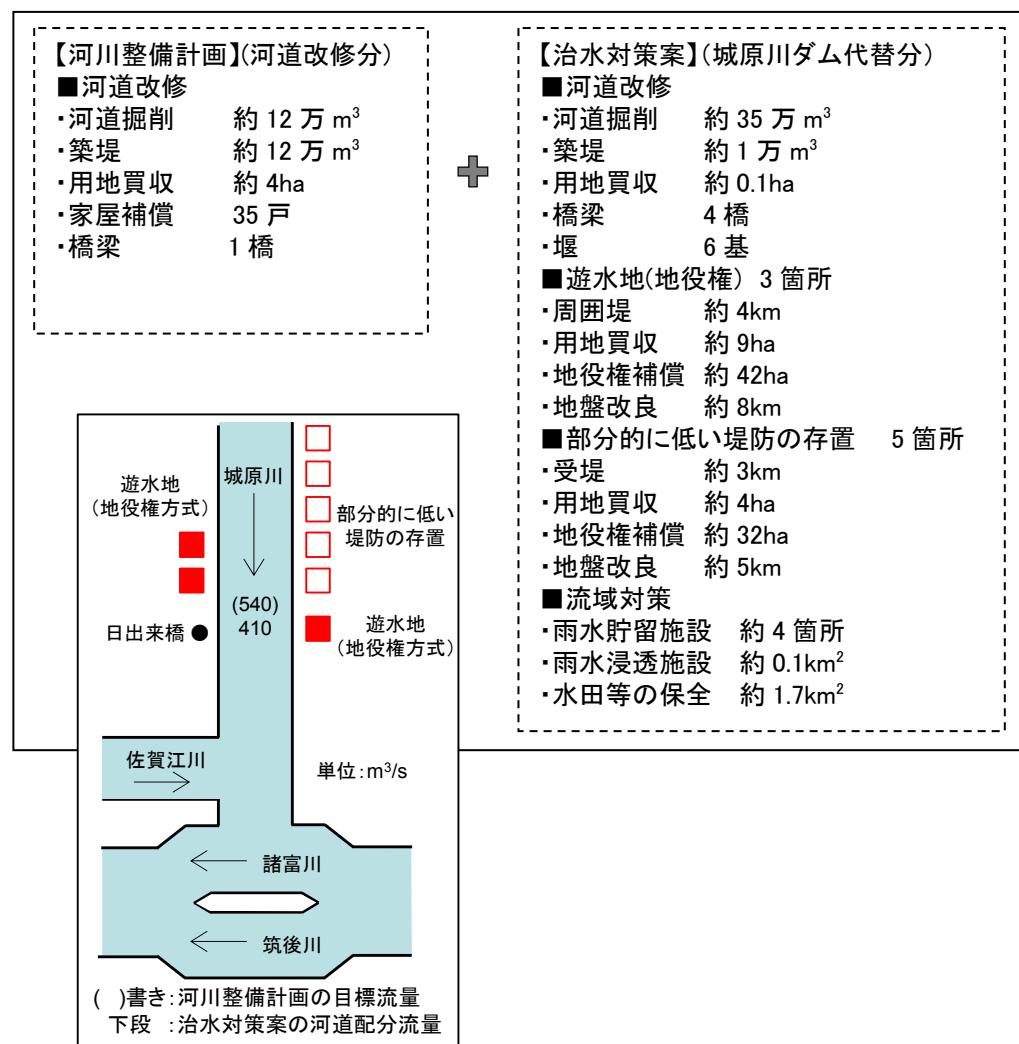
#### +遊水地(地役権方式)+河道の掘削

##### ■治水対策案の概要

- ・河川整備計画に盛り込まれている河道改修(河道掘削や築堤)を実施するとともに、流域内の学校(校庭)、公園を対象にした雨水貯留施設や家屋を対象とした雨水浸透施設を設置し、水田等の保全(機能向上)を行う。また、城原川沿川に残存する部分的に低い堤防(野越し)を存置する。さらに、野越しの治水効果が及ばない野越しよりも上流の区間において河道の掘削を行うとともに、下流の治水効果が不足する区間において地役権方式の遊水地を建設し、それでも流下能力が不足する区間において河道の掘削を行い、河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する。
- ・河道掘削により影響がある橋梁の改築を行う。
- ・野越しからの氾濫(拡散型)による家屋浸水を防ぐため受堤を設ける。浸水する区域は地役権補償を行う。

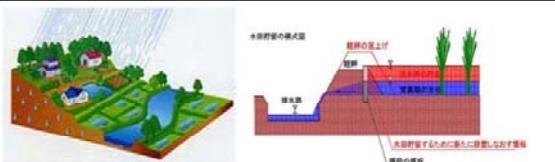
※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

※対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。





■水田等の保全（機能向上）イメージ



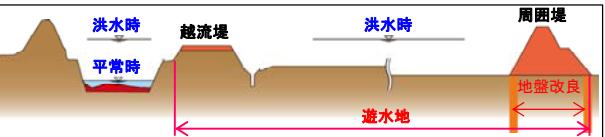
■雨水貯留施設イメージ



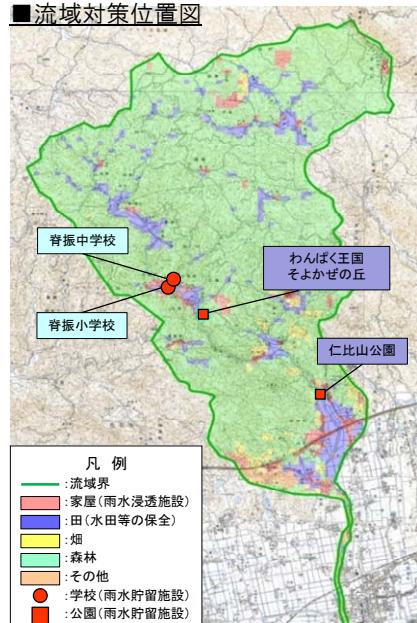
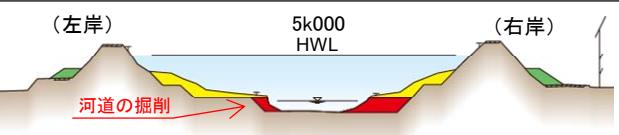
■部分的に低い堤防の存置（地役権方式）横断図イメージ



■遊水地（地役権方式）横断図イメージ

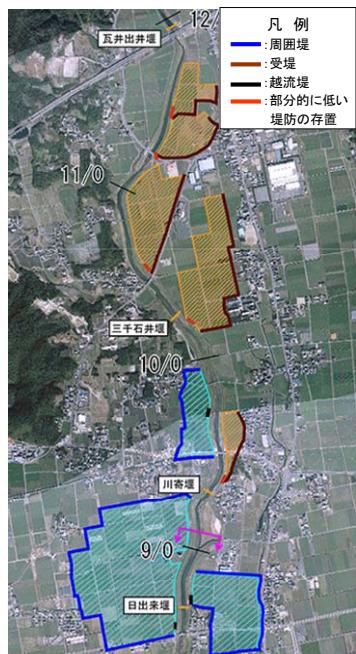


■河道改修イメージ



■遊水地+

部分的に低い堤防の存置イメージ



■雨水浸透施設イメージ



## (2) パブリックコメントでの意見を踏まえた対策案における概略評価による抽出

パブリックコメントの意見を踏まえて立案した治水対策案について、検証要領細目に示されている「②概略評価による治水対策案の抽出 2」を準用して概略評価を行い、1～5に区分された治水対策案の中で妥当の案を抽出した。

抽出結果を表 4.2-5 に示す。

グループ1:洪水を安全に流下させる案

グループ2:できるだけ洪水を河道外に一部貯留させる案

グループ3:できるだけ既存施設を活用して洪水を調節する案

グループ4:できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案

グループ5:既存施設を活用したうえで、できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案

表 4.2-5 概略評価による治水対策案の抽出結果

No.	グループ	No.	治水対策案	概算事業費		概略評価による抽出 不適当と考えられる評価軸とその内容
				(億円)	判定	
	現計画		河川整備計画(城原川ダム(流水型ダム) + 河道改修)	約510	△	
1	洪水を安全に流下させる案	①	河道の掘削	約700	○	
		②	堤防のかさ上げ	約940	コスト	治水対策案①に比べコストが高い
		③	引堤	約800	コスト	治水対策案①に比べコストが高い
		④	放水路(築後川ルート) + 河道の掘削	約1,750	コスト	治水対策案①に比べコストが高い
		⑤	放水路(田手川ルート) + 河道の掘削	約1,050	コスト	治水対策案①に比べコストが高い
		⑤'	放水路(埋設管: 田手川ルート) + 河道の掘削	約1,890	コスト	治水対策案①に比べコストが高い
2	できるだけ洪水を河道外に一部貯留させる案	⑥	遊水地(地役権方式[8箇所]) + 河道の掘削	約750	コスト	治水対策案⑦に比べコストが高い
		⑦	遊水地(掘込方式[6箇所]) + 河道の掘削	約610	○	
3	できるだけ既存施設を活用して洪水を調節する案	⑧	部分的に低い堤防の存置(野越し[5箇所]) + 遊水機能を有する土地の保全 + 土地利用規制 + 河道の掘削	約700	コスト	治水対策案⑩に比べコストが高い
		⑨	部分的に低い堤防の存置(野越し[5箇所]) + 遊水機能を有する土地の保全 + 土地利用規制 + 遊水地(地役権方式[3箇所]) + 河道の掘削	約660	コスト	治水対策案⑩に比べコストが高い
		⑩	部分的に低い堤防の存置(野越し[5箇所]) + 遊水機能を有する土地の保全 + 土地利用規制 + 遊水地(掘込方式[3箇所]) + 河道の掘削	約620	○	
4	できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案	⑪	雨水貯留施設 + 雨水浸透施設 + 水田等の保全(機能の向上) + 河道の掘削	約700	コスト	治水対策案⑬に比べコストが高い
		⑫	雨水貯留施設 + 雨水浸透施設 + 水田等の保全(機能の向上) + 遊水地(掘込方式[8箇所]) + 河道の掘削	約750	コスト	治水対策案⑬に比べコストが高い
		⑬	雨水貯留施設 + 雨水浸透施設 + 水田等の保全(機能の向上) + 遊水地(掘込方式[6箇所]) + 河道の掘削	約610	○	
5	既存施設を活用したうえで、できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案	⑭	雨水貯留施設 + 雨水浸透施設 + 遊水機能を有する土地の保全 + 土地利用規制 + 水田等の保全(機能の向上) + 部分的に低い堤防の存置(野越し[5箇所]) + 河道の掘削	約700	コスト	治水対策案⑯に比べコストが高い
		⑮	雨水貯留施設 + 雨水浸透施設 + 遊水機能を有する土地の保全 + 土地利用規制 + 水田等の保全(機能の向上) + 部分的に低い堤防の存置(野越し[5箇所]) + 河道の掘削	約660	○	
		⑯	雨水貯留施設 + 雨水浸透施設 + 遊水機能を有する土地の保全 + 土地利用規制 + 水田等の保全(機能の向上) + 遊水地(掘込方式[3箇所]) + 河道の掘削	約630	○	

■ : パブリックコメントを踏まえた治水対策案 ■ : 検討の場（第1回）で提示した概略評価による抽出

#### 4. 2. 6 治水対策案の評価軸ごとの評価

概略評価により抽出した5つの治水対策案と現計画(ダム案)に加え、パブリックコメントを踏まえた治水対策案の抽出を行い、城原川ダムを含む7案の治水対策案について、検証要領細目に示されている7つの評価軸により評価を行った。

なお、評価にあたって、治水対策案の名称は以下のように整理した。

表 4. 2-6 治水対策案の名称

概略評価による抽出時の 治水対策案の名称	評価軸ごとの評価時の 治水対策案の名称
現計画(ダム案):城原川ダム	城原川ダム案
治水対策案①:河道の掘削	河道掘削案
治水対策案⑦:遊水地(掘込方式) + 河道の掘削	掘込遊水地案
治水対策案⑩:部分的に低い堤防の存置 + 遊水機能を有する土地の保全 + 土地利用規制 + 遊水地(掘込方式) + 河道の掘削	野越し存置 + 掘込遊水地案
治水対策案⑬:雨水貯留施設 + 雨水浸透施設 + 水田等の保全(機能向上) + 遊水地(掘込方式) + 河道の掘削	流域対策 + 掘込遊水地案
治水対策案⑮:雨水貯留施設 + 雨水浸透施設 + 水田の保全(機能向上) + 部分的に低い堤防の存置 + 遊水機能を有する土地の保全 + 土地利用規制 + 遊水地(地役権方式) + 河道の掘削	流域対策 + 野越し存置 + 地役権遊水地案
治水対策案⑯:雨水貯留施設 + 雨水浸透施設 + 水田の保全(機能向上) + 部分的に低い堤防の存置 + 遊水機能を有する土地の保全 + 土地利用規制 + 遊水地(掘込方式) + 河道の掘削	流域対策 + 野越し存置 + 掘込遊水地案

表 4.2-7

## 評価軸と評価の考え方

(洪水調節の例)

## 【別紙2】

●検討主体が個別ダムの検証に係る検討を行う場合には、【別紙1】に掲げる方策を組み合わせて立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、次表のような評価軸で評価する。

評価軸※1	評価の考え方	従来の代替案検討※2	評価の定量性について※3	備考
安全度 (被害軽減効果)	●河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか	○	○	河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として治水対策案を立案することとしており、このような場合は河川整備計画と同程度の安全を確保するという評価結果となる。
	●目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか	-	△	例えば、ダムは、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、ダム流入量よりも流量を増加させることはないが、ダムによる洪水調節効果が完全には発揮されないこともある。また、堤防は、決壊しなければ被害は発生しないが、ひとたび決壊すれば甚大な被害が発生する。洪水の予測、情報の提供等は、目標を上回る洪水時においても的確な避難を行うために有効である。このような各方策の特性を考慮して、各治水対策案について、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにする。 また、近年発生が増加する傾向にある局地的な大雨は、極めて局地的かつ短時間に発生する降雨であるため、一般的に流域面積の大きな大河川においては影響は少ないが、流域面積が小さく河川延長も短い中小河川では、短時間で河川水位が上昇し氾濫に至る場合がある。必要に応じ、各治水対策案について、局地的な大雨が発生する場合の状態を明らかにする。
	●段階的にどのように安全度が確保されていくのか (例えば5、10年後)	-	△	例えば、河道掘削は対策の進捗に伴って段階的に効果を発揮していく場合が多いが、ダムは完成するまでは全く効果を発現せず、完成し運用して初めて効果を発揮することになる。このような各方策の段階的な効果の発現の特性を考慮して、各治水対策案について、対策実施手順を想定し、例えば5年後、10年後にどのような効果を発現するかについて明らかにする。
	●どの範囲でどのような効果が確保されていくのか (上下流や支川等における効果)	△	△	例えば、堤防かさ上げ等は、主として事業実施箇所付近において効果を発揮する。また、ダム、遊水地等は、下流域において効果を発揮する。このような各方策の特性を考慮して、立案する各治水対策案によって効果が及ぶ範囲が異なる場合は、その旨を明らかにする。
	※これらについて、流量低減、水位低下、資産被害抑止、人身被害抑止等の観点で適宜評価する。			
コスト	●完成までに要する費用はどのくらいか	○	○	各治水対策案について、現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込む。
	●維持管理に要する費用はどのくらいか	-	○	各治水対策案について、維持管理に要する費用をできる限り網羅的に見込む。
	●その他の費用（ダム中止に伴って発生する費用等）はどれくらいか	-	○	ダム中止に伴って発生する費用等について、できる限り明らかにする。
	※なお、必要に応じ、直接的な費用だけでなく関連して必要となる費用についても明らかにして評価する			
実現性 ※4	●土地所有者等の協力の見通しはどうか	△	△	用地取得や家屋移転補償等が必要な治水対策案については、土地所有者等の協力の見通しについて明らかにする。また、例えば、部分的に低い堤防、霞堤の存置等については、浸水のおそれのある場所の土地所有者等の方々の理解が得られるかについて見通しをできる限り明らかにする。
	●その他の関係者との調整の見通しはどうか	-	△	各治水対策案の実施に当たって、調整すべき関係者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。関係者とは、例えば、ダムの有効活用の場合の共同事業者、堤防かさ上げの場合の橋梁架け替えの際の橋梁管理者、河道掘削時の堰・樋門・樋管等改築の際の許可工作物管理者、漁業関係者が考えられる。
	●法制度上の観点から実現性の見通しはどうか	※5	-	各治水対策案について、現行法制度で対応可能か、関連法令に抵触することがないか、条例を制定することによって対応可能かなど、どの程度実現性があるかについて見通しを明らかにする。
	●技術上の観点から実現性の見通しはどうか	※5	-	各治水対策案について、目的を達成するための施設を設計するために必要な技術が確立されているか、現在の技術水準で施工が可能かなど、どの程度実現性があるかについて見通しを明らかにする。
持続性	●将来にわたって持続可能といえるか	-	△	各治水対策案について、その効果を維持していくために必要となる定期的な監視や観測、対策方法の検討、関係者との調整等をできる限り明らかにする。
柔軟性	●地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか	-	-	例えば、河道の掘削は、掘削量を増減させることにより比較的柔軟に対応することができるが、再び堆積すると効果が低下することに留意する必要がある。また、引堤は、新たな築堤と旧堤撤去を実施することが必要となり、柔軟に対応することは容易ではない。ダムは、操作規則の変更やかさ上げ等を行うことが考えられる。このような各方策の特性を考慮して、将来の不確実性に対する各治水対策案の特性を明らかにする。
地域社会への影響	●事業地及びその周辺への影響はどの程度か	○	△	各治水対策案について、土地の買収、家屋の移転に伴う個人の生活や地域の経済活動、コミュニティ、まちづくり等への影響の観点から、事業地及びその周辺にどのような影響が生じるか、できる限り明らかにする。また、必要に応じ対象地域の人口動態と対策との関係を分析し、過疎化の進行等への影響について検討する。なお、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
	●地域振興に対してどのような効果があるか	-	△	例えば、調節池等によって公園や水面ができると、観光客が増加し、地域振興に寄与する場合がある。このように、治水対策案によっては、地域振興に効果がある場合があるので、必要に応じ、その効果を明らかにする。
	●地域間の利害の衡平への配慮がなされているか	-	-	例えば、ダム等は建設地付近で用地買収や家屋移転補償を伴い、受益を享受するのは下流域であるのが一般的である。一方、引堤等は対策実施箇所と受益地が比較的近接している。各治水対策案について、地域間でどのように利害が異なり、利害の衡平にどのように配慮がなされているか、できる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
環境への影響	●水環境に対してどのような影響があるか	△	△	各治水対策案について、現況と比べて水量や水質がどのように変化するのか、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
	●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか	△	△	各治水対策案について、地域を特徴づける生態系や動植物の重要な種等への影響がどのように生じるのか及び下流河川も含めた流域全体の自然環境にどのような影響が生じるのかを、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
	●土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか	△	△	各治水対策案について、土砂流動がどのように変化するのか、それにより下流河川や海岸における土砂の堆積又は侵食にどのような変化が生じるのか、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
	●景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか	△	△	各治水対策案について、景観がどう変化するのか、河川や湖沼での野外リクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動がどのように変化するのかできる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。
	●その他	-		以上の項目に加えて特筆される環境影響があれば、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする（例えば、CO <sub>2</sub> 排出の軽減）。

※1 本表の評価軸の間には相互依存性がある（例えば、「実現性」と「コスト」と「安全度（段階的にどのように安全度が確保されていくのか）」はそれぞれが独立しているのではなく、実現性が低いとコストが高くなったり、効果発現時期が遅くなる場合がある）ものが  
あることに留意する必要がある。

※2 ○：評価の視点としてよく使われてきている、△：評価の視点として使われている場合がある、-：明示した評価はほとんど又は全く行われてきていません

※3 ○：原則として定量的評価を行うことが可能、△：主として定性的に評価をせざるを得ないが、一部の事項については定量的な表現が可能な場合がある、-：定量的評価が直ちには困難

※4 「実現性」としては、例えば、達成しうる安全度が著しく低くないか、コストが著しく高くないか、持続性があるか、地域に与える影響や自然環境へ与える影響が著しく大きいかが考えられるが、これらについては、実現性以外の評価軸を参照すること。

※5 これまで、法制度上又は技術上の観点から実現性が乏しい案は代替案として検討されない場合が多かった。

表 4.2-8 治水対策案の評価軸ごとの評価

\*1 「野越し」：部分的に低い堤防

※2 「受堤」：野越しから越流した洪水を受け止めるための堤防

3: 水位の算出にあっては、堤防からの越水を見込み、決壊することなく洪水が流下すると仮定し、計算した場合の区間

※4 : 00km～12kmは平野部で堤防が設置されている区間、12km～上流は山地部の連続した山付きとなる。

（5）：「想定し得る最大規模の降雨に係る国土交通大臣が定める基準を定める告示（国土交通省を用いて算出

を用いて算出

表 4.2-9 治水対策案の評価軸ごとの評価

表 4.2-10 治水対策案の評価軸ごとの評価

治水対策案と 実施内容の概要  評価軸と 評価の考え方	現計画	治水対策案① 河道掘削案	治水対策案⑦ 掘込遊水地案	治水対策案⑩ 野越し存置+掘込遊水地案	治水対策案⑬ 流域対策+掘込遊水地案	治水対策案⑯ 流域対策+野越し存置 +地役権遊水地案	治水対策案⑯ 流域対策+野越し存置 +掘込遊水地案
	城原川ダム案						
	・城原川ダム ・河道改修	・河道の掘削 ・河道改修	・遊水地（掘込方式 [6箇所]）+河道の掘削 ・河道改修	・部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水機能を有する土地の保全+土地利用規制+遊水地（掘込方式 [3箇所]）+河道の掘削 ・河道改修	・雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田等の保全（機能向上）+部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水機能を有する土地の保全+土地利用規制+遊水地（地役権方式 [3箇所]）+河道の掘削 ・河道改修	・雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田の保全（機能向上）+部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水機能を有する土地の保全+土地利用規制+遊水地（掘込方式 [3箇所]）+河道の掘削 ・河道改修	・雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田の保全（機能向上）+部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水機能を有する土地の保全+土地利用規制+遊水地（掘込方式 [3箇所]）+河道の掘削 ・河道改修
●完成までに要す る費用はどのくらいか	・約510億円 うち城原川ダム残事業費 約440億円	・約700億円 うち城原川ダムの効果量に相当する河道掘削費等 約630億円	・約610億円 うち城原川ダムの効果量に相当する遊水地、河道 掘削費等 約540億円	・約620億円 うち城原川ダムの効果量に相当する遊水地、部分 的に低い堤防の存置、河道掘削費等 約550億円	・約610億円 うち城原川ダムの効果量に相当する雨水貯留施 設、遊水地、河道掘削費等 約540億円	・約660億円 うち城原川ダムの効果量に相当する雨水貯留施 設、遊水地、部分的に低い堤防の存置、河道掘削 費等 約590億円	・約630億円 うち城原川ダムの効果量に相当する雨水貯留施 設、遊水地、部分的に低い堤防の存置、河道掘削 費等 約560億円
コスト ●維持管理に要す る費用はどのくらいか	・約 174 百万円／年 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積 する場合は、上記の他に、掘削に係る費用が必要 となる可能性がある。	・約 57 百万円／年 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積 する場合は、上記の他に、掘削に係る費用が必要 となる可能性がある。	・約 85 百万円／年 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積 する場合は、上記の他に、掘削に係る費用が必要 となる可能性がある。	・約 125 百万円／年 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積 する場合は、上記の他に、掘削に係る費用が必要 となる可能性がある。	・約 85 百万円／年 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積 する場合は、上記の他に、掘削に係る費用が必要 となる可能性がある。	・約 158 百万円／年 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積 する場合は、上記の他に、掘削に係る費用が必要 となる可能性がある。	・約 125 百万円／年 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積 する場合は、上記の他に、掘削に係る費用が必要 となる可能性がある。
●その他の費用 (ダム中止に伴っ て発生する費用 等)はどれくらい か	【中止に伴う費用】 ・発生しない。	【中止に伴う費用】 ・横坑閉塞に約0.5億円が必要と見込んでいます。	【中止に伴う費用】 ・横坑閉塞に約0.5億円が必要と見込んでいます。	【中止に伴う費用】 ・横坑閉塞に約0.5億円が必要と見込んでいます。	【中止に伴う費用】 ・横坑閉塞に約0.5億円が必要と見込んでいます。	【中止に伴う費用】 ・横坑閉塞に約0.5億円が必要と見込んでいます。	【中止に伴う費用】 ・横坑閉塞に約0.5億円が必要と見込んでいます。

表 4.2-11 治水対策案の評価軸ごとの評価

治水対策案と実施内容の概要 評価軸と評価の考え方	現計画	治水対策案①	治水対策案⑦	治水対策案⑩	治水対策案⑬	治水対策案⑯	治水対策案⑯
	城原川ダム案	河道掘削案	掘込遊水地案	野越し存置+掘込遊水地案	流域対策+掘込遊水地案	流域対策+野越し存置+地役権遊水地案	流域対策+野越し存置+掘込遊水地案
	・城原川ダム ・河道改修	・河道の掘削 ・河道改修	・遊水地（掘込方式 [6箇所] ）+河道の掘削 ・河道改修	・部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水機能を有する土地の保全+土地利用規制+遊水地（掘込方式 [3箇所] ）+河道の掘削 ・河道改修	・雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田等の保全（機能向上）+部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水機能を有する土地の保全+土地利用規制+遊水地（地役権方式 [3箇所] ）+河道の掘削 ・河道改修	・雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田の保全（機能向上）+部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水機能を有する土地の保全+土地利用規制+遊水地（掘込方式 [3箇所] ）+河道の掘削 ・河道改修	・雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田の保全（機能向上）+部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水機能を有する土地の保全+土地利用規制+遊水地（掘込方式 [3箇所] ）+河道の掘削 ・河道改修
●土地所有者等の協力の見通しはどうか	【城原川ダム】 ・城原川ダム建設により約55haの用地買収が必要となるため、土地所有者等の協力が必要となる。なお、現時点では土地所有者等に説明等を行っていない。	【遊水地】 ・遊水地により約87haの用地買収が必要となるため、土地所有者等の協力が必要となる。なお、現時点では土地所有者等に説明等を行っていない。	【遊水地】 ・遊水地により約53haの用地買収が必要となるため、土地所有者等の協力が必要となる。なお、現時点では土地所有者等に説明等を行っていない。	【遊水地】 ・遊水地により約31haの地役権補償及び受堤により約4haの用地買収が必要となるため、土地所有者等の協力が必要となる。なお、現時点では土地所有者等に説明等を行っていない。	【遊水地】 ・遊水地により約42haの地役権補償及び周囲堤により約9haの用地買収が必要となるため、土地所有者等の協力が必要となる。なお、現時点では土地所有者等に説明等を行っていない。	【遊水地】 ・遊水地により約53haの用地買収が必要となるため、土地所有者等の協力が必要となる。なお、現時点では土地所有者等に説明等を行っていない。	【遊水地】 ・遊水地により約53haの用地買収が必要となるため、土地所有者等の協力が必要となる。なお、現時点では土地所有者等に説明等を行っていない。
実現性	【河道改修】 ・河道の掘削に伴い発生する土砂の搬出先の土地所有者等の協力が必要となる。なお、現時点では土地所有者等に説明等を行っていない。 (河道掘削量 約12万m <sup>3</sup> )	【河道改修】 ・河道の掘削に伴い発生する土砂の搬出先の土地所有者等の協力が必要となる。なお、現時点では土地所有者等に説明等を行っていない。 (河道掘削量 約72万m <sup>3</sup> )	【河道改修】 ・河道の掘削に伴い発生する土砂の搬出先の土地所有者等の協力が必要となる。なお、現時点では土地所有者等に説明等を行っていない。 (河道掘削量 約14万m <sup>3</sup> )	【河道改修】 ・河道の掘削に伴い発生する土砂の搬出先の土地所有者等の協力が必要となる。なお、現時点では土地所有者等に説明等を行っていない。 (河道掘削量 約32万m <sup>3</sup> )	【河道改修】 ・河道の掘削に伴い発生する土砂の搬出先の土地所有者等の協力が必要となる。なお、現時点では土地所有者等に説明等を行っていない。 (河道掘削量 約14万m <sup>3</sup> )	【河道改修】 ・河道の掘削に伴い発生する土砂の搬出先の土地所有者等の協力が必要となる。なお、現時点では土地所有者等に説明等を行っていない。 (河道掘削量 約47万m <sup>3</sup> )	【河道改修】 ・河道の掘削に伴い発生する土砂の搬出先の土地所有者等の協力が必要となる。なお、現時点では土地所有者等に説明等を行っていない。 (河道掘削量 約32万m <sup>3</sup> )
●その他の関係者等との調整の見通しはどうか	【城原川ダム】 ・城原川ダム建設に伴い付替が生じる道路管理者や発電所管理者、森林部局、農林部局、文化財部局等との調整が必要になる。	【遊水地】 ・遊水地の新設に伴い、道路管理者や農林部局、文化財部局等との調整が必要になる。	【遊水地】 ・遊水地の新設に伴い、道路管理者や農林部局、文化財部局等との調整が必要になる。	【部分的に低い堤防の存置（野越し）】 ・部分的に低い堤防の存置に伴い、道路管理者や農林部局、文化財部局等との調整が必要になる。	【遊水地】 ・遊水地の新設に伴い、道路管理者や農林部局、文化財部局等との調整が必要になる。	【部分的に低い堤防の存置（野越し）】 ・部分的に低い堤防の存置に伴い、道路管理者や農林部局、文化財部局等との調整が必要になる。	【遊水地】 ・遊水地の新設に伴い、道路管理者や農林部局、文化財部局等との調整が必要になる。
●法制度上の観点から実現性の見通しはどうか	【河道改修】 ・河道改修に伴い改築が必要となる橋梁や利水施設管理者との調整が必要になる。 (橋梁架替 1橋) ・河道改修に伴う関係河川使用者との調整は、從来通り実施していく必要がある。 ・取水施設の統廃合を前提としているため、事業者等との調整が必要になる。	【河道改修】 ・河道改修に伴い改築が必要となる橋梁や利水施設等の施設管理者との調整が必要になる。 (橋梁架替 19橋、堰改築 6基) ・河道改修に伴う関係河川使用者との調整は、從来通り実施していく必要がある。 ・取水施設の統廃合を前提としているため、事業者等との調整が必要になる。	【河道改修】 ・河道改修に伴い改築が必要となる橋梁や利水施設等の施設管理者との調整が必要になる。 (橋梁架替 5橋、堰改築 6基) ・河道改修に伴う関係河川使用者との調整は、從来通り実施していく必要がある。 ・取水施設の統廃合を前提としているため、事業者等との調整が必要になる。				
●技術上の観点から実現性の見通しはどうか	・現行法制度のもとで城原川ダム案を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで河道掘削案を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで掘込遊水地案を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで野越し存置+掘込遊水地案を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで流域対策+掘込遊水地案を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで流域対策+野越し存置+地役権遊水地案を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで流域対策+野越し存置+掘込遊水地案を実施することは可能である。
	・技術上の観点から実現性の陥路となる要素はない。	・技術上の観点から実現性の陥路となる要素はない。	・技術上の観点から実現性の陥路となる要素はない。	・技術上の観点から実現性の陥路となる要素はない。	・技術上の観点から実現性の陥路となる要素はない。	・技術上の観点から実現性の陥路となる要素はない。	・技術上の観点から実現性の陥路となる要素はない。

表 4.2-12 治水対策案の評価軸ごとの評価

治水対策案と 実施内容の概要  評価軸と 評価の考え方	現計画	治水対策案①	治水対策案⑦	治水対策案⑩	治水対策案⑬	治水対策案⑯	治水対策案⑰
	城原川ダム案	河道掘削案	掘込遊水地案	野越し存置+掘込遊水地案	流域対策+掘込遊水地案	流域対策+野越し存置 +地役権遊水地案	流域対策+野越し存置 +掘込遊水地案
	・城原川ダム ・河道改修	・河道の掘削 ・河道改修	・遊水地（掘込方式 [6箇所] ）+河道の掘削 ・河道改修	・部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水機能を有する土地の保全+土地利用規制+遊水地（掘込方式 [3箇所] ）+河道の掘削 ・河道改修	・雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田等の保全（機能向上）+部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水機能を有する土地の保全+土地利用規制+遊水地（地役権方式 [3箇所] ）+河道の掘削 ・河道改修	・雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田等の保全（機能向上）+部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水機能を有する土地の保全+土地利用規制+遊水地（掘込方式 [3箇所] ）+河道の掘削 ・河道改修	・雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田等の保全（機能向上）+部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水機能を有する土地の保全+土地利用規制+遊水地（掘込方式 [3箇所] ）+河道の掘削 ・河道改修
持続性	●将来にわたって持続可能といえるか	【城原川ダム】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、適切な維持管理により持続可能である。  【河道改修】 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。	【遊水地】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。  【河道改修】 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。	【遊水地】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。  【部分的に低い堤防の存置（野越し）】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、遊水地の管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。  【河道改修】 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。	【遊水地】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。  【雨水貯留施設・雨水浸透施設】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、適切な維持管理により持続可能である。  【水田等の保全（機能向上）】 ・水田等の保全（機能向上）については、効果を継続させるため施設管理者との調整が必要となる。  【河道改修】 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。	【遊水地】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、遊水地の管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。  【雨水貯留施設・雨水浸透施設】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、適切な維持管理により持続可能である。  【水田等の保全（機能向上）】 ・水田等の保全（機能向上）については、効果を継続させるため施設管理者との調整が必要となる。  【河道改修】 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。	【遊水地】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。  【雨水貯留施設・雨水浸透施設】 ・継続的な監視や観測が必要となるが、適切な維持管理により持続可能である。  【水田等の保全（機能向上）】 ・水田等の保全（機能向上）については、効果を継続させるため施設管理者との調整が必要となる。  【河道改修】 ・河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。
柔軟性	●地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか	【城原川ダム】 ・城原川ダムは、かさ上げにより容量を増加させることは、技術的には可能であるが、道路等の施設管理者や土地所有者の協力等が必要となる。  【河道改修】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある。 ・橋梁架替や堰改築等が生じることから、施設管理者の協力等が必要となる。	【遊水地】 ・遊水地は掘込方式であることから、さらなる掘削による容量の増加は困難である。面積を拡大することは技術的に可能であるが、土地所有者等の協力が必要となる。  【河道改修】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある。 ・橋梁架替や堰改築等が生じることから、施設管理者の協力等が必要となる。	【遊水地】 ・遊水地は掘込方式であることから、さらなる掘削による容量の増加は困難である。面積を拡大することは技術的に可能であるが、土地所有者等の協力が必要となる。  【部分的に低い堤防の存置（野越し）】 ・貯水地の掘削等により洪水調節効果を向上させることは技術的には可能であるが、地役権を設定した土地を買収することが必要となり、土地所有者の協力が必要となる。  【河道改修】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある。 ・橋梁架替や堰改築等が生じることから、施設管理者の協力等が必要となる。	【遊水地】 ・遊水地は掘込方式であることから、さらなる掘削による容量の増加は困難である。面積を拡大することは技術的には可能であるが、地役権を設定した土地を買収することが必要となり、土地所有者の協力が必要となる。  【雨水貯留施設等】 ・雨水貯留施設等の能力を増強するには、施設管理者や土地所有者等の協力が必要となる。  【河道改修】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある。 ・橋梁架替や堰改築等が生じることから、施設管理者の協力等が必要となる。	【遊水地】 ・遊水地は掘込方式であることから、さらなる掘削による容量の増加は困難である。面積を拡大することは技術的には可能であるが、地役権を設定した土地を買収することが必要となり、土地所有者の協力が必要となる。  【部分的に低い堤防の存置（野越し）】 ・貯水地の掘削等により洪水調節効果を向上させることは技術的には可能であるが、地役権を設定した土地を買収することが必要となり、土地所有者の協力が必要となる。  【雨水貯留施設等】 ・雨水貯留施設等の能力を増強するには、施設管理者や土地所有者等の協力が必要となる。  【河道改修】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある。 ・橋梁架替や堰改築等が生じることから、施設管理者の協力等が必要となる。	【遊水地】 ・遊水地は掘込方式であることから、さらなる掘削による容量の増加は困難である。面積を拡大することは技術的には可能であるが、地役権を設定した土地を買収することが必要となり、土地所有者の協力が必要となる。  【部分的に低い堤防の存置（野越し）】 ・貯水地の掘削等により洪水調節効果を向上させることは技術的には可能であるが、地役権を設定した土地を買収することが必要となり、土地所有者の協力が必要となる。  【雨水貯留施設等】 ・雨水貯留施設等の能力を増強するには、施設管理者や土地所有者等の協力が必要となる。  【河道改修】 ・河道の掘削は、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある。 ・橋梁架替や堰改築等が生じることから、施設管理者の協力等が必要となる。

表 4.2-13 治水対策案の評価軸ごとの評価

治水対策案と 実施内容の概要  評価軸と 評価の考え方	現計画	治水対策案①	治水対策案⑦	治水対策案⑩	治水対策案⑬	治水対策案⑮	治水対策案⑯
	城原川ダム案	河道掘削案	掘込遊水地案	野越し存置+掘込遊水地案	流域対策+掘込遊水地案	流域対策+野越し存置 +地役権遊水地案	流域対策+野越し存置 +掘込遊水地案
	・城原川ダム ・河道改修	・河道の掘削 ・河道改修	・遊水地（掘込方式 [6箇所]）+河道の掘削 ・河道改修	・部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水機能を有する土地の保全+土地利用規制+遊水地（掘込方式 [3箇所]）+河道の掘削 ・河道改修	・雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田等の保全（機能向上）+部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水地（掘込方式 [3箇所]）+河道の掘削 ・河道改修	・雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田の保全（機能向上）+部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水機能を有する土地の保全+土地利用規制+遊水地（掘込方式 [3箇所]）+河道の掘削 ・河道改修	・雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田の保全（機能向上）+部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水地（掘込方式 [3箇所]）+河道の掘削 ・河道改修
●事業地及びその周辺への影響	【城原川ダム】 ・ダム建設により、約55haの用地を買収することは、農業収益減収など事業地周辺の農業活動に影響を及ぼすと予想される。 ・湛水の影響等による地すべりの可能性が予測される箇所については、地すべり対策が必要となる。	【遊水地】 ・遊水地の新設により、約87haの用地を買収することは、農業収益減収など事業地周辺の農業活動に影響を及ぼすと予想される。	【遊水地】 ・遊水地の新設により、約53haの用地を買収することは、農業収益減収など事業地周辺の農業活動に影響を及ぼすと予想される。	【遊水地】 ・遊水地の新設により、約87haの用地を買収することは、農業収益減収など事業地周辺の農業活動に影響を及ぼすと予想される。	【遊水地】 ・遊水地の新設により、約42haの水田等は、常に浸水の恐れがあるため、営農意欲の減退など、事業地の地域の生活に影響を及ぼすと予想される。	【遊水地】 ・地役権遊水地の水田等（約42ha）は、常に浸水の恐れがあるため、営農意欲の減退など、事業地の地域の生活に影響を及ぼすと予想される。	【遊水地】 ・遊水地の新設により、約53haの用地を買収することは、農業収益減収など事業地周辺の農業活動に影響を及ぼすと予想される。
	【河道改修】 ・大きな影響は予想されない。	【河道改修】 ・大きな影響は予想されない。	【河道改修】 ・大きな影響は予想されない。	【河道改修】 ・大きな影響は予想されない。	【雨水貯留施設】 ・降雨時に貯留を行うこととなるため、学校や公園利用に影響を及ぼすと予想される。	【雨水貯留施設】 ・降雨時に貯留を行うこととなるため、学校や公園利用に影響を及ぼすと予想される。	【雨水貯留施設】 ・降雨時に貯留を行うこととなるため、学校や公園利用に影響を及ぼすと予想される。
	●地域振興に対してどのような効果があるか	・新たに湛水地となる区域は、洪水時以外の土地利用形態によっては、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。 ・治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポтенシャルを顕在化させる契機にはなり得る。	・新たに遊水地となる区域は、洪水時以外の土地利用形態によっては、地域振興ポтенシャルを顕在化させる契機にはなり得る。 ・治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポтенシャルを顕在化させる契機にはなり得る。	・新たに遊水地となる区域は、洪水時以外の土地利用形態によっては、地域振興ポтенシャルを顕在化させる契機にはなり得る。 ・治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポтенシャルを顕在化させる契機にはなり得る。	・新たに遊水地となる区域は、洪水時以外の土地利用形態によっては、地域振興ポтенシャルを顕在化させる契機にはなり得る。	・新たに遊水地となる区域は、洪水時以外の土地利用形態によっては、地域振興ポтенシャルを顕在化させる契機にはなり得る。	・新たに遊水地となる区域は、洪水時以外の土地利用形態によっては、地域振興ポтенシャルを顕在化させる契機にはなり得る。
	●地域間の利害の衡平への配慮がなされているか	【城原川ダム】 ・一般的にダムを新たに建設する場合、移転が生じる水没地と、受益地である下流域との間で、地域間の利害の衡平の調整が必要になる。	【遊水地】 ・遊水地では、建設地付近で用地取得等を伴い、受益地が下流域であるのが一般的である。 ・新たに遊水地を整備する地域と受益地である下流域との間で利害の衡平に係る調整が必要になると予想される。	【遊水地】 ・遊水地では、建設地付近で用地取得等を伴い、受益地が下流域であるのが一般的である。 ・新たに遊水地を整備する地域と受益地である下流域との間で利害の衡平に係る調整が必要になると予想される。	【遊水地】 ・遊水地では、建設地付近で用地取得等を伴い、受益地が下流域であるのが一般的である。 ・新たに遊水地を整備する地域と受益地である下流域との間で利害の衡平に係る調整が必要になると予想される。	【遊水地】 ・遊水地では、建設地付近で用地取得等を伴い、受益地が下流域であるのが一般的である。 ・新たに遊水地を整備する地域と受益地である下流域との間で利害の衡平に係る調整が必要になると予想される。	【遊水地】 ・遊水地では、建設地付近で用地取得等を伴い、受益地が下流域であるのが一般的である。 ・新たに遊水地を整備する地域と受益地である下流域との間で利害の衡平に係る調整が必要になると予想される。
地域社会への影響	【河道改修】 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不均衡は生じない。	【河道改修】 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不均衡は生じない。	【河道改修】 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不均衡は生じない。	【河道改修】 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不均衡は生じない。	【雨水貯留施設】 ・雨水貯留施設では建設地付近で公園や学校の利用制限を伴い、受益地は下流域であるのが一般的である。 ・城原川上流部で雨水貯留施設を新設するため、地域間の利害の衡平に係る調整が必要になると予想される。	【雨水貯留施設】 ・雨水貯留施設では建設地付近で公園や学校の利用制限を伴い、受益地は下流域であるのが一般的である。 ・城原川上流部で雨水貯留施設を新設するため、地域間の利害の衡平に係る調整が必要になると予想される。	【雨水貯留施設】 ・雨水貯留施設では建設地付近で公園や学校の利用制限を伴い、受益地は下流域であるのが一般的である。 ・城原川上流部で雨水貯留施設を新設するため、地域間の利害の衡平に係る調整が必要になると予想される。
	【河道改修】 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不均衡は生じない。	【河道改修】 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不均衡は生じない。	【河道改修】 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不均衡は生じない。	【河道改修】 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不均衡は生じない。	【河道改修】 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不均衡は生じない。	【河道改修】 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不均衡は生じない。	【河道改修】 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不均衡は生じない。

表 4.2-14 治水対策案の評価軸ごとの評価

治水対策案と 実施内容の概要  評価軸と 評価の考え方	現計画	治水対策案①	治水対策案⑦	治水対策案⑩	治水対策案⑬	治水対策案⑯	治水対策案⑯
	城原川ダム案	河道掘削案	掘込遊水地案	野越し存置+掘込遊水地案	流域対策+掘込遊水地案	流域対策+野越し存置 +地役権遊水地案	流域対策+野越し存置 +掘込遊水地案
	・城原川ダム	・河道の掘削	・遊水地（掘込方式 [6箇所]）+河道の掘削	・部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水機能を有する土地の保全+土地利用規制+遊水地（掘込方式 [3箇所]）+河道の掘削	・雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田の保全（機能向上）+部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水機能を有する土地の保全+土地利用規制+遊水地（地役権方式 [3箇所]）+河道の掘削	・雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田の保全（機能向上）+部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水機能を有する土地の保全+土地利用規制+遊水地（掘込方式 [3箇所]）+河道の掘削	・雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田の保全（機能向上）+部分的に低い堤防の存置 [5箇所] +遊水機能を有する土地の保全+土地利用規制+遊水地（掘込方式 [3箇所]）+河道の掘削
●水環境に対して どのような影響が あるか	【城原川ダム】 ・城原川ダムは、洪水調節専用（流水型）ダムであり、平常時は湛水しないため、水量や水質の変化は小さいと予測される。  【河道改修】 ・水環境への影響は小さいと考えられる。		【遊水地】 ・平常時は貯留しないため、水量・水質など水環境への影響は小さいと考えられる。  【河道改修】 ・水環境への影響は小さいと考えられる。	【遊水地】 ・平常時は貯留しないため、水量・水質など水環境への影響は小さいと考えられる。  【部分的に低い堤防の存置（野越し）】 ・平常時は貯留しないため、水量・水質などの水環境への影響は小さいと考えられる。  【河道改修】 ・水環境への影響は小さいと考えられる。	【遊水地】 ・平常時は貯留しないため、水量・水質など水環境への影響は小さいと考えられる。  【部分的に低い堤防の存置（野越し）】 ・平常時は貯留しないため、水量・水質などの水環境への影響は小さいと考えられる。  【雨水貯留施設等】 ・水環境への影響は小さいと考えられる。  【河道改修】 ・水環境への影響は小さいと考えられる。	【遊水地】 ・平常時は貯留しないため、水量・水質などの水環境への影響は小さいと考えられる。  【部分的に低い堤防の存置（野越し）】 ・平常時は貯留しないため、水量・水質などの水環境への影響は小さいと考えられる。  【雨水貯留施設等】 ・水環境への影響は小さいと考えられる。  【河道改修】 ・水環境への影響は小さいと考えられる。	【遊水地】 ・平常時は貯留しないため、水量・水質などの水環境への影響は小さいと考えられる。  【部分的に低い堤防の存置（野越し）】 ・平常時は貯留しないため、水量・水質などの水環境への影響は小さいと考えられる。  【雨水貯留施設等】 ・水環境への影響は小さいと考えられる。  【河道改修】 ・水環境への影響は小さいと考えられる。
●生物の多様性の 確保及び流域の 自然環境全体にどの ような影響がある か	【城原川ダム】湛水面積：約24ha ・動植物の重要な種について、生育地の消失や生息・生育環境の変化により影響を受けると予測される種があるため、生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要がある。  【河道改修】 ・河道の掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要がある。 (河道掘削量：約12万m <sup>3</sup> )		【遊水地】湛水面積約87ha ・遊水地の設置により、現況の農地を掘削（遊水地の新設）するため、水田における動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要がある。  【河道改修】 ・河道の掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要がある。 (河道掘削量：約72万m <sup>3</sup> )	【遊水地】湛水面積：約53ha ・遊水地の設置により、現況の農地を掘削（遊水地の新設）するため、水田における動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要がある。  【部分的に低い堤防の存置（野越し）】 ・湛水状況の変化に伴い、洪水時は水田に生育・生息する動植物に影響を与える可能性があるが、影響は小さいと考えられる。  【河道改修】 ・河道の掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要がある。 (河道掘削量：約14万m <sup>3</sup> )	【遊水地】湛水面積約87ha ・遊水地の設置により、現況の農地を掘削（遊水地の新設）するため、水田における動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要がある。  【部分的に低い堤防の存置（野越し）】 ・湛水状況の変化に伴い、洪水時は水田に生育・生息する動植物に影響を与える可能性があるが、影響は小さいと考えられる。  【雨水貯留施設等】 ・自然環境への影響は小さいと考えられる。  【河道改修】 ・河道の掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要がある。 (河道掘削量：約32万m <sup>3</sup> )	【遊水地】湛水面積：約51ha ・湛水状況の変化に伴い、洪水時は水田に生育・生息する動植物に影響を与える可能性があるが、影響は小さいと考えられる。  【部分的に低い堤防の存置（野越し）】 ・湛水状況の変化に伴い、洪水時は水田に生育・生息する動植物に影響を与える可能性があるが、影響は小さいと考えられる。  【雨水貯留施設等】 ・自然環境への影響は小さいと考えられる。  【河道改修】 ・河道の掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要がある。 (河道掘削量：約47万m <sup>3</sup> )	【遊水地】湛水面積：約53ha ・遊水地の設置により、現況の農地を掘削（遊水地の新設）するため、水田における動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要がある。  【部分的に低い堤防の存置（野越し）】 ・湛水状況の変化に伴い、洪水時は水田に生育・生息する動植物に影響を与える可能性があるが、影響は小さいと考えられる。  【雨水貯留施設等】 ・自然環境への影響は小さいと考えられる。  【河道改修】 ・河道の掘削等により、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性がある。必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要がある。 (河道掘削量：約32万m <sup>3</sup> )
●土砂流動がどう 変化し、下流河川・ 海岸にどのように 影響するか	【城原川ダム】 ・シミュレーションによると、ダム下流の城原川では、河床構成材料や河床高に大きな変化は生じないと予測される。  【河道改修】 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積する可能性がある。その場合は掘削が必要となる。 (河道掘削量：約12万m <sup>3</sup> )		【河道改修】 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積する可能性がある。その場合は掘削が必要となる。 (河道掘削量：約72万m <sup>3</sup> )	【河道改修】 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積する可能性がある。その場合は掘削が必要となる。 (河道掘削量：約14万m <sup>3</sup> )	【河道改修】 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積する可能性がある。その場合は掘削が必要となる。 (河道掘削量：約32万m <sup>3</sup> )	【河道改修】 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積する可能性がある。その場合は掘削が必要となる。 (河道掘削量：約14万m <sup>3</sup> )	【河道改修】 ・河道の掘削を実施した区間において、再び堆積する可能性がある。その場合は掘削が必要となる。 (河道掘削量：約47万m <sup>3</sup> )
●景観、人と自然の 豊かな触れ合いに どのような影響 があるか	【城原川ダム】 ・ダム堤体及び付替道路等により主要な眺望景観の一部が変化すると予測される。必要に応じて法面の植生の回復等の環境保全措置を講ずる必要がある。 ・人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響は小さいと予測される。  【河道改修】 ・河道の掘削等による景観への影響については、小さいと考えられる。		【遊水地】 ・新たな周囲堤の設置や遊水地内の掘削により、景観が一部変化すると考えられる。  【河道改修】 ・河道の掘削等による景観への影響については、小さいと考えられる。	【遊水地】 ・新たな周囲堤の設置や遊水地内の掘削により、景観が一部変化すると考えられる。  【部分的に低い堤防の存置（野越し）】 ・新たな受堤の設置により、景観が一部変化すると考えられる。  【河道改修】 ・河道の掘削等による景観への影響については、小さいと考えられる。	【遊水地】 ・新たな周囲堤の設置により、景観が一部変化すると考えられる。  【部分的に低い堤防の存置（野越し）】 ・新たな受堤の設置により、景観が一部変化するとと考えられる。  【河道改修】 ・河道の掘削等による景観への影響については、小さいと考えられる。	【遊水地】 ・新たな周囲堤の設置により、景観が一部変化すると考えられる。  【部分的に低い堤防の存置（野越し）】 ・新たな受堤の設置により、景観が一部変化するとと考えられる。  【河道改修】 ・河道の掘削等による景観への影響については、小さいと考えられる。	【遊水地】 ・新たな周囲堤の設置により、景観が一部変化すると考えられる。  【部分的に低い堤防の存置（野越し）】 ・新たな受堤の設置により、景観が一部変化するとと考えられる。  【河道改修】 ・河道の掘削等による景観への影響については、小さいと考えられる。

## 4. 3 目的別の総合評価

### 4. 3. 1 目的別の総合評価(洪水調節)

「城原川ダム案」、「河道掘削案」、「掘込遊水地案」、「野越し存置+掘込遊水地案」、「流域対策+掘込遊水地案」、「流域対策+野越し存置+地役権遊水地案」、「流域対策+野越し存置+掘込遊水地案」の7案について、検証要領細目に示されている7つの評価軸(安全度、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響)ごとの評価結果の概要は以下の通りである。

#### ○安全度

- ・河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるかについては、すべての案において、河川整備計画の目標流量を安全に流すことができる。
- ・目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるかについては、河川整備計画レベルより大きい規模の洪水(1/100)が発生した場合、「城原川ダム案」以外の案において、河道の水位は計画高水位を超え、堤防等決壊の可能性が生じる。  
河川整備基本方針レベルの洪水(1/150)が発生した場合、「城原川ダム案」以外の案において、河道の水位は計画高水位を超え、堤防等決壊の可能性が生じる。  
河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水(想定最大規模の洪水)が発生した場合、すべての案において、河川整備基本方針レベル規模の洪水が発生した場合に比べ、計画高水位を超える区間が増加するため、堤防決壊の可能性がさらに高まる。
- 局地的な大雨については、すべての案において、河道の水位が計画高水位を上回るまでは安全を確保できる。また、「城原川ダム案」および「掘込遊水地」、「地役権遊水地」、「野越し存置」に関する案については、容量を上回るまでは洪水調節可能である。
- ・段階的にどのように安全度が確保されていくのかについては、10年後に完全に効果を発現していると想定される案はないが、「掘込遊水地案」、「野越し存置+掘込遊水地案」、「流域対策+掘込遊水地案」、「流域対策+野越し存置+地役権遊水地案」、「流域対策+野越し存置+掘込遊水地案」については、施設が完成した箇所から順次効果を発現していると想定される。また、すべての案において実施する河道掘削、築堤等の河道改修については、改修を行った区間から順次効果を発現していると想定される。
- 15年後に完全に効果を発現していると想定される案は「城原川ダム案」である。「掘込遊水地案」、「野越し存置+掘込遊水地案」、「流域対策+掘込遊水地案」、「流域対策+野越し存置案+地役権遊水地案」、「流域対策+野越し存置案+掘込遊水地案」については、施設が完成した箇所から順次効果を発現していると想定される。また、すべての案において実施する河道掘削、築堤等の河道改修については、改修を行った区間から順次効果を発現していると想定される。

- ・どの範囲でどのような効果が確保されていくのかについては、すべての案において河川整備計画の計画対象区間で、河川整備計画で想定している目標流量を安全に流下させる。

## ○コスト

- ・完成までに要する費用がどのくらいかについては、費用が最も小さい案は「城原川ダム案」である。
- ・維持管理に要する費用がどのくらいかについては、費用が最も小さい案は「河道掘削案」である。すべての案で河道の掘削を実施した区間において再び堆積する場合は、別途掘削に係る費用が必要となる可能性がある。
- ・その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどれくらいかについては、「城原川ダム案」以外の案は、ダム建設事業中止に伴う費用が必要になる。

## ○実現性

- ・土地所有者等の協力の見通しはどうかについては、すべての案において土地所有者等との協力が必要であるが、「城原川ダム案」については、城原川ダムの土地所有者等に対して調査状況等の説明を行っている。なお、その他の案については現時点では土地所有者等に説明等を行っていない。すべての案に共通して実施される河道改修(河道掘削)については、河道の掘削に伴う土砂の搬出先等の土地所有者等の協力が必要となる。なお、現時点では土地所有者等に説明等を行っていない。
- ・その他関係者との調整の見通しはどうかについては、すべての案において実施する河道改修に伴う橋梁や利水施設等の施設管理者との調整が必要になる。また、取水施設の統廃合を前提としているため、事業者等との調整が必要になる。「城原川ダム案」については、道路管理者や発電所管理者、農林部局、森林部局、文化財部局等との調整が必要になる。「掘込遊水地」、「地役権遊水地」、「野越し存置」に関する案については、道路管理者や農林部局、文化財部局等との調整が必要になる。雨水貯留施設等の流域対策が含まれる案については、学校や公園、農林部局等の関係機関等との調整が必要となる。
- ・法制度上の観点からの実現性の見通しはどうかについては、いずれの案も現行法制度の下で実施可能である。
- ・技術上の観点からの実現性の見通しはどうかについては、いずれの案も実現性の隘路となる要素はない。

## ○持続性

- ・将来にわたって持続可能といえるかについては、すべての案において、継続的な監視や観測が必要となるが、適切な維持管理により持続可能である。  
なお、水田等の保全(機能向上)については、効果を継続させるための施設管理者との調整

が必要となる。

## ○柔軟性

- ・地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など将来の不確実性に対する柔軟性がどうかについては、河道掘削を含むすべての案で、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することができるが、掘削量には限界がある。また、橋梁架替や堰改築等が生じることから、施設管理者の協力等が必要となる。
- ・「城原川ダム案」は、かさ上げにより容量を増加させることは、技術的に可能であるが、道路等の施設管理者や土地所有者の協力等が必要となる。
- ・「掘込遊水地」に関する案は、掘込方式であることから、さらなる掘削による容量の増加は困難である。面積を拡大することは技術的に可能であるが、土地所有者等の協力が必要となる。
- ・「地役権遊水地」、「野越し存置」に関する案は、掘削等により洪水調節効果を向上させることは技術的には可能であるが、地役権を設定した土地を買収することが必要となり、土地所有者の協力が必要となる。
- ・「流域対策」に関する案は、施設管理者や土地所有者等の協力が必要となる。

## ○地域社会への影響

- ・事業地及びその周辺への影響はどの程度かについては、「城原川ダム案」は農地買収に伴う農業収益減収など事業地周辺の農業活動に影響を及ぼすと予想される。また、湛水の影響等による地すべりの可能性が予測される箇所については地すべり対策が必要になる。「掘込遊水地」に関する案は、農地買収に伴う農業収益減収など事業地周辺の農業活動に影響を及ぼすと予想される。「地役権遊水地」、「野越し存置」、「流域対策」に関する案は、降雨時に学校、公園の利用に影響を及ぼし、貯留を行う水田では農作物に被害が生じる恐れがあり、営農意欲の減退など事業地の地域の生活に影響を及ぼすと予想される。
- ・地域振興に対してどのような効果があるかについては、すべての案で治水安全度の向上による土地利用の変化が、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。「城原川ダム案」では、新たに湛水地となる区域は、洪水時以外の土地利用形態によっては、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。「掘込遊水地」に関する案では、洪水時以外の土地利用形態によっては、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機にはなり得る。
- ・地域間の利害の衡平への配慮がなされているかについては、「城原川ダム案」においては、一般的にダムを新たに建設する場合、移転が生じる水没地と、受益地である下流域との間で、地域間の利害の衡平の調整が必要になる。「掘込遊水地」、「地役権遊水地」、「野越し存置」、「流域対策」に関する案では、受益地は施設の建設地付近を含む下流域であるのが一般的であり、新たに施設を整備する地域と受益地である下流域との間で、地域間の利害の衡平に

係る調整が必要と予想される。「地役権遊水地」、「野越し存置」に関する案では、地役権を設定した上で計画的に湛水させるため、土地利用の自由度が限定的になることから、下流域や周辺地域との間で利害の衡平に係る調整が必要と予想される。すべての案において実施する河道改修については、整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不衡平は生じない。

## ○環境への影響

- ・水環境に対してどのような影響があるかについては、「河道掘削案」、「掘込遊水地案」、「野越し存置+掘込遊水地案」、「流域対策+掘込遊水地案」、「流域対策+野越し存置+地役権遊水地案」、「流域対策+野越し存置+掘込遊水地案」による影響は小さいと考えられる。「城原川ダム案」は、洪水調節専用(流水型)ダムであり、平常時は湛水しないため、水量や水質に変化は小さいと予測される。
- ・生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるかについては、すべての案において実施する河道掘削は、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があるため、必要に応じて生息・生育環境の整備や環境保全措置を講じる必要がある。「城原川ダム案」では、動植物の重要な種について、生育地の消失や生息・生育環境の変化により影響を受けると予測される種があるため、生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要がある。「掘込遊水地」に関する案では、現況の農地を掘削(遊水地の新設)するため、水田における動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があり、必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要がある。「地役権遊水地」、「野越し存置」に関する案では、洪水時は水田に生息・生育する動植物に影響を与える可能性があるが、影響は小さいと考えられる。
- ・土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するかについては、すべての案において、河道掘削を実施した区間で再び堆積する場合は掘削が必要となる可能性がある。「城原川ダム案」は、ダム下流の城原川では、河床構成材料や河床高に大きな変化は生じないと予測される。
- ・景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるかについて、「城原川ダム案」はダム堤体及び付替道路等により主要な眺望景観の一部が変化すると予測されるため、法面の植生の回復等の環境保全措置を講ずる必要があるが、人と自然との豊かな触れ合いの活動の場への影響は小さいと予測される。「掘込遊水地」に関する案では、新たな周囲堤の設置や遊水地内の掘削により、景観が一部変化すると考えられる。なお、「城原川ダム案」以外の案で実施される河道掘削では、景観への影響は小さいと考えられ、「地役権遊水地」、「野越し存置」に関する案は、新たな周囲堤等の設置により、景観が一部変化すると考えられる。

このような結果を踏まえ、検証要領細目に示されている「総合的な評価の考え方」に基づき、

目的別の総合評価(案)(洪水調節)を行った結果は以下の通りである。

- 1)一定の「安全度」(河川整備計画において想定している目標〔日出来橋地点 540 m<sup>3</sup>/s〕)を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「城原川ダム案」である。  
また、目標を上回る洪水が発生した場合の「安全度」においても、「城原川ダム案」が有利である。
- 2)「時間的な観点からみた実現性」として 10 年後に、完全に効果を発現していると想定される案はないが、15 年後に最も効果を発現していると想定される案は「城原川ダム案」である。
- 3)「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については、1)、2) の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、「コスト」を最も重視することとし、洪水調節において最も有利な案は「城原川ダム案」である。

**【参考：検証要領細目より抜粋】**

⑤総合的な評価の考え方

i) 目的別の総合評価

洪水調節を例に、目的別の総合評価の考え方を以下に示す。

①に示すように検証対象ダム事業等の点検を行い、これを踏まえて①に掲げる治水対策案の立案や③に掲げる各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を行う。

③に掲げる評価軸についてそれぞれ的確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。

- 1) 一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみではなく、維持管理に要する費用等も評価する。
- 2) また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。
- 3) 最終的には、環境や地域への影響を含めて③に示すすべての評価軸により、総合的に評価する。

特に、複数の治水対策案の間で「コスト」の差がわずかである場合等は、他の評価軸と併せて十分に検討することとする。

なお、以上の考え方によらずに、特に重視する評価軸により評価を行う場合等は、その理由を明示する。

新規利水、流水の正常な機能の維持等についても、洪水調節における総合評価の考え方と同様に目的別の総合評価を行う。

なお、目的別の検討に当たっては、必要に応じ、相互に情報の共有を図りつつ検討する。

#### 4. 4 検証対象ダムの総合的な評価

検証要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 ii) 検証対象ダムの総合的な評価」に基づき、検証対象ダムの総合的な評価を行った。

- ・洪水調節について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「城原川ダム案」である。
- ・城原川ダムは洪水調節のみを目的とする洪水調節専用(流水型)ダムであることから、目的別の総合評価(洪水調節)を踏まえ、検証対象ダムの総合的な評価の結果として、最も有利な案は「城原川ダム案」である。

【参考:検証要領細目より抜粋】

⑤総合的な評価の考え方

ii) 検証対象ダムの総合的な評価

i )の目的別の総合評価を行った後、各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を行う。目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しない場合は、各目的それぞれの評価結果やそれぞれの評価結果が他の目的に与える影響の有無、程度等について、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価する。検討主体は、総合的な評価を行った結果とともに、その結果に至った理由等を明示する。

## 5. 費用対効果の検討

城原川ダムの費用対効果分析について、「治水経済調査マニュアル（案）（平成17年4月国土交通省河川局）」（以下「マニュアル（案）」という。）に基づき、最新データを用いて検討を行った。なお、貨幣換算が困難な効果等による評価は、「水害の被害指標分析の手引（H25試行版）平成25年7月 国土交通省水管理・国土保全局」に基づき、想定死者数及び電力の停止による影響人口の算定を行った。

### 5.1 洪水調節に関する便益の検討

洪水調節に係る便益は、洪水氾濫区域における家屋、農作物、公共施設等に想定される被害に対して、ダムの洪水調節による年平均被害軽減期待額をマニュアル（案）に基づき、入手可能な最新データを用いて検討した。

#### （1）氾濫ブロックの設定

氾濫ブロック分割については、支川の合流及び山付部等による氾濫原の分断地点を考慮した上で、城原川を4のブロックに分割した。破堤地点は各ブロックで最大被害が生じる箇所で設定した。

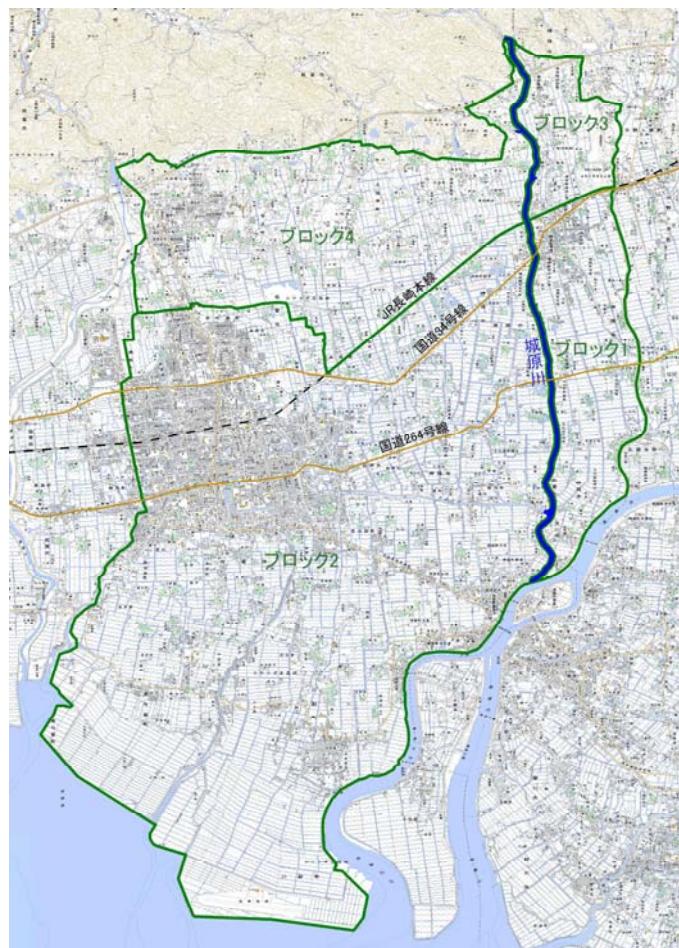


図 5.1-1 気象ブロックの分割図

## (2) 無害流量の設定

無害流量はマニュアル（案）に基づき、各地点における河道の整備状況を踏まえたブロック内の最小流下能力や堤内地盤高により設定した。

## (3) 対象洪水の選定

対象洪水は、筑後川水系河川整備基本方針の対象洪水とした。

## (4) 沼澤計算に用いたハイドログラフ

沼澤計算においては、無害流量から計画規模の 1/150 までの 7 つの確率規模とし、各規模の確率雨量に一致するように降水量を引き伸ばし（引き縮め）、沼澤シミュレーションに用いる流量ハイドログラフを作成した。

## (5) 被害額の算出

河川整備計画に位置づけられている城原川ダム事業を実施した場合と実施しない場合の沼澤解析を実施し、確率規模別の被害額を算出した。

## (6) 年平均被害軽減期待額の算定

(5)で算出し平均化した確率規模別被害軽減額に確率規模に応じた洪水の生起確率を乗じて求めた確率規模別年平均被害軽減期待額を累計し、年平均被害軽減期待額を算出した結果、城原川ダム事業の年平均被害軽減期待額は、約 45 億円／年となった。

なお、算出にあたっては、4.1.1(2)に示す工期の点検結果を踏まえ、建設事業着手から 13 年で城原川ダムの建設が完了し、洪水調節効果の発現が期待されることとした。

## 5.2 城原川ダムの費用対効果分析

### (1) 総便益

ダム事業に係る総便益（B）を表 5.2-1 に示す。

表 5.2-1 ダム事業の総便益（B）

① 洪水調節に係る便益 ※1	約 587 億円
② 残存価値 ※2	約 11 億円
③ 総便益 (①+②)	約 598 億円

注：表 5.2-1 の基準年度は平成 28 年度

#### 【便益（効果）】

- ※ 1 治水施設の整備によって防止し得る被害額（一般資産、農作物等）を便益とする。ダム有り無しの年平均被害軽減期待額を算出し、施設完成後の評価期間（50 年間）に対し、社会的割引率（4%）を用いて現在価値化を行い算出。
- ※ 2 施設については、法定耐用年数による原価償却の考え方を用いて、また土地については用地費を対象として、施設完成後の評価期間（50 年間）後の現在価値化を行い算出。

### (2) 総費用

ダム事業に係る総費用（C）を表 5.2-2 に示す。

表 5.2-2 ダム事業の総費用（C）

① 総事業費 ※3	約 485 億円
② 建設費 ※4	約 420 億円
③ 維持管理費 ※5	約 21 億円
④ 総費用 (②+③)	約 441 億円

注：表 5.2-2 の基準年度は平成 28 年度

#### 【費用】

- ※ 3 総事業費は、表 4.1-1 に示す「城原川ダム事業 総事業費の点検結果」より約 485 億円（平成 29 年度以降の残事業費は約 439 億円）となった。
- ※ 4 表 4.1-2 に示す「事業完了までに要する必要な工期」を考慮した施設整備期間に対し、社会的割引率（4%）及びデフレーターを用いて現在価値化を行い算出。
- ※ 5 維持管理費に対する費用を施設完成後の評価期間（50 年間）に対し、社会的割引率（4%）を用いて現在価値化を行い算出。

### (3) 費用対効果分析

ダム事業に係る費用対効果（B／C）を表5.2-3、表5.2-4、表5.2-5に示す。なお、巻末資料-8～21に費用対効果分析の結果を示す。

表5.2-3 ダム事業の費用対効果（全体事業）

城原川ダム事業	B／C	B：総便益（億円）	C：総費用（億円）
	1.4	598	441

表5.2-4 ダム事業の費用対効果（残事業）

城原川ダム事業	B／C	B：総便益（億円）	C：総費用（億円）
	1.8	596	328

表5.2-5 ダム事業の費用対効果（感度分析）

城原川ダム事業	残事業費 ※6		残工期 ※7		資産 ※8	
	+10%	-10%	+10%	-10%	+10%	-10%
全体事業（B／C）	1.3	1.5	1.3	1.4	1.4	1.3
残事業（B／C）	1.7	2.0	1.8	1.9	1.9	1.8

注：表5.2-3から表5.2-5の基準年度は平成28年度

※6 平成29年度以降の事業費のみを±10%変動。維持管理費の変動は行わない。

※7 平成29年度以降の残工期を±10%変動。

※8 一般資産被害額、農作物被害額、公共土木施設等被害額を±10%変動。

ダム事業に係る被害軽減効果（貨幣換算が困難な効果等による評価）を表5.2-6に示す。

表5.2-6(1) ダム事業の被害軽減効果（貨幣換算が困難な効果等による評価：W=1/150）

項目		城原川ダム整備前	城原川ダム整備後
想定死者数（人）	避難率80%	3	0
	避難率40%	9	0
	避難率0%	15	0
電力停止による影響人口（人）		約15,200	0

注：対象河道は、城原川ダム完成時点の河道

表5.2-6(2) ダム事業の被害軽減効果（貨幣換算が困難な効果等による評価：W=1/50）

項目		城原川ダム整備前	城原川ダム整備後
想定死者数（人）	避難率80%	1	0
	避難率40%	3	0
	避難率0%	6	0
電力停止による影響人口（人）		約8,700	0

注：対象河道は、城原川ダム完成時点の河道

## 6. 関係者の意見等

### 6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

#### (1) 実施状況

城原川ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成28年5月11日までに検討の場を4回開催した。

平成22年12月21日に開催した、検討の場準備会において確認された検討の場の規約をP.6-5に示す。

また、これまでの検討の場の開催状況は、P.1-6の表1.2-2 検討の場の実施経緯を参照。

#### (2) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

○平成27年5月18日に開催した検討の場（第1回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下の通りである。

##### 【佐賀県】山口知事

- ・城原川は、近年でも洪水が発生しており、流域の方々の安全・安心のために、早期に治水方針が決定され、治水対策が実施されることが必要だと考えている。
- ・城原川の治水対策は、これまで様々な議論がなされ、流水型ダムによらざるを得ないという一定の結論に至ったところであり、こうした経緯も踏まえて、この検証は出来る限り早期に進めていただきたい。
- ・県民の関心はダムコストだと思うので、それについても早めの検討を是非お願いしたい。
- ・検討の場を公開でやっていただいているのは非常にすばらしい。これからも是非県民の信頼を得ながらやっていただきたいと思っている。これまで長年色々な経緯もあり、様々な思いの中で色々なご意見があるので、こうした様々な県民の意見には真摯に向かい合ってご対応いただき、そして、検証を速やかに進めさせていただきたい。

##### 【佐賀市】秀島市長

- ・数年前に嘉瀬川ダムが完成した時、城原川ダムはいろいろ問題提起があり、まだ全然手もついていなかった。このため、地域の皆さん達の心の内がものすごく伝わってきた。そのような意味では早めに実現できるように関係者の皆さん達のご苦労をお願いしたい。
- ・城原川と佐賀江川の合流点に国土交通省の排水機場があり城原川の流量を見ながら排水するなど時間的な制約もあると聞いている。そういう中で、城原川の

上流部で対策を取ることで佐賀江川との合流点付近の流量が現行と比べ緩和されると期待している。

#### 【神埼市】松本市長

- ・平成17年当時は神埼町長として城原川首長会議に関わらせていただいた。当時、「野越し」から越流させて一定の洪水は受忍しなければならないといった意見も出たが、今回の検討ではそのような案が一つも無いようにしてほしい。そのような案があれば問題である。
- ・従来の野越しを利用して受堤を造るという案があるが、雨が城原川流域だけに降れば良いが、神埼市内は内水位が上がっているので大変ではないかと考えている。城原川の水は城原川で処理する方針・方策を是非ともお願いしたい。
- ・今日、ゲリラ豪雨がどこでいつあるか分からぬ状態であり、城原川流域に100mm/hでも降ったら、お手上げである。そのようなことを考えたとき一日でも早く検証が進むように、きちっとやっていただきたい。一日でも早く、安全になるようなことを実現していただきたい。

○平成27年9月1日に開催した検討の場（第2回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下の通りである。

#### 【佐賀県】和泉県土づくり本部長

- ・パブリックコメントの内容を受けて治水対策案を追加して検討されたことは非常によかったです。今後、抽出された対策案を評価軸で検討していくと思うが、城原川は近年も大きな洪水が起きて、いつ氾濫が起きてもおかしくない状況であり、いち早く治水対策を進めていただきたいというのが地域の強い考え方としてある。この評価軸の中で実現性になると思うが、出来るだけ早く治水安全度を高めていく方式としてどのようなものがいいかと言う点についても是非よく考えていただきたい。
- ・今後の進め方について、関係住民の意見を聴く場、学識者の意見を聴く場が開催されていくと思うが、佐賀県としてはプロセスを重視して、きちんと意見を聴きながら丁寧に進めていただきたい。

#### 【佐賀市】秀島市長

- ・佐賀市内の平野部は大雨が降って、有明海の満潮の時期にぶつかると浸水被害にビクビクしないとならない。そういう中で、佐賀江川が主要排水河川になっ

ているが、城原川の上流部からどんどん水が流れてきて満杯状況であれば佐賀江川の水が吐けない。そういう意味では、城原川の水を上流部で止めたり、押さえて頂いて、佐賀市内の水が吐けるような治水事業を一日でも早く進めてほしい。

【神埼市】松本市長

- ・今回の点検でダム事業の工期が1年間短くなるという事を聞いて、私も一日も早く安全性を確保するという立場から非常に有り難いことだと感じた。出来ればもっともっと短くしてほしい。

○平成28年1月14日に開催した検討の場（第3回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下の通りである。

【佐賀県】和泉県土づくり本部長

- ・野越しを生かした治水対策案をとるとすれば受堤を設けて家屋等の浸水は避けながら、既存施設を生かすという方法が野越しを生かす方法だろう。神埼市長からも野越しを越えて下流に拡散するようなことは考えられないというのもあり、受堤を付けるということは理解できた。平成17年の城原川首長会議も踏まえ、洪水リスクを受忍するという案は現実的に難しいということから、今回野越しを活用し、受堤を造り家屋への浸水リスクを回避するとした案については妥当であるということが理解できた。
- ・河川整備基本方針レベルの洪水が起きたときの安全度について、ダム案は計画高水位は超えないが、その他の案では超えてしまう結果となっている。今回の検証については、河川整備計画レベルまでの整備を考えているということだが、将来、河川整備基本方針レベルを目指す際、ダム案以外についてはさらに追加対策が必要になり、その対策工事が難しい場合や手戻りが生じる場合もあると考える。そのような評価も必要ではないか。

【佐賀市】赤司副市長

- ・佐賀市の排水を受けている佐賀江川の負担軽減（治水効果を高める）のためにも、上流の城原川の整備を早く進めていただきたい。

【神埼市】松本市長

- ・「野越しの存置の考え方」における越水シミュレーションについては、 $540\text{m}^3/\text{s}$

(河川整備計画レベル) だけではなく、もっと大きな流量、降雨を想定することも必要ではないか。

- ・野越しから越水していいという発想に立たずに進めてもらいたい。大きな雨が城原川の流域に降った場合にどうなるかが一番心配である。
- ・地元（水没予定地区）では以前、色々と反対もあったかもしれないが、今日は早急にダム建設をやってくれという段階にきている。将来可能であるとすれば、「もっと大きく、高くしてほしい」ということを今後国に対してお願ひしたい。
- ・安全度の中で、10年後だと全ての治水対策案は出来ておらず、15年後ではダム案のみ出来ているとなっているが、出来るだけ早くお願ひしたい。1日も早く、いつ雨が降るかわからないので、よろしくお願ひしたい。

○平成28年5月11日に開催した検討の場（第4回）において検討主体が示した内容に対する構成員の見解は検討の場終了後に記載。

## 「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」 規約

### (名称)

第1条 本会は、「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

### (目的)

第2条 検討の場は、検証主体（国土交通省九州地方整備局）による城原川ダム事業の検証に係る検討を進めるにあたり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

### (検討の場)

第3条 検討の場は、別紙一で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。

### (情報公開)

第4条 検討の場は、原則として公開する。

- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。  
ただし、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

### (事務局)

第5条 検討の場の事務局は、国土交通省九州地方整備局に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

### (規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

### (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

### (附則)

この規約は、平成22年12月21日から施行する。

別紙－1

「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

佐賀県知事

佐賀市長

神埼市長

【検討主体】

九州地方整備局長

(注) 構成員および検討主体については、代理出席を認めるものとする。

## 6.2 パブリックコメント

城原川ダム事業の検証において、検討の参考とするため、主要な段階でパブリックコメントを行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下の通りである。

### 6.2.1 意見募集の概要

#### (1) 意見募集対象

- 1 ) 提示した対策案以外の具体的対策案の提案
- 2 ) 複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見

#### (2) 募集期間

平成 27 年 5 月 19 日～平成 27 年 6 月 17 日（30 日間）

#### (3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、回収箱への投函のいずれかの方法

### 6.2.2 意見募集結果の概要

#### (1) 意見提出者

- 36 （個人 35 、団体 1 ）のご意見を頂いた。

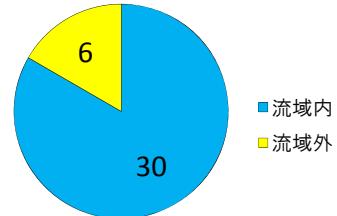


図 6.2-1 意見提出者の内訳

#### (2) 意見概要

- 1 ) 提示した対策案以外の具体的対策案の提案
  - 具体的な治水対策案のご提案があった。
- 2 ) 複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見
  - 各治水対策案の評価等についてご意見があった。
  - 2 件の具体的な治水対策案の抽出に対するご提案があった。

表 6.2-1 寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<b>1. 提示した複数の治水対策案以外の具体的対策案の提案</b>		
【ダムを含む対策案の提案】		
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>現計画（河道改修＋城原川ダム）に加え、佐賀導水路を参考に城原川ダムより佐賀県道21号三瀬神崎線～佐賀県道31号佐賀川久保鳥栖線の直下に埋設導水管を設け、田手川等へ異常な洪水時のみ排水させる案。</li> <li>現計画（河道改修＋城原川ダム）に加え、遊水地の変わりに、平地ダムを設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、現計画（河川整備計画）とダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。</li> <li>「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回）」にて提示したダムを含まない複数の治水対策案（16案）について、概略評価として、代表的な方策別にグループ化の上、グループ5を含む各グループ内において、コスト的に最も有利な案を抽出しています。</li> <li>以上の考え方で検討を行っていますが、ご提案のありましたダム地点より県道21号線～県道31号線に埋設導水管を設け田手川へ放水する案について、同類の治水対策案である治水対策案⑤「放水路（田手川ルート）＋河道の掘削」を基本として、今回新たな治水対策案⑤'として立案します。</li> <li>ご提案のありました平地ダムについては、城原川において洪水の一部を河道内（遊水地候補地付近）に貯留するものとすれば、延長約600mにわたり堤防を約800m引堤し、川幅を拡げることとなり、「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回）」で提示しました河道外に貯留する遊水地案と同等の洪水調節手法となると考えております。</li> </ul>
<b>2. 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見</b>		
【河川整備計画案について】		
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>『城原川ダム＋河道改修』以外の16案については、大幅な河道掘削、現況川裏部への遊水池など、現在の生活空間に対する改変範囲が大きく、その影響は避けられないと考えます。降雨強度が以前に比べ大きくなっていくことが推測される中、安全・安心な生活空間を確保するためには「城原川ダム＋河道改修」が総合的観点からベストと考える。</li> <li>昨今は、これまでより大きい集中豪雨が多数発生しており、それらに対して治水対策で安心・安全を確実に確保することが重要と捉え、城原川ダム＋河道改修案が早急に必要と考える。</li> <li>ダム以外の治水は何れも関係住民の理解を得るために長期間を要すと思う。下流域住民が安心・安全に生活ができる施策は河川整備と併せた上流にダム建設が最良の手段である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>引き続き、予断を持たず評価検討等を進め、できるだけ速やかに対応方針（案）を取り纏めたいと考えています。</li> </ul>

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<b>2. 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見</b>		
【評価手法について】		
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の気象状況を考慮すると洪水対策は喫緊の課題である。対策案の決定については、コスト、迅速性（事業の進捗性）、気候や社会環境の変化、安全度や対策に係る期間などを含めた総合的な判断が必要であると思う。</li> <li>・全体工期に多大な影響を与える用地買収が少ない案が有利と考える。</li> <li>・検討の場で提案されたダム以外の治水は何れも関係住民の理解を得るために長期間を要すと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で実施する。(略) 1) 安全度(略) 2) コスト(略) 3) 実現性(略) 4) 持続性(略) 5) 柔軟性(略) 6) 地域社会への影響(略) 7) 環境への影響(略)」と規定されております。これに基づき、抽出された対策案について評価を行うこととしています。</li> <li>・ご指摘のありました対策案の評価にあたっては、コストについては2)コストにおいて「完成までに要する費用はどのくらいか」、「維持管理に要する費用はどのくらいか」、迅速性（事業の進捗性）、対策に係る期間については1)安全度において「段階的にどのように安全度が確保されていくのか」。気候や社会環境の変化については5)柔軟性において、「地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか」。用地買収や関係住民の理解については3)実現性において「土地所有者等の協力の見通しはどうか」、「その他の関係者との調整の見通しはどうか」などにおいて評価を行ってまいります。</li> </ul>
【水利用について】		
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「コスト的に最も有利な案を治水対策案として抽出する」のであれば、組み合わせではなく城原川ダムそのものを貯水型にするなどの方が結果として最も安価で妥当な案となるのではないか。</li> <li>・城原川ダム建設にあたり、洪水調整のみを目的とした流水型ダムのことであるが、城原川沿川の水利用合理化の具体的な内容が分からぬ。貯留型ダムとの水利用合理化の比較は必要ないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回）資料-3検証の方針について」に示したとおり、「関係行政機関で構成される「城原川の整備と水利用に関する検討会」では、城原川沿川の水利用を合理化することにより城原川の水収支に不足は生じないことを確認しており、城原川ダムにおける「不特定容量の確保の必要性」はないと判断している。よって、城原川ダムは、洪水調節のみを目的とした流水型ダムとして検証を行う。」こととしていることから、ご指摘のありました貯水型としての検証は考えておりません。</li> <li>・水利用の合理化とは、現状で河川の水量が少ない時には下流部に水が行き届かないことがあることから、上下流の取水バランスを調整し、取水施設の統廃合などの効率化を図ることによって適正な管理を行い、必要な地域に必要な量の水が行き渡るようにすることです。</li> </ul>
【ダム周辺の地質・構造について】		
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム予定地域は脆く崩れ易い性質の花崗石質とのことであるため、大量の水を溜めた時、一斉放水の時に崩壊する可能性もあり、心配である。</li> <li>・穴あきダムに対する大きな不安がある。</li> <li>・流水型ダムは、大洪水時には閉塞して洪水調節機能を喪失する危険性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各治水対策案を検討する上では、ダム案を含め「河川管理施設等構造令」や「河川砂防技術基準」等に定められた所定の安全性を満足する構造において治水対策案を立案しています。</li> <li>・ご指摘のありましたダム予定地域の崩壊の可能性につきましては、一般的にダムを建設する際には、「河川管理施設等構造令」で必要とされる技術的基準を踏まえて検討し、必要な対策を実施しています。また、洪水吐の閉塞の可能性につきましては、ダム上流に流木止め等の捕捉施設、放流口にはスクリーンを設置する等し、必要な対策を講じています。</li> </ul>

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<b>2. 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見</b>		
【決壊しない・決壊しづらい堤防について】		
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決壊しない（しづらい）堤防を現在の工法として取り入れる。昔から決壊しないように努力してきた。この方法により氾濫被害を小さくする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「決壊しない堤防」、「決壊しづらい堤防」については、開発を進めることは重要だと考えております。しかしながら、現時点において、技術的に手法が確立されていないことから適用は困難であると考えております。</li> </ul>
【部分的に低い堤防の存置の活用について】		
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城原川の伝統的な治水対策「野越」の治水効果を正しく評価すれば、城原川ダム無しで必要な治水安全度を十分に確保することが可能である。</li> <li>・治水計画の基本的的前提が誤っているため、超巨額の費用が必要となっている。基本的の前提の誤りを正せば、野越が城原川ダムに代わる有効な治水対策になる。</li> <li>・流域治水を提案する。</li> <li>・河川整備計画の治水安全度 1/50 は、210m<sup>3</sup>/秒を城原川ダムで調節するとしている。しかし、この治水方式は城原川の従前の治水方式を否定するもので、その是非が問われなければならない。従前の治水方式が持つ治水機能では安全度 1/50 に耐えられないのかを吟味する必要がある。</li> <li>・先人の工夫、知恵は活かしていくべき。その為には長く地域で暮らしてこられた住民の経験、先祖の方々の言い伝えにも耳を傾けていくべきである。</li> <li>・ダム依存治水は、治水目標流量が河道負担流量よりも大きいときに洪水流量調節をダムで行う治水方式である。この手法は、洪水流量がダムの調節機能を超えた場合に甚大災害を起こしやすい。</li> </ul> <p>幸い、城原川には霞堤・野越し・草堰が現存している。近代河川工学を振り回すのではなく、日本古来からの水とのつきあい方をしっかりと引き継ぐのがよい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。</li> <li>・ご提案いただいた「野越し」につきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」における治水対策案の一つである「部分的に低い堤防の存置」として検討しております。</li> </ul> <p>ご指摘のありました現存する野越しの活用（部分的に低い堤防の存置）については、下流へ流れる洪水を 50m<sup>3</sup>/秒程度低減させる効果が見込まれることから、目標とする安全度を確保するため、他の方策と組合せ治水対策案ケース⑧、⑨、⑩、⑪、⑫として立案しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般に目標を上回る洪水が発生した場合でも、洪水時はダムから放流される流量がダム貯水池に流入する量を超えることはありません。</li> </ul>
【治水対策案の抽出について】		
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ 5 が良いが、掘込方式の遊水地（ケース⑯）の受け入れは難しいと思う。コストが上がっても地役権方式にすべき。コスト優先ではなく将来に渡る地域の利益を考えるべきである。この流域の本来の遊水地のあり方を考えてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。</li> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の 1)~7) で示すような評価軸で実施する。(略) 1) 安全度 (略) 2) コスト (略) 3) 実現性 (略) 4) 持続性 (略) 5) 柔軟性 (略) 6) 地域社会への影響 (略) 7) 環境への影響 (略) 」と規定しております。これに基づき、抽出された対策案について評価を行うこととしています。</li> </ul>

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<b>2. 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見</b>		
【治水対策案の抽出について】		
8		<ul style="list-style-type: none"> <li>「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回）」にて提示したダムを含まない複数の治水対策案（16案）について、概略評価として、代表的な方策別にグループ化の上、グループ5を含む各グループ内において、コスト的に最も有利な案を抽出しています。</li> <li>ご提案のありました治水対策案ケース⑯に用いている新たに設置する「地役権方式の遊水地」については、下流へ流れる洪水を80m<sup>3</sup>/秒程度低減させる効果が見込まれることから、目標とする安全度を確保するため、他の方策と組合せて立案しています。</li> <li>以上の考え方で検討を行っていますが、ケース⑯に「雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田等の保全+部分的に低い堤防の存置+遊水地（掘込方式）+河道掘削」に加え、今回ご提案のありましたケース⑮「雨水貯留施設+雨水浸透施設+水田等の保全+部分的に低い堤防の存置+遊水地（地役権方式）+河道掘削」を新たに概略評価による治水対策案の抽出結果に追加します。</li> <li>なお、治水対策案⑮と⑯の違いを分かりやすく対比するために⑯の説明資料に遊水地内掘削のボリュームを追記し、再提示させて頂きます。</li> </ul>
【治水対策案の目標について】		
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年の集中豪雨や降雨強度の数値も以前とは変わってきてているため、洪水対策として整備するのであれば、目標流量の540m<sup>3</sup>/秒や洪水調節効果分（約210m<sup>3</sup>/秒）の数値も検証し、整備目標の流量を再設定して整備することが好ましいと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」と規定されています。これに基づき、過去の洪水の雨量データ等について点検を行いました。今回の検証に係る検討は、点検の結果、必要な修正を反映したデータを用いて実施しております。</li> <li>なお、河川整備計画の目標を上回る洪水については、対策案の評価の際、評価軸の中の1)安全度において「目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか」などについて評価を行ってまいります。</li> </ul>
【その他】		
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>（第1回）検討の場で提示された治水対策案以外の具体的対策案の提案はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>引き続き、予断を持たず評価検討等を進め、できるだけ速やかに対応方針（案）を取り纏めたいと考えています。</li> </ul>

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<b>3. その他</b>		
【早期の方針決定について】		
1 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生する度に不安な日々を送っている。一日も早くダム問題が解決して安心安全な生活が出来る様お願いしたい。</li> <li>・水没予定地域の住民は約45年もの間、ダム問題に翻弄されてきた。一日でも早い解決をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水没予定地域を含む皆様におかれましては、長年の間、大変なご苦労、ご心労をお掛けし、誠に申し訳ございません。</li> <li>・今回の城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・引き続き、予断を持たず評価検討等を進め、できるだけ速やかに対応方針（案）を取り纏めたいと考えています。</li> </ul>
【ダムの環境への影響について】		
1 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流水型ダムは、河川環境に多大な影響を与えるものであるので、建設してはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で実施する。(略) 1) 安全度(略) 2) コスト(略) 3) 実現性(略) 4) 持続性(略) 5) 柔軟性(略) 6) 地域社会への影響(略) 7) 環境への影響(略)」と規定されております。これに基づき、抽出された対策案について評価を行っています。</li> <li>・ご指摘のありました河川環境に対する影響については、対策案の評価として、7)環境への影響において「水環境に対してどのような影響があるか」、「生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」、「土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか」などについて評価を行ってまいります。</li> </ul>
【地域社会への影響について】		
1 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と川と動植物との交わりが深まる配慮が必要である。ダム建設となれば尚一層川との繋がりが希薄になるのではと心配している。再び人が川に親しむことが、川を大切にして守って行くことだと確信する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で実施する。(略) 1) 安全度(略) 2) コスト(略) 3) 実現性(略) 4) 持続性(略) 5) 柔軟性(略) 6) 地域社会への影響(略) 7) 環境への影響(略)」と規定されております。これに基づき、抽出された対策案について評価を行っています。</li> <li>・ご指摘のありました人と川と動物の交わりや川への親しみについては、対策案の評価として、6)地域社会への影響において「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」、7)環境への影響において「景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」などについて評価を行ってまいります。</li> </ul>

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<b>3. その他</b>		
【ダムの必要性について】		
1 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>約45年余り、水没地区の住民はダムに翻弄されてきた。水没地住民の心の叫びです。早期に解決し、一日も早いダム建設をお願いしたい。</li> <li>昭和28年の大洪水以来、河川改修等による取り組みが今日までなされてきましたが、決壊と改修の繰り返しでは、住民の安全はいつまでたっても確保することはできない。ゲリラ豪雨などの突発的な集中豪雨は一層不安な生活をもたらしており、常識を越えた自然災害に対応できる方法はダム以外にないと思う。</li> <li>代替治水案5案が提示されたが、「時間100mmを越えるゲリラ豪雨の頻発傾向」、「人命を守る避難時間の確保」、「現地の40数年の辛苦に対応できる事業」から、ダム建設の事業を要望する。</li> <li>ダムの必要はない。ダム計画が最初にもちあがつてから60余年、その間少なくとも地元住民からの切実な声としてのダム要望は挙がっていない。 約60年間、宙ぶらりん状態だった脊振の人たちのために、ダム中止を早く決め、遊水地の復活を含めた堤防補修を進めてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水没予定地域を含む皆様におかれましては、長年の間、大変なご苦労、ご心労をお掛けし、誠に申し訳ございません。</li> <li>今回の城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>引き続き、予断を持たず評価検討等を進め、できるだけ速やかに対応方針（案）を取り纏めたいと考えています。</li> <li>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で実施する。(略) 1) 安全度(略) 2) コスト(略) 3) 実現性(略) 4) 持続性(略) 5) 柔軟性(略) 6) 地域社会への影響(略) 7) 環境への影響(略)」と規定されています。これに基づき、抽出された対策案について評価を行っています。</li> <li>ご指摘のありましたゲリラ豪雨などの突発的な集中豪雨においては、対策案の評価として、1) 安全度において「目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか」などにおいて評価を行ってまいります。</li> <li>城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、目標とする安全度を満足するため、ご提案のありました遊水地を含めた26の方策より様々な治水対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。</li> </ul>
【城原川の基本高水流量等について】		
1 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>城原川の治水対策案はその基本的前提を根本から見直す必要がある。すなわち、治水計画の目標流量540m<sup>3</sup>/秒が過大、河道目標流量（将来の流下能力）330m<sup>3</sup>/秒が過小であるので、適正な値に是正することが必要である。</li> <li>基本高水が大きすぎる。28水当時の城原川流域での雨量データがあるため、それをもとに計算をやり直すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」と規定されています。これに基づき、過去の洪水の雨量データ等について点検を行いました。今回の検証に係る検討は、点検の結果、必要な修正を反映したデータを用いて実施しております。</li> <li>城原川における河川整備計画である「筑後川水系河川整備計画」は、平成15年10月に策定された河川整備基本方針に対応した規模（概ね150年に1回の確率で発生する洪水）を将来の目標とした上で、計画的に河川整備を実施していく必要があることから、まずは20年～30年後の河川整備の目標を明確にするため、概ね50年に1回の確率で発生する洪水の安全な流下を目標として平成18年7月に策定したものです。 なお、ご指摘のありました昭和28年洪水の雨量データについても、目標とする流量を決定する際に、対象に含めて検討を行っています。</li> </ul>

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<b>3. その他</b>		
【その他】		
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の時間雨量が多いときは 100mm 以上という状況が全国各地で発生しているが、私達の住環境も土石流の危険地帯であり、非常に心配な面がある。一刻も早くこの問題を解決していただきたい。</li> <li>・雨水貯留施設は城原川流域内の学校、公園を対象として、佐賀平野で一般に広めてほしい対策案だと思います。</li> <li>・生態系が貧弱になっているため、回復させる努力システムを取り入れてほしい。</li> <li>・地元の事は、地元の人達と共に考え、相談して、相互理解、納得して進めることができるように、その中心になっていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皆様から頂いた貴重なご意見は今後の河川整備にあたっての参考とさせて頂きます。</li> </ul>

### 6.3 意見聴取

「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」について学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施した。

また、これらを踏まえて「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

#### 6.3.1 学識経験を有する者からの意見聴取

城原川ダム検証においては、検証要領細目に定められている「学識経験を有する者の意見」として、表 6.3-1 に示す方々から意見聴取を実施した。

(1) 意見聴取対象：「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」

(2) 意見聴取日：平成 28 年 2 月 15 日（月）

(3) 意見聴取を実施した学識経験を有する者

表 6.3-1 学識経験を有する者

氏名	所属等
楠田 哲也	九州大学 名誉教授
古賀 憲一	佐賀大学 名誉教授
小松 利光	九州大学 名誉教授
駄田井 正	久留米大学 名誉教授
徳田 誠	佐賀大学 農学部 准教授
松井 誠一	元 九州大学大学院 教授
矢野 真一郎	九州大学大学院 工学研究院 教授

（敬称略 五十音順）

(4) 学識経験を有する者からのご意見

学識経験を有する者から頂いた主なご意見については、以下に示す。

【楠田 哲也 氏（九州大学 名誉教授）】

- ・全般的な考え方についてはかなりよく検討されておりほぼ問題はない。
- ・B／Cのコスト算出にあたり、ダムはいつまでも機能するという前提にたって  
いるが、形あるものはどこかで寿命がくることから残存価値の設定ではなく、  
ダム寿命の設定、撤去費用を考慮すべきではないか。
- ・東日本大震災以降、水が溢れることを前提にする考え方へ変わってきているた  
め、新たな考え方を取り入れて検討してほしい。

【古賀 憲一 氏（佐賀大学 名誉教授）】

- ・地元首長からの城原川の洪水に対する危機意識については同感であり、総合評  
価の結果についても了解する。
- ・城原川は氾濫と復旧を繰り返してきた。堤防については氾濫した際の砂を含む  
材料で築造されているため、昔から漏水の不安が指摘されていたところである  
ことから、堤防にかかる外力を上流のダムによって緩和することも効果的だと  
考える。
- ・城原川単独では不特定容量の確保の必要はないということについては納得する  
が、城原川は嘉瀬川や筑後川とつながっているため、他の河川についての影響  
を分析していただきたい。
- ・城原川中流域の一部では人口の急増など都市化が進んでおり、安全度における  
評価の他、リスクの観点からも慎重な検討をお願いしたい。
- ・遊水地については、規模が想定内であっても二山洪水等が発生した場合には、  
遊水地内のキャパシティーが無くなり排水時間への影響などから内水被害の要  
因になることに不安を感じる。またこの地域は内水が深刻である。
- ・河道掘削を伴う治水対策案の維持管理費については、河道掘削後の堆積による  
再掘削を維持管理費として考慮し、幅をもたせて説明された方がよかったです  
のではないか。
- ・流水型ダムはまだ環境影響評価についても事例が少ないため、植生や湛水後の  
土砂の溜まり具合等気になっているところである。ダム案となった場合は、環  
境影響評価についての先行事例を早めに調べ、ミティゲーションの観点からも  
早めの検討をお願いしたい。

【小松 利光 氏（九州大学 名誉教授）】

- ・ダムは寿命が長く 100 年以上は持つと思われる。今後そうそう造れるものでは  
ないことからも、造るときには再開発など長期的な視点に立って計画をしてほ  
しい。
- ・流水型ダムの機能について、ハイドログラフを用いて計画洪水とダム建設後の

説明をしたらわかりやすいのではないか。

- ・ダム案になった場合、減勢工等の設計次第では流水型ダムの良さが殺されてしまう。詳細設計を実施する際は、魚の行き来や土砂の流れに配慮するなど、流水型ダムの良さを最大限発揮できるような構造にしてほしい。
- ・流水型ダムは河床部に放流孔が位置することから、閉塞に対する心配する声があるため、そのような方のためにも閉塞対策をどのように考えているか懸念を払拭できるような説明があつたらよい。
- ・流水型ダムは貯留型ダムと比べ、普段水がないために巨大構造物だけがあり景観的に不利であるため、修景など景観に配慮した検討をお願いしたい。

#### 【駄田井 正 氏（久留米大学 名誉教授）】

- ・城原川の上流域には、貴重な観光資源があるため、その一つとしてダムも生かせるように景観に配慮した設計をお願いしたい。
- ・城原川には草堰、野越し等の伝統的な施設が残っているため、治水対策を行う際にはそれらの痕跡も残るようにしてほしい。

#### 【徳田 誠 氏（佐賀大学 農学部 准教授）】

- ・城原川ダム案が、複数の対策案の中で河道掘削量が最も少なく、常時湛水しない流水型ダムであるため、河川や流域あるいは周辺の生物多様性に及ぼす影響は最も小さいと考えられる。
- ・ダム建設時には、環境アセスメントをしっかりと実施し、希少種や重要種等が確認された場合は、適切かつ十分な環境保全措置を講じてほしい。なお、対策の際には他ダムの事例を踏襲するだけでなく、エビデンスに基づいて実効性のある対策をお願いしたい。
- ・ダム建設時には、地域住民の方々とよく議論して、景観や環境など生物多様性に配慮した工事を行ってほしい。
- ・流水型ダムであるため常時湛水はしないが、試験湛水には一度サーチャージまで上げるため、その時の環境への影響についても考慮して工事をしてほしい。

#### 【松井 誠一 氏（元九州大学大学院 教授）】

- ・生物の多様性を創出できる遊水地を支持してきたが、地盤の高さや水の引き具合、用地提供等の問題も出てくるため、この問題を全てクリアするのはなかなか難しい。そういう中で河床の改変が一番少なく、水際と水中の生物に対して現状の河川環境が保てるダム案が最もよいと判断する。
- ・ダムの吐き口や呑み口部等の段差ができるような箇所については、生物が上下移動できるような方策を考えてほしい。

【矢野 真一郎 氏（九州大学大学院 工学研究院 教授）】

- ・総合的な評価結果に問題はない。
- ・地球温暖化への各対策案の適応について、治水面においては嵩上げの可能性等について検討されているが、温暖化への適応というは災害面だけではなく、流入先である有明海の環境に対する適応策としての評価についても検討してほしい。
- ・流水型ダムの事例は少ないため、安全なのかという漠然とした不安があるのでないかと思う。流水型ダムの安全性については、益田川ダム等で実証されているため、先行事例等を用いて安全性の説明を行い、住民の方に不安がないようになることが重要である。
- ・人為操作がない自然調節方式における二山洪水時の影響、ならびに洪水の最後は流れっぱなしになることによる下流の筑後川本川への影響、また、洪水と高潮が同時に生起した場合のリスク等について流水型ダムで安全かどうかの評価が必要である。
- ・温暖化というのは 100 年後を想定するが、そこまで見据えた考えを持っておくべき。貯水容量をどの程度増やしておくか等色々あると思うが、温暖化が進めばもっと大きいリスクになると思われるため、そういうしたものも検討してほしい。

#### (5) 学識経験を有する者からのご意見と検討主体の考え方

学識経験を有する者から頂いた主なご意見と、それらのご意見に対する検討主体の考え方を 表 6.3-2 に示す。

表 6.3-2

## 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方

学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
<p>九州大学 名誉教授 楠田 哲也 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全般的な考え方についてはかなりよく検討されておりほぼ問題はない。</li> <li>・B／Cのコスト算出にあたり、ダムはいつまでも機能するという前提にたっているが、形あるものはどこかで寿命がくることから残存価値の設定ではなく、ダム寿命の設定、撤去費用を考慮すべきではないか。</li> <li>・東日本大震災以降、水が溢れることを前提にする考え方方に変わってきているため、新たな考え方を取り入れて検討してほしい。</li> </ul>	<p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム事業の検証にかかる検討における費用対効果分析については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、別に定める「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づいて算定するものとする。」と規定されており、これに基づいて検討を行っております。</li> <li>・社会資本整備審議会における「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について 答申（H27. 12）」においては、洪水による氾濫が発生することを前提として、減災の観点から実施すべき具体的なハード・ソフト対策を幅広く提案されております。</li> <li>・なお、城原川ダム事業の検証における安全度の評価については、「目標を上回る洪水が発生した場合にどのような状態となるのか」において「河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水（想定最大規模の洪水）」についても評価を行っております。</li> <li>・今後の城原川の治水対策の実施にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応するとともに、答申に沿った対策についても併せて進めてまいりたいと考えております。</li> </ul>
<p>佐賀大学 名誉教授 古賀 憲一 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元首長からの城原川の洪水に対する危機意識については同感であり、総合評価の結果についても了解する。</li> <li>・城原川は氾濫と復旧を繰り返してきた。堤防については氾濫した際の砂を含む材料で築造されているため、昔から漏水の不安が指摘されていたところであることから、堤防にかかる外力を上流のダムによって緩和することも効果的だと考える。</li> <li>・城原川単独では不特定容量の確保の必要はないということについては納得するが、城原川は嘉瀬川や筑後川とつながっているため、他の河川についての影響を分析していただきたい。</li> </ul>	<p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・城原川におきましては、城原川沿川の水利用を合理化することにより城原川の水収支に不足は生じないことを確認しております、城原川ダムにおける不特定容量の確保の必要性はないと判断しております。</li> <li>・嘉瀬川や筑後川を含めた不特定補給については、水需要などの社会的状況の変化や長期的な気候変動等も考えられることから、河川環境への影響を調査することが重要と認識しております。</li> </ul>

学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
<p>佐賀大学 名誉教授 古賀 憲一 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>城原川中流域の一部では人口の急増など都市化が進んでおり、安全度における評価の他、リスクの観点からも慎重な検討をお願いしたい。</li> <li>遊水地については、規模が想定内であっても二山洪水等が発生した場合には、遊水地内のキャパシティーが無くなり排水時間への影響などから内水被害の要因になることに不安を感じる。またこの地域は内水が深刻である。</li> <li>河道掘削を伴う治水対策案の維持管理費については、河道掘削後の堆積による再掘削を維持管理費として考慮し、幅をもたせて説明された方がよかつたのではないか。</li> <li>流水型ダムはまだ環境影響評価についても事例が少ないため、植生や湛水後の土砂の溜まり具合等気になっているところである。ダム案となった場合は、環境影響評価についての先行事例を早めに調べ、ミティゲーションの観点からも早めの検討をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として治水対策案の立案並び評価軸ごとの評価を行っております。</li> <li>リスク管理においては、今後とも関係機関と連携し、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努めてまいります。</li> <li>遊水地の洪水調節は、河川の水位が一定水位に達した段階で越流堤から遊水地へ流入させ貯留することで洪水調節を行い、洪水後、河川の水位が下がった段階で遊水地に貯留した水を河川へ戻すこととなります。このため、遊水地の貯水容量を上回った場合は従来の洪水調節効果が発揮されないことがあります。</li> <li>また、内水対策については、国・県・市の役割分担のもと、計画的に実施しております。</li> <li>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の 1)~7) で示すような評価軸で評価する。(略) 2)コスト(以下略)」と規定されており、城原川ダム事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。</li> <li>今回お示しした維持管理費用については、同細目において「各治水対策案について、維持管理に要する費用をできる限り網羅的に見込む。」こととされていることから、現状から追加的に必要となる除草や機器の更新費用等を積み上げて算出しております。</li> <li>ご指摘のありました、河道掘削後の再堆積に伴う維持掘削の可能性についても考えられることから、評価軸毎の評価においては「河道の掘削を実施した区間において、再び堆積する場合は、上記の他に、掘削に係る費用が必要となる可能性がある。」と評価しております。</li> <li>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の 1)~7) で示すような評価軸で評価する。(略) 7) 環境への影響(以下略)」と規定されており、城原川ダム事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。</li> <li>検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては環境への配慮に努めてまいります。</li> </ul>

学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
<p>九州大学 名誉教授 小松 利光 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムは寿命が長く100年以上は持つと思われる。今後そう造れるものではないことからも、造るときには再開発など長期的な視点に立って計画をしてほしい。</li> <li>・流水型ダムの機能について、ハイドログラフを用いて計画洪水とダム建設後の説明をしたらわかりやすいのではないか。</li> <li>・ダム案になった場合、減勢工等の設計次第では流水型ダムの良さが殺されてしまう。詳細設計を実施する際は、魚の行き来や土砂の流れに配慮するなど、流水型ダムの良さを最大限發揮できるような構造にしてほしい。</li> <li>・流水型ダムは河床部に放流孔が位置することから、閉塞に対する心配する声があるため、そのような方のためにも閉塞対策をどのように考えているか懸念を払拭できるような説明があったらよい。</li> <li>・流水型ダムは貯留型ダムと比べ、普段水がないために巨大構造物だけがあり景観的に不利であるため、修景など景観に配慮した検討をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として治水対策案の立案並び評価軸ごとの評価を行っております。</li> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)~7)で示すような評価軸で評価する。(略)5)柔軟性(以下略)」と規定されており、城原川ダム事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。</li> <li>・ご意見を踏まえて、城原川ダム(流水型ダム)の洪水調節図を「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書」に追加します。</li> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)~7)で示すような評価軸で評価する。(略)7)環境への影響(以下略)」と規定されており、城原川ダム事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。</li> <li>・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては環境への配慮に努めてまいります。</li> <li>・城原川ダムでは、流木対策として、放流孔の呑口部にスクリーンを設置する計画としています。さらに、ダム上流に流木等を捕捉できる施設を設置する計画としております。</li> <li>・なお、今後の城原川の治水対策の実施にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応します。</li> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)~7)で示すような評価軸で評価する。(略)7)環境への影響(以下略)」と規定されており、城原川ダム事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。</li> <li>・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては景観も含め環境への配慮に努めてまいります。</li> </ul>

学識経験を有する者の主なコメント		検討主体の考え方
久留米大学 名誉教授 駄田井 正 氏	<ul style="list-style-type: none"> <li>城原川の上流域には、貴重な観光資源があるため、その一つとしてダムも生かせるように景観に配慮した設計をお願いしたい。</li> <li>城原川には草堰、野越し等の伝統的な施設が残っているため、治水対策を行う際にはそれらの痕跡も残るようにしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の 1)~7)で示すような評価軸で評価する。(略) 7) 環境への影響(以下略)」と規定されており、城原川ダム事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。</li> <li>・検証の結論に沿っていざれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては景観も含め環境への配慮に努めてまいります。</li> <li>・今後の城原川の治水対策にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応します。</li> <li>・頂いた貴重なご意見は、今後の河川整備にあたっての参考とさせて頂きます。</li> </ul>
佐賀大学 農学部 准教授 徳田 誠 氏	<ul style="list-style-type: none"> <li>城原川ダム案が、複数の対策案の中で河道掘削量が最も少なく、常時湛水しない流水型ダムであるため、河川や流域あるいは周辺の生物多様性に及ぼす影響は最も小さいと考えられる。</li> <li>・ダム建設時には、環境アセスメントをしっかりと実施し、希少種や重要種等が確認された場合は、適切かつ十分な環境保全措置を講じてほしい。なお、対策の際には他ダムの事例を踏襲するだけでなく、エビデンスに基づいて実効性のある対策をお願いしたい。</li> <li>・ダム建設時には、地域住民の方々とよく議論して、景観や環境など生物多様性に配慮した工事を行ってほしい。</li> <li>・流水型ダムであるため常時湛水はしないが、試験湛水には一度サーチャージまで上げるため、その時の環境への影響についても考慮して工事をしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の 1)~7)で示すような評価軸で評価する。(略) 7) 環境への影響(以下略)」と規定されており、城原川ダム事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。</li> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の 1)~7)で示すような評価軸で評価する。(略) 7) 環境への影響(以下略)」と規定されており、城原川ダム事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。</li> <li>・検証の結論に沿っていざれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては環境への配慮に努めてまいります。</li> </ul>
元九州大学大学院 教授 松井 誠一 氏	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物の多様性を創出できる遊水地を支持してきたが、地盤の高さや水の引き具合、用地提供等の問題も出てくるため、この問題を全てクリアするのはなかなか難しい。そういう中で河床の改変が一番少なく、水際と水中の生物に対して現状の河川環境が保てるダム案が最もよいと判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の 1)~7)で示すような評価軸で評価する。(略) 7) 環境への影響(以下略)」と規定されており、城原川ダム事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。</li> </ul>

学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
元九州大学大学院 教授 松井 誠一 氏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの吐き口や呑み口部等の段差ができるような箇所については、生物が上下移動できるような方策を考えてほしい。</li> </ul>
九州大学大学院 工学研究院 教授 矢野 真一郎 氏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な評価結果に問題はない。</li> <li>・地球温暖化への各対策案の適応について、治水面においては嵩上げの可能性等について検討されているが、温暖化への適応というは災害面だけではなく、流入先である有明海の環境に対する適応策としての評価についても検討してほしい。</li> <li>・流水型ダムの事例は少ないため、安全なのかという漠然とした不安があるのではないかと思う。流水型ダムの安全性については、益田川ダム等で実証されているため、先行事例等を用いて安全性の説明を行い、住民の方に不安がないようにすることが重要である。</li> <li>・人為操作がない自然調節方式における二山洪水時の影響、ならびに洪水の最後は流れっぱなしになることによる下流の筑後川本川への影響、また、洪水と高潮が同時に生起した場合のリスク等について流水型ダムで安全かどうかの評価が必要である。</li> </ul>

学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
<p>九州大学大学院 工学研究院 教授 矢野 真一郎 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温暖化というのは 100 年後を想定するが、そこまで見据えた考えを持っておくべき。貯水容量をどの程度増やしていくか等色々あると思うが、温暖化が進めばもっと大きいリスクになると思われるため、そういうものも検討してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として治水対策案の立案並び評価軸ごとの評価を行っております。</li> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の 1)~7) で示すような評価軸で評価する。(略) 5)柔軟性(以下略)」と規定されており、城原川ダム事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。</li> </ul>

### 6.3.2 関係住民からの意見聴取

城原川ダム事業の検証においては、検証要領細目に定められている「関係住民からの意見聴取」を下記により実施した。

#### (1) 意見募集対象

「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」

#### (2) 意見聴取対象者

佐賀県に在住の方

#### (3) 関係住民からの意見を聞く場

今後の検討の参考とするため、関係住民からの意見を聞く場を以下の会場で開催した。

1) 意見聴取日 : ①平成 28 年 2 月 21 日（日）

②平成 28 年 2 月 22 日（月）

2) 意見聴取会場 : ①神埼中央公園体育館（北・南会議室）神埼市神埼町鶴 3886 番地  
②佐賀県教育会館（第一会議室）佐賀市高木瀬東高木 227 番地 1

#### (4) 紙面による意見募集

関係住民からの意見発表に加えて、当日都合により発表できない方にも意見を発表して頂く機会として紙面による意見を提出していただくことも併せて実施した。

1) 意見募集対象 : 「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」

2) 意見募集対象者 : 佐賀県外在住の方も受付

3) 募集期間 : 平成 28 年 1 月 25 日（月）～平成 28 年 2 月 23 日（火）

4) 意見の提出方法 : ①郵送、②FAX、③電子メール、④回収箱への投函

#### (5) 資料の閲覧方法

①九州地方整備局ホームページに掲載するとともに、国、県及び市役所等で閲覧できるようにした。

(<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/05-jyoubarugawa/160125-soan/soan.html>)

#### ②資料の閲覧場所

機 関	場 所
国土交通省	筑後川河川事務所 佐賀庁舎 1階 ホール内
	筑後川河川事務所 諸富出張所 2階
佐 賀 県	佐賀県庁 新行政棟 1階 さが元気ひろば
佐 賀 市	佐賀市役所 本庁 4階 河川砂防課
神 埼 市	神埼市役所 神埼庁舎（本庁）南新館 ホール内
	神埼市役所 脊振庁舎 1階 ホール内
	神埼市役所 千代田庁舎 1階 ホール内

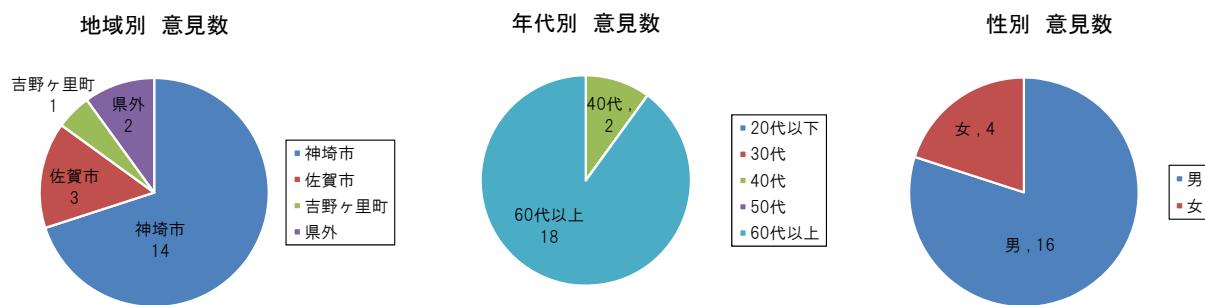
## (6) 意見発表者及び意見提出者

意見発表者は 13 人、紙面による意見提出者は 7 人、合計 20 人から意見をいただいた。意見発表者及び意見提出者の地域別、年代別、性別を以下に示す。

地 域	人 数
神埼市	14 人
佐賀市	3 人
吉野ヶ里町	1 人
県 外	2 人
合 計	20 人

年 齢	人 数
20 代以下	0 人
30 代	0 人
40 代	2 人
50 代	0 人
60 代以上	18 人
合 計	20 人

性	人 数
男	16 人
女	4 人
合 計	20 人



※意見発表者、意見書提出者が同一人物でも 2 人分としてカウント。

図 6.3-1 意見提出者の属性

## (7) 意見発表者及び意見提出者のご意見

関係住民から頂いたご意見の要旨と、それらのご意見に対する検討主体の考え方を表 6.3-3 に示す。

表 6.3-3 関係住民の皆様方から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<b>1. 城原川の治水対策について</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年 7 月の洪水は、上流の野越しから水が溢れ家の中に水が入ってくると思いとても恐ろしかった。景観も大事だが、人命・財産の方が大事であるため、それを守る対策をお願いしたい。</li> <li>・時間 100 ミリの雨が脊振に降ったら大変な事になると思うため、洪水時の水位を下げて溢れないようにしていただきたい。</li> <li>・平成 21 年、平成 22 年に一番危険な目にあいました。たとえダムが着工しても、早急に城原川の堤防補強を行い平成 21 年水害が再び起こらないようにしてほしい。</li> <li>・ダムが出来る前に集中豪雨が来るかもしれない。天井川だから危ないのであれば、早く川の工事ををしていただきたい。</li> <li>・城原川は今でも安全じゃないかという話がありました。平成 21 年の野越しから水が越える水害を見て、今でも安全であるという議論はだいぶなくなつたと思います。</li> <li>・15 年かけてダムを造る場合、その間流域は無防備でいなければならぬ。河川整備がまず先ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っております。</li> <li>・同細目の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として治水対策案の立案並び評価軸ごとの評価を行っております。</li> <li>・今後の城原川の治水対策にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしております。</li> <li>・城原川では、城原川ダム事業の検証期間中においても、検証の結論に対し手戻りのない範囲で河川整備を着実に進めています。</li> </ul>
<b>2. ダムの必要性について</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水没予定地区では今まで約 40 数年という半世紀近い歳月を通して翻弄され続けた。もう二度とこのような苦渋を味わいたくない。住民の意思が一つにまとまり、ダム事業への理解と期待が高まっており、一日も早いダム建設を強く要望する。</li> <li>・上流の方は水害に遭わないという観念があるが、今の洪水は上流で起きている。専門家の方がダムが必要と言っているのだから、早急にダム建設の推進をお願いしたい。</li> <li>・上流に木製ダムで急激な流れ込みを防ぎ、穴あきダムの流入を穩やかにする、自然に影響が少なく、生き物が棲みやすい環境の為の穴あきダムの建設を行ってほしい。</li> <li>・ダムは上流と下流の分断により、生態系や土砂に関しては影響があるものの、流水型ダムであれば解消することができるため、私はこのダム案を評価したい。</li> <li>・平成 21 年 7 月豪雨での体験を踏まえ、早くダムを造って欲しいと思っている。川の水位を下げることが一番大切である。</li> <li>・お金が安いから城原川ダムがいいとなっているが、お金に換えられないものがあるのではないか。</li> <li>・ダムが出来ると脊振はバラバラになってしまったため、反対である。</li> <li>・城原川にダムを造っても地域の安全は図れない。この不要な公共事業は英断を持って中止すべきであり、水没地の補償とともに河川整備を早急に行うことが大切である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水没予定地域を含む皆様におかれましては、長年の間、大変な苦労、ご心労をお掛けし、誠に申し訳ございません。</li> <li>・今回の城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っております。</li> <li>・同細目において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の 1)~7) で示すような評価軸で実施する。(略) 6) 地域社会への影響(以下略)」と規定されており、城原川ダム事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。</li> <li>・同細目において、「評価軸についてそれぞれ的確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1) 一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略) 2) また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3) 最終的には、環境や地域への影響も含めて(略) 全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っております。</li> </ul>

分類番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<b>2. ダムの必要性について（続き）</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム上流の山間部は、土石流が発生する場所であり、その安全対策はダムによって防ぐことはできず、高潮についても有効ではなく、それらを一律でダムで解消することはできない。</li> <li>・おそらく全ての農業用水などは合口されて、一つか二つかんがい用水の口になっていくだろう。農家の負担は了解されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土石流を抑制することは流域管理の観点から非常に重要であると考えており、今後とも関係機関と連携し治山・治水事業を進めていく必要があると考えております。</li> <li>・高潮対策につきましては、筑後川水系河川整備計画に基づき、昭和 60 年の台風 13 号相当の高潮を目標とした堤防整備を進めております。</li> <li>・現在、関係行政機関からなる「城原川利水調整協議会」において、取水実態、利用状況の把握とともに水利用の合理化に向けた取り組みが利水者を含めた関係者との間で継続的に行われております。</li> </ul>
<b>3. 水没予定地への対応について</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40 年以上待たせた脊振の方に補償してあげて欲しい。</li> <li>・ダムを検討されている地域には迷惑をかけているはずであるため、慰謝料を払うことを考えて欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水没予定地域を含む皆様におかれましては、長年の間、大変な苦労、ご心労をお掛けし、誠に申し訳ございません。</li> <li>・今回の城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っております。</li> <li>・なお、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。</li> </ul>
<b>4. ダムの構造について</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が来た時に壊れるようなダムが一番危ない、そういうものは造らないでほしい。</li> <li>・ダムはもっと上流に、どんなものが来ても大丈夫なように、地元の人達に意見を聴きながら理想的なものを造ることが大切である。</li> <li>・緑のダム（穴あきダム）を希望します。脊振の開けた場所に、堰の高さ 2~3m で広い面積のダムにすれば樹木が育ち、自然に近いダムになる。</li> <li>・ダムに流木が一斉に流れてきた時に、本当に閉塞しないか懸念があるため、詳細設計で十分な検討をお願いしたい。</li> <li>・ダムの洪水吐きの小さな穴が閉塞することがないのか、鋼鉄製スクリーンが流木等で覆われて洪水の通過を遮ってしまうことはないのか、全くの未知数である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の城原川の治水対策の実施にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応します。</li> <li>・なお、すべての治水対策案の立案にあたっては、関係法令等に基づき所定の安全性を有する構造で検討を行っています。</li> </ul>
<b>5. ダムの環境影響について</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・穴あきダムの場合、魚道をつくると言っても難しいと思う。計画を立てたら、生物に詳しい人、地元の人の意見を聴いて造ってもらいたい。</li> <li>・平素は自然の流れ、生物環境も保たれるものを希望します。</li> <li>・城原川ダムは、副ダムが生物の行き来を妨げる障害物となり、水生生物に対して少なからず影響が与えることが危惧される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の 1)~7) で示すような評価軸で実施する。（略）7) 環境への影響（以下略）」と規定されており、城原川ダム事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。</li> </ul>

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<b>5. ダムの環境影響について（続き）</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な環境影響評価をされているが、川の環境が海に最も大きな影響を与えるため、森から川、海まで繋がる環境の評価をしていただきたい。</li> <li>・城原川ダムは、洪水後、川の濁りが長期化することが避けられず、水生生物に対して少なからず影響が与えることが危惧される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては環境への配慮に努めてまいります</li> </ul>
<b>6. ダムの事業費について</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム案はコストが一番安いと言われているが、本当にそうなのか。造ったら2倍3倍のお金がかかったという事例がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で実施する。(略)2)コスト(以下略)」と規定されており、城原川ダム事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。</li> <li>・事業費の点検を行った結果については、「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書(素案)」の「4.1.1 総事業費及び工期」に示しております。</li> </ul>
<b>7. 部分的に低い堤防（野越し）について</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年7月洪水の450m<sup>3</sup>/sは、昭和24年の県の計画である450m<sup>3</sup>/sと同じ。当時の県の計画である野越しから120m<sup>3</sup>/s逃す計画であれば計画高水位を下回っていたと推定されることから平成21年7月洪水をもっと検証すべきであり、野越しを利用した案について、野越しをどの高さで計画されているのかわからない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として治水対策案の立案並び評価軸ごとの評価を行っております。</li> <li>・治水対策案における野越し（部分的に低い堤防の存置）については、現況施設を存置することとしているため、越流高、越流幅は現況のままとなります。</li> </ul> <p>なお、現存している野越しの諸元につきましては、「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第3回）」の参考資料2「現存する野越しについて」において示しております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先人の知恵である野越しは大変賞賛するが、現在は周辺に住宅地が出来ているため、住民はとても心配・危険視しています。</li> <li>・400年続いた野越しは、後の人々が世界遺産に登録するチャンスである。そのためには、被害が起きないように横堤を造らなければいけない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野越し（部分的に低い堤防の存置）を活用する治水対策案については、ケース⑧、⑨、⑩、⑪、⑫として立案しており、いずれの対策案においても家屋への浸水被害を防ぐために受堤を設置することとしております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定以上の雨が降ったことも考え、コンセンサスが得られれば、地域全体の流域治水を市の街づくりとして、受堤を造った上で、野越しを残していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の城原川の治水対策の実施にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応します。</li> <li>・頂いた貴重なご意見は、今後の河川整備にあたっての参考とさせて頂きます。</li> </ul>

分類番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<b>7. 部分的に低い堤防（野越し）について（続き）</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城原川、佐賀平野の流域治水というものを真剣に考えて欲しい。しっかりととした野越しの整備をすれば、地域を守ってくれる。</li> <li>・野越しがどういう機能を持ってどこに流れいくか等もう少し調べて計画していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として治水対策案の立案並び評価軸ごとの評価を行っております。</li> <li>・同細目において、「評価軸についてそれぞれ的確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響も含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っております。</li> <li>・「野越し」につきましては、同細目における26の治水方策の一つである「部分的に低い堤防の存置」として検討しております。 なお、抽出した治水対策案における野越しの洪水調節効果につきましては「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第3回）」の参考資料2「現存する野越しについて」において示しております。</li> </ul>
<b>8. ダム以外の治水対策について</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの代わりに遊水地を設けスポーツ公園とする。水のない巨大ダムは、九年庵を中心とする景勝地の環境を壊す。どうしてもダムだとするなら、ダムと遊水地の組み合わせとすれば公園は市民の交流の場となり、地域活性化や市の発展に役立つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で実施する。(略)6)地域社会への影響(略)7)環境への影響(以下略)」と規定されており、城原川ダム事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。</li> <li>・同細目において、「評価軸についてそれぞれ的確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響も含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っております。</li> <li>・頂いた貴重なご意見は、今後の河川整備にあたっての参考とさせて頂きます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川をせき止め、ダムをむやみに作るのは問題である。山に保水力のある木を植えて、雨水が一気に流れ込まないような対策をとってはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示された26方策の一つである「森林の保全」については、効果を定量的に見込むことが困難でありますが、重要な施策の一つであることから、全てに共通する方策と考えております。</li> </ul>

分類番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<b>8. ダム以外の治水対策について（続き）</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>天井川を解消し、川幅を拡げればダムは必要ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っております。</li> <li>同細目において、「治水対策案は、以下の 1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討する（以下略）」と規定されていることから、これら 26 方策について、城原川における各方策の適用性を踏まえて、組み合わせを検討の上、16 の治水対策案を立案しております。 なお、ご指摘のありました堤防の引堤についても治水対策案の一つとして立案しております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>城原川ダムではなく、「耐越水堤防への堤防強化＋野越」を選択すべきである。</li> <li>河川整備基本方針レベル規模の洪水が発生した場合でも壊滅的な被害が出ないように、ダムに頼らずに堤防の強化に努力するべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川堤防は土堤が原則とされていますが、これは、経済性、状態監視の容易性、長期的な機能の継続性などの事項が求められることによるもので、堤防補強についても同様のことが言えます。</li> <li>また、これまでの検討においては、上記の条件を満たし、耐久性が越水に対して決壊しないと言える水準に達したものは確立されていないことから、ダムを代替する効果を見込むことはできません。</li> <li>しかし、堤防の強化を図ることは重要であり、堤防への浸透対策について引き続き計画的に実施してまいります。</li> </ul>
<b>9. ダム検証について</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム検証の実施要領策定後、気象環境は変化しており、昨年 12 月には大規模氾濫を前提とした治水対策の答申がなされたところであり、そのような最新のデータを取り入れた検証を実施していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っております。</li> <li>なお、城原川ダム事業の検証における安全度の評価については、「目標を上回る洪水が発生した場合にどのような状態となるのか」において「河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水（想定最大規模の洪水）」についても評価を行っております。</li> <li>今後の城原川の治水対策の実施にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応するとともに、答申に沿った対策についても併せて進めてまいりたいと考えております。</li> </ul>

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
<b>10. ダムの費用対効果について</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の水害被害額に比べ、現実とかけ離れた架空の費用対効果の計算をしており、不当である。</li> <li>・生物多様性が失われることの損失が費用対効果で考慮されていないことは不当である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム事業の検証にかかる検討における費用対効果分析については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、別に定める「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づいて算定するものとする。」と規定されており、これに基づいて検討を行っております。</li> <li>・環境への影響については、定量的な評価が困難です。各治水対策案の生物多様性への影響については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した治水対策案を河川や流域の特性の特性に応じ、以下の1)~7)で示すような評価軸で実施する。(略)7)環境への影響(略)①生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体全体にどのような影響があるか(略)自然環境にどのような影響が生じるかを(略)できる限り明らかにする。(以下略)」と規定されており、これに基づいて評価を行っております。</li> </ul>
<b>11. 計画高水流量について</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・540m<sup>3</sup>/sが過大であるという意見に対する反論がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」と規定されています。これに基づき、過去の洪水の雨量データ等について点検を行いました。 点検の結果、河川整備計画の目標流量は変わらないことを確認しました。</li> </ul>
<b>12. その他</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型事業については、よりよい合意形成に向けて、このような議論をもっと行うべき。</li> <li>・洪水が非常に膨らんできた原因の一つは、以前は舗装されていなかった道路が舗装されたこと。道路側溝の溜枡を雨水枡に変えるなどの検討をしていただきたい。</li> <li>・城原川は、広瀬発電所をはじめ先人の知恵や苦労による歴史があるため、そういった想いを踏みにじるべきではない。</li> <li>・城原川が氾濫すると言われているが、氾濫する土地は潤い、蘇る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皆様から頂いた貴重なご意見は、今後の河川整備にあたっての参考とさせて頂きます。</li> </ul>

### **6. 3. 3 関係地方公共団体の長からの意見聴取**

「本報告書（原案）案」に対する関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

### **6. 3. 4 事業評価監視委員会からの意見聴取**

事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

## 7. 対応方針（原案）

### ○検証対象ダムの総合的な評価

検証対象ダムの総合的な評価を以下に示す。

- ・洪水調節について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「城原川ダム案」である。
- ・城原川ダムは洪水調節のみを目的とする洪水調節専用（流水型）ダムであることから、目的別の総合評価（洪水調節）を踏まえ、検証対象ダムの総合的な評価の結果として、最も有利な案は「城原川ダム案」である。

### ○パブリックコメント、関係住民及び学識経験を有する者からのご意見

パブリックコメント、関係住民及び学識経験を有する者からの意見聴取を行い、さまざまな観点から幅広いご意見を頂いた。これらのご意見を踏まえ、本報告書（素案）の修正等を行った。

### ○関係地方公共団体の長からのご意見

（今後、「対応方針（原案）」の作成及び城原川ダム事業の検証に係る検討に対する関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等により記述する予定）

### ○事業の投資効果（費用対効果分析）

洪水調節については「治水経済調査マニュアル（案）（平成17年4月 国土交通省河川局）」に基づき、城原川ダムの費用対効果分析を行った結果、全体事業におけるB/Cは1.4、残事業のB/Cは1.8であることから、事業の投資効果を確認した。

### ○事業評価監視委員会からのご意見

（今後、「対応方針（原案）」の作成及び城原川ダム事業の検証に係る検討に対する九州地方整備局事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等により記述する予定）

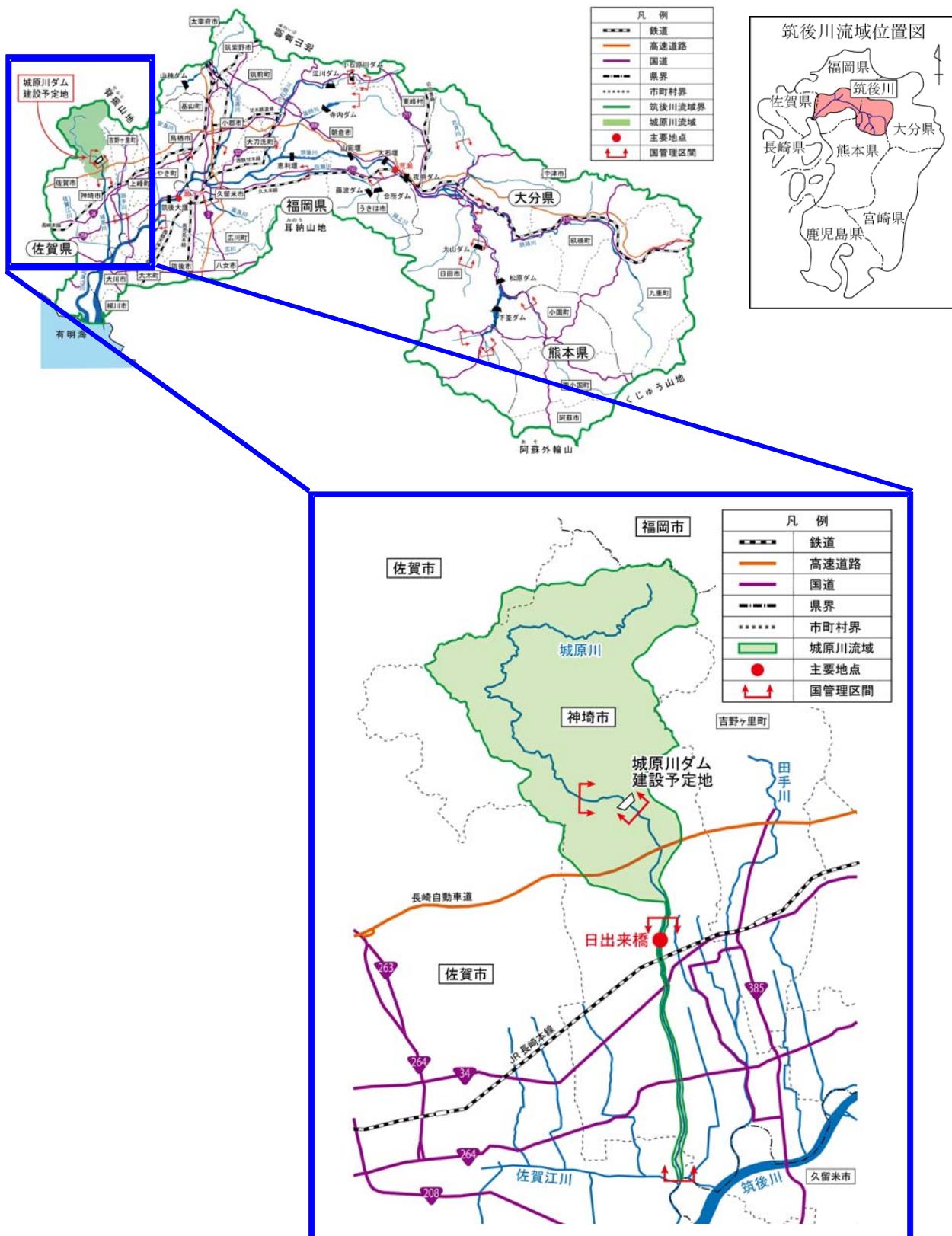
### ○対応方針（原案）

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証に係る検討を行った結果、城原川ダム事業については「継続」することが妥当であると考えられる。

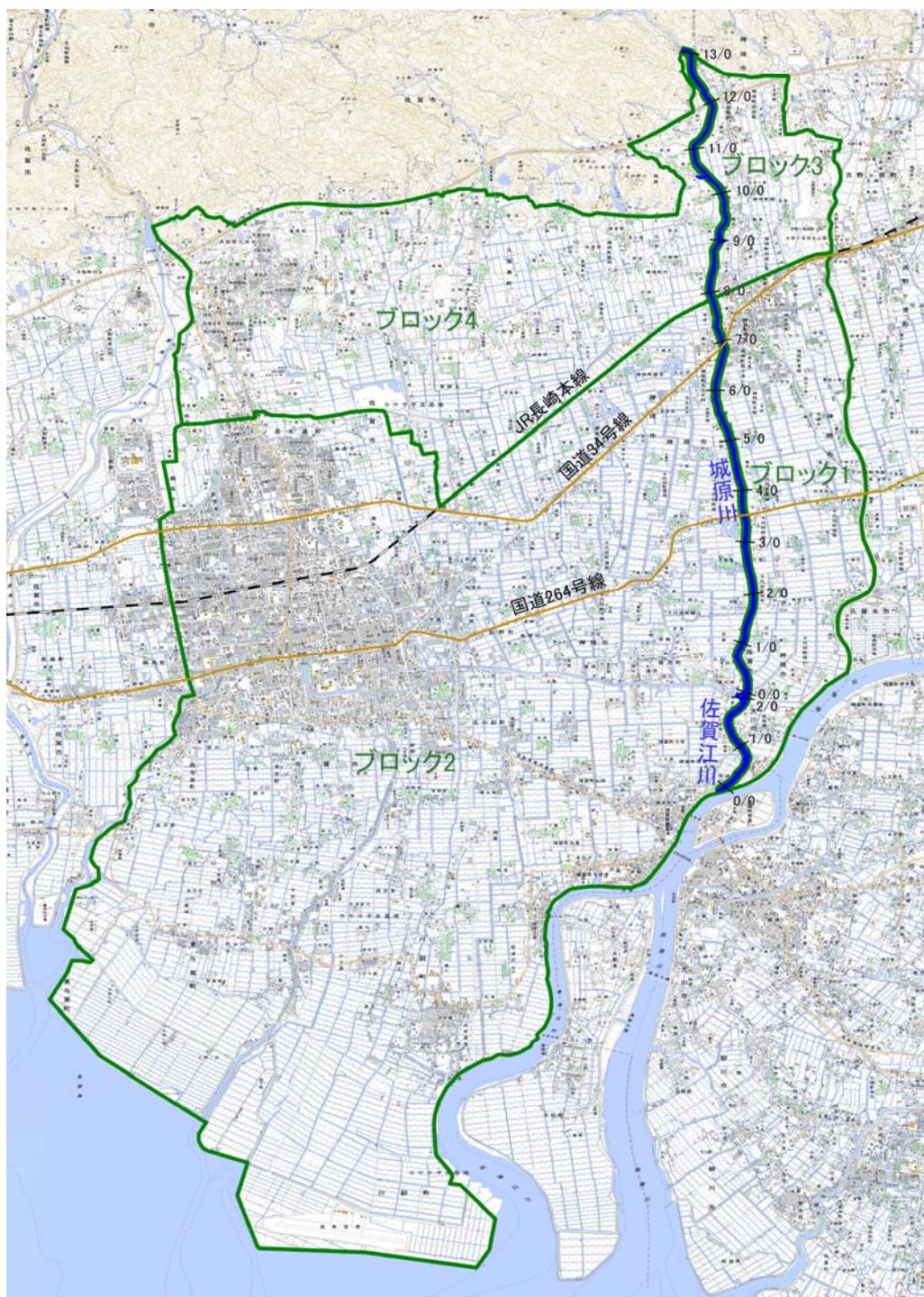
## 卷末資料

**城原川ダム事業の検証に係る検討  
「費用便益比算定」  
参考資料**

# じょう ばる がわ 城 原 川 ダム 事 業 位 置 図



様式-1 汚濁ブロック分割図



水系名	ブロック No.	対象範囲			備考
		河川名	左右岸の別	区間(km)	
城 原 川	①	佐賀江川 城原川	左岸	0/000 ~ 2/000 0/000 ~ 7/800	
	②	佐賀江川 城原川	右岸	0/000 ~ 2/000 0/000 ~ 7/800	
	③	城原川	左岸	8/000 ~ 13/200	
	④	城原川	右岸	8/000 ~ 13/200	

様式-2 資産データ

水系名：筑後川 河川名：城原川

国勢調査年：H22年

事業所統計調査：H21年

沿岸 ブロック	面積 (ha)	一般資産等基礎数量						一般資産額(百万円)						農作物資産(百万円)			一般資産額等 合計	
		人口 (人)	世帯数	従業者数 (人)	農漁 家数 (戸)	延床 面積 (千m <sup>2</sup> )	水田 面積 (ha)	畑地 (ha)	事業所資産		農漁家資産		小計	水稻	畑作	小計		
									償却	在庫	償却	在庫						
1	1,831	16,350	5,356	5,193	359	879	1,451	10	145,311	69,113	12,552	7,258	562	167	234,963	1,269	4	1,273
2	12,344	179,410	70,920	96,759	2,284	9,371	7,849	126	1,528,716	901,970	286,722	110,531	3,561	1,053	2,832,553	6,433	64	6,497
3	781	6,163	1,961	2,682	70	271	427	22	40,145	23,496	6,561	4,667	110	33	75,012	359	3	362
4	3,531	30,088	9,772	15,549	418	1,252	2,030	348	197,575	120,382	38,664	26,017	654	194	383,486	2,503	134	2,637
合計	18,487	232,011	88,009	120,183	3,131	11,773	11,757	506	1,911,747	1,114,961	344,499	148,473	4,887	1,447	3,526,014	10,564	205	10,769

\*資産額は以下のマニュアル及びデータを用いて整理

「治水経済調査マニュアル（案） 平成17年4月 国土交通省河川局

「治水経済調査マニュアル（案） 各種資産単価及びデータ 平成28年3月 国土交通省水管理・国土保全局河川計画課

### 様式-3 被害額（事業実施前）

水系名：筑後川										河川名：城原川				流量規模：W=1/20						(単価：百万円)			
氾濫 ブロック	一般資産被害額			農漁家資産			農作物被害額			公共土木 施設等 被害額	営業停止 損失	家庭における応急対策費用			事業所における 応急対策費用			その他の 間接被害	小計	合計	備考		
	家庭	家庭用品	事業所資産	在庫	償却	在庫	小計	水稻	畑作物			清掃労働 対価	代替 活動等	小計	小計	合計							
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
水系名：筑後川										河川名：城原川				流量規模：W=1/30						(単価：百万円)			
氾濫 ブロック	一般資産被害額			農漁家資産			農作物被害額			公共土木 施設等 被害額	営業停止 損失	家庭における応急対策費用			事業所における 応急対策費用			その他の 間接被害	小計	合計	備考		
	家庭	家庭用品	事業所資産	在庫	償却	在庫	小計	水稻	畑作物			清掃労働 対価	代替 活動等	小計	小計	合計							
1	6,881	4,884	4,347	1,729	40	15	17,896	270	1	271	30,317	1,334	261	471	732	848	0	2,914	51,398				
2	4,068	3,373	1,926	807	44	16	10,234	254	1	255	17,338	679	178	331	509	374	0	1,562	29,389				
3	77	21	13	5	0	0	116	10	0	10	197	11	3	6	9	5	0	25	348				
4	65	9	21	12	0	0	107	6	0	6	180	5	1	3	4	3	0	12	305				
合計	11,091	8,287	6,307	2,553	84	31	28,353	540	2	542	48,032	2,029	443	811	1,254	1,230	0	4,513	81,440				
水系名：筑後川										河川名：城原川				流量規模：W=1/40						(単価：百万円)			
氾濫 ブロック	一般資産被害額			農漁家資産			農作物被害額			公共土木 施設等 被害額	営業停止 損失	家庭における応急対策費用			事業所における 応急対策費用			その他の 間接被害	小計	合計	備考		
	家庭	家庭用品	事業所資産	在庫	償却	在庫	小計	水稻	畑作物			清掃労働 対価	代替 活動等	小計	小計	合計							
1	10,349	8,051	5,869	2,382	67	27	26,745	339	1	340	45,306	1,687	366	634	1,000	1,155	0	3,842	76,233				
2	7,172	5,407	3,955	1,329	63	23	17,949	302	1	303	30,406	1,509	294	547	841	694	0	3,044	51,702				
3	77	22	13	5	0	0	117	10	0	10	199	11	3	6	9	5	0	25	351				
4	269	70	34	17	0	0	390	10	1	11	660	12	6	12	18	9	0	39	1,100				
合計	17,867	13,550	9,871	3,733	130	50	45,201	661	3	664	76,571	3,219	669	1,199	1,868	1,863	0	6,950	129,386				
水系名：筑後川										河川名：城原川				流量規模：W=1/50						(単価：百万円)			
氾濫 ブロック	一般資産被害額			農漁家資産			農作物被害額			公共土木 施設等 被害額	営業停止 損失	家庭における応急対策費用			事業所における 応急対策費用			その他の 間接被害	小計	合計	備考		
	家庭	家庭用品	事業所資産	在庫	償却	在庫	小計	水稻	畑作物			清掃労働 対価	代替 活動等	小計	小計	合計							
1	11,354	8,923	6,317	2,619	72	30	29,315	349	1	350	49,658	1,761	395	660	1,055	1,263	0	4,079	83,402				
2	7,905	6,164	4,389	1,471	69	26	20,024	322	1	323	33,920	1,726	330	613	943	830	0	3,499	57,766				
3	199	52	14	5	0	0	270	11	0	11	459	11	4	8	12	6	0	29	769				
4	281	89	56	25	0	0	451	14	1	15	765	21	7	13	20	14	0	55	1,286				
合計	19,739	15,228	10,776	4,120	141	56	50,060	696	3	699	84,802	3,519	736	1,294	2,030	2,113	0	7,662	143,223				
水系名：筑後川										河川名：城原川				流量規模：W=1/80						(単価：百万円)			
氾濫 ブロック	一般資産被害額			農漁家資産			農作物被害額			公共土木 施設等 被害額	営業停止 損失	家庭における応急対策費用			事業所における 応急対策費用			その他の 間接被害	小計	合計	備考		
	家庭	家庭用品	事業所資産	在庫	償却	在庫	小計	水稻	畑作物			清掃労働 対価	代替 活動等	小計	小計	合計							
1	12,746	10,971	7,200	3,058	84	35	34,094	363	1	364	57,756	1,914	452	728	1,180	1,472	0	4,566	96,780				
2	10,746	8,126	5,981	1,887	81	31	26,852	392	1	393	45,488	2,303	457	846	1,303	1,041	0	4,647	77,380				
3	199	52	14	5	0	0	270	11	0	11	459	11	4	8	12	6	0	29	769				
4	401	143	125	53	1	0	723	28	1	29	1,226	49	12	22	34	24	0	107	2,085				
合計	24,092	19,292	13,320	5,003	166	66	61,939	794	3	797	104,929	4,277	925	1,604	2,529	2,543	0	9,349	177,014				
水系名：筑後川										河川名：城原川				流量規模：W=1/100						(単価：百万円)			
氾濫 ブロック	一般資産被害額			農漁家資産			農作物被害額			公共土木 施設等 被害額	営業停止 損失	家庭における応急対策費用			事業所における 応急対策費用			その他の 間接被害	小計	合計	備考		
	家庭	家庭用品	事業所資産	在庫	償却	在庫	小計	水稻	畑作物			清掃労働 対価	代替 活動等	小計	小計	合計							
1	13,241	11,695	7,695	3,369	90	38	36,128	369	1	370	61,200	1,997	475	751	1,226	1,603	0	4,826	102,524				
2	11,109	8,348	6,225	2,030	86	33	27,831	419	1	420	47,146	2,406	472	873	1,345	1,096	0	4,847	80,244				
3	251	61	14	5	0	0	331	11	0	11	561	11	6	11	17	6	0	34	937				
4	416	151	197	86	3	1	854	32	1	33	1,448	78	12	23	35	39	0	152	2,487				
合計	25,017	20,255	14,131	5,490	179	72	65,144	831	3	834	110,355	4,492	965	1,658	2,623	2,744	0	9,859	186,192				
水系名：筑後川										河川名：城原川				流量規模：W=1/150						(単価：百万円)			
氾濫 ブロック	一般資産被害額			農漁家資産			農作物被害額			公共土木 施設等 被害額	営業停止 損失	家庭における応急対策費用			事業所における 応急対策費用			その他の 間接被害	小計	合計	備考		
	家庭	家庭用品	事業所資産	在庫	償却	在庫	小計	水稻	畑作物			清掃労働 対価	代替 活動等	小計	小計	合計							
1	14,483	12,989	8,502	3,769	96	42	39,881	388	1	389	67,556	2,111	518	791	1,309	1,734	0	5,154	112,980				
2	12,740	9,766	7,675	2																			

様式-3 被害額（事業実施後）

水系名：筑後川							河川名：城原川							流量規模：W=1/20							(単価：百万円)		
氾濫 ブロック	家庭	家庭用品	一般資産被害額				農作物被害額				公共土木 施設等 被害額	営業停止 損失	家庭における応急対策費用			事業所に おける 応急対策 費用	その他の 間接被害	小計	合計	備考			
			事業所資産		農漁家資産		小計	水稻	畑作物				清掃労働 対価	代替 活動等	小計								
			償却	在庫	償却	在庫																	
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
水系名：筑後川							河川名：城原川							流量規模：W=1/30							(単価：百万円)		
氾濫 ブロック	家庭	家庭用品	一般資産被害額				農作物被害額				公共土木 施設等 被害額	営業停止 損失	家庭における応急対策費用			事業所に おける 応急対策 費用	その他の 間接被害	小計	合計	備考			
			事業所資産		農漁家資産		小計	水稻	畑作物				清掃労働 対価	代替 活動等	小計								
			償却	在庫	償却	在庫																	
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
水系名：筑後川							河川名：城原川							流量規模：W=1/40							(単価：百万円)		
氾濫 ブロック	家庭	家庭用品	一般資産被害額				農作物被害額				公共土木 施設等 被害額	営業停止 損失	家庭における応急対策費用			事業所に おける 応急対策 費用	その他の 間接被害	小計	合計	備考			
			事業所資産		農漁家資産		小計	水稻	畑作物				清掃労働 対価	代替 活動等	小計								
			償却	在庫	償却	在庫																	
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
水系名：筑後川							河川名：城原川							流量規模：W=1/50							(単価：百万円)		
氾濫 ブロック	家庭	家庭用品	一般資産被害額				農作物被害額				公共土木 施設等 被害額	営業停止 損失	家庭における応急対策費用			事業所に おける 応急対策 費用	その他の 間接被害	小計	合計	備考			
			事業所資産		農漁家資産		小計	水稻	畑作物				清掃労働 対価	代替 活動等	小計								
			償却	在庫	償却	在庫																	
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
水系名：筑後川							河川名：城原川							流量規模：W=1/80							(単価：百万円)		
氾濫 ブロック	家庭	家庭用品	一般資産被害額				農作物被害額				公共土木 施設等 被害額	営業停止 損失	家庭における応急対策費用			事業所に おける 応急対策 費用	その他の 間接被害	小計	合計	備考			
			事業所資産		農漁家資産		小計	水稻	畑作物				清掃労働 対価	代替 活動等	小計								
			償却	在庫	償却	在庫																	
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
水系名：筑後川							河川名：城原川							流量規模：W=1/100							(単価：百万円)		
氾濫 ブロック	家庭	家庭用品	一般資産被害額				農作物被害額				公共土木 施設等 被害額	営業停止 損失	家庭における応急対策費用			事業所に おける 応急対策 費用	その他の 間接被害	小計	合計	備考			
			事業所資産		農漁家資産		小計	水稻	畑作物				清掃労働 対価	代替 活動等	小計								
			償却	在庫	償却	在庫																	
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

様式-4 年平均被害軽減期待額

水系名:筑後川 河川名:城原川

流量 規模	超過確率	被害額(百万円)			区間平均 被害額 ④ (百万円)	区間確率 ⑤	年平均 被害額 ④×⑤ (百万円)	年平均被害額の累 計=年平均被害 軽減期待額 (百万円)	備考
		事業を実施 しない場合 ①	事業を実施 した場合 <sup>*1</sup> ②	被害軽減額 ③=①-②					
1/20	0.0500	—	—	—	—	—	—	—	
1/30	0.0333	81,440	0	81,440	40,720	0.0167	680	680	
1/40	0.0250	129,386	0	129,386	105,413	0.0083	875	1,555	
1/50	0.0200	143,223	0	143,223	136,305	0.0050	682	2,237	
1/80	0.0125	177,014	0	177,014	160,119	0.0075	1,201	3,438	
1/100	0.0100	186,192	0	186,192	181,603	0.0025	454	3,892	
1/150	0.0067	212,266	0	212,266	199,229	0.0033	657	4,549	

様式-5 費用対効果算定結果(全体事業)

年次	年	t	割引率 4%	データー	収益(B) [百万円]						費用(C) [百万円]						費 用 便益比	純現在 便益値 (百万円)	
					治水便益①		不特定便益②		残存価値		計	建設費③		維持管理費④		計③+④			
					事業費	便益	現在価値	便益	現在価値	③	①+②+③	費用	現在価値	費用	現在価値	費用	現在価値	B/C	B-C
基準	H28	0	1,000	1,000															
	S54	-37	4,268	1,334								130	740	0	0	130	740		
	S55	-36	4,104	1,207								119	589	0	0	119	589		
	S56	-35	3,946	1,188								122	572	0	0	122	572		
	S57	-34	3,794	1,177								136	616	0	0	138	616		
	S58	-33	3,648	1,164								139	600	0	0	139	600		
	S59	-32	3,508	1,166								127	519	0	0	127	519		
	S60	-31	3,373	1,181								102	406	0	0	102	406		
	S61	-30	3,243	1,177								104	397	0	0	104	397		
	S62	-29	3,119	1,162								95	344	0	0	95	344		
	S63	-28	2,999	1,131								112	380	0	0	112	380		
	H1	-27	2,883	1,077								110	342	0	0	110	342		
	H2	-26	2,772	1,035								132	379	0	0	132	379		
	H3	-25	2,666	1,009								123	331	0	0	123	331		
	H4	-24	2,563	998								201	514	0	0	201	514		
	H5	-23	2,465	997								123	302	0	0	123	302		
	H6	-22	2,370	998								124	293	0	0	124	293		
	H7	-21	2,279	998								115	262	0	0	115	262		
	H8	-20	2,191	1,001								87	191	0	0	87	191		
	H9	-19	2,107	994								78	163	0	0	78	163		
	H10	-18	2,026	1,011								77	158	0	0	77	158		
	H11	-17	1,948	1,024								114	227	0	0	114	227		
	H12	-16	1,873	1,020								109	208	0	0	109	208		
	H13	-15	1,801	1,045								122	230	0	0	122	230		
	H14	-14	1,732	1,065								119	220	0	0	119	220		
	H15	-13	1,665	1,068								119	212	0	0	119	212		
整備期間 (～0年間)	H16	-12	1,601	1,066								96	164	0	0	96	164		
	H17	-11	1,539	1,062								166	271	0	0	166	271		
	H18	-10	1,480	1,049								140	217	0	0	140	217		
	H19	-9	1,423	1,036								167	246	0	0	167	246		
	H20	-8	1,369	1,013								136	189	0	0	136	189		
	H21	-7	1,316	1,047								249	343	0	0	249	343		
	H22	-6	1,265	1,043								65	86	0	0	65	86		
	H23	-5	1,217	1,025								96	120	0	0	96	120		
	H24	-4	1,170	1,044								92	112	0	0	92	112		
	H25	-3	1,125	1,026								102	118	0	0	102	118		
	H26	-2	1,082	1,000								92	100	0	0	92	100		
	H27	-1	1,040	1,000								90	94	0	0	90	94		
	H28	0	1,000	1,000								94	94	0	0	94	94		
	H29	1	992	1,000								744	715	0	0	744	715		
	H30	2	925	1,000								854	790	0	0	854	790		
	H31	3	889	1,000								960	853	0	0	960	853		
	H32	4	855	1,000								5,922	5,062	0	0	5,922	5,062		
	H33	5	822	1,000								4,052	3,330	0	0	4,052	3,330		
	H34	6	790	1,000								2,834	2,249	0	0	2,834	2,249		
	H35	7	760	1,000								3,622	2,752	0	0	3,622	2,752		
	H36	8	731	1,000								4,209	3,075	0	0	4,209	3,075		
	H37	9	703	1,000								1,932	1,357	0	0	1,932	1,357		
	H38	10	676	1,000								3,361	2,271	0	0	3,361	2,271		
	H39	11	650	1,000								5,841	3,794	0	0	5,841	3,794		
	H40	12	625	1,000								5,815	3,632	0	0	5,815	3,632		
	H41	13	601	1,000								1,310	787	0	0	1,310	787		
	H42	14	577	1,000	4,549	2,627							163	94	163	94			
	H43	15	555	1,000	4,549	2,526							163	91	163	91			
	H44	16	534	1,000	4,549	2,429							163	87	163	87			
	H45	17	513	1,000	4,549	2,335							163	84	163	84			
	H46	18	494	1,000	4,549	2,246							163	80	163	80			
	H47	19	475	1,000	4,549	2,159							163	77	163	77			
	H48	20	456	1,000	4,549	2,076							163	74	163	74			
	H49	21	439	1,000	4,549	1,996							163	72	163	72			
	H50	22	422	1,000	4,549	1,919							163	69	163	69			
	H51	23	406	1,000	4,549	1,846							163	66	163	66			
	H52	24	390	1,000	4,549	1,775							163	64	163	64			
	H53	25	375	1,000	4,549	1,706							163	61	163	61			
	H54	26	361	1,000	4,549	1,641							163	59	163	59			
	H55	27	347	1,000	4,549	1,578							163	57	163	57			
	H56	28	333	1,000	4,549	1,517							163	54	163	54			
	H57	29	321	1,000	4,549	1,459							163	52	163	52			
	H58	30	308	1,000	4,549	1,403							163	50	163	50			
	H59	31	296	1,000	4,549	1,349							163	48	163	48			
	H60	32	285	1,000	4,549	1,297							163	46	163	46			
	H61	33	274	1,000	4,549	1,247							163	45	163	45			
	H62	34	264	1,000	4,549	1,199							163	43	163	43			
	H63	35	253	1,000	4,549	1,153							163	41	163	41			
	H64	36	244	1,000	4,549	1,108							163	40	163	40			
	H65	37	234	1,000	4,549	1,066							163	38	163	38			
	H66	38	225	1,000	4,549	1,025							163	37	163	37			
	H67	39	217	1,000	4,549	985							163	35	163	35			
	H68	40	208	1,000	4,549	948							163	34	163	34			
	H69	41	200	1,000	4,549	911							163	33	163	33			
	H70	42	193	1,000	4,549	876							163	31	163	31			
	H71	43	185</																

様式-5 費用対効果算定結果(残事業)

水系名:筑後川 河川名:城原川 事業名:城原川ダム

年次	年	t	割引率 4%	便益(B)【百万円】				費用(C)【百万円】				費用 便益比 B/C	純現在 価値 (百万円) B-C				
				治水便益①		不特定便益②		残存価値 ③	計 ①+②+③	建設費③		維持管理費④					
				事業費	便益	現在価値	便益			費用	現在価値	費用	現在価値				
基準	H28	0	1.000	1.000						0	0	0	0	0			
整備期間 (~3年間)	H28	0	1.000	1.000						744	715	0	0	744	715		
	H29	1	0.962	1.000						854	790	0	0	854	790		
	H30	2	0.925	1.000						960	853	0	0	960	853		
	H31	3	0.889	1.000						5,922	5,062	0	0	5,922	5,062		
	H32	4	0.855	1.000						4,052	3,330	0	0	4,052	3,330		
	H33	5	0.822	1.000						2,834	2,240	0	0	2,834	2,240		
	H34	6	0.790	1.000						3,622	2,752	0	0	3,622	2,752		
	H35	7	0.760	1.000						4,209	3,075	0	0	4,209	3,075		
	H36	8	0.731	1.000						1,932	1,357	0	0	1,932	1,357		
	H37	9	0.703	1.000						3,361	2,271	0	0	3,361	2,271		
	H38	10	0.676	1.000						5,841	3,794	0	0	5,841	3,794		
	H39	11	0.650	1.000						5,815	3,632	0	0	5,815	3,632		
	H40	12	0.625	1.000						1,310	787	0	0	1,310	787		
施設完成後の評価期間 (~5年間)	H41	13	0.601	1.000						163	94	163	94	163	94		
	H42	14	0.577	1.000	4,549	2,627				163	91	163	91	163	91		
	H43	15	0.555	1.000	4,549	2,526				163	87	163	87	163	87		
	H44	16	0.534	1.000	4,549	2,429				163	84	163	84	163	84		
	H45	17	0.513	1.000	4,549	2,335				163	80	163	80	163	80		
	H46	18	0.494	1.000	4,549	2,246				163	77	163	77	163	77		
	H47	19	0.475	1.000	4,549	2,159				163	74	163	74	163	74		
	H48	20	0.456	1.000	4,549	2,076				163	72	163	72	163	72		
	H49	21	0.439	1.000	4,549	1,996				163	69	163	69	163	69		
	H50	22	0.422	1.000	4,549	1,919				163	66	163	66	163	66		
	H51	23	0.406	1.000	4,549	1,846				163	64	163	64	163	64		
	H52	24	0.390	1.000	4,549	1,775				163	61	163	61	163	61		
	H53	25	0.375	1.000	4,549	1,706				163	59	163	59	163	59		
ダム費用の内、河川分 不特定便益計算 総便益/総費用	H54	26	0.361	1.000	4,549	1,641				163	57	163	57	163	57		
	H55	27	0.347	1.000	4,549	1,578				163	54	163	54	163	54		
	H56	28	0.333	1.000	4,549	1,517				163	52	163	52	163	52		
	H57	29	0.321	1.000	4,549	1,459				163	50	163	50	163	50		
	H58	30	0.308	1.000	4,549	1,403				163	48	163	48	163	48		
	H59	31	0.296	1.000	4,549	1,349				163	46	163	46	163	46		
	H60	32	0.285	1.000	4,549	1,297				163	45	163	45	163	45		
	H61	33	0.274	1.000	4,549	1,247				163	43	163	43	163	43		
	H62	34	0.264	1.000	4,549	1,199				163	41	163	41	163	41		
	H63	35	0.253	1.000	4,549	1,153				163	40	163	40	163	40		
	H64	36	0.244	1.000	4,549	1,108				163	38	163	38	163	38		
	H65	37	0.234	1.000	4,549	1,066				163	37	163	37	163	37		
	H66	38	0.225	1.000	4,549	1,025				163	35	163	35	163	35		
合計					227,450	58,691				947	59,638	41,456	30,658	8,150	2,102	49,606	32,760
					ダム費用の内、河川分	227,450	58,691			947	59,638		30,658		2,102		32,760
					不特定便益計算		0	0									32,760
					総便益/総費用												1.8 26,878

様式-5 費用対便益(全体事業:残事業費+10%)

年次	年	t	割引率 4%	データー	便益(B) [百万円]						費用(C) [百万円]						費 用 便益比 B/C	純現在 価値 (百万円) B-C			
					治水便益①		不特定便益②		残存価値		計		建設費③		維持管理費④		計③+④				
					事業費	便益	現在価値	便益	現在価値	③	①+②+③	費用	現在価値	費用	現在価値	費用	現在価値				
基準	H28	0	1,000	1,000																	
整備期間 (～0年間)	S54	-37	4,268	1,334																	
	S55	-36	4,104	1,207																	
	S56	-35	3,946	1,188																	
	S57	-34	3,794	1,177																	
	S58	-33	3,648	1,164																	
	S59	-32	3,508	1,166																	
	S60	-31	3,373	1,181																	
	S61	-30	3,243	1,177																	
	S62	-29	3,119	1,162																	
	S63	-28	2,999	1,131																	
	H1	-27	2,883	1,077																	
	H2	-26	2,772	1,035																	
	H3	-25	2,666	1,009																	
	H4	-24	2,563	998																	
	H5	-23	2,465	997																	
	H6	-22	2,370	998																	
	H7	-21	2,279	998																	
	H8	-20	2,191	1,001																	
	H9	-19	2,107	994																	
	H10	-18	2,026	1,011																	
	H11	-17	1,948	1,024																	
	H12	-16	1,873	1,020																	
	H13	-15	1,801	1,045																	
	H14	-14	1,732	1,065																	
	H15	-13	1,665	1,068																	
	H16	-12	1,601	1,066																	
	H17	-11	1,539	1,062																	
	H18	-10	1,480	1,049																	
	H19	-9	1,423	1,036																	
	H20	-8	1,369	1,013																	
	H21	-7	1,316	1,047																	
	H22	-6	1,265	1,043																	
	H23	-5	1,217	1,025																	
	H24	-4	1,170	1,044																	
	H25	-3	1,125	1,026																	
	H26	-2	1,082	1,000																	
	H27	-1	1,040	1,000																	
	H28	0	1,000	1,000																	
	H29	1	992	1,000																	
	H30	2	992	1,000																	
	H31	3	989	1,000																	
	H32	4	985	1,000																	
	H33	5	982	1,000																	
	H34	6	979	1,000																	
	H35	7	976	1,000																	
	H36	8	973	1,000																	
	H37	9	970	1,000																	
	H38	10	967	1,000																	
	H39	11	965	1,000																	
	H40	12	962	1,000																	
	H41	13	960	1,000																	
施設完成後の評価期間 (～0年間)	H42	14	957	1,000	4,549	2,627										163	94	163	94		
	H43	15	955	1,000	4,549	2,526										163	91	163	91		
	H44	16	954	1,000	4,549	2,429										163	87	163	87		
	H45	17	953	1,000	4,549	2,335										163	84	163	84		
	H46	18	954	1,000	4,549	2,246										163	80	163	80		
	H47	19	954	1,000	4,549	2,159										163	77	163	77		
	H48	20	956	1,000	4,549	2,076										163	74	163	74		
	H49	21	959	1,000	4,549	1,996										163	72	163	72		
	H50	22	962	1,000	4,549	1,919										163	69	163	69		
	H51	23	966	1,000	4,549	1,846										163	66	163	66		
	H52	24	970	1,000	4,549	1,775										163	64	163	64		
	H53	25	975	1,000	4,549	1,706										163	61	163	61		
	H54	26	981	1,000	4,549	1,641										163	59	163	59		
	H55	27	987	1,000	4,549	1,578										163	57	163	57		
	H56	28	993	1,000	4,549	1,517										163	54	163	54		
	H57	29	999	1,000	4,549	1,459										163	52	163	52		
	H58	30	1,008	1,000	4,549	1,403										163	50	163	50		
	H59	31	1,026	1,000	4,549	1,349										163	48	163	48		
	H60	32	1,025	1,000	4,549	1,297										163	46	163	46		
	H61	33	1,024	1,000	4,549	1,247										163	45	163	45		
	H62	34	1,024	1,000	4,549	1,199										163	43	163	43		
	H63	35	1,025	1,000	4,549	1,153										163	41	163	41		
	H64	36	1,024	1,000	4,549	1,108										163	40	163	40		
	H65	37	1,024	1,000	4,549	1,066										163	38	163	38		
	H66	38	1,025	1,000	4,549	1,025										163	37	163	37		
	H67	39	1,021	1,000	4,549	985										163	35	163	35		
	H68	40	1,028	1,000	4,549	948										163	34	163	34		
	H69	41	1,020	1,000	4,549	911										163	33	163	33		
	H70	42	1,013	1,000	4,549	876										163	31	163	31		
	H71	43	1,015	1,000	4,549	842										163	30	163	30		
	H72	44	1,018	1,000	4,549	810										163	29	163	29		
	H73	45	1,017	1,000	4,549	779										163	28	163	28		
	H74	46	1,015	1,000	4,549	749										163	27	163	27		
	H75	47	1,018	1,000	4,549	720										163	26	163	26		
	H76	48	1,012	1,000	4,549	692										163	25	163	25		
	H77	49	1,																		

様式-5 費用対便益(全体事業:残事業費-10%)

水系名:筑後川 河川名:城原川 事業名:城原川ダム

年次	年	t	割引率 4%	データー	便益(B) [百万円]						費用(C) [百万円]						費 用 便 益 比 B/C	純現 在 価 値 (百万円) B-C			
					治水便益①				不特定便益②		残存価値 ③	計 ①+②+③	建設費③		維持管理費④		計③+④				
					事業費	便益	現在価値	便益	現在価値	便益		費用	現在価値	費用	現在価値	費用	現在価値				
基準	H28	0	1,000	1,000																	
S54	-37	4,268	1,334									130	740	0	0	130	740				
S55	-36	4,104	1,207									119	589	0	0	119	589				
S56	-35	3,946	1,188									122	572	0	0	122	572				
S57	-34	3,794	1,177									136	616	0	0	138	616				
S58	-33	3,648	1,164									139	600	0	0	139	600				
S59	-32	3,508	1,166									127	519	0	0	127	519				
S60	-31	3,373	1,181									102	406	0	0	102	406				
S61	-30	3,243	1,177									104	397	0	0	104	397				
S62	-29	3,119	1,162									95	344	0	0	95	344				
S63	-28	2,999	1,131									112	380	0	0	112	380				
H1	-27	2,883	1,077									110	342	0	0	110	342				
H2	-26	2,772	1,035									132	379	0	0	132	379				
H3	-25	2,666	1,009									123	331	0	0	123	331				
H4	-24	2,563	998									201	514	0	0	201	514				
H5	-23	2,465	997									123	302	0	0	123	302				
H6	-22	2,370	998									124	293	0	0	124	293				
H7	-21	2,279	998									115	262	0	0	115	262				
H8	-20	2,191	1,001									87	191	0	0	87	191				
H9	-19	2,107	994									78	163	0	0	78	163				
H10	-18	2,026	1,011									77	158	0	0	77	158				
H11	-17	1,948	1,024									114	227	0	0	114	227				
H12	-16	1,873	1,020									109	208	0	0	109	208				
H13	-15	1,801	1,045									122	230	0	0	122	230				
H14	-14	1,732	1,065									119	220	0	0	119	220				
H15	-13	1,665	1,068									119	212	0	0	119	212				
H16	-12	1,601	1,066									96	164	0	0	96	164				
H17	-11	1,539	1,062									166	271	0	0	166	271				
H18	-10	1,480	1,049									140	217	0	0	140	217				
H19	-9	1,423	1,036									167	246	0	0	167	246				
H20	-8	1,369	1,013									136	189	0	0	136	189				
H21	-7	1,316	1,047									249	343	0	0	249	343				
H22	-6	1,265	1,043									65	86	0	0	65	86				
H23	-5	1,217	1,025									96	120	0	0	96	120				
H24	-4	1,170	1,044									92	112	0	0	92	112				
H25	-3	1,125	1,026									102	118	0	0	102	118				
H26	-2	1,082	1,000									92	100	0	0	92	100				
H27	-1	1,040	1,000									90	94	0	0	90	94				
H28	0	1,000	1,000									94	94	0	0	94	94				
H29	1	992	1,000									670	644	0	0	670	644				
H30	2	995	1,000									769	711	0	0	769	711				
H31	3	989	1,000									864	768	0	0	864	768				
H32	4	985	1,000									5,330	4,556	0	0	5,330	4,556				
H33	5	982	1,000									3,647	2,998	0	0	3,647	2,998				
H34	6	979	1,000									2,551	2,016	0	0	2,551	2,016				
H35	7	976	1,000									3,260	2,477	0	0	3,260	2,477				
H36	8	973	1,000									3,788	2,768	0	0	3,788	2,768				
H37	9	9703	1,000									1,739	1,222	0	0	1,739	1,222				
H38	10	9676	1,000									3,025	2,044	0	0	3,025	2,044				
H39	11	9650	1,000									5,257	3,415	0	0	5,257	3,415				
H40	12	9625	1,000									5,234	3,269	0	0	5,234	3,269				
H41	13	9601	1,000									1,179	708	0	0	1,179	708				
H42	14	9577	1,000	4,549	2,627							163	94	163	94	163	94				
H43	15	9555	1,000	4,549	2,526							163	91	163	91	163	91				
H44	16	9534	1,000	4,549	2,429							163	87	163	87	163	87				
H45	17	9513	1,000	4,549	2,335							163	84	163	84	163	84				
H46	18	9494	1,000	4,549	2,246							163	80	163	80	163	80				
H47	19	9475	1,000	4,549	2,159							163	77	163	77	163	77				
H48	20	9456	1,000	4,549	2,076							163	74	163	74	163	74				
H49	21	9439	1,000	4,549	1,996							163	72	163	72	163	72				
H50	22	9422	1,000	4,549	1,919							163	69	163	69	163	69				
H51	23	9406	1,000	4,549	1,846							163	66	163	66	163	66				
H52	24	9390	1,000	4,549	1,775							163	64	163	64	163	64				
H53	25	9375	1,000	4,549	1,706							163	61	163	61	163	61				
H54	26	9361	1,000	4,549	1,641							163	59	163	59	163	59				
H55	27	9347	1,000	4,549	1,578							163	57	163	57	163	57				
H56	28	9333	1,000	4,549	1,517							163	54	163	54	163	54				
H57	29	9321	1,000	4,549	1,459							163	52	163	52	163	52				
H58	30	9308	1,000	4,549	1,403							163	50	163	50	163	50				
H59	31	9296	1,000	4,549	1,349							163	48	163	48	163	48				
H60	32	9285	1,000	4,549	1,297							163	46	163	46	163	46				
H61	33	9274	1,000	4,549	1,247							163	45	163	45	163	45				
H62	34	9264	1,000	4,549	1,199							163	43	163	43	163	43				
H63	35	9253	1,000	4,549	1,153							163	41	163	41	163	41				
H64	36	9244	1,000	4,549	1,108							163	40	163	40	163	40				
H65	37	9234	1,000	4,549	1,066							163	38	163	38	163	38				
H66	38	9225	1,000	4,549	1,025							163	37	163	37	163	37				
H67	39	9217	1,000	4,549	985							163	35	163	35	163	35				
H68	40	9208	1,000	4,549	948							163	34	163	34	163	34				
H69	41	9200	1,000	4,549	911							163	33	163	33	163	33				
H70	42	9193	1,000	4,549																	

様式-5 費用対便益(全体事業:残工期+10%)

年次	年	t	割引率 4%	ダフ レーター	便益(B) [百万円]						費用(C) [百万円]						費 用 便益比	純現在 価値 (百万円)			
					治水便益①		不特定便益②		残存価値		計		建設費③		維持管理費④		計③+④				
					事業費	便益	現在価値	便益	現在価値	③	①+②+③	費用	現在価値	費用	現在価値	費用	現在価値				
基準	H28	0	1.000	1.000														B/C	B-C		
整備期間 ～ 5 0 年 間 ～	S54	-37	4,268	1,334									130	740	0	0	130	740			
	S55	-36	4,104	1,207									119	589	0	0	119	589			
	S56	-35	3,946	1,188									122	572	0	0	122	572			
	S57	-34	3,784	1,177									138	616	0	0	138	616			
	S58	-33	3,648	1,184									139	600	0	0	139	600			
	S59	-32	3,508	1,166									127	519	0	0	127	519			
	S60	-31	3,373	1,181									102	406	0	0	102	406			
	S61	-30	3,243	1,177									104	397	0	0	104	397			
	S62	-29	3,119	1,162									95	344	0	0	95	344			
	S63	-28	2,999	1,131									112	380	0	0	112	380			
	H1	-27	2,883	1,077									110	342	0	0	110	342			
	H2	-26	2,772	1,035									132	379	0	0	132	379			
	H3	-25	2,666	1,009									123	331	0	0	123	331			
	H4	-24	2,563	998									201	514	0	0	201	514			
	H5	-23	2,465	997									123	302	0	0	123	302			
	H6	-22	2,370	998									124	293	0	0	124	293			
	H7	-21	2,279	998									115	262	0	0	115	262			
	H8	-20	2,191	1,001									87	191	0	0	87	191			
	H9	-19	2,107	0,994									78	163	0	0	78	163			
	H10	-18	2,026	1,011									77	158	0	0	77	158			
	H11	-17	1,948	1,024									114	227	0	0	114	227			
	H12	-16	1,873	1,020									109	208	0	0	109	208			
	H13	-15	1,801	1,045									122	230	0	0	122	230			
	H14	-14	1,732	1,065									119	220	0	0	119	220			
	H15	-13	1,665	1,088									119	212	0	0	119	212			
	H16	-12	1,601	1,086									96	164	0	0	96	164			
	H17	-11	1,539	1,082									166	271	0	0	166	271			
	H18	-10	1,480	1,049									140	217	0	0	140	217			
	H19	-9	1,423	1,036									167	246	0	0	167	246			
	H20	-8	1,369	1,013									136	189	0	0	136	189			
	H21	-7	1,316	1,047									249	343	0	0	249	343			
	H22	-6	1,265	1,043									65	86	0	0	65	86			
	H23	-5	1,217	1,025									96	120	0	0	96	120			
	H24	-4	1,170	1,044									92	112	0	0	92	112			
	H25	-3	1,125	1,026									102	118	0	0	102	118			
	H26	-2	1,082	1,000									92	100	0	0	92	100			
	H27	-1	1,040	1,000									90	94	0	0	90	94			
	H28	0	1,000	1,000									94	94	0	0	94	94			
	H29	1	0,962	1,000									691	664	0	0	691	664			
	H30	2	0,925	1,000									785	726	0	0	785	726			
	H31	3	0,889	1,000									876	779	0	0	876	779			
	H32	4	0,855	1,000									4,436	3,792	0	0	4,436	3,792			
	H33	5	0,822	1,000									4,297	3,532	0	0	4,297	3,532			
	H34	6	0,790	1,000									3,067	2,424	0	0	3,067	2,424			
	H35	7	0,760	1,000									3,026	2,300	0	0	3,026	2,300			
	H36	8	0,731	1,000									3,615	2,641	0	0	3,615	2,641			
	H37	9	0,703	1,000									3,095	2,175	0	0	3,095	2,175			
	H38	10	0,676	1,000									2,202	1,488	0	0	2,202	1,488			
	H39	11	0,650	1,000									3,652	2,372	0	0	3,652	2,372			
	H40	12	0,625	1,000									5,420	3,385	0	0	5,420	3,385			
	H41	13	0,601	1,000									5,078	3,050	0	0	5,078	3,050			
	H42	14	0,577	1,000									1,216	702	0	0	1,216	702			
施設完成後 ～ 5 0 年 間 ～	H43	15	0,555	1,000	4,549	2,528							163	91	163	91	163	91			
	H44	16	0,534	1,000	4,549	2,429							163	87	163	87	163	87			
	H45	17	0,513	1,000	4,549	2,335							163	84	163	84	163	84			
	H46	18	0,494	1,000	4,549	2,246							163	80	163	80	163	80			
	H47	19	0,475	1,000	4,549	2,159							163	77	163	77	163	77			
	H48	20	0,456	1,000	4,549	2,076							163	74	163	74	163	74			
	H49	21	0,439	1,000	4,549	1,996							163	72	163	72	163	72			
	H50	22	0,422	1,000	4,549	1,919							163	69	163	69	163	69			
	H51	23	0,406	1,000	4,549	1,846							163	66	163	66	163	66			
	H52	24	0,390	1,000	4,549	1,775							163	64	163	64	163	64			
	H53	25	0,375	1,000	4,549	1,706							163	61	163	61	163	61			
	H54	26	0,361	1,000	4,549	1,641							163	59	163	59	163	59			
	H55	27	0,347	1,000	4,549	1,578							163	57	163	57	163	57			
	H56	28	0,333	1,000	4,549	1,517							163	54	163	54	163	54			
	H57	29	0,321	1,000	4,549	1,459							163	52	163	52	163	52			
	H58	30	0,308	1,000	4,549	1,403							163	50	163	50	163	50			
	H59	31	0,296	1,000	4,549	1,349							163	48	163	48	163	48			
	H60	32	0,285	1,000	4,549	1,297							163	46	163	46	163	46			
	H61	33	0,274	1,000	4,549	1,247							163	43	163	43	163	43			
	H62	34	0,264	1,000	4,549	1,199							163	41	163	41	163	41			
	H63	35	0,253	1,000	4,549	1,153															

様式-5 費用対便益(全体事業:残工期-10%)

年次	年	t	割引率 4%	データー	便益(B) [百万円]						費用(C) [百万円]						費用 便益比 B/C	純現在 価値 (百万円) B-C	
					治水便益①		不特定便益②		残存価値	計	建設費③		維持管理費④		計③+④				
				事業費	便益	現在価値	便益	現在価値	③	①+②+③	費用	現在価値	費用	現在価値	費用	現在価値			
基準	H28	0	1,000	1,000							130	740	0	0	130	740			
整備期間 (～50年間)	S54	-37	4,268	1,334							119	569	0	0	119	569			
	S55	-36	4,104	1,207							122	572	0	0	122	572			
	S56	-35	3,946	1,188							138	616	0	0	138	616			
	S57	-34	3,794	1,177							139	600	0	0	139	600			
	S58	-33	3,648	1,184							127	519	0	0	127	519			
	S59	-32	3,508	1,166							102	406	0	0	102	406			
	S60	-31	3,373	1,181							104	397	0	0	104	397			
	S61	-30	3,243	1,177							95	344	0	0	95	344			
	S62	-29	3,119	1,162							112	380	0	0	112	380			
	S63	-28	2,999	1,131							110	342	0	0	110	342			
	H1	-27	2,883	1,077							132	379	0	0	132	379			
	H2	-26	2,772	1,035							123	331	0	0	123	331			
	H3	-25	2,666	1,009							201	514	0	0	201	514			
	H4	-24	2,563	0,998							123	302	0	0	123	302			
	H5	-23	2,465	0,997							124	293	0	0	124	293			
	H6	-22	2,370	0,998							115	262	0	0	115	262			
	H7	-21	2,279	0,998							87	191	0	0	87	191			
	H8	-20	2,191	1,001							78	163	0	0	78	163			
	H9	-19	2,107	0,994							77	158	0	0	77	158			
	H10	-18	2,026	1,011							114	227	0	0	114	227			
	H11	-17	1,948	1,024							109	208	0	0	109	208			
	H12	-16	1,873	1,020							122	230	0	0	122	230			
	H13	-15	1,801	1,045							119	220	0	0	119	220			
	H14	-14	1,732	1,065							119	212	0	0	119	212			
	H15	-13	1,665	1,068							96	164	0	0	96	164			
	H16	-12	1,601	1,066							166	271	0	0	166	271			
	H17	-11	1,539	1,062							140	217	0	0	140	217			
	H18	-10	1,480	1,049							167	246	0	0	167	246			
	H19	-9	1,423	1,036							136	189	0	0	136	189			
	H20	-8	1,369	1,013							249	343	0	0	249	343			
	H21	-7	1,316	1,047							65	66	0	0	65	66			
	H22	-6	1,265	1,043							96	120	0	0	96	120			
	H23	-5	1,217	1,025							92	112	0	0	92	112			
	H24	-4	1,170	1,044							102	118	0	0	102	118			
	H25	-3	1,125	1,026							92	100	0	0	92	100			
	H26	-2	1,082	1,000							94	94	0	0	94	94			
	H27	-1	1,040	1,000							815	784	0	0	815	784			
	H28	0	1,000	1,000							943	872	0	0	943	872			
	H29	1	0,962	1,000							2,281	2,028	0	0	2,281	2,028			
	H30	2	0,925	1,000							5,792	4,951	0	0	5,792	4,951			
	H31	3	0,889	1,000							3,882	3,191	0	0	3,882	3,191			
	H32	4	0,855	1,000							3,464	2,738	0	0	3,464	2,738			
	H33	5	0,822	1,000							4,266	3,242	0	0	4,266	3,242			
	H34	6	0,790	1,000							3,042	2,223	0	0	3,042	2,223			
	H35	7	0,760	1,000							3,165	2,224	0	0	3,165	2,224			
	H36	8	0,731	1,000							5,708	3,856	0	0	5,708	3,856			
	H37	9	0,703	1,000							6,304	4,095	0	0	6,304	4,095			
	H38	10	0,676	1,000							1,794	1,121	0	0	1,794	1,121			
	H39	11	0,650	1,000															
	H40	12	0,625	1,000															
施設完成後年の評価期間 (～50年間)	H41	13	0,601	1,000	4,549	2,732					163	98	163	98					
	H42	14	0,577	1,000	4,549	2,627					163	94	163	94					
	H43	15	0,555	1,000	4,549	2,526					163	91	163	91					
	H44	16	0,534	1,000	4,549	2,429					163	87	163	87					
	H45	17	0,513	1,000	4,549	2,335					163	84	163	84					
	H46	18	0,494	1,000	4,549	2,246					163	80	163	80					
	H47	19	0,475	1,000	4,549	2,159					163	77	163	77					
	H48	20	0,456	1,000	4,549	2,076					163	74	163	74					
	H49	21	0,439	1,000	4,549	1,996					163	72	163	72					
	H50	22	0,422	1,000	4,549	1,919					163	69	163	69					
	H51	23	0,406	1,000	4,549	1,846					163	66	163	66					
	H52	24	0,390	1,000	4,549	1,775					163	64	163	64					
	H53	25	0,375	1,000	4,549	1,706					163	61	163	61					
	H54	26	0,361	1,000	4,549	1,641					163	59	163	59					
	H55	27	0,347	1,000	4,549	1,578					163	57	163	57					
	H56	28	0,333	1,000	4,549	1,517					163	54	163	54					
	H57	29	0,321	1,000	4,549	1,459					163	52	163	52					
	H58	30	0,308	1,000	4,549	1,403					163	50	163	50					
	H59	31	0,296	1,000	4,549	1,349					163	48	163	48					
	H60	32	0,285	1,000	4,549	1,297					163	46	163	46					
	H61	33	0,274	1,000	4,549	1,247					163	45	163	45					
	H62	34	0,264	1,000	4,549	1,199					163	43	163	43					
	H63	35	0,253	1,000	4,549	1,153					163	41	163	41					
	H64	36	0,244	1,000	4,549	1,108					163	40	163	40					
	H65	37	0,234	1,000	4,549	1,066					163	38	163	38					
	H66	38	0,225	1,000	4,549	1,025					163	37	163	37					
	H67	39	0,217	1,000	4,549	985					163	35	163	35					
	H68	40	0,208	1,000	4,549	948					163	34	163	34					
	H69	41	0,200	1,000	4,549	911					163	33</							

様式-5 費用対便益(全体事業:資産+10%)

年次	年	t	割引率 4%	データー	便益(B) [百万円]						費用(C) [百万円]						費 用 便益比	純現在 価値 (百万円)	
					治水便益①		不特定便益②		残存価値	計③	建設費③		維持管理費④		計③+④				
					事業費	便益	現在価値	便益		③	①+②+③	費用	現在価値	費用	現在価値	費用	現在価値		
基準	H28	0	1,000	1,000														B/C	B-C
整備期間 (～50年間)	S54	-37	4,268	1,334							130	740	0	0	130	740			
	S55	-36	4,104	1,207							119	589	0	0	119	589			
	S56	-35	3,946	1,188							122	572	0	0	122	572			
	S57	-34	3,794	1,177							138	616	0	0	138	616			
	S58	-33	3,648	1,164							139	600	0	0	139	600			
	S59	-32	3,508	1,166							127	519	0	0	127	519			
	S60	-31	3,373	1,181							102	406	0	0	102	406			
	S61	-30	3,243	1,177							104	397	0	0	104	397			
	S62	-29	3,119	1,162							95	344	0	0	95	344			
	S63	-28	2,999	1,131							112	380	0	0	112	380			
	H1	-27	2,883	1,077							110	342	0	0	110	342			
	H2	-26	2,772	1,035							132	379	0	0	132	379			
	H3	-25	2,666	1,009							123	331	0	0	123	331			
	H4	-24	2,563	998							201	514	0	0	201	514			
	H5	-23	2,465	997							123	302	0	0	123	302			
	H6	-22	2,370	998							124	293	0	0	124	293			
	H7	-21	2,279	998							115	262	0	0	115	262			
	H8	-20	2,191	1,001							87	191	0	0	87	191			
	H9	-19	2,107	994							78	163	0	0	78	163			
	H10	-18	2,026	1,011							77	158	0	0	77	158			
	H11	-17	1,948	1,024							114	227	0	0	114	227			
	H12	-16	1,873	1,020							109	208	0	0	109	208			
	H13	-15	1,801	1,045							122	230	0	0	122	230			
	H14	-14	1,732	1,065							119	220	0	0	119	220			
	H15	-13	1,665	1,068							119	212	0	0	119	212			
	H16	-12	1,601	1,066							96	164	0	0	96	164			
	H17	-11	1,539	1,062							166	271	0	0	166	271			
	H18	-10	1,480	1,049							140	217	0	0	140	217			
	H19	-9	1,423	1,036							167	246	0	0	167	246			
	H20	-8	1,369	1,013							136	189	0	0	136	189			
	H21	-7	1,316	1,047							249	343	0	0	249	343			
	H22	-6	1,265	1,043							65	86	0	0	65	86			
	H23	-5	1,217	1,025							96	120	0	0	96	120			
	H24	-4	1,170	1,044							92	112	0	0	92	112			
	H25	-3	1,125	1,026							102	118	0	0	102	118			
	H26	-2	1,082	1,000							92	100	0	0	92	100			
	H27	-1	1,040	1,000							90	94	0	0	90	94			
	H28	0	1,000	1,000							94	94	0	0	94	94			
	H29	1	962	1,000							744	715	0	0	744	715			
	H30	2	925	1,000							854	790	0	0	854	790			
	H31	3	889	1,000							960	853	0	0	960	853			
	H32	4	855	1,000							5,922	5,062	0	0	5,922	5,062			
	H33	5	822	1,000							4,052	3,330	0	0	4,052	3,330			
	H34	6	790	1,000							2,834	2,240	0	0	2,834	2,240			
	H35	7	760	1,000							3,622	2,752	0	0	3,622	2,752			
	H36	8	731	1,000							4,209	3,075	0	0	4,209	3,075			
	H37	9	703	1,000							1,932	1,357	0	0	1,932	1,357			
	H38	10	676	1,000							3,361	2,271	0	0	3,361	2,271			
	H39	11	650	1,000							5,841	3,794	0	0	5,841	3,794			
	H40	12	625	1,000							5,815	3,632	0	0	5,815	3,632			
	H41	13	601	1,000							1,310	787	0	0	1,310	787			
施設完成後評価期間 (～50年間)	H42	14	577	1,000	4,710	2,720					163	94	163	94	163	94			
	H43	15	555	1,000	4,710	2,615					163	91	163	91	163	91			
	H44	16	534	1,000	4,710	2,515					163	87	163	87	163	87			
	H45	17	513	1,000	4,710	2,418					163	84	163	84	163	84			
	H46	18	494	1,000	4,710	2,325					163	80	163	80	163	80			
	H47	19	475	1,000	4,710	2,236					163	77	163	77	163	77			
	H48	20	456	1,000	4,710	2,150					163	74	163	74	163	74			
	H49	21	439	1,000	4,710	2,067					163	72	163	72	163	72			
	H50	22	422	1,000	4,710	1,987					163	69	163	69	163	69			
	H51	23	406	1,000	4,710	1,911					163	66	163	66	163	66			
	H52	24	390	1,000	4,710	1,837					163	64	163	64	163	64			
	H53	25	375	1,000	4,710	1,767					163	61	163	61	163	61			
	H54	26	361	1,000	4,710	1,699					163	59	163	59	163	59			
	H55	27	347	1,000	4,710	1,634					163	57	163	57	163	57			
	H56	28	333	1,000	4,710	1,571					163	54	163	54	163	54			
	H57	29	321	1,000	4,710	1,510					163	52	163	52	163	52			
	H58	30	308	1,000	4,710	1,452					163	50	163	50	163	50			
	H59	31	296	1,000	4,710	1,396					163	48	163	48	163	48			
	H60	32	285	1,000	4,710	1,343					163	46	163	46	163	46			
	H61	33	274	1,000	4,710	1,291					163	45	163	45	163	45			
	H62	34	264	1,000	4,710	1,241					163	43	163	43	163	43			
	H63	35	253	1,000	4,710	1,194					163	41	163	41	163	41			
	H64	36	244	1,000	4,710	1,148					163	40	163	40	163	40			
	H65	37	234	1,000	4,710	1,104					163	38	163	38	163	38			
	H66	38	225	1,000	4,710	1,061					163	37	163	37	163	37			
	H67	39	217	1,000	4,710	1,020					163	35	163	35	163	35			
	H68	40	208	1,000	4,710	981					163	34							

様式-5 費用対便益(全体事業:資産-10%)

年次	年	t	割引率 4%	データー	便益(B) [百万円]						費用(C) [百万円]						費 用 便 益 比 B/C	純現在 価 値 ( 百 万 円 ) B-C			
					治水便益①		不特定便益②		残存価値		計③	①+②+③	建設費③		維持管理費④		計③+④				
					事業費	便益	現在価値	便益	現在価値	費用		費用	現在価値	費用	現在価値	費用	現在価値				
基準	H28	0	1,000	1,000																	
整備期間 (～ 0 年間 ～)	S54	-37	4,268	1,334							130	740	0	0	130	740					
	S55	-36	4,104	1,207							119	589	0	0	119	589					
	S56	-35	3,946	1,188							122	572	0	0	122	572					
	S57	-34	3,794	1,177							138	616	0	0	138	616					
	S58	-33	3,648	1,164							139	600	0	0	139	600					
	S59	-32	3,508	1,166							127	519	0	0	127	519					
	S60	-31	3,373	1,181							102	406	0	0	102	406					
	S61	-30	3,243	1,177							104	397	0	0	104	397					
	S62	-29	3,119	1,162							95	344	0	0	95	344					
	S63	-28	2,999	1,131							112	380	0	0	112	380					
	H1	-27	2,883	1,077							110	342	0	0	110	342					
	H2	-26	2,772	1,035							132	379	0	0	132	379					
	H3	-25	2,666	1,009							123	331	0	0	123	331					
	H4	-24	2,563	998							201	514	0	0	201	514					
	H5	-23	2,465	997							123	302	0	0	123	302					
	H6	-22	2,370	998							124	293	0	0	124	293					
	H7	-21	2,279	998							115	262	0	0	115	262					
	H8	-20	2,191	1,001							87	191	0	0	87	191					
	H9	-19	2,107	994							78	163	0	0	78	163					
	H10	-18	2,026	1,011							77	158	0	0	77	158					
	H11	-17	1,948	1,024							114	227	0	0	114	227					
	H12	-16	1,873	1,020							109	208	0	0	109	208					
	H13	-15	1,801	1,045							122	230	0	0	122	230					
	H14	-14	1,732	1,065							119	220	0	0	119	220					
	H15	-13	1,665	1,068							119	212	0	0	119	212					
	H16	-12	1,601	1,066							96	164	0	0	96	164					
	H17	-11	1,539	1,062							166	271	0	0	166	271					
	H18	-10	1,480	1,049							140	217	0	0	140	217					
	H19	-9	1,423	1,036							167	246	0	0	167	246					
	H20	-8	1,369	1,013							136	189	0	0	136	189					
	H21	-7	1,316	1,047							249	343	0	0	249	343					
	H22	-6	1,265	1,043							65	86	0	0	65	86					
	H23	-5	1,217	1,025							96	120	0	0	96	120					
	H24	-4	1,170	1,044							92	112	0	0	92	112					
	H25	-3	1,125	1,026							102	118	0	0	102	118					
	H26	-2	1,082	1,000							92	100	0	0	92	100					
	H27	-1	1,040	1,000							90	94	0	0	90	94					
	H28	0	1,000	1,000							94	94	0	0	94	94					
	H29	1	962	1,000							744	715	0	0	744	715					
	H30	2	925	1,000							854	790	0	0	854	790					
	H31	3	889	1,000							960	853	0	0	960	853					
	H32	4	855	1,000							5,922	5,062	0	0	5,922	5,062					
	H33	5	822	1,000							4,052	3,330	0	0	4,052	3,330					
	H34	6	790	1,000							2,834	2,240	0	0	2,834	2,240					
	H35	7	760	1,000							3,622	2,752	0	0	3,622	2,752					
	H36	8	731	1,000							4,209	3,075	0	0	4,209	3,075					
	H37	9	703	1,000							1,932	1,357	0	0	1,932	1,357					
	H38	10	676	1,000							3,361	2,271	0	0	3,361	2,271					
	H39	11	650	1,000							5,841	3,794	0	0	5,841	3,794					
	H40	12	625	1,000							5,815	3,632	0	0	5,815	3,632					
	H41	13	601	1,000							1,310	787	0	0	1,310	787					
施設完成後の評価期間 (～ 0 年間 ～)	H42	14	0.577	1,000	4,387	2,533					163	94	163	94	163	94					
	H43	15	0.555	1,000	4,387	2,436					163	91	163	91	163	91					
	H44	16	0.534	1,000	4,387	2,342					163	87	163	87	163	87					
	H45	17	0.513	1,000	4,387	2,252					163	84	163	84	163	84					
	H46	18	0.494	1,000	4,387	2,166					163	80	163	80	163	80					
	H47	19	0.475	1,000	4,387	2,082					163	77	163	77	163	77					
	H48	20	0.456	1,000	4,387	2,002					163	74	163	74	163	74					
	H49	21	0.439	1,000	4,387	1,925					163	72	163	72	163	72					
	H50	22	0.422	1,000	4,387	1,851					163	69	163	69	163	69					
	H51	23	0.406	1,000	4,387	1,780					163	66	163	66	163	66					
	H52	24	0.390	1,000	4,387	1,711					163	64	163	64	163	64					
	H53	25	0.375	1,000	4,387	1,646					163	61	163	61	163	61					
	H54	26	0.361	1,000	4,387	1,582					163	59	163	59	163	59					
	H55	27	0.347	1,000	4,387	1,521					163	57	163	57	163	57					
	H56	28	0.333	1,000	4,387	1,463					163	54	163	54	163	54					
	H57	29	0.321	1,000	4,387	1,407					163	52	163	52	163	52					
	H58	30	0.308	1,000	4,387	1,353					163	50	163	50	163	50					
	H59	31	0.296	1,000	4,387	1,301					163	48	163	48	163	48					
	H60	32	0.285	1,000	4,387	1,251					163	46	163	46	163	46					
	H61	33	0.274	1,000	4,387	1,202					163	45	163	45	163	45					
	H62	34	0.264	1,000	4,387	1,156					163	43	163	43	163	43					
	H63	35	0.253	1,000	4,387	1,112					163	41	163	41	163	41					
	H64	36	0.244	1,000	4,387	1,069					163	40	163	40	163	40					
	H65	37	0.234	1,000	4,387	1,028					163	38	163	38	163	38					
	H66	38	0.225	1,000	4,387	988					163	37	163	37	163	37					
	H67	39	0.217	1,000	4,387	950					163										

様式-5 費用対便益(残事業費:残事業費+10%)

年次	年	t	割引率 4%	便益(B)【百万円】				費用(C)【百万円】				費用 便益比 B/C	純現在 価値 (百万円) B-C		
				治水便益①		不特定便益②		③	①+②+③	建設費③		維持管理費④			
				事業費	便益	現在価値	便益			費用	現在価値	費用	現在価値		
基準	H28	0	1.000	1.000						0	0	0	0	0	
整備期間(～年間)	H28	0	1.000	1.000						818	787	0	0	818	787
	H29	1	0.962	1.000						939	868	0	0	939	868
	H30	2	0.925	1.000						1,056	939	0	0	1,056	939
	H31	3	0.889	1.000						6,514	5,568	0	0	6,514	5,568
	H32	4	0.855	1.000						4,457	3,663	0	0	4,457	3,663
	H33	5	0.822	1.000						3,117	2,463	0	0	3,117	2,463
	H34	6	0.790	1.000						3,984	3,028	0	0	3,984	3,028
	H35	7	0.760	1.000						4,630	3,383	0	0	4,630	3,383
	H36	8	0.731	1.000						2,125	1,493	0	0	2,125	1,493
	H37	9	0.703	1.000						3,697	2,498	0	0	3,697	2,498
	H38	10	0.676	1.000						6,425	4,174	0	0	6,425	4,174
	H39	11	0.650	1.000						6,397	3,996	0	0	6,397	3,996
	H40	12	0.625	1.000						1,441	865	0	0	1,441	865
施設完成後の評価期間(～年間)	H41	13	0.601	1.000											
	H42	14	0.577	1.000	4,549	2,627					163	94	163	94	
	H43	15	0.555	1.000	4,549	2,526					163	91	163	91	
	H44	16	0.534	1.000	4,549	2,429					163	87	163	87	
	H45	17	0.513	1.000	4,549	2,335					163	84	163	84	
	H46	18	0.494	1.000	4,549	2,246					163	80	163	80	
	H47	19	0.475	1.000	4,549	2,159					163	77	163	77	
	H48	20	0.456	1.000	4,549	2,076					163	74	163	74	
	H49	21	0.439	1.000	4,549	1,996					163	72	163	72	
	H50	22	0.422	1.000	4,549	1,919					163	69	163	69	
	H51	23	0.406	1.000	4,549	1,846					163	66	163	66	
	H52	24	0.390	1.000	4,549	1,775					163	64	163	64	
	H53	25	0.375	1.000	4,549	1,706					163	61	163	61	
	H54	26	0.361	1.000	4,549	1,641					163	59	163	59	
評価期間(～年間)	H55	27	0.347	1.000	4,549	1,578					163	57	163	57	
	H56	28	0.333	1.000	4,549	1,517					163	54	163	54	
	H57	29	0.321	1.000	4,549	1,459					163	52	163	52	
	H58	30	0.308	1.000	4,549	1,403					163	50	163	50	
	H59	31	0.296	1.000	4,549	1,349					163	48	163	48	
	H60	32	0.285	1.000	4,549	1,297					163	46	163	46	
	H61	33	0.274	1.000	4,549	1,247					163	45	163	45	
	H62	34	0.264	1.000	4,549	1,199					163	43	163	43	
	H63	35	0.253	1.000	4,549	1,153					163	41	163	41	
	H64	36	0.244	1.000	4,549	1,108					163	40	163	40	
	H65	37	0.234	1.000	4,549	1,066					163	38	163	38	
	H66	38	0.225	1.000	4,549	1,025					163	37	163	37	
	H67	39	0.217	1.000	4,549	985					163	35	163	35	
	H68	40	0.208	1.000	4,549	946					163	34	163	34	
	H69	41	0.200	1.000	4,549	911					163	33	163	33	
	H70	42	0.193	1.000	4,549	876					163	31	163	31	
	H71	43	0.185	1.000	4,549	842					163	30	163	30	
	H72	44	0.178	1.000	4,549	810					163	29	163	29	
	H73	45	0.171	1.000	4,549	779					163	28	163	28	
	H74	46	0.165	1.000	4,549	749					163	27	163	27	
	H75	47	0.158	1.000	4,549	720					163	26	163	26	
	H76	48	0.152	1.000	4,549	692					163	25	163	25	
	H77	49	0.146	1.000	4,549	666					163	24	163	24	
	H78	50	0.141	1.000	4,549	640					163	23	163	23	
	H79	51	0.135	1.000	4,549	615					163	22	163	22	
	H80	52	0.130	1.000	4,549	592					163	21	163	21	
	H81	53	0.125	1.000	4,549	569					163	20	163	20	
	H82	54	0.120	1.000	4,549	547					163	20	163	20	
	H83	55	0.116	1.000	4,549	526					163	19	163	19	
	H84	56	0.111	1.000	4,549	506					163	18	163	18	
	H85	57	0.107	1.000	4,549	486					163	17	163	17	
	H86	58	0.103	1.000	4,549	466					163	17	163	17	
	H87	59	0.099	1.000	4,549	450					163	16	163	16	
	H88	60	0.095	1.000	4,549	432					163	15	163	15	
	H89	61	0.091	1.000	4,549	416					163	15	163	15	
	H90	62	0.088	1.000	4,549	400					163	14	163	14	
	H91	63	0.085	1.000	4,549	384					163	14	163	14	
合計				227,450	58,691			1,041	59,732	45,600	33,725	8,150	2,102	53,750	35,827
ダム費用の内、河川分				227,450	58,691			1,041	59,732		33,725		2,102		35,827
不特定便益計算						0	0								
総便益/総費用										50,732				35,827	1.7 23,905

様式-5 費用対便益(残事業費:残事業費-10%)

年次	年	t	割引率 4%	便益(B)【百万円】				費用(C)【百万円】				費用 便益比 B/C	純現在 価値 (百万円) B-C		
				治水便益①		不特定便益②		③	①+②+③	建設費③		維持管理費④			
				事業費	便益	現在価値	便益			費用	現在価値	費用	現在価値		
基準	H28	0	1.000	1.000						0	0	0	0	0	
	H28	0	1.000	1.000						670	644	0	0	670	644
	H29	1	0.962	1.000						769	711	0	0	769	711
整備期間(～年間)	H30	2	0.925	1.000						864	768	0	0	864	768
	H31	3	0.889	1.000						5,330	4,556	0	0	5,330	4,556
	H32	4	0.855	1.000						3,647	2,998	0	0	3,647	2,998
	H33	5	0.822	1.000						2,551	2,016	0	0	2,551	2,016
	H34	6	0.790	1.000						3,260	2,477	0	0	3,260	2,477
	H35	7	0.760	1.000						3,788	2,768	0	0	3,788	2,768
	H36	8	0.731	1.000						1,739	1,222	0	0	1,739	1,222
	H37	9	0.703	1.000						3,025	2,044	0	0	3,025	2,044
	H38	10	0.676	1.000						5,257	3,415	0	0	5,257	3,415
	H39	11	0.650	1.000						5,234	3,269	0	0	5,234	3,269
	H40	12	0.625	1.000						1,179	708	0	0	1,179	708
	H41	13	0.601	1.000											
	H42	14	0.577	1.000	4,549	2,627					163	94	163	94	
	H43	15	0.555	1.000	4,549	2,526					163	91	163	91	
	H44	16	0.534	1.000	4,549	2,429					163	87	163	87	
	H45	17	0.513	1.000	4,549	2,335					163	84	163	84	
	H46	18	0.494	1.000	4,549	2,246					163	80	163	80	
	H47	19	0.475	1.000	4,549	2,159					163	77	163	77	
	H48	20	0.456	1.000	4,549	2,076					163	74	163	74	
	H49	21	0.439	1.000	4,549	1,996					163	72	163	72	
	H50	22	0.422	1.000	4,549	1,919					163	69	163	69	
	H51	23	0.406	1.000	4,549	1,846					163	66	163	66	
	H52	24	0.390	1.000	4,549	1,775					163	64	163	64	
	H53	25	0.375	1.000	4,549	1,706					163	61	163	61	
	H54	26	0.361	1.000	4,549	1,641					163	59	163	59	
	H55	27	0.347	1.000	4,549	1,578					163	57	163	57	
	H56	28	0.333	1.000	4,549	1,517					163	54	163	54	
	H57	29	0.321	1.000	4,549	1,459					163	52	163	52	
	H58	30	0.308	1.000	4,549	1,403					163	50	163	50	
	H59	31	0.296	1.000	4,549	1,349					163	48	163	48	
	H60	32	0.285	1.000	4,549	1,297					163	46	163	46	
	H61	33	0.274	1.000	4,549	1,247					163	45	163	45	
	H62	34	0.264	1.000	4,549	1,199					163	43	163	43	
	H63	35	0.253	1.000	4,549	1,153					163	41	163	41	
	H64	36	0.244	1.000	4,549	1,108					163	40	163	40	
	H65	37	0.234	1.000	4,549	1,066					163	38	163	38	
	H66	38	0.225	1.000	4,549	1,025					163	37	163	37	
	H67	39	0.217	1.000	4,549	985					163	35	163	35	
	H68	40	0.208	1.000	4,549	948					163	34	163	34	
	H69	41	0.200	1.000	4,549	911					163	33	163	33	
	H70	42	0.193	1.000	4,549	876					163	31	163	31	
	H71	43	0.185	1.000	4,549	842					163	30	163	30	
	H72	44	0.178	1.000	4,549	810					163	29	163	29	
	H73	45	0.171	1.000	4,549	779					163	28	163	28	
	H74	46	0.165	1.000	4,549	749					163	27	163	27	
	H75	47	0.158	1.000	4,549	720					163	26	163	26	
	H76	48	0.152	1.000	4,549	692					163	25	163	25	
	H77	49	0.146	1.000	4,549	666					163	24	163	24	
	H78	50	0.141	1.000	4,549	640					163	23	163	23	
	H79	51	0.135	1.000	4,549	615					163	22	163	22	
	H80	52	0.130	1.000	4,549	592					163	21	163	21	
	H81	53	0.125	1.000	4,549	569					163	20	163	20	
	H82	54	0.120	1.000	4,549	547					163	20	163	20	
	H83	55	0.116	1.000	4,549	526					163	19	163	19	
	H84	56	0.111	1.000	4,549	506					163	18	163	18	
	H85	57	0.107	1.000	4,549	486					163	17	163	17	
	H86	58	0.103	1.000	4,549	468					163	17	163	17	
	H87	59	0.099	1.000	4,549	450					163	16	163	16	
	H88	60	0.095	1.000	4,549	432					163	15	163	15	
	H89	61	0.091	1.000	4,549	416					163	15	163	15	
	H90	62	0.088	1.000	4,549	400					163	14	163	14	
	H91	63	0.085	1.000	4,549	384					163	14	163	14	
合計			227,450	58,691				852	59,543	37,313	27,596	8,150	2,102	45,463	29,698
ダム費用の内、河川分			227,450	58,691				852	59,543		27,596		2,102		29,698
不特定便益計算					0	0									
総便益/総費用									59,543					29,698	2.0 29,845

様式-5 費用対便益(残事業:残工期+10%)

年次	年	t	割引率 4%	デフ レーター	便益(B) [百万円]				費用(C) [百万円]				費 用 便益比	純現在 価値 (百万円)			
					治水便益①		不特定便益②		残存価値	計	建設費③		維持管理費④				
					事業費	便益	現在価値	便益	現在価値	③	①+②+③	費用	現在価値	費用	現在価値	費用	現在価値
基準	H28	0	1,000	1,000						0	0	0	0	0	0		
整備期間 (~4年間)	H28	0	1,000	1,000						691	664	0	0	691	664		
	H29	1	0.962	1,000						785	726	0	0	785	726		
	H30	2	0.925	1,000						876	779	0	0	876	779		
	H31	3	0.889	1,000						4,436	3,792	0	0	4,436	3,792		
	H32	4	0.855	1,000						4,297	3,532	0	0	4,297	3,532		
	H33	5	0.822	1,000						3,067	2,424	0	0	3,067	2,424		
	H34	6	0.790	1,000						3,026	2,300	0	0	3,026	2,300		
	H35	7	0.760	1,000						3,615	2,641	0	0	3,615	2,641		
	H36	8	0.731	1,000						3,095	2,175	0	0	3,095	2,175		
	H37	9	0.703	1,000						2,202	1,488	0	0	2,202	1,488		
	H38	10	0.676	1,000						3,652	2,372	0	0	3,652	2,372		
	H39	11	0.650	1,000						5,420	3,385	0	0	5,420	3,385		
	H40	12	0.625	1,000						5,078	3,050	0	0	5,078	3,050		
	H41	13	0.601	1,000						1,216	702	0	0	1,216	702		
施設完成後 の評価期間 (~5年間)	H43	15	0.555	1,000	4,549	2,526					163	91	163	91			
	H44	16	0.534	1,000	4,549	2,429					163	87	163	87			
	H45	17	0.513	1,000	4,549	2,335					163	84	163	84			
	H46	18	0.494	1,000	4,549	2,246					163	80	163	80			
	H47	19	0.475	1,000	4,549	2,159					163	77	163	77			
	H48	20	0.456	1,000	4,549	2,076					163	74	163	74			
	H49	21	0.439	1,000	4,549	1,996					163	72	163	72			
	H50	22	0.422	1,000	4,549	1,919					163	69	163	69			
	H51	23	0.406	1,000	4,549	1,846					163	66	163	66			
	H52	24	0.390	1,000	4,549	1,775					163	64	163	64			
	H53	25	0.375	1,000	4,549	1,706					163	61	163	61			
	H54	26	0.361	1,000	4,549	1,641					163	59	163	59			
	H55	27	0.347	1,000	4,549	1,578					163	57	163	57			
	H56	28	0.333	1,000	4,549	1,517					163	54	163	54			
	H57	29	0.321	1,000	4,549	1,459					163	52	163	52			
	H58	30	0.308	1,000	4,549	1,403					163	50	163	50			
	H59	31	0.296	1,000	4,549	1,349					163	48	163	48			
	H60	32	0.285	1,000	4,549	1,297					163	46	163	46			
	H61	33	0.274	1,000	4,549	1,247					163	45	163	45			
	H62	34	0.264	1,000	4,549	1,199					163	43	163	43			
	H63	35	0.253	1,000	4,549	1,153					163	41	163	41			
	H64	36	0.244	1,000	4,549	1,108					163	40	163	40			
	H65	37	0.234	1,000	4,549	1,066					163	38	163	38			
	H66	38	0.225	1,000	4,549	1,025					163	37	163	37			
	H67	39	0.217	1,000	4,549	985					163	35	163	35			
	H68	40	0.208	1,000	4,549	948					163	34	163	34			
	H69	41	0.200	1,000	4,549	911					163	33	163	33			
	H70	42	0.193	1,000	4,549	876					163	31	163	31			
	H71	43	0.185	1,000	4,549	842					163	30	163	30			
	H72	44	0.178	1,000	4,549	810					163	29	163	29			
	H73	45	0.171	1,000	4,549	779					163	28	163	28			
	H74	46	0.165	1,000	4,549	749					163	27	163	27			
	H75	47	0.158	1,000	4,549	720					163	26	163	26			
	H76	48	0.152	1,000	4,549	692					163	25	163	25			
	H77	49	0.146	1,000	4,549	666					163	24	163	24			
	H78	50	0.141	1,000	4,549	640					163	23	163	23			
	H79	51	0.135	1,000	4,549	615					163	22	163	22			
	H80	52	0.130	1,000	4,549	592					163	21	163	21			
	H81	53	0.125	1,000	4,549	569					163	20	163	20			
	H82	54	0.120	1,000	4,549	547					163	20	163	20			
	H83	55	0.116	1,000	4,549	526					163	19	163	19			
	H84	56	0.111	1,000	4,549	506					163	18	163	18			
	H85	57	0.107	1,000	4,549	486					163	17	163	17			
	H86	58	0.103	1,000	4,549	468					163	17	163	17			
	H87	59	0.099	1,000	4,549	450					163	16	163	16			
	H88	60	0.095	1,000	4,549	432					163	15	163	15			
	H89	61	0.091	1,000	4,549	416					163	15	163	15			
	H90	62	0.088	1,000	4,549	400					163	14	163	14			
	H91	63	0.085	1,000	4,549	384					163	14	163	14			
	H92	64	0.081	1,000	4,549	370					163	13	163	13			
						合計	227,450	56,434		910	57,344	41,456	30,030	8,150	2,021	49,606	32,051
						ダム費用の内、河川分	227,450	56,434		910	57,344		30,030		2,021		32,051
						不特定便益計算	0	0		57,344							
						総便益/総費用									32,051	1.8	25,293

様式-5 費用対便益(残事業:残工期-10%)

年次	年	t	割引率 4%	デフ レーテー	便益(B) [百万円]				費用(C) [百万円]				費 用 便益比	純現在 価値 (百万円)					
					治水便益①		不特定便益②		残存価値	計	建設費③		維持管理費④						
					事業費	便益	現在価値	便益	現在価値	③	①+②+③	費用	現在価値	費用	現在価値				
基準	H28	0	1.000	1.000												B/C	B-C		
	H28	0	1.000	1.000								0	0	0	0	0			
	H29	1	0.962	1.000								815	784	0	0	815	784		
	H30	2	0.925	1.000								943	872	0	0	943	872		
	H31	3	0.889	1.000								2,281	2,028	0	0	2,281	2,028		
	H32	4	0.855	1.000								5,792	4,951	0	0	5,792	4,951		
	H33	5	0.822	1.000								3,882	3,191	0	0	3,882	3,191		
	H34	6	0.790	1.000								3,464	2,738	0	0	3,464	2,738		
	H35	7	0.760	1.000								4,266	3,242	0	0	4,266	3,242		
	H36	8	0.731	1.000								3,042	2,223	0	0	3,042	2,223		
	H37	9	0.703	1.000								3,165	2,224	0	0	3,165	2,224		
	H38	10	0.676	1.000								5,708	3,856	0	0	5,708	3,856		
	H39	11	0.650	1.000								6,304	4,095	0	0	6,304	4,095		
	H40	12	0.625	1.000								1,794	1,121	0	0	1,794	1,121		
	H41	13	0.601	1.000	4,549	2,732						163	98	163	98				
	H42	14	0.577	1.000	4,549	2,627						163	94	163	94				
	H43	15	0.555	1.000	4,549	2,526						163	91	163	91				
	H44	16	0.534	1.000	4,549	2,429						163	87	163	87				
	H45	17	0.513	1.000	4,549	2,335						163	84	163	84				
	H46	18	0.494	1.000	4,549	2,246						163	80	163	80				
	H47	19	0.475	1.000	4,549	2,159						163	77	163	77				
	H48	20	0.456	1.000	4,549	2,076						163	74	163	74				
	H49	21	0.439	1.000	4,549	1,996						163	72	163	72				
	H50	22	0.422	1.000	4,549	1,919						163	69	163	69				
	H51	23	0.406	1.000	4,549	1,846						163	66	163	66				
	H52	24	0.390	1.000	4,549	1,775						163	64	163	64				
	H53	25	0.375	1.000	4,549	1,706						163	61	163	61				
	H54	26	0.361	1.000	4,549	1,641						163	59	163	59				
	H55	27	0.347	1.000	4,549	1,578						163	57	163	57				
	H56	28	0.333	1.000	4,549	1,517						163	54	163	54				
	H57	29	0.321	1.000	4,549	1,459						163	52	163	52				
	H58	30	0.308	1.000	4,549	1,403						163	50	163	50				
	H59	31	0.296	1.000	4,549	1,349						163	48	163	48				
	H60	32	0.285	1.000	4,549	1,297						163	46	163	46				
	H61	33	0.274	1.000	4,549	1,247						163	45	163	45				
	H62	34	0.264	1.000	4,549	1,199						163	43	163	43				
	H63	35	0.253	1.000	4,549	1,153						163	41	163	41				
	H64	36	0.244	1.000	4,549	1,108						163	40	163	40				
	H65	37	0.234	1.000	4,549	1,066						163	38	163	38				
	H66	38	0.225	1.000	4,549	1,025						163	37	163	37				
	H67	39	0.217	1.000	4,549	985						163	35	163	35				
	H68	40	0.208	1.000	4,549	948						163	34	163	34				
	H69	41	0.200	1.000	4,549	911						163	33	163	33				
	H70	42	0.193	1.000	4,549	876						163	31	163	31				
	H71	43	0.185	1.000	4,549	842						163	30	163	30				
	H72	44	0.178	1.000	4,549	810						163	29	163	29				
	H73	45	0.171	1.000	4,549	779						163	28	163	28				
	H74	46	0.165	1.000	4,549	749						163	27	163	27				
	H75	47	0.158	1.000	4,549	720						163	26	163	26				
	H76	48	0.152	1.000	4,549	692						163	25	163	25				
	H77	49	0.146	1.000	4,549	666						163	24	163	24				
	H78	50	0.141	1.000	4,549	640						163	23	163	23				
	H79	51	0.135	1.000	4,549	615						163	22	163	22				
	H80	52	0.130	1.000	4,549	592						163	21	163	21				
	H81	53	0.125	1.000	4,549	569						163	20	163	20				
	H82	54	0.120	1.000	4,549	547						163	20	163	20				
	H83	55	0.116	1.000	4,549	526						163	19	163	19				
	H84	56	0.111	1.000	4,549	506						163	18	163	18				
	H85	57	0.107	1.000	4,549	486						163	17	163	17				
	H86	58	0.103	1.000	4,549	468						163	17	163	17				
	H87	59	0.099	1.000	4,549	450						163	16	163	16				
	H88	60	0.095	1.000	4,549	432						163	15	163	15				
	H89	61	0.091	1.000	4,549	416						163	15	163	15				
	H90	62	0.088	1.000	4,549	400						163	14	163	14				
	合計				227,450	61,039						985	62,024	41,456	31,325	8,150	2,186	49,606	33,511
	ダム費用の内、河川分				227,450	61,039						985	62,024		31,325		2,186		33,511
	不特定便益計算											0	0			62,024			
	総便益/総費用																33,511	1.9	28,513

様式-5 費用対便益(残事業:資産+10%)

水系名:筑後川 河川名:城原川 事業名:城原川ダム

年次	年	t	割引率 4%	便益(B) [百万円]				費用(C) [百万円]				費用 便益比 B/C	純現在 価値 (百万円) B-C					
				治水便益①		不特定便益②		残存価値 ③	計 ①+②+③	建設費③		維持管理費④						
				事業費	便益	現在価値	便益			費用	現在価値	費用	現在価値					
基準	H28	0	1.000	1.000						0	0	0	0	0				
整備期間(～年間)	H28	0	1.000	1.000						744	715	0	0	744	715			
	H29	1	0.962	1.000						854	790	0	0	854	790			
	H30	2	0.925	1.000						960	853	0	0	960	853			
	H31	3	0.889	1.000						5,922	5,062	0	0	5,922	5,062			
	H32	4	0.855	1.000						4,052	3,330	0	0	4,052	3,330			
	H33	5	0.822	1.000						2,834	2,240	0	0	2,834	2,240			
	H34	6	0.790	1.000						3,622	2,752	0	0	3,622	2,752			
	H35	7	0.760	1.000						4,209	3,075	0	0	4,209	3,075			
	H36	8	0.731	1.000						1,932	1,357	0	0	1,932	1,357			
	H37	9	0.703	1.000						3,361	2,271	0	0	3,361	2,271			
	H38	10	0.676	1.000						5,841	3,794	0	0	5,841	3,794			
	H39	11	0.650	1.000						5,815	3,632	0	0	5,815	3,632			
	H40	12	0.625	1.000						1,310	787	0	0	1,310	787			
施設完成後の評価期間(～年間)	H41	13	0.601	1.000						163	94	163	94	163	94			
	H42	14	0.577	1.000	4,710	2,720				163	91	163	91	163	91			
	H43	15	0.555	1.000	4,710	2,615				163	87	163	87	163	87			
	H44	16	0.534	1.000	4,710	2,515				163	84	163	84	163	84			
	H45	17	0.513	1.000	4,710	2,418				163	80	163	80	163	80			
	H46	18	0.494	1.000	4,710	2,325				163	77	163	77	163	77			
	H47	19	0.475	1.000	4,710	2,236				163	74	163	74	163	74			
	H48	20	0.456	1.000	4,710	2,150				163	72	163	72	163	72			
	H49	21	0.439	1.000	4,710	2,067				163	69	163	69	163	69			
	H50	22	0.422	1.000	4,710	1,987				163	66	163	66	163	66			
	H51	23	0.406	1.000	4,710	1,911				163	64	163	64	163	64			
	H52	24	0.390	1.000	4,710	1,837				163	61	163	61	163	61			
	H53	25	0.375	1.000	4,710	1,767				163	59	163	59	163	59			
	H54	26	0.361	1.000	4,710	1,699				163	57	163	57	163	57			
	H55	27	0.347	1.000	4,710	1,634				163	54	163	54	163	54			
	H56	28	0.333	1.000	4,710	1,571				163	52	163	52	163	52			
	H57	29	0.321	1.000	4,710	1,510				163	50	163	50	163	50			
	H58	30	0.308	1.000	4,710	1,452				163	48	163	48	163	48			
	H59	31	0.296	1.000	4,710	1,396				163	46	163	46	163	46			
	H60	32	0.285	1.000	4,710	1,343				163	45	163	45	163	45			
	H61	33	0.274	1.000	4,710	1,291				163	43	163	43	163	43			
	H62	34	0.264	1.000	4,710	1,241				163	41	163	41	163	41			
	H63	35	0.253	1.000	4,710	1,194				163	40	163	40	163	40			
	H64	36	0.244	1.000	4,710	1,148				163	38	163	38	163	38			
	H65	37	0.234	1.000	4,710	1,104				163	37	163	37	163	37			
	H66	38	0.225	1.000	4,710	1,061				163	35	163	35	163	35			
	H67	39	0.217	1.000	4,710	1,020				163	34	163	34	163	34			
	H68	40	0.208	1.000	4,710	981				163	33	163	33	163	33			
	H69	41	0.200	1.000	4,710	943				163	31	163	31	163	31			
	H70	42	0.193	1.000	4,710	907				163	30	163	30	163	30			
	H71	43	0.185	1.000	4,710	872				163	29	163	29	163	29			
	H72	44	0.178	1.000	4,710	839				163	28	163	28	163	28			
	H73	45	0.171	1.000	4,710	806				163	27	163	27	163	27			
	H74	46	0.165	1.000	4,710	775				163	26	163	26	163	26			
	H75	47	0.158	1.000	4,710	746				163	25	163	25	163	25			
	H76	48	0.152	1.000	4,710	717				163	24	163	24	163	24			
	H77	49	0.146	1.000	4,710	689				163	23	163	23	163	23			
	H78	50	0.141	1.000	4,710	663				163	22	163	22	163	22			
	H79	51	0.135	1.000	4,710	637				163	21	163	21	163	21			
	H80	52	0.130	1.000	4,710	613				163	20	163	20	163	20			
	H81	53	0.125	1.000	4,710	589				163	19	163	19	163	19			
	H82	54	0.120	1.000	4,710	567				163	18	163	18	163	18			
	H83	55	0.116	1.000	4,710	545				163	17	163	17	163	17			
	H84	56	0.111	1.000	4,710	524				163	16	163	16	163	16			
	H85	57	0.107	1.000	4,710	504				163	15	163	15	163	15			
	H86	58	0.103	1.000	4,710	484				163	15	163	15	163	15			
	H87	59	0.099	1.000	4,710	466				163	14	163	14	163	14			
	H88	60	0.095	1.000	4,710	448				163	14	163	14	163	14			
	H89	61	0.091	1.000	4,710	431				163	14	163	14	163	14			
	H90	62	0.088	1.000	4,710	414				163	14	163	14	163	14			
	H91	63	0.085	1.000	4,710	398				163	14	163	14	163	14			
					235,500	60,770				947	61,717	41,456	30,658	8,150	2,102	49,606	32,760	
					235,500	60,770				947	61,717		30,658		2,102		32,760	
							0	0				61,717					32,760	
																	1.9	28,057

様式-5 費用対便益(残事業:資産-10%)

年次	年	t	割引率 4%	便益(B)【百万円】				費用(C)【百万円】				費用 便益比 B/C	純現在 価値 (百万円) B-C		
				治水便益①		不特定便益②		残存価値 ③	計 ①+②+③	建設費③		維持管理費④			
				事業費	便益	現在価値	便益			費用	現在価値	費用	現在価値	費用	
基準	H28	0	1.000	1.000						0	0	0	0	0	
整備期間(～3年間)	H28	0	1.000	1.000						0	0	0	0	0	
	H29	1	0.962	1.000						744	715	0	0	744	715
	H30	2	0.925	1.000						854	790	0	0	854	790
	H31	3	0.889	1.000						960	853	0	0	960	853
	H32	4	0.855	1.000						5,922	5,062	0	0	5,922	5,062
	H33	5	0.822	1.000						4,052	3,330	0	0	4,052	3,330
	H34	6	0.790	1.000						2,834	2,240	0	0	2,834	2,240
	H35	7	0.760	1.000						3,622	2,752	0	0	3,622	2,752
	H36	8	0.731	1.000						4,209	3,075	0	0	4,209	3,075
	H37	9	0.703	1.000						1,932	1,357	0	0	1,932	1,357
	H38	10	0.676	1.000						3,361	2,271	0	0	3,361	2,271
	H39	11	0.650	1.000						5,841	3,794	0	0	5,841	3,794
	H40	12	0.625	1.000						5,815	3,632	0	0	5,815	3,632
	H41	13	0.601	1.000						1,310	787	0	0	1,310	787
施設完成後の評価期間(～5年間)	H42	14	0.577	1.000	4,387	2,533					163	94	163	94	
	H43	15	0.555	1.000	4,387	2,436					163	91	163	91	
	H44	16	0.534	1.000	4,387	2,342					163	87	163	87	
	H45	17	0.513	1.000	4,387	2,252					163	84	163	84	
	H46	18	0.494	1.000	4,387	2,166					163	80	163	80	
	H47	19	0.475	1.000	4,387	2,082					163	77	163	77	
	H48	20	0.456	1.000	4,387	2,002					163	74	163	74	
	H49	21	0.439	1.000	4,387	1,925					163	72	163	72	
	H50	22	0.422	1.000	4,387	1,851					163	69	163	69	
	H51	23	0.406	1.000	4,387	1,780					163	66	163	66	
	H52	24	0.390	1.000	4,387	1,711					163	64	163	64	
	H53	25	0.375	1.000	4,387	1,646					163	61	163	61	
	H54	26	0.361	1.000	4,387	1,582					163	59	163	59	
評価期間(～5年間)	H55	27	0.347	1.000	4,387	1,521					163	57	163	57	
	H56	28	0.333	1.000	4,387	1,463					163	54	163	54	
	H57	29	0.321	1.000	4,387	1,407					163	52	163	52	
	H58	30	0.308	1.000	4,387	1,353					163	50	163	50	
	H59	31	0.296	1.000	4,387	1,301					163	48	163	48	
	H60	32	0.285	1.000	4,387	1,251					163	46	163	46	
	H61	33	0.274	1.000	4,387	1,202					163	45	163	45	
	H62	34	0.264	1.000	4,387	1,156					163	43	163	43	
	H63	35	0.253	1.000	4,387	1,112					163	41	163	41	
	H64	36	0.244	1.000	4,387	1,069					163	40	163	40	
	H65	37	0.234	1.000	4,387	1,028					163	38	163	38	
	H66	38	0.225	1.000	4,387	988					163	37	163	37	
	H67	39	0.217	1.000	4,387	950					163	35	163	35	
	H68	40	0.208	1.000	4,387	914					163	34	163	34	
	H69	41	0.200	1.000	4,387	879					163	33	163	33	
	H70	42	0.193	1.000	4,387	845					163	31	163	31	
	H71	43	0.185	1.000	4,387	812					163	30	163	30	
	H72	44	0.178	1.000	4,387	781					163	29	163	29	
	H73	45	0.171	1.000	4,387	751					163	28	163	28	
	H74	46	0.165	1.000	4,387	722					163	27	163	27	
	H75	47	0.158	1.000	4,387	694					163	26	163	26	
	H76	48	0.152	1.000	4,387	668					163	25	163	25	
	H77	49	0.146	1.000	4,387	642					163	24	163	24	
	H78	50	0.141	1.000	4,387	617					163	23	163	23	
	H79	51	0.135	1.000	4,387	594					163	22	163	22	
	H80	52	0.130	1.000	4,387	571					163	21	163	21	
	H81	53	0.125	1.000	4,387	549					163	20	163	20	
	H82	54	0.120	1.000	4,387	528					163	20	163	20	
	H83	55	0.116	1.000	4,387	507					163	19	163	19	
	H84	56	0.111	1.000	4,387	488					163	18	163	18	
	H85	57	0.107	1.000	4,387	469					163	17	163	17	
	H86	58	0.103	1.000	4,387	451					163	17	163	17	
	H87	59	0.099	1.000	4,387	434					163	16	163	16	
	H88	60	0.095	1.000	4,387	417					163	15	163	15	
	H89	61	0.091	1.000	4,387	401					163	15	163	15	
	H90	62	0.088	1.000	4,387	386					163	14	163	14	
	H91	63	0.085	1.000	4,387	371					163	14	163	14	
合計			219,350	56,600			985	57,585	41,456	30,658	8,150	2,102	49,606	32,760	
ダム費用の内、河川分			219,350	56,600			985	57,585		30,658		2,102		32,760	
不特定便益計算					0	0									
総便益/総費用									57,585				32,760	1.8 24,825	

## 事業費の内訳書

### ダム事業

事業名	城原川ダム建設事業 (全体事業費)		
-----	-------------------	--	--

評価年度	H28年度	再評価
------	-------	-----

区分	費目	工種	単位	数量	金額 (百万円)	備考
工事費			式	1	19,669	
	ダム費		式	1	10,697	
		転流工	式	1	830	転流工、仮締切
		基礎掘削工	千m <sup>3</sup>	264	889	オープニング掘削
		基礎処理工	式	1	677	グラウチング、特殊基礎処理
		堤体工	千m <sup>3</sup>	210	3,707	ELCM、ケーブルクレーン打設
		閉塞工	式	1	45	コンクリート閉塞
		放流設備	式	1	423	試験湛水ゲート、放流管
		付属装置	式	1	641	昇降装置、照明装置、観測装置、天端橋梁
		雑工事	式	1	3,485	原石山掘削、周辺整備工、鋼製スクリーン、堤体摩耗対策、流木対策
	管理設備費		式	1	1,726	
		観測設備	式	1	149	観測設備
		警報設備	式	1	981	警報設備
		電気設備	式	1	128	電気設備
		管理用建物	式	1	468	管理用建物
	仮設備費		式	1	6,817	
		骨材設備・コンクリート設備	式	1	2,727	骨材設備・コンクリート設備
		濁水処理設備	式	1	1,428	濁水処理設備
		工事用道路	式	1	2,662	工事用道路
	工事用動力費		式	1	429	電力料、維持費
用地費及補償費			式	1	13,457	
	用地費及補償費		式	1	6,932	一般補償、公共補償、特殊補償
	補償工事費		式	1	6,262	
		付替道路	m	2,846	6,262	県道付替、市道付替
	生活再建対策費		式	1	263	先例地生活再建実態調査、説明会経費等
間接経費			式	1	10,128	測設、船舶、営繕、宿舎費
工事諸費			式	1	5,271	
事業費 計			式		48,525	

維持管理費	式	1	174	1年当たり維持管理費
-------	---	---	-----	------------

※ダム事業の検証において、総事業費および工期について点検を行った結果を記載  
この検討は、今回の検証のプロセスに位置づけられている「検証対象ダム事業等の検討」の一環として行っているものであり、現在保有している技術情報等の範囲内で、今後の事業の方向性に関する判断とは一切関わりなく、現在の事業計画を点検するもの。また、予断を持たずに検証を進める観点から、ダム事業の点検及び他の治水対策(代替案)のいずれの検討にあたっても、さらなるコスト縮減や工期短縮などの期待的因素は含まれないこととしている。  
なお、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、実際の施工にあたってはさらなるコスト縮減や工期短縮に対して最大限の努力をすることとしている。

## 事業費の内訳書

## ダム事業

事業名	城原川ダム建設事業 (残事業費)		
-----	------------------	--	--

評価年度	H28年度	再評価	
------	-------	-----	--

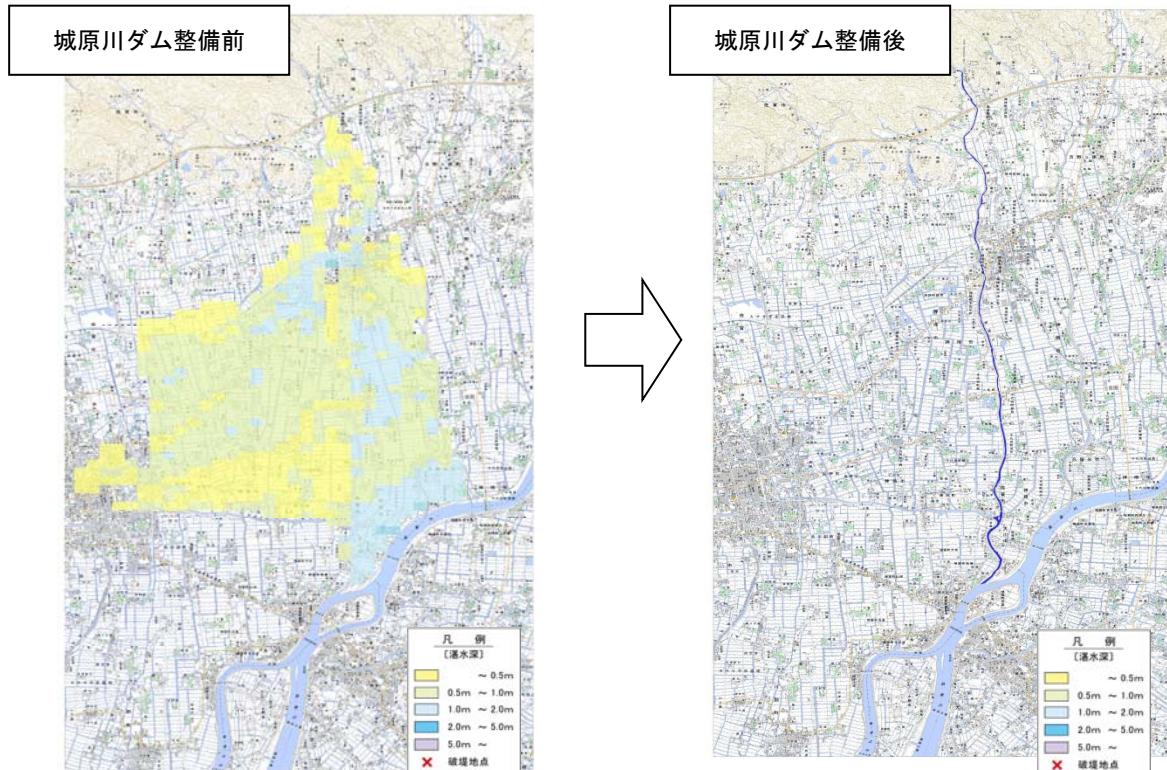
区分	費目	工種	単位	数量	金額 (百万円)	備考
工事費			式	1	19,669	
ダム費			式	1	10,697	
	転流工		式	1	830	転流工、仮締切
	基礎掘削工	千m <sup>3</sup>	264	889	オーブン掘削	
	基礎処理工	式	1	677	グラウチング、特殊基礎処理	
	堤体工	千m <sup>3</sup>	210	3,707	ELCM、ケーブルクレーン打設	
	閉塞工	式	1	45	コンクリート閉塞	
	放流設備	式	1	423	試験湛水ゲート、放流管	
	付属装置	式	1	641	昇降装置、照明装置、観測装置、天端橋梁	
	雑工事	式	1	3,485	原石山掘削、周辺整備工、鋼製スクリーン、堤体摩耗対策、流木対策	
管理設備費			式	1	1,726	
	観測設備	式	1	149	観測設備	
	警報設備	式	1	981	警報設備	
	電気設備	式	1	128	電気設備	
	管理用建物	式	1	468	管理用建物	
仮設備費			式	1	6,817	
	骨材設備・コンクリート設備	式	1	2,727	骨材設備・コンクリート設備	
	濁水処理設備	式	1	1,428	濁水処理設備	
	工事用道路	式	1	2,662	工事用道路	
工事用動力費			式	1	429	電力料、維持費
用地費及補償費			式	1	13,299	
	用地費及補償費	式	1	6,929	一般補償、公共補償、特殊補償	
補償工事費			式	1	6,262	
	付替道路	m	2,846	6,262	県道付替、市道付替	
生活再建対策費			式	1	108	先例地生活再建実態調査、説明会経費等
間接経費			式	1	6,932	測設、船舶、営繕、宿舎費
工事諸費			式	1	3,987	
事業費 計			式		43,887	

維持管理費	式	1	174	1年当たり維持管理費
-------	---	---	-----	------------

※ダム事業の検証において、総事業費および工期について点検を行った結果を記載  
この検討は、今回の検証のプロセスに位置づけられている「検証対象ダム事業等の検討」の一環として行っているものであり、現在保有している技術情報等の範囲内で、今後の事業の方向性に関する判断とは一切関わりなく、現在の事業計画を点検するもの。また、予断を持たずして検証を進める観点から、ダム事業の点検及び他の治水対策(代替案)のいずれの検討にあたっても、さらなるコスト縮減や工期短縮などの期待的要素は含まれないこととしている。  
なお、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、実際の施工にあたってはさらなるコスト縮減や工期短縮に対して最大限の努力をすることとしている。

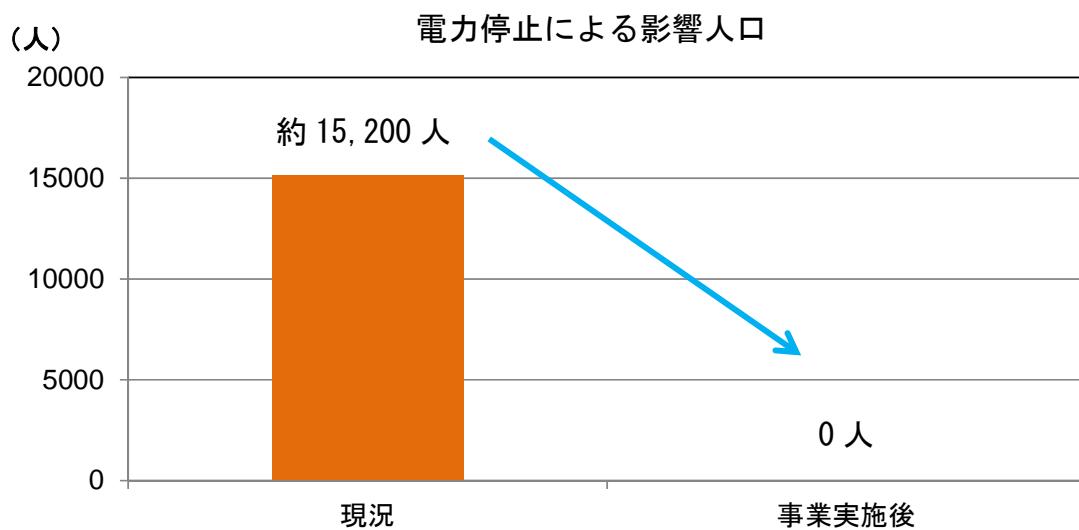
ダム事業の被害軽減効果（貨幣換算が困難な効果等による評価）

＜河川整備基本方針規模（W=1/150）の洪水における想定死者数、電力の停止による影響人口＞

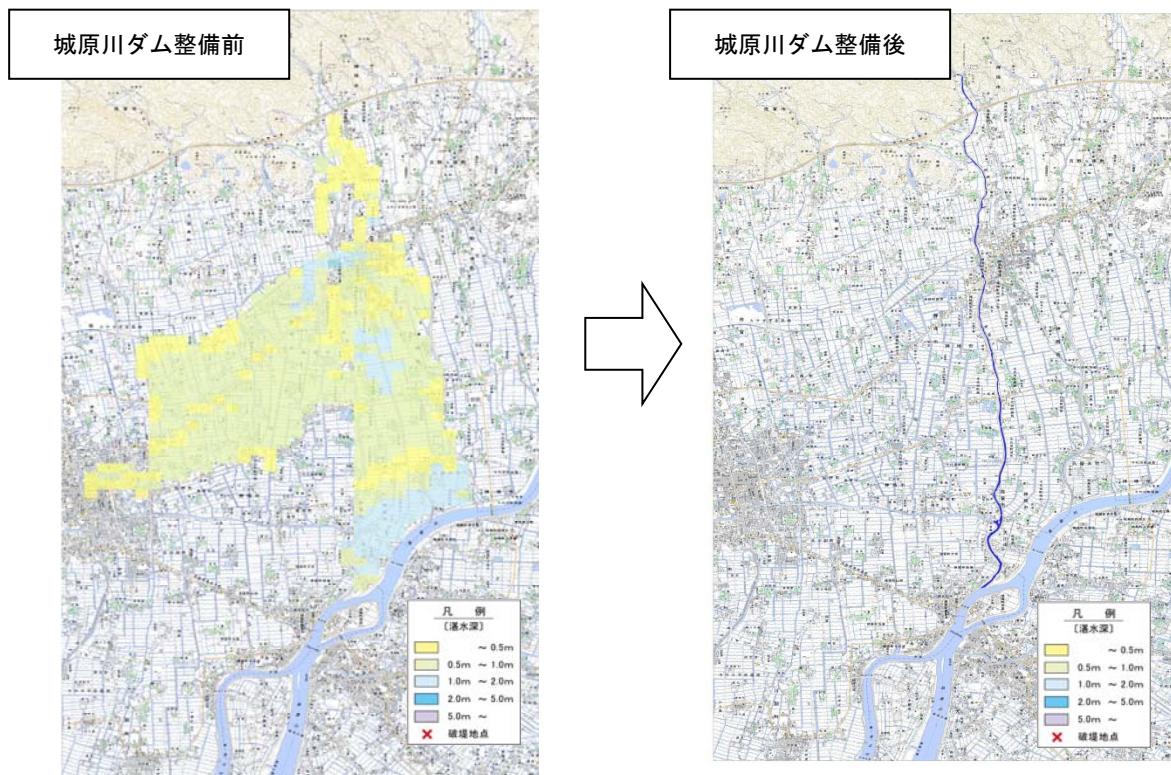


- （計算条件）
- ・洪水：昭和 28 年 6 月洪水の 1.015 倍
  - ・河道：城原川ダム完成直後の平成 41 年時点

項目	城原川ダム整備前	城原川ダム整備後
浸水面積	約 4,800 ha	0 ha
想定死者数	避難率 80% 3 人	0 人
	避難率 40% 9 人	0 人
	避難率 0% 15 人	0 人
電力停止による影響人口	約 15,200 人	0 人



<河川整備計画規模 (W=1/50) の洪水における想定死者数、電力の停止による影響人口>



(計算条件)

- ・洪水：昭和 28 年 6 月洪水の 0.834 倍
- ・河道：城原川ダム完成直後の平成 41 年時点

項目	城原川ダム整備前	城原川ダム整備後
浸水面積	約 3,800 ha	0 ha
想定死者数	避難率 80%	1 人
	避難率 40%	3 人
	避難率 0%	6 人
電力停止による影響人口	約 8,700 人	0 人

